

平成26年9月2日（火曜日）第3回定例会

○出席議員（17名）

1 番	鴨 田 俊 廣	議員	2 番	阿 部 清	議員
3 番	遠 藤 智 与 子	議員	4 番	後 藤 健 一 郎	議員
5 番	太 田 芳 彦	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	沖 津 一 博	議員	8 番	工 藤 吉 雄	議員
10 番	辻 登 代 子	議員	11 番	荒 木 春 吉	議員
12 番	新 宮 征 一	議員	13 番	佐 藤 良 一	議員
14 番	内 藤 明	議員	15 番	高 橋 勝 文	議員
16 番	川 越 孝 男	議員	17 番	那 須 稔	議員
18 番	木 村 寿 太 郎	議員			

○欠席議員（1名）

9 番 杉 沼 孝 司 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	丹 野 敏 晴 副 市 長
渡 邊 満 夫 教 育 委 員 長	兼 子 昭 一 選 挙 管 理 委 員 会 長
木 村 三 紀 農 業 委 員 会 会 長	奥 山 健 一 総 務 課 長（併） 選 挙 管 理 委 員 会 長
月 光 龍 弘 政 策 推 進 課 長	宮 川 徹 財 政 課 長
松 田 幸 彦 税 務 課 長	小 林 友 子 市 民 生 活 課 長
芳 賀 弘 明 建 設 管 理 課 長	森 谷 孝 義 下 水 道 課 長
犬 飼 敬 一 農 林 課 長（併） 農 業 委 員 会 長	秋 場 礼 子 商 工 振 興 課 長
原 田 真 司 さ くら ン ぼ 観 光 課 長	菅 野 英 行 健 康 福 祉 課 長
阿 部 藤 彦 子 育 て 推 進 課 長	工 藤 恒 雄 会 計 管 理 者 （兼）会 計 課 長
阿 部 誠 水 道 事 業 所 長	安 孫 子 和 広 病 院 事 務 長
荒 木 利 見 教 育 長	山 田 健 二 学 校 教 育 課 長
荒 木 信 行 生 涯 学 習 課 長	大 沼 孝 一 郎 監 査 委 員
安 達 晃 一 監 査 委 員 長	

○事務局職員出席者

丹 野 敏 幸 事 務 局 長	佐 藤 肇 局 長 補 佐
山 田 良 一 総 務 主 査	渡 邊 拓 也 総 務 係 長

議事日程第1号

第3回定例会

平成26年9月2日(火)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 〃 2 会期決定
- 〃 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 総務文教、厚生、建設経済各常任委員会行政視察報告について
- 〃 4 行政報告
- (1) 市政の概況について
- (2) 寒河江市農業委員会委員選挙の結果及び推薦により選任した委員の報告について
- 〃 5 質疑
- 〃 6 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 〃 7 議第41号 寒河江市教育委員会委員の任命について
- 〃 8 議案説明
- 〃 9 委員会付託
- 〃 10 質疑・討論・採決
- 〃 11 議第42号 表彰について
- 〃 12 議案説明
- 〃 13 委員会付託
- 〃 14 質疑・討論・採決
- 〃 15 報告第3号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 16 報告第4号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 〃 17 報告第5号 平成25年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について
- 〃 18 報告第6号 平成25年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について
- 〃 19 質疑
- 〃 20 認第 1号 平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 21 認第 2号 平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 22 認第 3号 平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 23 認第 4号 平成25年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 24 認第 5号 平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 25 認第 6号 平成25年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 26 認第 7号 平成25年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 27 認第 8号 平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 28 認第 9号 平成25年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について

- 〃 29 認第10号 平成25年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
 - 〃 30 認第11号 平成25年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
 - 〃 31 議第43号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）
 - 〃 32 議第44号 平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 〃 33 議第45号 平成26年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 〃 34 議第46号 平成26年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）
 - 〃 35 議第47号 寒河江市市税条例の一部改正について
 - 〃 36 議第48号 寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 〃 37 議第49号 寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 〃 38 議第50号 寒河江市保育の必要性の認定に関する条例の制定について
 - 〃 39 議第51号 寒河江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 〃 40 議第52号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
 - 〃 41 議第53号 寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
 - 〃 42 議第54号 寒河江市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
 - 〃 43 議第55号 寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 〃 44 議第56号 損害賠償の額を定めることについて
 - 〃 45 議第57号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
 - 〃 46 請願第5号 少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書の提出に関する請願
 - 〃 47 請願第6号 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願
 - 〃 48 請願第7号 「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書の提出に関する請願
 - 〃 49 議案説明
 - 〃 50 監査委員報告
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

ただいまから、平成26年第3回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員は9番杉沼孝司議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○鴨田俊廣議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において、7番沖津一博議員、12番新宮征一議員を指名いたします。

会 期 決 定

○鴨田俊廣議長 日程第2、会期決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。内藤議会運営委員長。

〔内藤 明議会運営委員長 登壇〕

○内藤 明議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました平成26年第3回寒河江市定例会の運営につきましては、去る8月28日、委員5名出席、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問通告数等を勘案し、本日から9月19日までの18日間とし、その間の会議についてはお手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

○鴨田俊廣議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月19日までの18日間と決定いたしました。

第3回定例会日程

平成26年9月2日（火）開会

月 日	時 間	会 議		場 所
9月 2日（火）	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、行政 報告、質疑、人権擁護委員候 補者推薦、教育委員任命議案 上程、同説明、委員会付託、 質疑・討論・採決、表彰議案 上程、同説明、委員会付託、 質疑・討論・採決、報告、質 疑、議案・請願上程、同説 明、監査委員報告	議 場
9月 3日（水）	休 会（議案調査）			
9月 4日（木）	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 5日（金）	休 会（議案調査）			
9月 6日（土）	休 会			
9月 7日（日）	休 会			
9月 8日（月）	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 9日（火）	午前9時30分	本 会 議	質疑、予算特別委員会設置、 決算特別委員会設置、委員会 付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科 会分担付託	議 場
	予算特別委員会 終了後	決算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科 会分担付託	議 場
9月10日（水）	午前9時30分	厚生常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
9月11日（木）	午前9時30分	厚生常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建設経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第5会議室
9月12日（金）	午前9時30分	総務文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		建設経済常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第5会議室
9月13日（土）	休 会			
9月14日（日）	休 会			
9月15日（月）	休 会			
9月16日（火）	午前9時30分	総務文教常任委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
9月17日（水）	休 会（事務処理）			
9月18日（木）	休 会（事務処理）			
9月19日（金）	午前9時30分	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討 論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会 終了後	決算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討 論・採決、閉会	議 場

月	日	時 間	会 議	場 所
		決算特別委員会 終 了 後	本 会 議 議案・請願上程、委員長報告、 質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

○鴨田俊廣議長 日程第3、諸般の報告であります。

(1) 定例監査結果等報告について、(2) 総務文教、厚生、建設経済各常任委員会行政視察報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行 政 報 告

○鴨田俊廣議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について、(2) 寒河江市農業委員会委員選挙の結果及び推薦により選任した委員の報告について、市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 皆さん、おはようございます。

初めに、6月定例会以降の現在までの主な市政の概況について御報告を申し上げます。

まず、ことしのサクランボの出荷状況等について申し上げます。

4月の高温の影響で平年より3日、昨年より1週間程度開花時期が早まり、「佐藤錦」については6月中旬に収穫のピークを迎え、「紅秀峰」については6月30日に出発式を行ったところでございます。天候にも恵まれ、着果量は平年よりも多く、地域によって作柄がばらついた昨年に比べ、ことしは平均して作柄、生産量ともに良好でございます。今後とも、安定生産に向けた取り組みを一層進めてまいりたいと考えているところでございます。

とりわけ、寒河江産「紅秀峰」の販売促進については、7月2日から3日まで大阪においてトップセールスを実施するとともに、7月9日には林農林水産大臣を訪問し、「紅秀峰」を賞味していただき、販路拡大と本格輸出に向けた支援を要請したところでございます。

ことし2年目を迎える輸出試験事業については、7月18日から20日までの3日間、台北市内の高級百貨店3店舗で試食即売会を行い、寒河江産「紅秀峰」のPRと市場調査を行ってまいりました。台湾では日本の果実は高級品、贈答品として認知されており、「紅秀峰」についても安全・安心で甘くおいしいと全体的に評判は良好でありましたので、今後、本格的な輸出事業の展開に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、本日の新聞にも記載がございましたが、8月22日の降ひょうと強風による市内農作物の被害状況でございますが、リンゴ、大豆、ソバなどの農作物に被害が出ております。被害面積では9.1ヘクタール、被害金額では現時点で、55万6,000円となっておりますので御報告申しあげる次第であります。

次に、さくらんぼ祭りについて申し上げます。

ことしは6月14日から、山形デスティネーションキャンペーンが全県挙げて始まったことから、各地の催しとの差別化を考慮しながら実施してきたところでございます。第29回を数えました「全国さくらんぼの種吹きとぼし大会」には1,019名の参加者があり、寒河江市発祥のイベントとして昨年以上のにぎわいがございました。また、「さくらんぼウォーク」、リニューアルした「さくらんぼマラソン大会」、「チェリンとあそぼう！2014」などに県内外から多くの家族連れや観光客においでいただき、寒河江の魅力に触れながら楽しんでいただけたものと思っているところでございます。

また、寒河江西村山地方を自転車で行き抜ける第2回「ツール・ド・さくらんぼ」は、昨年より定員を200名ふやし、全国から約700名に参加いただきました。当日は残念ながら途中で悪天候のため中止となりましたが、参加者たちは各休憩所で用意された味覚を楽しみながら、地域の方々との交流のひとつを過ごしておりました。

一方、6月7日から7月6日まで30日間開催をした「ゆめタネ@さがえ」は、延べ26万9,000人の来場者を迎え、子供からお年寄りまで楽しめる空間づくりを展開してきたところであります。今回は、開催時間の延長や駐車スペースの確保など、来場者の利便性向上に努めたほか、市制施行60周年を記念して市内各芸術団体が多数出演した市民主役のステージイベント、「さがえ60市民フェスタ」も開催したところでございます。

これらの継続した取り組みにより、ことしの市内さくらんぼ観光果樹園の入込み数は前年度比4.7%の減ではございましたが、県内では最も多い19万2,400人と相なりました。

次に、慈恩寺の国史跡指定と秘仏展御開帳について申し上げます。

去る6月20日に開催された国の文化審議会において、慈恩寺を国史跡に指定するよう文部科学大臣に答申がなされたところでございます。国史跡の指定は日本の宝として全国的に認められ、まちづくりの核として地域活性化、観光振興が大いに期待されるところであり、ことし3月に策定した「慈恩寺『悠久の魅力』向上基本計画」が今後着実に実行され、関係者が一体となってこれまで以上ににぎわいを創出し、元気な寒河江になることを期待するものであります。

その慈恩寺におきましては、6月1日から7月21日までの51日間、本尊弥勒菩薩坐像を初めとした20軀の秘仏を展示し、諸仏とあわせて今世紀初の御開帳となりましたが、昨年からの旅行者、旅行業界へプロモーションの実施やテレビCMなどによりPRを推進した結果、期間中3万5,274名の来場者を得ることができました。特にツアー客の誘致については、PR活動のほか山形デスティネーションキャンペーンや期間中に国史跡への答申が報道され、また仏像群そのものと展示方法のよさが口コミとして広がった結果と思われます。また、受け入れ態勢に関しても、期間中に駐車場及び境内への人員配置など地元住民の方々と連携して、参拝に訪れる人たちをもてなすことができ、大変好評を得たものと思っているところでございます。

次に、市制施行60周年記念式典及び事業について申し上げます。

この8月1日に寒河江市は市制施行60周年を迎え、山形県知事、姉妹都市である寒川町長、寒川町議会議長を初め多数の御来賓の皆様に御臨席をいただき、市制施行60周年記念式典を盛大に開催することができました。

式典では、60周年を記念し制定した「さがえっこすくすく宣言」並びに市のシンボルとして「市の魚」「市のシンボルカラー」「市民のまつり」の発表を初め、これまでまちづくりに貢献された47の個人及び42の団体の方々を表彰させていただくとともに、宇宙飛行士毛利 衛氏を迎えての特別記念講

演会を開催したところでございます。

この節目の年をこうして迎えられましたのも、「日本一さくらんぼの里 寒河江」をこれまで築いてこられました多くの先人の方々による御尽力のたまものと、改めて心から敬意と感謝の意を表する次第であります。これを契機に、本市のさらなる発展を皆様とともに誓ったところでございます。

また、同日、市制施行60周年を記念した「さがえっこすくすく宣言」の具現化の第一歩として、最上川ふるさと総合公園内に「虹の丘すべり台」が完成し、落成式を行ったところでございます。最上川の雄大な流れを一望し、最上川と一体感のある滑りを子供たちが存分に楽しむことができ、憩いの場として多くの人でにぎわう場所になってほしいと願っているところでございます。

さらに、60周年を記念した事業として、市内の四季折々の「景観60選の写真コンクール」や「寒河江さくらんぼ大学」などを開催しておりますが、今後10月には、市所有の歴史芸術分野の作品等を展示する寒河江市再発見事業、11月には地元商工業者の皆様が製造したすぐれた製品を展示して、寒河江の商工業の姿を広くPRする「寒河江でがんばる商工展」、また寒河江公園つつじ園を増設して市の花「つつじ」を植樹する「寒河江公園つつじ園リニューアル記念植樹」などを予定しているところでございます。市民の皆様これらの記念事業に大いに参加していただくことで、未来へのさらなる飛躍に向けた新たな一歩としてまいりたいと考えているところでございます。

以上、6月定例会以降の主な市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政の運営に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、寒河江市農業委員会委員選挙の結果及び推薦により選任した委員について御報告申し上げます。

平成26年7月6日執行の寒河江市農業委員会委員選挙の結果並びに農業委員会等に関する法律第12条の規定により選任した委員は、お手元に配付いたしました資料のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

質 疑

○**鴨田俊廣議長** 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告中、(1) 市政の概況についての質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、(2) 寒河江市農業委員会委員選挙の結果及び推薦により選任した委員の報告について、質疑はありませんか。佐藤議員。

○**佐藤良一議員** ただいま、議場に新農業委員会会長は御出席になっておりますか。なっていたのなら、農業委員会の会長に一言これからの寒河江市の農業委員会に取り組むことについてお願いしたい。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤議員、ただいまの市長の報告についての質疑でありますけれども、よろしくお願いしたいと思います。佐藤議員。

○**佐藤良一議員** もし議場に新しい農業委員会の会長がいましたら、寒河江の農業委員会はどのようにこれから進めて……。

○鴨田俊廣議長 佐藤議員、市長の報告について質疑はありませんかということでございますので、よろしくをお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

人権擁護委員の候補者の推薦に 関し意見を求めることについて

○鴨田俊廣議長 日程第6、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しております文書のとおり委員候補者2名の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長より意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者の推薦については、市長の諮問のとおり同意することに決しました。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第7、議第41号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

この際、渡邊満夫教育委員長の退席を求めます。

〔渡邊満夫教育委員長 退席〕

議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第8、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 議第41号寒河江市教育委員会委員の任命についてを御説明申しあげます。

教育委員会委員のうち、渡邊満夫委員が本年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き任命いたしたく御提案するものでございます。御同意くださいますようお願い申しあげる次第であります。

以上であります。

委 員 会 付 託

○鴨田俊廣議長 日程第9、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第41号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第10、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第41号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、議第41号寒河江市教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第41号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第41号についてはこれに同意することに決しました。

ここで、渡邊満夫教育委員長に着席を求めます。

〔渡邊満夫教育委員長 着席〕

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第11、議第42号表彰についてを議題といたします。

議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第12、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 議第42号表彰についてを御説明申しあげます。

本市の興隆・発展に寄与し、市政に功労のある方について表彰を行うため、本市表彰条例に基づき議会の同意を得ようとするものでございます。

初めに、高子 武氏でございます。

高子 武氏は、平成11年から平成26年まで15年間の長きにわたり、寒河江市農業委員会委員として地域農業の振興に御尽力されました。この間、新規就農を促進するため、農地の権利取得における下限面積の引き下げや遊休農地解消のため、農業委員がみずから耕作放棄地対策プロジェクトを立ち上げ耕作放棄地再生事業に取り組むなど、本市農業の発展に大きく貢献されました。

平成20年7月から会長職務代理者、平成23年7月からは会長に就任し、市農業委員会の円滑な運営に尽力されたほか、平成23年7月から県農業会議常任会議員、平成25年12月から西村山農業委員連絡協議会会長を務められるなど、本市のみならず、県そして西村山地域の農業振興並びに市勢発展に尽くされた功績は、まことに大きなものがございます。

次に、古澤康太郎氏でございます。

古澤康太郎氏は、平成2年4月に寒河江市観光協会理事に選任、平成3年4月から同副会長、さらに平成4年4月から平成26年7月まで、22年余の長きにわたり会長として本市の観光振興に尽力されました。

古澤氏は、就任以来、仙台市や東京都など県外での観光セールスに精力的に参加し、「日本一さくらんぼの里 寒河江」のPRに大きく貢献されました。

また、平成17年4月から平成26年7月まで寒河江四季のまつり実行委員会の会長として、1年を通じて開催される市内でのイベントの円滑な運営に力を注ぐとともに、時代の流れに合わせたイベントの刷新に努めるなど、本市の観光振興に大きな役割を果たされました。

さらに、山形県総合政策審議会委員や、4回にわたり市振興審議会委員を務められるなど、観光振興の視点から積極的に意見を述べ、県並びに市の観光の発展に寄与されました。

両氏の功績、経歴等の詳細については、別紙資料のとおりでございます。

なお、この件につきましては、去る8月20日開催の市表彰審査委員会において、審査の結果、全会一致をもって表彰することが適当である旨、御報告をいただいておりますので、今回御提案申しあげる次第であります。

御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

委 員 会 付 託

○鴨田俊廣議長 日程第13、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第42号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第14、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第42号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより、議第42号表彰についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第42号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第42号についてはこれに同意することに決しました。

報 告

○鴨田俊廣議長 日程第15、報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてから日程第18、報告第6号平成25年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告についてまでの4案件を一括議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 初めに、報告第3号及び報告第4号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを一括して御説明申しあげます。

平成25年10月28日に、寒河江公園地内において発生した遊具の事故について示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、御報告申しあげるものでございます。

次に、報告第5号平成25年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について御説明申しあげます。

財政健全化判断比率を各会計及び関連団体の決算等に基づき算定した結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は発生せず、実質公債費比率は14.1%、将来負担比率は90.0%となったものでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御報告申しあげるものでございます。

次に、報告第6号平成25年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告についてを御説明申しあげます。

資金不足比率を5つの事業会計の決算等に基づき算定した結果、いずれの事業会計も資金不足比率は生じないものでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により御報告申しあげるものでございます。

以上でございます。

質 疑

○鴨田俊廣議長 日程第19、これより質疑に入ります。

まず、報告第3号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について質疑はありませんか。新宮議員。

○新宮征一議員 ただいま市長の説明の中でですね、この報告第3号と4号を一括して説明を受けましたので、関連するので3号、4号を含めた中での質問でよろしいですか。

○鴨田俊廣議長 関連するのなら結構でございます。

○新宮征一議員 市長の説明でも一括で説明を受けたわけですが、この件なんです、昨年の10月28日1時半、それから1時35分、この親御さんの名前を見ますというと両方3号、4号ですね、同じ子供さんなのかなというふうに思いますが、金額……。

○鴨田俊廣議長 新宮議員、3号と4号は違いますので、同じ子供さんではないはずです。

○新宮征一議員 同じ子供ではないです、違います。大泉龍真さんと、大泉翔真さん。同じ子供ではありませんね、確認しますが。

○鴨田俊廣議長 そうですか、済みません。私の認識違いでございました。

○新宮征一議員 ただ、親権者が同じなんです。したがって、御兄弟なのか双子なのかはちょっとわかりませんが、何歳ぐらいの子供さんなのか。それにこの事故の内容もですね、一方がシーソーの腕部分に左足かかとを挟めて裂傷を負ったと。もう一人の龍真君のほうは、シーソーの側面に接触し、傷を負ったとこういう状況なんですね。わずか30分、35分この5分間の間に。これ、子供さんだけが遊んでおったのか、親御さんもそこに一緒にいたのかどうか。その辺の詳しい内容をちょっと説明していただかないと、監督責任なんていうのは全くないままに、いわゆる遊具の不備だけが原因で両方ともわずか5分ぐらいの間に起こったものなのか、その辺ちょっと説明をしていただきたいと思います、子供さんの年齢も含めて。

○鴨田俊廣議長 建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 ただいまの御質問についてお答えします。

確かに報告3号、報告4号ということで、年齢が5歳と7歳の長男と次男ということで、兄弟のお二人でございます。内容といたしましては、損害賠償の原因に記載のとおりでございますけれども、被害者の7歳の長男と5歳の次男の兄弟2人が初めて公園に遊びにいきまして、そこで初めて知り合ったほかの2人のお子さんと、4人で一緒にシーソーに乗って遊んでいたというような状況でございました。その場には母親の方も一緒におられました。

それで、遊んでいたところ、まず次男の方がシーソーの腕に、一番端部ですね、そこと地面との間に挟まれたという経過でございます。そのけがを見まして、母親の方が車に乗せて病院に向かうというようなことで目を離した。その後ですね、7歳の長男の方が遊んでおりまして転倒して、腕部の側面に左膝の上を接触して左太ももに4針を縫うけがを負ったというものでございます。

シーソーの安全に関する基準ということで、地面に直接接触していたということで、現在では23センチ以上の間隔をとることとなっておりますものですから、うちのほうの過失ということで今回損害賠償ということで示談をしたものでございます。

以上でございます。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 大体わかりましたけれども、今の説明ですとですね、いわゆる地面に直接シーソーの板がついてはだめなんだと。そういうものをそのままおったからということで、遊具の不備がここに生じたという理解でよろしいんですね。

ただ、先ほど申しあげましたように、今聞きますと7歳と5歳の子供さん、これをほかの子供さんと一緒に遊んでおって、親御さんもそこにおったということで、必ずしも全面的に遊具の不備だけが指摘されるものではないのではないかと。ある意味では親御さんの監督責任ということも十分あるんじゃないか。あとは、もう一人の後段のほうはね、お母さんが車で病院に連れていこうと思ったら、今度側面にぶつけたと、脇のほうに。これなんか全く遊具の不備という、いわゆる管理者側にその辺に責任は本当にあるのかなというのは、非常に微妙な感じがするんです。

したがって、これまでも専決処分ということだとほとんど損害賠償の額が報告されるわけですが、去年あたりも道路のちょっと穴ぼこなんかあって、その車の損傷などでもありました。しかし、全てが全て、行政側の管理者側に100%責任があるものではないものも結構あると思うんですよ。その辺を含めて今後、交渉の段階でやっていただきたいということを申しあげて、終わります。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑ありますか。後藤議員。

○後藤健一郎議員 御質問させていただきます。今、御説明いただいたので大体状況は把握したんですが、こういった公園の遊具でけがをする場合というのは2パターンありまして、リスクとハザードと言われるものですが、リスクのほうはいわゆる子供たちが、正常な使い方をしなくてけがをした場合。例えば、滑り台を滑っていて頭から滑っていてけがをした。これは、子供たちがどうしてもそういうことをやりたがるのでけがをする場合と、もう一つは、器具により子供たちにとっては回避できない場合のけが。そういった場合にはこのように損害賠償というのが発生すると思うんですけれども、今伺いしたところ、シーソーは現在の基準を比べると満たしていないところがあったので、今回このように損害賠償になったというお話だったんですが、それではちょっと、やっぱり気になったのは、ほかにもたくさん寒河江市内には遊具があるわけなんですけれども、それらの遊具はこの基準に照らし合わせてみてどうなのか。要は、私たちの行政側の不備として損害賠償とか発生するようなものがないのかどうかという今の点検というんですか、チェックそういったものをどのようになさっているのか、伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 芳賀建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 お答えします。

市内の遊具につきましては、平成24年度に業者に委託しまして安全点検を行っているところでございます。その点検の結果に基づきまして、撤去すべきところは撤去したというようなことで理解しておったところでもございましたけれども、この事案につきましては、たまたまそのままになってしまったという1件だけの例でございました。この事故があった後すぐに全部緊急点検いたしまして、シーソー以外の遊具につきましては異常がなかったということで、今後、十分こういうことがないようにしたいということで課内で今やっている状況でございますので、よろしくお願いします。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑ありますか。川越議員。

○川越孝男議員 2点お尋ねします。

1つは、今やりとりを聞いて今回のこの損害の賠償額は、実際の医療費や何かの損害額に対して案分が、先ほど親御さんの監督責任ということと、遊具の管理の問題と2つあったわけですから、案分がされているのかどうかということが1点です。

それから2点目ですけれども、対応策としてシーソーが地べたにつかないようにしたというのが、前段のほうの事故に対する対応策だと思います。後段のほうの、脇にぶつかってという部分、これは遊具に問題があったのか、まさしく監督というか、子供の不注意でどこにも行ってぶつかっただけなのか、その辺の関係もありますので、後段のほうの対策というのはどういうふうにされているのか、この2点をお尋ねします。

○鴨田俊廣議長 芳賀建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 最初の弟さんの分については地面に直接ついたということで、全額市の負担ということでやっております。ただ、長男さんの2番目の方については、やっぱり離れていれば事故が起こらなかったんではないかということで、相手方との話がありました。その辺の判断についても、やっぱり長男の方については全額ということではございません。それで、けがの程度からいきますと長男のほうが大きいわけですが、金額的には保険会社さんとも十分協議させていただいて、こういう形になっているところでございます。対策というかシーソーにつきましては、即撤去いたしております。

以上でございます。

○鴨田俊廣議長 ほかに。太田議員。

○太田芳彦議員 1点確認させていただきたいと思います。

場所なんですけれども、寒河江八幡宮参集殿の北西の寒河江公園地内とありますけれども、これは滑り台の上のほうを指しているのでしょうか、下なのでしょうか。

○鴨田俊廣議長 芳賀課長。

○芳賀弘明建設管理課長 滑り台の下の方です。ちょっと表現にも迷ったんですけれども、俗に言う下のほうに池がありますよね、そこの隣の場所でございます。滑り台の下、おりてから北側の場所になります。

○鴨田俊廣議長 ほかに。内藤議員。

○内藤 明議員 いろいろお話伺いまして、大体わかったんですが、ちなみにこの2番目のほうの過失割合というか、保険会社はこの事故でどの程度見られているんですか、過失割合を。

○鴨田俊廣議長 芳賀課長。

○芳賀弘明建設管理課長 3分の1程度でございます。

○鴨田俊廣議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告第4号損害賠償の額の決定について専決処分報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告第5号平成25年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告第6号平成25年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長 日程第20、認第1号平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第48、請願第7号「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書の提出に関する請願までの29案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

- 鴨田俊廣議長 日程第49、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長 まず、決算の認定について御説明を申し上げます。

平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算及び8件の特別会計歳入歳出決算について、地方自治法の定めるところにより、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

初めに、認第1号平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は170億414万4,203円で、歳出決算額は164億2,225万8,056円でございます。形式収支は5億8,188万6,147円の黒字決算で、繰越明許費に係る繰り越すべき一般財源が2,241万529円ですので、実質収支は5億5,947万5,618円の黒字決算でございます。

剰余金の処分につきましては、基金条例等の規定に基づき財政調整基金に2億8,000万円、減債基金に1,000万円を積み立てし、残る2億6,947万5,618円は翌年度に繰り越しをしたところでございます。

次に、認第2号平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入歳出ともに決算額は15億1,405万1,011円で、歳入歳出差し引き残額はございません。

次に、認第3号平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入歳出ともに決算額は1億8,057万1,897円で、歳入歳出差し引き残額はございません。

次に、認第4号平成25年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入歳出ともに決算額は362万4,071円で、歳入歳出差し引き残額はございません。

次に、認第5号平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は43億3,984万8,137円で、歳出決算額は41億9,897万1,372円で、歳入歳出差し引き残額1億4,087万6,765円は、翌年度に繰り越しをいたしました。

次に、認第6号平成25年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は4億2,615万7,069円、歳出決算額は4億2,030万4,809円で、歳入歳出差し引き残額585万2,260円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第7号平成25年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は34億1,650万7,856円、歳出決算額は34億1,635万1,606円で、歳入歳出差し引き残額15万6,250円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第8号平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は2,497万4,904円、歳出決算額は2,300万4,626円で、歳入歳出差し引き残額197万278円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第9号平成25年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は82万5,543円、歳出決算額は47万8,676円で、歳入歳出差し引き残額34万6,867円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、平成25年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成25年度寒河江市水道事業会計決算について、地方公営企業法の定めるところにより、議会の認定に付するものでございます。

最初に、認第10号平成25年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてを御説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入は16億9,917万4,181円、支出は17億1,730万4,832円で、1,813万651円の純損失となりました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は2億4,600万2,000円、支出は2億8,667万93円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は4,066万8,093円となりますが、これについては損益勘定留保資金等で補填いたしました。

欠損金については、剰余金計算書及び損益金処理計算書に記載のとおり、当年度までの未処理欠損金6億7,287万4,535円を翌年度に繰り越しをしようとするものでございます。

次に、認第11号平成25年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてを御説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入は10億7,817万1,521円、支出は9億3,675万9,236円でございます。その結果、収益的収支については1億2,965万2,608円の純利益となりました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は4,074万8,230円、支出は4億731万4,728円でございます。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は3億6,656万6,498円となりますが、これについては過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

剰余金については、剰余金処分計算書案に記載のとおり減債積立金に2,000万円、建設改良積立金に1億900万円を積み立てし、5,360万1,348円を翌年度に繰り越ししようとするものでございます。

その他の詳細については別冊資料のとおりでございます。

以上、各会計の決算及び事業会計決算について御説明申しあげましたが、よろしく御審議の上、御認定くださいますようお願い申しあげる次第でございます。

次に、議第43号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、老人福祉センターの木質ペレットボイラー設置工事等に係る老人福祉センター運営事業費等を追加し、介護保険施設のスプリンクラー設備の整備に対する公的介護施設整備補助金を計上するものでございます。

その結果、1億7,688万7,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ156億6,973万3,000円とするものでございます。

次に、議第44号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、前年度決算等に伴う基金積立金及び療養給付費等負担金などの精算に伴う償還金を追加するものでございます。

その結果、1億2,887万5,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ44億7,654万1,000円とするものでございます。

次に、議第45号平成26年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、前年度決算等に伴う基金積立金及び介護給付費等の精算に伴う償還金を追加するものでございます。

その結果、1,490万2,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ34億9,910万7,000円とするものでございます。

次に、議第46号平成26年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、医療事故の損害賠償に伴い医業外収益を追加するものでございます。

その結果、163万円の追加となり、予算総額は収益的収入及び支出それぞれ19億3,905万4,000円とするものでございます。

次に、議第47号寒河江市市税条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地域決定型地方税制特例措置の導入等について所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第48号寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを御説明申しあげます。

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度が開始されることに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第49号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを御説明申しあげます。

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度が開始されることに伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第50号寒河江市保育の必要性の認定に関する条例の制定についてを御説明申しあげます。

子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度が開始されることに伴い、保育の必要性の認定に関する基準を定めようとするものでございます。

次に、議第51号寒河江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを御説明申し上げます。

子ども・子育て関連3法の成立による児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第52号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

ひとり親家庭等医療給付事業において配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律により、配偶者が保護命令を受けた者等を対象者に追加するため所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第53号寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを御説明申し上げます。

介護保険法等の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第54号寒河江市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを御説明申し上げます。

介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

次に、議第55号寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

慈恩寺を訪れる観光客に対し駐車場を明示し、円滑な誘導案内を促すため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第56号損害賠償の額を定めることについてを御説明申し上げます。

寒河江市立病院で治療中に発生した事故について、損害賠償の額を決定するため地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議第57号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを御説明申し上げます。

田代辺地の公共的施設整備については、第8期辺地総合整備計画に基づき実施しているところでございますが、道路整備事業の事業費を変更する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、田代辺地総合整備計画を変更しようとするものでございます。

以上、15案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

監 査 委 員 報 告

○鴨田俊廣議長 日程第50、監査委員報告であります。

監査委員から審査結果の報告を求めます。大沼監査委員。

〔大沼孝一郎監査委員 登壇〕

○大沼孝一郎監査委員 監査委員を代表いたしまして、私から平成25年度寒河江市一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計、合わせて11会計の歳入歳出決算審査の結果について御報告申しあげます。

最初に、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査の結果について申しあげますので、お手元に配付しております決算審査意見書1ページをお開き願いたいと思います。

第1、審査の概要であります。審査の対象になりましたのは平成25年度寒河江市一般会計、特別会計につきましては平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計から平成25年度寒河江市財産区特別会計までの8特別会計で、審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

第2、審査の結果であります。審査に付されました各会計の決算及び附属書類は関係法令に従って作成されており、計数的に正確であり、予算の執行につきましても適正であると認められました。

なお、審査結果の概要につきましては、時間の関係もございますので、結びの中の決算額、財政分析、市税等の収入状況などについて御説明を申しあげますので、51ページをお開き願いたいと思います。

初めに、上から4行目、決算額の概要から御説明申しあげます。

平成25年度の一般会計及び各特別会計の純計決算の総額は、歳入255億1,118万1,000円、歳出247億8,009万2,000円で、歳入歳出差し引き7億3,108万9,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は7億867万8,000円となり、さらに、前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は5,254万7,000円の赤字となっております。

このうち、一般会計の決算総額は、歳入が170億414万4,000円、歳出は164億2,225万8,000円で、歳入歳出差し引き5億8,188万6,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた5億5,947万6,000円が実質収支額となり、さらに前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は735万1,000円の赤字となっております。

一方、特別会計の決算総額は、歳入99億656万円、歳出97億5,735万8,000円で、歳入歳出差し引き1億4,920万2,000円の黒字決算となっております。

同額が実質収支額となり、さらに前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は4,519万7,000円の赤字となっております。

次に、財政分析であります。財政力指数は0.502で、前年度に比べ0.011大きくなっております。経常収支比率は88.7%で、前年度に比べ1.4ポイント低くなっております。

実質公債費比率は14.1%で、前年度に比べ1.0ポイント低くなっております。市債残高一般会計分は180億839万7,000円で、前年度に比べ3億7,807万8,000円増加しております。

次に、市税等の収入状況についてであります。市税は93.5%で、前年度に比べ0.2ポイント高くなっております。また、市税以外の主な収納率であります。下水道使用料は94.8%で、前年度に比べ0.3ポイント低くなっております。国民健康保険税は72.5%で、前年度に比べ0.5ポイント高くなり、介護保険料は98.6%で、前年度と同率となっております。

収入未済額のうち主なものについて申しあげますと、市税は前年度と比べ2,311万3,000円減少し、3億1,267万3,000円、国民健康保険税は前年度と比べ2,105万3,000円減少し、3億4,790万1,000円となっております。

公金の未収金収納対策につきましては、庁内各課における情報交換や滞納整理マニュアルにより対

策が講じられておりますが、公金の収入未済額解消は、公費負担の公平・公正の観点や一般財源確保の上からも重要でありますので、さらなる収納率の向上に工夫と努力が望まれます。

地域経済が依然として厳しい状況が続く中、今後、地方分権、少子高齢化や核家族化の進展、人口減少社会の到来など、行政を取り巻く環境が大きく変化しようとしております。こうした状況の中で、新第5次振興計画で掲げた「夢集い 人・緑輝く さくらんぼのまち 寒河江」を実現するため、多くの課題に取り組み、健全財政のもと市政の発展と市民福祉が向上されますよう要望いたします。

次に、公営企業会計決算審査結果について申し上げます。お手元の寒河江市公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開き願いたいと思います。

第1、審査の概要であります。審査の対象は平成25年度寒河江市立病院事業会計決算及び平成25年度寒河江市水道事業会計決算であります。審査の結果、審査の方法は記載のとおりでございます。

第2、審査の結果であります。審査に付されました決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規定に従って作成され、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算計数も誤りなく適正であると認められました。

なお、各事業の決算諸表の表示するところにより、業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財務状態を分析した結果は意見書に記載のとおりであります。主な内容について御説明申し上げます。

先に病院事業会計について御説明申し上げますので、13ページ、結びをお開き願いたいと思います。

初めに、中段ほどに記載しております病院の利用状況から申し上げます。

入院患者の年間延べ人数は2万6,653人で、前年度に比べ1,656人、6.6%増加し、1日平均73.0人となっております。外来患者は年間延べ4万8,761人で、前年度に比べ2,150人、4.2%減少し、1日平均199.8人となっております。

医業収支状況について前年度と比較いたしますと、医業収益は6,760万1,000円、5.4%減少、一方、医業費用は4,600万9,000円、2.7%減少となりました。医業収支比率は70.0%で、前年度に比べ2.1ポイント低くなっております。

損益状況について見てみますと、経常収益は一般会計からの繰り入れが6億600万円あり16億9,798万8,000円となり、対しまして経常費用は17億1,611万9,000円で、差し引き1,813万1,000円の経常損失となっております。

当年度未処理欠損金は、前年度からの繰越欠損金6億5,474万4,000円に当該年度純損失を加えた6億7,287万5,000円となっております。

経営分析につきましては17ページ及び18ページの別表3に表示しておりますが、主な項目について申し上げますと、病床利用率は58.4%で、前年度に比べ3.6ポイント高くなっておりますが、総務省が公表しております全国自治体病院の類似規模病院における平均病床利用率は、平成24年度であります。68.9%であり、医療資源の効率的活用面から見ても病床利用率のアップが望まれます。

流動比率は120.8%で、依然として資金不足発生の危険な状況にありますので注視が必要であります。過去5年間の患者数の推移を見てみますと減少傾向が続いておりまして、入院は5.8%減、外来は17.7%減となっており、厳しい経営状況が続いております。

こうした状況から、経営健全化は喫緊の課題となっており、早急な対応が求められております。そのためには、収益面では現在保有しております医療資源を最大限に活用し、的確な診療報酬の請求、市民の医療ニーズへの対応や患者サービスの向上による患者数の増加などにより、医業収益の確保を

図ること、費用面では引き続き徹底した経費の節減を図ることが必要であります。寒河江市立病院アクションプランで示した基本的な方向である市民ニーズに応え得る持続可能な病院を目指すとの考えを十分に踏まえ、市立病院としての役割を果たすため、経営健全化の取り組みとともに、中長期的な視点に立ったそのあり方や経営計画についても十分検討を行い、市民から信頼され、地域医療の核となる病院経営を望むものであります。

次に、水道事業会計について申し上げます。

33ページの結びをお開き願いたいと思います。

水道事業の配水量等を前年度と比較いたしますと、年間の配水量は23万5,717立方メートル、3.9%、有収水量につきましても18万771立方メートル3.5%、それぞれ減少となっております。有収率は86.3%と、前年度に比べ0.3ポイント高くなっております。

水道事業収益は前年度に比べ6,884万6,000円、6.3%の減少となっておりますが、これは平成24年10月から水道料金を引き下げたことなどにより給水収益が7,571万5,000円、7.1%減少したことが主な理由であります。

一方、水道事業費用は前年度に比べ2,267万5,000円、2.6%の増加となっておりますが、これは浄水及び配給水費が減少しているものの、業務及び総係費、減価償却費及び資産減耗費が増加したことなどが主な理由であります。

その結果、経常収益10億2,734万3,000円に対し、経常費用は8億9,185万2,000円で、差し引き1億3,549万1,000円の経常利益となりますが、特別損失が生じておりますので、当年度純利益は1億2,965万3,000円となり、前年度に比べ9,152万1,000円、41.4%の減少となっております。

また、供給単価、給水原価を比較しますと、給水原価1立方メートル当たり177.1円に対し、供給単価は1立方メートル当たり197.1円で、供給単価が給水原価を1立方メートル当たり20.0円上回っております。

経営分析について見てみますと、営業収支比率は119.3%で、前年度に比べ12.0ポイント低下しておりますが、良好な数値となっております。

営業収支比率が低下した理由は、受託工事費を除く営業費用が2,160万2,000円増加し、受託工事収益を除く営業収益も7,324万7,000円減少していることが主な理由であります。

経営成績や財政状態について分析した比率等は35ページからの別表に表示したとおりであります。支払い能力を示す流動比率や施設の利用率を示す施設利用率も良好な数値となっております。

平成13年度から平成26年度までの事業期間で実施しております上水道第4次拡張事業は、13年次目が終了し、事業進捗率は事業費ベースで84.3%、老朽管更新事業は工事延長ベースで86.9%となっております。この効果もありまして、有収率は86.3%、有効率は91.3%となっております。

企業債償還金及び企業債利息は、企業債の償還が進んだことや企業債の発行を控えてきたことにより1,498万円、8.4%減少し、企業債未償還残高は17億3,055万5,000円となっております。

平成25年度は、有収水量が3.5%減少したことや、平成24年10月から水道料金の引き下げを行ったことにより、水道料金収入が前年度に比べ7.1%減少しております。今後は、給水人口の減少や節水意識の高まりにより水需要量は減少していくものと思われ、水道料金の大きな伸びは期待できないと見込まれます。

また一方、第4次拡張事業や老朽施設及び老朽管の更新、送水管及び配水管の耐震化などで多額の

費用が見込まれており、計画的な施設整備が求められております。

また、昨年7月下旬の記録的な豪雨により村山広域水道からの給水が停止され、同広域水道から給水を受けている市内の相当の区域で3日から5日間断水したことは、今後の施設整備に大きな課題を残すこととなりました。

寒河江市水道ビジョンで示されました水需要の見通しや施設整備等の課題に的確に対応し、より一層効率的な経営に努め、安心・安全で良質な水道水の安定供給に努力されますよう要望いたします。

以上でございます。

散 会 午前10時48分

○鴨田俊廣議長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成26年9月4日（木曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1 番 鴨 田 俊 廣 議員
 3 番 遠 藤 智 与 子 議員
 5 番 太 田 芳 彦 議員
 7 番 沖 津 一 博 議員
 10 番 辻 登 代 子 議員
 12 番 新 宮 征 一 議員
 15 番 高 橋 勝 文 議員
 17 番 那 須 稔 議員

2 番 阿 部 清 議員
 4 番 後 藤 健 一 郎 議員
 6 番 國 井 輝 明 議員
 8 番 工 藤 吉 雄 議員
 11 番 荒 木 春 吉 議員
 14 番 内 藤 明 議員
 16 番 川 越 孝 男 議員
 18 番 木 村 寿 太 郎 議員

○欠席議員（2名）

9 番 杉 沼 孝 司 議員

13 番 佐 藤 良 一 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長
 渡 邊 満 夫 教 育 委 員 長
 木 村 三 紀 農 業 委 員 会 会 長
 月 光 龍 弘 政 策 推 進 課 長
 松 田 幸 彦 税 務 課 長
 芳 賀 弘 明 建 設 管 理 課 長
 犬 飼 敬 一 農 林 課 長（併）
 農 業 委 員 会 会 長
 原 田 真 司 さ くら ん ぼ
 観 光 課 長
 阿 部 藤 彦 子 育 て 推 進 課 長
 阿 部 誠 水 道 事 業 所 長
 荒 木 利 見 教 育 長
 荒 木 信 行 生 涯 学 習 課 長
 安 達 晃 一 監 査 委 員 長
 事 務 局 長

丹 野 敏 晴 副 市 長
 兼 子 昭 一 選 挙 管 理 委 員 会 会 長
 奥 山 健 一 総 務 課 長（併）
 選 挙 管 理 委 員 会 会 長
 宮 川 徹 財 政 課 長
 小 林 友 子 市 民 生 活 課 長
 森 谷 孝 義 下 水 道 課 長
 秋 場 礼 子 商 工 振 興 課 長
 菅 野 英 行 健 康 福 祉 課 長
 工 藤 恒 雄 会 計 管 理 者
 安 孫 子 和 広（兼） 会 計 課 長
 山 田 健 二 病 院 事 務 長
 大 沼 孝 一 郎 学 校 教 育 課 長
 監 査 委 員

○事務局職員出席者

丹 野 敏 幸 事 務 局 長
 山 田 良 一 総 務 主 査

佐 藤 肇 局 長 補 佐
 渡 邊 拓 也 総 務 係 長

議事日程第2号
平成26年9月4日(木)

第3回定例会
午前9時30分開議

再開
日程第1 一般質問
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員は9番杉沼孝司議員、13番佐藤良一議員であります。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

○鴨田俊廣議長 日程第1、これより一般質問を行います。
通告順に質問を許します。質問時間は、一議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、質問者は要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。
この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成26年9月4日(木)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
1	ペーパーレス化推進について	(1) 膨大な用紙を使用している現状について (2) 今後の削減に関する展望について	5番 太田芳彦	市長
2	住居表示について	(1) 過去の質問で、調査、検討したい		市長

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
		旨の答弁があったが、その後の動きについて (2) 一部地域で調査、見直しをできないかについて (3) 同じ住居表示は、本市に多くあるのかについて (4) 住居表示を変更したい旨の要望があった場合、どのように対応していただけののかについて		
3	まちづくり寄附金について（ふるさと納税）	(1) 過去6年間の寄附金の実績について (2) 寄附金から返礼品などの費用を差し引いた実質的な寄附金額について (3) 寄附がしやすい制度づくりについて (4) インターネットを通じたクレジット払いの取組について	10番 辻 登代子	市長
4	さくらんぼシーズンに市が中心となって開催する事業とその広報について	寒河江市といえばなんと言っても「さくらんぼ」。そのため6月はイベントが非常に多い。 “寒河江市の強み”をいかしながらも、費用対効果の高い事業・広報のやり方など、一度精査が必要ではないか。 (1) 6月に開催される事業とその周知について (2) ゆめタネ@さがえの今後について (3) さくらんぼ狩りの広報について	4番 後 藤 健一郎	市長
5	住宅リフォーム助成制度（住宅建築推進事業補助金制度）のより一層の発展をめざして	(1) 助成制度の周知徹底について (2) 申請書式の簡素化について (3) 時限的制度から恒久的な制度への移行について (4) 商業者等の店舗リフォーム助成制度の創設について	3番 遠 藤 智与子	市長
6	あらためて平和都市宣言都市にふさわしい平和事業の	いくつかの平和事業についての提案について		市長

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
	取組について			
7	市民サービス向上について	公衆無線LANの整備について (1) 公衆無線LANに対する認識について (2) 検討結果について (3) 設置及び課題について (4) 活用方法について	6 番 國 井 輝 明	市 長

太田芳彦議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号1番、2番について、5番太田芳彦議員。

○太田芳彦議員 おはようございます。

残暑厳しい折ではありますが、一時の暑さから見れば秋を感じさせるきょうこのごろではありますが、9月の今定例会が終わらないうちに八幡宮の祭典が行われるわけで、本年は13日から15日が3連休になりますので、さぞにぎやかな祭りになるのではと思われます。

きょうは、議員になって初めてのトップバッターを務めさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

さて、本題に入らせていただきますが、最初に通告番号1番、役所内におけるペーパーレス化の推進について質問をさせていただきます。

私もおかげさまで3年半が過ぎようとしておりますが、もう既に棚の端から端までファイルでいっぱいです。捨てようにも捨てられないし、また必要なときもあるかと思い、ほとんどの書類は保存してありますが、確かに必要とするときもあるのですが、どこに保存してあるのかわからずに、結局は担当部署に参って必要な書類をいただくわけであります。こういった負のスパイラルは私だけなのでしょう。

また、議会だけでなく、市役所でのコピー用紙の購入枚数も大変多いと聞いておりますが、まずはコピー用紙の購入状況について伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

太田議員からはペーパーレス化の推進についてということで、市役所内におきますコピー用紙の購入の状況をお尋ねでありますのでお答えを申しあげますが、現在、市のほうで購入している用紙というのはグリーン購入法に基づいて、環境負荷の少ない再生紙を使っているところでございますが、平成25年度の購入の実績を申しあげますと、A4判で1年間で357万5,000枚、A3判で14万4,000枚、合わせまして、合計で371万9,000枚ということであります。

購入の金額にしますと、約272万円ということであります。この枚数というのは、平成23年、2年前は合わせますと408万5,000枚ということで、2年間で約9%ぐらい減っていると。相当、減少して

いるというふうに認識をしております。

○**鴨田俊廣議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** 答弁ありがとうございます。

やはり、相当多くの枚数、トータルで約三百七十何万という用紙が使われているようで、トータルで272万円と。だけれども、最近では前々年から見ると9%ぐらい削減しているということのようでもありますけれども、ほかに外注に出しているものも含めれば膨大な数に上るわけでもありますけれども、そしてこの何割かはきつとごみになるんだと思います。

私も以前、会社に勤めていまして、提案活動が盛んで用紙の削減などは当たり前でした。会議の通達はメールとか、裏紙などの再生利用はごく自然に行われていたと思います。

ただ、行政と一般企業を同じく考えられないでしょうが、そこでこれまでの行政活動における紙使用量削減の取り組み状況をお尋ねしたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 市の紙を減らすような取り組みということではありますが、不要になった用紙、使った用紙についても支障のないものは裏面を使うということもしておりますし、古紙として資源回収に出すなどということは随分以前から取り組んでいるわけではありますが、そのほか今の取り組みということになるわけでもありますけれども、いわゆる業務の電子化というものを進めているところでございます。

市役所内部におきましては、グループウェア、いわゆる業務管理システムというものを活用しているところであります。例えば、電子掲示板を利用して庁内の全職員に紙を使わずに一斉に通知をする、情報を提供する。さらには、公用車とか会議室の予約をオンラインでできるようにしているということでもあります。

また、量がある、ボリュームのある資料などを電子データで共有できるようにして、業務上使用する紙というものを大幅に節約しているというふうな取り組みをしております。

また、平成18年から導入をいたしました財務会計システムについてもペーパーレス化というものには大変大きく貢献しているところでありまして、このシステムによりまして市役所の会計処理あるいは時間外勤務の申請などについては全て電子化されているということで、膨大な量の伝票とかそういったものが削減をすることができているということでもあります。

これは、今までは市役所内部の取り組みであります。あと市民の皆様から御利用いただけるような取り組みというものも進めているところでありまして、専用サイトからインターネットを介して利用する施設の予約システムでありますとか、電子申請システム、申請する。例えば、フローラの使用申請あるいは各種証明書の申請、それからパブリックコメントや各種募集、さらにはふるさと納税などがインターネットを介して、電子で申請できるということでもしているところであります。

25年度の利用実績はまだ多いわけではありませんけれども、今後ともさらなる利用促進を図りながら、資源の有効活用、節減というものを進めていきたいというふうに考えております。

○**鴨田俊廣議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。

今、お聞きしたところによりますと、いろんな活動を実施しているということでありまして、行政サイドでも何かをやらなければならないという思いはわかりました。

次に、今の質問とちょっとバッティングするかもしれませんが、市長御自身がどんなふうにご用紙削減ということをお感じになっているのか、御所見を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど冒頭でも御答弁申しあげましたが、25年度の紙の使用量、これは庁舎内だけで、すから、学校とか何かは別ですけれども、それでも371万9,000枚ということでありまして。これは、平たく積み上げますと、約357メートルぐらいになるとこういうわけですね。すごい高さになる。東京タワーより高いというようなことでありますから、大変膨大な量だというふうに改めて思っているところであります。

もちろん、言うのは簡単ですけれども、実際いろんな形で情報の提供などに使用している紙でありますから、大変不可欠な資源でありますし、大事な紙でありますけれども、なるべく有効に活用していくということについては、今までも努力をしてきましたけれども、今後さらに努力をして大事にしていかなきゃならないというふうに思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

ただいま、市長からなる説明がありましたが、それにいたしましてもさまざまな会議が紙、紙、紙でありまして、余りにも膨大で、現代社会においてペーパーレスなどといった言葉は当たり前で行っていることで、行政の組織がある意味一番立ちおくらしているような気がしているわけです。

そこで、ことしの1月に新政クラブの視察で埼玉県飯能市での市議会における「ペーパーレスタブレット端末導入事業」について勉強させていただきましたので、紹介したいと思います。

飯能市も寒河江市同様に市制施行60周年に当たるそうです。飯能市は、首都圏にあつて奥武蔵野の豊かな自然に恵まれたまちであり、その歴史、文化、人々の情感は森林とともに育まれてきました。森林と人とのより豊かな関係を築きつつ、自然と都市機能が調和するまちの創造を目指し、平成17年に「森林文化都市」を宣言しました。

飯能市の人口は8万1,619人、議員数が19人、常任委員会が本市と同じ3つあり、人口の割には議員数は少ないような気がいたしました。

議会のタブレット端末導入に至った背景には、飯能市の取り組みである環境マネジメントシステムISO14001適合の活動推進により取り組まれたようです。電気使用量削減とごみ排出量削減はおおむね目標を達成しましたが、紙使用量削減の目標値2万キログラム、実績5,222キログラム超過、平成22年度比125万枚削減せよといった具体的な削減枚数が示されたことによりまして、議会でも検討を行い、ペーパーレスの協力をするようになりました。

議会改革検討委員会を平成23年11月に立ち上げ論議に入り、議会改革の一環として情報機器を活用し、環境配慮、事務効率化等を視野に「会議のあり方」を検討し、全員協議会に情報端末機器導入、ペーパーレス化を提案しました。その後、情報端末機種選定を行い、ノートパソコン、タブレット、スマートフォンの操作性、画面の大きさ、機能、重さ、電源等、比較検討を行い、総合的に判断しタブレットに決定したそうです。

タブレットの有効活用としては、全員協議会ペーパーレス化はLANを活用し、議会内の情報伝達方法をメールで行うことにより、ファクスより大幅に時間短縮をしました。危機管理上の緊急連絡もメールで行い、政務調査活動はインターネットを活用し、各種資料の閲覧はLANを利用するように

しました。

タブレット導入に当たっては、議会が24台、執行部が35台所有し、費用としてはネットワーク構築等に約217万円と維持費用などに約174万円で、合計約391万円かかったそうです。導入効果としては、費用削減効果額は年間約210万円で、内訳は全員協議会資料削減額が24万円、本会議会議録冊子廃止により印刷製本費約186万円、ほかに紙使用量削減枚数年間約10万枚で、全員協議会資料約2万4,000枚削減、本会議会議録冊子分7万4,400枚削減しました。

上記以外の導入効果としましては、環境負荷軽減、2つ目には経費削減、事務改善、3番、情報伝達の迅速化、それから政務調査活動充実、5番目に危機管理対応の向上等々、多くの効果があったそうです。

はしょって紹介しましたが、要はISO取得により議会でも何か協力しなければと思ったところから用紙削減という取っかかりができたようです。その後の飯能市の活動状況もお聞きしましたが、行政側でも当然のことながら用紙削減に取り組んでいるとのことでお話でございました。

ただ、この事例を即本市に導入してはいかがでしょうかと言いたいですね。何か優柔不断な質問で申しわけないとは思いますが、取っかかりなんですよ。飯能市さんのようにISO14001を認証取得していればおのずと目標が見えてくるのですが、しかし現状の紙の使用量を見ればそうも言うてはおられないのではないのか。紙を使えば、全てではないでしょうが、ごみになります。逆に考えれば、紙の使用量を少なくすれば、ごみが減るのスパイラルになっていくのではと思います。

当然、市長におかれましては十分承知のこととは思いますが、今後の展望をひとつお聞かせください。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 太田議員から飯能市の事例なども御紹介をいただきながら、そのペーパーレス化というものについての新たな取り組みのきっかけづくりをどうしていくのかということも踏まえて、御質問をいただいたというふうに思います。

このペーパーレス化の推進というのは、先ほども申しあげましたけれども、経費の節減、それから業務の効率化だけではなくて、もう少し広い意味で、大きい意味でいえば、資源の保持とか地球の温暖化の防止という観点からもより一層進めなければならない大きな課題の一つだというふうに我々も認識をしているわけでありまして。市のほうでつくりました地球温暖化防止実施実行計画の中でも、目標を定めて取り組むことをしているわけでありまして。

そういった中でどういう取り組みを進めていくか、ペーパーレスに取り組む際にどういうものを検討していくかということになりますと、先ほど飯能市の例もありましたけれども、やっぱりいろんな情報通信技術の進歩というものを踏まえて、そういうものを活用しながら進めていくということになるんだろうというふうに思います。そういった意味では、この情報通信技術の日進月歩というものを十分我々も注視しながら、対応を進めていくということが必要なのではないかとこのように思っています。

ただ、やっぱりその中で、飯能市の検討の結果、検討の状況なんかもお聞きをしましたけれども、費用対効果の問題とか、特にそのほかで今、問題になっておりますのは、セキュリティの問題などもありますから、そういったものをもろもろ我々としても検討しながら、ぜひ大局的な視点からもペーパーレス化を大いに進めていくということが必要なんだろうというふうに思っておりますので、い

ろいろそのほかにも先進の事例などもあるんでありましょから、勉強させていただいて、対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 太田議員。

○太田芳彦議員 今、市長のほうから答弁ありましたように、ペーパーレスは簡単なようではありますがけれども、大変難しいと思います。ただし、これからの市政運営や環境に優しいまちづくりを实践するためにも、部分的な試行などを検討なされることをお願い申し上げておきます。

次に、通告番号2番、本市の住居表示について質問をさせていただきます。

住居表示に関する法律の目的を見てみますと、「合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な処置を定め、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」となっていますが、市内にはまだ十干番地の表示が多くあり、また番地についても順序よく並んでいないこと、複雑に入り組んでいるところがあります。

この件に関しましては、平成24年9月定例会で内藤議員が質問されていました。私も最近になって、あれ、何でこんなにわかりにくい住所になっているのかなと思うようになりました。というのも、新聞の弔慰欄を見ておりまして寒河江丙何番とありましたので、地元の方と思い該当する地域にお尋ねをしたのですが、該当者を訪ね当てることができませんでした。後日、聞いたところによりますと、石持地区の方のようでありました。

住所に関してどのように表示されているのか調べてみましたが、十干番地で表示されている地区は結構ありました。本市は、甲乙丙に分かれているのかなと思いますけれども、間違っていたら後ほど教えてください。

そこで、最初の質問ですが、過去に内藤議員の質問の中でわかりやすい住居表示にできないかの質問に対し、市長からは地域の皆さんの全ての世帯、事業所などを対象にしたアンケートを実施させていただき、賛意の確認をして、また法務局とも十分協議をした上で手続を進めていきたいと考えているとの答弁でありましたので、このことに関して動きなどありましたら、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 一昨年、の答弁の後、以降の動きということでありましたが、これは動きというふうになるのかどうかあれですけれども、市のほうに最近、先月ですけれども、ある町会の代表者の方から、町会の中にやっぱり甲乙丙などの十干表示の区域があるので、町名を変更し、十干表示を解消してわかりやすい住所にしたいがという御相談がありました。担当課のほうでわかりやすい住所に変更する場合、どのように進めていくかという流れでありますとか、住所を変更することによって各自にどのような手続が必要になるかなどということをお説明申し上げたところであります。

そういった中で、地域の方々にまず議論、検討をしていただくということにさせていただきましたので、この件については今後、地域の皆さんの中で十分検討を踏まえて、市のほうでその結果を受けて適切な対応をしていくということになるというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

今、答弁ありましたとおり、やはり対象地域に住んでおられる皆様の合意形成が必要になるわけがありますので、慎重な検討が必要なことは十分に理解できるんでありますけれども、私もこんなこと

がありまして、寒河江市の住宅地図を引っ張り出して、いろいろ調べてみて疑問なところが出てまいりましたので、例を挙げてみたいと思います。

1点目は、栄町の信号の南側付近が甲乙丙が入り乱れている。また、六供町地区の西寒河江町会でも途中まで六供町2丁目で、そこから何軒かが寒河江甲になり、一番と奥、西側が寒河江市丙になっています。当然、わけがあつてこういったシステムになっているとは思いますが、実にわかりづらい。

寒河江市の住居表示を全て見直すとはいかなくても、私が例に挙げた地域は一部分かも知れませんが、まずはそんな地域から調査、見直しができないものか御所見をお伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市のほうで調査、見直しなどを積極的にできないのかという御質問であろうかと思いますが、先ほど申しあげましたけれども、この住所というのは地域の方々が目ごろから使っている、なじんでいるわけでありますね。そういったものでありますから、できるだけ利便性を高めていくというのは大変大事なことだというふうに思っておりますし、また一方で愛着を持っている住所を変更するということになると、住んでいらっしゃる方あるいはそこで事業を営んでいる方にとって、変更することによる新たな負担というのにもかかってくるということがあるわけでありますので、何度も申しあげますけれども、やはりそういうことについては地域の皆さんの合意形成が大事だろうというふうに思います。そういった意味で、地域の皆さんからの御要望を踏まえて対応していくということが、これまでもそういう形でさせていただいているところでございます。

そういう意味では、今のままでいいという方ももちろんいらっしゃいますし、やっぱり不便だということで変更してもらいたいという方も中にはいらっしゃるというふうにも思われますので、そういったことを十分議論をしていただくということが必要であろうかというふうに思います。

市のほうでは、そういう地元の皆さんの声を、まとまった声を受けて、それから市のほうで実際、次の段階として説明会を開いたり、アンケートをとったりという形で進めていくということになろうかというふうに思います。そういった意味では、まずは基本は地元の皆さんの声、御意見ということになろうかというふうに思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 太田議員。

○太田芳彦議員 ありがとうございます。

それから、ついでもありますので、住居表示についてももう1点、お尋ねをいたします。

私の住んでいる6町会での例であります。私の町会では比較的新しい住宅地がありまして、11戸は六供町1丁目4番9号という表示になっているんです。なぜこういった現象が生じるのか。また、こういう事例がほかにもたくさんあるんでしょうか。1点、お尋ねしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この住居表示というのは、街区方式ということで表示をさせていただいています。ということかということ、町名それから街区符号、住居番号という順番になっています。六供町1丁目4番9号ということであれば、1丁目というのが町名になるんですね。1丁目までが町名。それから、4番というのが街区符号、そして9号というのが住居番号というそういう順番で表示になるということでもあります。

太田議員おっしゃるのは、最後の住居番号が同じになっているという住宅が何軒かあるというわけ

ですね。これについては、住居番号をどういうふうにつけてきたかという、公の道路に沿って街区ごとに10メートル間隔で順番をつけていく。番号をつけていっているんですね。ですから、建物の住居番号は出入り口に接している番号をつけていくとこういうことになりますから、普通の場合はそれでいいんですけども、ただ袋小路になるとその袋小路が公の道路に接している部分が番号になっていくんですね。住居番号になっていきます。ところが、同じ袋小路に接していくと、中のほうが、袋小路は同じですから、中のほうの番号も同じになってしまうと。家が建っていても同じ番号になってしまっているというケースがあるのであります。

御質問をいただいたのを契機として、市内でどのくらいあるかということも見させていただきましたが、例えば4軒以上そういう同じ住所を使っている場所というのは、市内では40カ所ぐらい存在したというふうになっているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。今、非常に丁寧に説明していただきまして、私も理解することができました。ありがとうございます。

私が考えていたのは、単純に六供町1丁目4番9号から20号まで割り振りすればと思ったんですが、以前にその番号が存在しているということもあるようでありまして、なかなか難しいんでありますね。

実は、このことについては笑い話がありまして、この地域に住んでおられる〇さんと向かいに住んでおられるUさんの奥様が同級生で、同級会を開催したところ、住居表示が同じなため一緒に住んでいるのかと冗談半分に言われたとのことでありました。こういった誤解を生じさせないためにも、最後になりますが、住居表示を変更したいなどの要望があった際には、どのように対応していただけるのかお尋ねをしたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** そういうことが現実的にはありますので、今この住居表示を新たに行うという場合に当たっては、例えば新たな宅地開発などで住宅の着工が見込まれるような、さっき申しあげた袋小路に建てられるような住宅については、袋小路の、先ほども申しあげましたけれども、出口の番号を住居番号にして、ですけれども袋小路ですから同じ番号になってしまうということになりますが、枝番をつけて、それが重複しないような設定をしているというのが今の対応であります。先ほど申しあげましたけれども、現実的には今40カ所ぐらいそういう住所があるということでもあります。

ぜひ、そういう地域の方から変更などの要望があれば、我々としてもどういった対応ができるのか、先ほど申しあげました例などもありますけれども、いろいろ地域の皆さんと十分話し合いなどもさせていただきながら、よりよい解決の方法について取り組みを考えてまいりたいというふうに考えているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 太田議員。

○**太田芳彦議員** ありがとうございます。るる丁寧に御説明いただきまして、本当にありがとうございました。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

辻 登代子議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号3番について、10番辻 登代子議員。

○辻 登代子議員 おはようございます。

寒河江市の宝は、日本一のさくらんぼ紅秀峰に始まり、今年9月15日に行われる本市のシンボルの一つ、市民の祭り神輿の祭典、寒河江のおいしいブランド米つや姫、間もなく国史跡指定を受けることとなった古刹慈恩寺など数多くあります。この宝物を全国にPRし、これまで以上に寒河江市を応援してくれる人の増加を図ることにより、まちづくり寄附金、ふるさと納税の増額にもつながるものと思い、新政クラブの一員として質問させていただきます。

通告番号3番、今、全国で注目を浴びているまちづくり寄附金、ふるさと納税について伺います。

寒河江市は、新第5次振興計画に基づき「夢集い 人・緑輝く さくらんぼの都市 寒河江」を合い言葉に、市民一丸となってまちづくりを進めるために寒河江市まちづくり寄附条例を制定し、まちづくり基金を設置し、平成20年4月1日から施行いたしました。この条例の目的は、「寄附者の意向を反映し、個性豊かで活力のあるまちづくりに資すること」であります。寒河江市を訪れたことがある方、寒河江市出身の方、寒河江市在住の方など寒河江市のまちづくりに賛同し、協力していただける方の寄附金を基金に積み立てし、将来のまちづくりに役立てるものであります。

この制度の利点は、寄附を受ける自治体はまちづくりの推進が図られ、寄附者は寄附金のうち2,000円を超える部分が寄附の翌年度に課税される所得税と住民税の税額から限度額まで控除されるという点です。近年、他の市町村では返礼品の充実や手続の簡素化などにより寄附額が大幅に伸びたことが、新聞報道などでなされたところであります。天童市などは、今年度4月から7月までに1億円を突破するなど目立っているようです。

本市においても、今まで以上にまちづくり寄附金の増額を目指してどのように進めていくかを中心にお伺いいたします。

まずは現状を把握するために、本市のこれまでの寄附状況について伺います。過去6年間の寄附金の実績について伺います。年度ごとの寄附金の件数及び金額について、そして本市が力を入れている大きく8つの事業の中から事業を指定して寄附をすることができるようになっていますが、8つの事業区分ごとの寄附金の件数と金額について、そして県外と市内を含む県内居住の寄附件数と金額について伺います。2番目と3番目の実績については、6年間のトータルで結構です。よろしくお願いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平成20年4月からまちづくり寄附条例ということで制定をさせていただいて、この6年間寄附をいただきました。その実績について御答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず、年度ごとの件数と寄附額についてお答えをしたいと思います。平成20年度は19件で270万8,000円、平成21年度は31件で1,118万6,000円、22年度は31件700万5,000円、23年度は20件で481万4,000円、24年度は20件555万9,000円、25年度は38件で675万5,000円でございます。合わせますと、6年間で159件3,802万8,000円となっています。

寄附に当たっての指定する8事業ごとの内訳という御質問もありましたが、1つには次世代を担う子どもたちの育成に関する事業については32件で737万3,000円、2つ目、地域福祉の充実に関する事業には54件932万9,000円、3つ目、さくらんぼのまちづくりに関する事業については7件で68万円、

4つ目の中心市街地の活性化に関する事業では6件で71万4,000円、5つ目、美しい景観づくりに関する事業では15件99万8,000円、6つ目、歴史及び文化の継承、発展に関する事業については6件で44万円、7つ目、スポーツの盛んなまちづくりに関する事業については10件で163万1,000円、それから8つ目、グラウンドワークによる市民参加のまちづくりに関する事業では4件で46万2,000円ということであります。その他として、市にお任せをするあるいは寒河江まつりに対してなどという、そのほかにもありますが、その他として25件1,640万1,000円となっています。

それから、寄附された方の県外、県内別の内訳であります。県内が119件で合計金額は3,347万1,000円、県外が40件で455万7,000円。圧倒的に県内の方が多いということでもあります。以上であります。

○鴨田俊廣議長 辻議員。

○辻 登代子議員 明細に御答弁していただきまして、ありがとうございます。

こうした状況を踏まえ、後ほど質問することに関連いたしますが、2点について伺いたいします。

まず1つ目は、6年間の寄附金の件数や金額について伺いいたしましたが、その実績についてどのような評価をしているのか伺います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 去年の実績、先ほど答弁申しあげましたけれども、675万5,000円ということでもあります。これは、新聞報道でありますけれども、県それから県内の市町村のふるさと納税の実績によりますと、13市の中でいえば多い方から5番目の状況、実績というふうになっているようでもあります。

先ほど数字を答弁申しあげましたけれども、6年間、年平均で約630万円、1件当たりの寄附額は約24万円ということでもあります。本市にかかわりのある方が継続して寄附をいただいている場合が多いということでもあります。大変ありがたく感謝しているところでございます。そうした貴重な浄財を、またそのお気持ちをぜひ酌んで、我々としてはまちづくりに有効に活用してまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 辻議員。

○辻 登代子議員 ただいま御答弁の中に、ずっと寒河江市を支援していただく、ずっと継続している方がたくさんいらっしゃるということで、本当にありがたく思っております。ぜひこの継続を長く続いていただければなというふうに思うところでございます。

次に、例えば県外が多く県内が少ないのか、または県外が少なく県内が多いのはなぜなのか、その実績、割合を見て、どのように考えているのか伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども御答弁申しあげましたが、寄附された方の件数でいくと75%が県内の方であります。25%が県外の方ということでもあります。金額でいうと88%が県内の方、県外が12%ということで、実績としてはそういうふうになっているところであります。

我々としては、大変そういう貴重な浄財でありますから、今後とも引き続きそういう寒河江を思っただけの方とのつながりというものを大切にしていける必要があるなというふうに思いますし、どちらが多いからどうだということにはならんのだというふうにも思いますけれども、できるだけいろんな機会を通して、観光なんかも含めて寒河江の魅力を県外の方などにもやっぱり十分に知っていただくということを通して、このまちづくり寄附金にも御賛同していただけるような機会をふやしていく、

充実していくということを考えていきたいなというふうに思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 辻議員。

○辻 登代子議員 ただいま御答弁の中に、県外が12%、県内が88%、県外の方をもっともっと支援していただく方を募るということもすごく大事なことであって、これからの増額に向けての取り組み対しては重要な課題ではないかなというふうに私も思っているところでございます。

次に、今年度に入ってから新聞報道によりますと、天童市などは寄附金から返礼品の費用などを差し引いた実質的な寄附額は2割程度と見ているようです。自治体によりそれはさまざまだと思いますが、特産品のPRや販売促進に考え方をシフトする自治体が多くなっているの、そんな意味合いで伺いたいと思います。

寒河江市の場合は、寄附金から返礼品などの費用を差し引いた実質的な寄附金額は現在どの程度なのか伺いたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市におきます返礼品というのは、基本的には寄附の金額に応じて返礼品で対応しているということになるわけでありまして。具体的に申し上げますと、5,000円から3万円までの御寄附の場合は、交流人口の拡大、市内外の交流人口の拡大ということを狙いとして、市内の協賛店でいろんなサービスを受けられるような「ありがどさま！さがえパスポート」を発行したりしているわけですね。さらに、3万円から10万円までの御寄附の方に対しては、各種団体や店舗、それから企業などから、これも協賛をいただいて、「さがえまごころ便」として詰め合わせを送付をさせていただいております。さらに、10万円以上の場合ですと、さくらんぼ紅秀峰でありますとかつや姫でありますとか、さらには観光協会のさがえうまいもの詰め合わせなどを寄附金額に区分して、さらに区分して返礼をしているということでありまして。

何を申しあげているかということ、寒河江市の場合は協賛店からの協力が多くということで、その返礼品の費用については、年間平均7万円程度であります。そういう意味では、実質的に寄附がどの程度の割合になっているかということになると、約99%が御寄附であるというふうに、ほぼ全額が御寄附だというふうな実態であります。

○鴨田俊廣議長 辻議員。

○辻 登代子議員 寒河江市の場合は協賛店が多いということで、本当に協賛している方々にも私のほうからも感謝申し上げたいと思います。

次に、ここからは今後の寄附金の一層の増加を目指し、寄附がしやすい制度づくりについて伺いたいと思います。

現在、寒河江市では寄附をいただいた方への返礼品は「5,000円から3万円未満」「3万円から10万円未満」「10万円から50万円未満」「50万円から100万円未満」「100万円以上」の区分での対応となっています。この区分をさらに細分化するとともに返礼品の充実を図ることにより、寄附や交流促進のきっかけにもつながるものと思います。例えば、「3万円から5万円未満」「5万円から10万円未満」「10万円から20万円未満」などというように寄附金額の区分けを細分化した上で、慈恩寺が国史跡指定を受けることにより、本市の観光面での魅力アップにつながるものと期待されていることの契機を捉え、慈恩寺の参拝と組み合わせたイチゴ狩り、さくらんぼ狩りなどに代表される農産物のもぎ取りを初め、四季折々の農作業体験ツアー、ゆめタネ@sagaえ見学、寒河江川のアユ釣り、神輿の祭典体

験なども返礼品として扱うことで、寒河江市と寄附者との交流が深まるものとも思いますが、いかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御提案をいただきましたが、先ほども申しあげましたけれども、寄附金額に応じて現在も返礼をさせていただいているということではありますが、そういう御提案もありましたし、先ほどからことしいろんな他の自治体なんかでも返礼品の充実などということがありまして、寒河江市でも市制施行60周年だというようなところで、この6月に「さくらんぼdeおもてなしキャンペーン」ということで、特別に市外の方を対象にして1万円以上の寄附をされた方の返礼品として5,000円相当の紅秀峰の詰め合わせ、プレミアムさくらんぼとして特別に返礼させていただくということをホームページでお知らせをしたところ、非常に短い期間ではありましたが、県外の方から20件ほど、54万1,000円ほど寄附の申し込みがございました。

そういったことで、返礼品の内容によっては関心をお持ちの方がふえるということも現実としてはあるんだということを我々も感じたところでございます。

そういったこともありますので、ぜひ我々としてはさくらんぼだけでなく、いろんな寒河江の名産、農産物も含めてございますから、米も含めて特産品がありますから、そういうもののPRも兼ねてその返礼品の充実というものを今図ってまいりたいというふうに考えておりまして、魅力ある特産物などのリストアップを今しているところでございます。早目に再スタートをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

辻議員からは慈恩寺あるいは神輿の祭典、それからさくらんぼ狩りなどもセットをして、ツアーなども含めて返礼品としてはどうかということでもあります。ぜひ我々もそういったことも含めて、次のステップとして大いに検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○鴨田俊廣議長 辻議員。

○辻 登代子議員 大変心強い御答弁ありがとうございました。

最後になりますけれども、寄附金の増額に向けての取り組みの方法として返礼品を魅力あるものにする 것도大事ではありますが、納入しやすい環境を整えることも大事だと思っております。

そこで提案いたしますが、インターネットを通じてのクレジット払いで簡単に寄附ができる体制をとられてはいかがでしょうか。具体的に申しあげますと、本市のホームページを見たときに、まちづくり寄附金ふるさと納税に関する項目がすぐ目につくようにすること、このページに入ったときに返礼品の情報がわかりやすいこと、そして、納入手続が簡単にできることが必要だと思います。こうした取り組みは、県内の市町村では山形市、酒田市、村山市、尾花沢市、最上町などで取り組まれて成果を上げているようです。本市においても、インターネットを通じてのクレジット払いによる寄附ができるようにすることについて伺いいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江を思ってくださいの方が、気軽に御寄附いただけるような環境をつくっていくことは大事なことだというふうに思っていますから、例えばホームページなどももっとわかりやすくして、すぐ検索しやすいようなものにつくっていくということもしていかなきゃなりません。

それから、御提案のありましたインターネットによる振り込みなど、インターネットを通じたクレジット払いについても、先ほど県内でも多数の自治体でこれを導入しているようでありますが、各市

の状況を見ますと平均して寄附申し込みの半分以上、5割から7割、多い自治体ですと9割がインターネットによる申し込みであるというところもあるわけでありまして、大変有効であるというふうにも見られますので、我々としても、寒河江市としてもぜひ寄附される方の選択肢の一つとして行われるよう、これは早急に対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 辻議員。

○辻 登代子議員 インターネットクレジット払いによる寄附金の増額に向けた取り組み、早急に実施していただけるということですので、本当にありがとうございます。

ことしの春に、山形新聞社が県と全35市町村を対象にした調査結果によりますと、2013年度は県と26市町村では寄附額が前年度より増加し、そのうち16市町村が2倍以上にふえたとのことでありました。インターネットを通じてのクレジット払いによる手続の簡素化が寄附増加の原因の一つにつながったとも言われております。ぜひ、この制度を取り入れていただき、寄附の増額に向けての取り組みをお願いいたしまして、国におきましても2015年度から税金が軽減される寄附の上限を2倍に引き上げ、関連手続の簡素化を検討するようです。

本市におきましてもこの制度の利活用を図っていただき、財源確保と産業振興のためにまちづくり寄附金ふるさと納税の増額に向けての取り組みをよろしくお願い申しあげまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

後藤健一郎議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号4番について、4番後藤健一郎議員。

○後藤健一郎議員 早速ではございますが、通告に沿って、順次質問をさせていただきたいと思います。

通告番号4番、さくらんぼシーズンに市が中心となって開催する事業とその広報についてです。

まず最初に、6月に開催される事業とその周知についてです。

御案内のとおり、我が寒河江市は特産品であるさくらんぼを中心としたまちづくりを行っております。そのため、6月にいろいろな事業、イベントを行い、より多くの方に寒河江に来ていただく、寒河江に来た方に楽しんでいただく、寒河江の名前を高めようと市長を初め職員の方々が苦心されながら、いろいろな事業をつくり上げているものと思います。それは重々承知をしておりますが、「イベントが多過ぎて、今週末何があるのかがよくわからない」と市民の方から御意見を頂戴いたしました。

少し6月を振り返ってみたいと思います。

6月1日、市観光さくらんぼ園開園式に始まり、7日ゆめタネ@さがえ開幕、加藤登紀子さんのコンサート、15日さくらんぼの日、さくらんぼの種吹きとばし全国大会、さくらんぼマラソン大会、22日さくらんぼウォーク、29日チェリンとあそぼう！2014が開催されました。

また、7日ゆめタネ@さがえ開幕と言いましたが、ゆめタネはゆめタネで4週にわたって、土曜日はさがえ60市民フェスタとして市民が主役のステージが行われ、8日のダンスフェスティバル、14、15日の冷たいラーメン祭り、21、22日の野の市、22日の仮面ライダーショー、28日花あかり月うたげ、7月6日はクレヨンしんちゃんショー、その他にも多数のイベントが開催されました。

もちろん、ことしは市制施行60周年ですので、それにちなんだ事業もあるため、例年よりももちろ

ん多いと思います。それも承知しております。しかしながら、昨年も行われているものも多数ありますので、ことしに限って物すごく多いというわけではないと思います。

さて、私がまず検討の余地があるのではないかと思うのが、その周知についてです。現在、これらの事業はそれぞれ担当課の方が考えてやっていたらいいと思いますが、それゆえそれぞれの事業ごとにポスターがあり、市民の方からは「協力したいんだけど、余りにも多過ぎて張り切れない」、「何を外して何を張ったらいいのかよくわからない」という声がありました。私が覚えている範囲内ですけれども、さくらんぼに関しては寒河江のさくらんぼのイメージポスター、紅秀峰のポスター、観光さくらんぼ園オープンのポスター、そしてゆめタネのポスター、さくらんぼ種吹きとばし大会全国大会、さくらんぼマラソン、さくらんぼウォーク、チェリンとあそぼう！。ことしだけだと思いますが、これにプラスして慈恩寺の御開帳、加藤登紀子さんのコンサート、大きなポスターだけで10枚以上あったかと思います。

これに加えて、行政以外でこの期間に行われたもの、例えばノスタルジックカー・ミーティングやツール・ド・さくらんぼといったものや通年で告知をお願いしているちえり〜マルシェのポスターだったりも入れますと、確かに市民の方がおっしゃるようにポスターが張り切れないという御意見もなるほどと思います。

市の事業に対して非常に協力的な市内の店舗さんや企業様からさえ、「ポスターが張り切れない」というような声が聞こえてくる現状でありますので、寒河江市外や県外にもポスターの掲示をお願いしていると思うんですけれども、果たしてこれだけの数のポスターを送付してどう扱われているのかを想像すると、少し不安になる部分がございます。

また、今は告知用のポスターの話だけをさせていただきましたけれども、テレビやラジオ、新聞、フリーペーパーといった有料、無料のパブリシティまでを考えると、悪く言ってしまうとにかくどんどん出すという感じで、一つ一つの事業、イベントの印象が薄くなってしまい、結果的にせっかくたくさんさんの事業、イベントを考え、たくさんのお金を使っても、市民を初めとした皆さんの頭に強烈には残らず、効果的な集客につながっていないのではないかと不安もあります。

6月を盛り上げようと意気を感じて動いていただいている民間や有志団体の事業は別として、せめて市が主体となって行う事業に関しては、系統立てた一貫性を持ち、ブランドイメージの統一を行って、告知のロス、予算のロスを抑える周知をする必要があると私はと思いますが、市長はいかがお考えでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市におきましては、御案内のとおりさくらんぼのシーズンに合わせてさまざまな企画を実施しているところでありますし、ことしでも12ぐらいの催しを実施しているんであります。さくらんぼの時期にいろんな催しをするというのは、もちろんさくらんぼの集客の効果的な拡大、充実ということと、それにあわせて寒河江のいろんな魅力を発信していくために、さくらんぼの時期にそういういろんなイベント、催しをして、さらにさくらんぼ狩りでなくてプラスアルファのために寒河江に来ていただくというようなことを考えているわけであります。もちろん、寒河江だけがさくらんぼ観光地ではありませんから、そういう意味で魅力あるものを発信していくことにしているところであります。

去年の3月議会でも後藤議員からは御質問をいただいて、その中でも寒河江はいろんなことをやっ

ているんだねとか、何かいつでも寒河江に行けば楽しいことがあるんだとそういうイベントをどんどん企画してほしいというような御質問をいただきました。

市としても戦略としてさくらんぼシーズンには毎週、極端に言えば毎日でもいろんなイベントを実施していくということで取り組んできたところではありますが、しかしながら今、御指摘のように1カ月という大変短いシーズンの間にいろんなイベントを企画する、そして従来からのイベントにあわせてまた新しいイベントも加えてということになりますと、土日が中心でありますから、同じ日にイベントが重複するなどということもあるわけでありまして、対象が違うから相乗効果が生まれるんだというわけでありましてけれども、やっぱりそこは少し考えていかなきゃならないというふうに思います。

ことしも、今、庁内でもさくらんぼ祭りについての検証というものを改めてさせていただいて、やはり整理統合すべきもの、あるいは開催の時期を変更していくべきものなどというものもいろいろ検討させていただいて、より効果の上がるような実施、イベントに向けて検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

特に、ポスターについても御指摘をいただいているわけではありますが、後藤議員はそういう方面は造詣が深いわけでありまして御案内かと思っておりますけれども、ぜひそのイベントの内容をできるだけ詳しくPRしたいということになると、市報とかホームページだけではなかなか伝え切れないということがあって、それぞれのポスターのほうに詳細な内容まで詰め込んでいくということになると、やっぱりそれぞれポスターをつくりたいという気持ちになるんでありますし、先ほど御指摘ありましたけれども、エージェントのほうからも営業用としてぜひあったらいいなという要請があってつくっていくなどということがあろうかというふうに思います。

しかしながら、大分ネットのほうも普及しているわけでありまして、そのポスターなどについても全体的なイベントを総括するようなポスターというものをつくる、最小限の情報でつくっていく、あるいは詳細はネット、ホームページでというような方法もあろうかというふうに思いますので、そこら辺についても検証していきたいというふうに思います。

いずれにしても、限られた経費で最大の効果を上げていくということが必要でありますから、効率的な事業に進めていく工夫をやはり続けていかなければならないというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 非常に私の思いといいますか、意を捉えていただいた御回答で、大変ありがたく思います。

6月の前に出す寒河江さくらんぼ祭りという大きなポスターがあって、あれは山形デザイン専門学校の生徒さんがコンペによってイラストを描かれているやつを中心にしたポスターだと思うんですけども、そのポスターにはイベントが結局今申しあげたことは全部書いてはあるんですよ。書いてはあるんですけども、やっぱり今、市長のほうがおっしゃられたように、イベントのどうしてもタイトルだけではよくわからないということがあって、やっぱりそれぞれのポスターなりというのが今出されているというのが現状だと思います。

この周知については、もう少し別な角度からお話をさせていただきたいと思います。

私は、2013年の3月の定例会の一般質問で2013年度から組織の見直しが行われ、観光情報課はさくらんぼ観光課に、そしてイメージアップ推進室は政策推進課イメージアップ戦略室に変更されたこと

に触れまして、イメージの統一、マスコミの問い合わせ窓口の一本化、同時期に開催されるほかの課のイベントとの連動性などを考慮し、1つの部署が情報発信に関しては全てを把握しているとより高い広告効果を得られると思うというお話、一般質問をさせていただいております。

今回、一般質問させていただいておりますけれども、この6月の事業というのが、私が以前に申しあげたとおり、まさにそれですね。他の課とのイベントの連動というのが、まさにこの6月がそうだと思います。現在、各課でそれぞれ対応しておりますけれども、どの事業やイベントであれ、どの担当部署であれ、全て寒河江市のイメージに直結するものであります。このように、市内外に発信される情報は統一した告知宣伝、統一したイメージが必要だと思われます。

それぞれの担当課で印刷会社やマスコミ各社との打ち合わせをするのでは、やはりその事業やイベントによってイメージ、ポスターから受けるイメージも変わってきますし、何より1から10まで全てを話さなくてはならないというのは、非常に私は時間がもったいないと感じております。また、発信される情報もそうですけれども、開催される事業、イベントも一貫性を持つために、全体を俯瞰で見る人、全体を俯瞰で見る部署というのも必要になってくるかと私は思っております。

情報発信の窓口を一本化できる人や部署、6月に行われる事業、イベントの全体を把握して、言ってしまうと交通整理ができる人や部署というのが必要かと思っておりますけれども、その点について市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御質問がありましたけれども、観光イベントの情報発信はもちろんでありますけれども、観光イベント以外でも市のイメージの形成に係るような他の分野の事業などについても含めて、この市の情報発信というものを総合的に行う司令塔的な役割を担う部署というのは、先ほど御質問にもありましたけれども、政策推進課のイメージアップ戦略室というものを新たに設置して、そこで取り組むというふうにしているわけであります。

具体的にはどういう仕事をしてきたのかといえば、例えば昨年度からいたしました「ツール・ド・さくらんぼ」の開設でありますとか、「花咲かフェア」を「ゆめタネ@さがえ」に移行する取り組みでありますとか、それからことしの「さくらんぼマラソン」のリニューアル、さらには今年度の60周年記念事業などについて戦略室が中心となって、全体調整も含めて取り組んできたところであります。

60周年記念事業などについてもそれぞれの課で担当しているというんですかね、いろんな課でまたがって担当しているところがありますから、調整をしてきたところではありますが、先ほど御指摘のあったようにそういう全体的な調整、あるいは司令塔、あるいはイメージの形成を一元化していくという意味からすると、戦略室の設置目的からすれば、まだまだ仕事としてはこれからなのかなというふうにも御指摘があらうかというふうに思っているところであります。

そういった点も踏まえて、これからどうするのかということになろうかというふうに思いますが、ことしの、なかなかそういうことも踏まえて、現在市役所の庁内に政策の研究組織「タスクフォース」を設けておりまして、寒河江市の情報発信を全体的にしていくためのいわゆるシティープロモーション、シティーセールスの観点からどういうふうに取り組んでいくのかということを研究、プロジェクト的なものをつくらせていただいて今進めています。やはりいろんな、先ほど来お話ありますけれども、社会環境の変化に応じた効果的な情報発信をどういうふうに進めていくのかということを検討していきたいというふうに思います。

これは、もちろん来年度の予算、あるいは組織などにも当然その検討結果を踏まえて対応してしなければなりませんので、今急いで進めているわけではありますが、そういった結果を踏まえてイメージアップ戦略室の今後も含めて戦略的な効果のある施策の推進、情報発信なども進めていきたいというふうに考えておりますし、やっぱりそういうふうに進めていかなければいかんのかなと、寒河江をどういうふうにして全国的に売り出していくかということを考えれば、さらにそこら辺はキーになってくるんじゃないかというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 後藤議員、ちょっとお待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時52分

再 開 午前11時05分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤議員。

○後藤健一郎議員 さっきの質問では、今後効果的な事業の検証を行ってきたいというお話がありました。今回、やはり冒頭から申しあげておりますけれども、6月はさくらんぼの一番最盛期でありますので、やっぱりそのシーズンに寒河江を売り込んだり、もしくは寒河江の名前を高めるためにということではいろいろと事業をしていただいているわけなんですけれども、やはり場合によっては6月だけではなくて、収穫の秋とか、好天でありますので、イベントが行いやすい今の時期とかに開催をずらすというのがあるとは思いますが、その点についてはぜひ検討していただいて、より効果的な事業を行っていただければと思います。

また、庁内で、「タスクフォース」のほうでシティープロモーション、シティーセールスについても研究されているということでした。私が思うに、市にとって一番大事なのは、やはりイメージというのだと思います。寒河江市の農作物なら買ってみたい、寒河江市なら行ってみたい、寒河江市なら住んでみたいと。農作物や商工の製品の売れ行き、観光、人口問題、さらにいえば少子化問題等、全てについて寒河江市のイメージというのがやはり非常に大事だと思いますので、今後庁内での研究であったり、あとはイメージアップ戦略室の拡充ということでの今後の活動等、ぜひ御期待させていただき、そしてお願いしたいと思います。

次に、先ほど話でも少し触れさせていただきましたけれども、続いての質問はゆめタネ@さがえの今後についてです。

花咲かフェアがリニューアルいたしまして、ゆめタネ@さがえになりましたけれども、「30万人に30万通りの楽しみ方を」というコンセプトのもと、幅広い層のお客様に多く来場してもらえるような内容となりました。しかしながら、「花を愛でる」という明確なコンセプトのあった花咲かフェアと違い、市内外も県内外も観光客もファミリー層もとにかくいろんな人に来てほしいと間口を広げたために、このゆめタネ@さがえという事業が少しぼやけてしまっているのではないかと私は思っております。

そこで、まずお伺いしたいのですが、花咲かフェアの最終年度、ゆめタネ@さがえの1年目の昨年、そして2年目のこととここ3カ年の入所者数の推移を教えてくださいたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平成24年、花咲かフェア最終年は、入場者数約20万8,000人でした。昨年、ゆめタネ@さがえのスタートであります約31万2,000人、ことしは約26万9,000人という入場者数になっております。

○鴨田俊廣議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

花咲かの最終年度はぐっと落ちていたんですが、ゆめタネになってから1年目で約31万2,000人、そしてことしが約26万8,000人となっているということで、昨年からことしにかけておおよそ5万人、入場者が減ってしまったわけなんですけれども、市長はこれはどんなことが要因で落ちたのかと分析されていらっしゃいますか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ことしが減少した要因というのは、大きく3つに分析しております。

1つには、やっぱりことし期間中、特に週末に天候が悪かった、雨が多かったというのが一つの要因であります。

2つ目は、寒河江市というよりは東北六魂祭でありますとかデスティネーションキャンペーンでありますとか、他の地域あるいは大きなイベントがありました関係から、訪れる観光客が分散化していたのではないかとということも要因として挙げられます。

3つ目は、さくらんぼ狩りの観光客について、寒河江市を訪れるさくらんぼ狩りのお客さんについて、ことしは若干減少したということも要因の一つではないか。この3つが大きい要因の一つではないかというふうに分析をしております。

○鴨田俊廣議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 3つの要因ということで、まず1つ目は雨天が多かったと。2つ目が、六魂祭とかデスティネーションキャンペーンによって、寒河江市以外に言ったほうがいいんでしょうかね。観光客が分散化したと。3つ目としては、寒河江市へのさくらんぼの観光客自体が減少したので、このゆめタネ@さがえに寄っていただく方も少なくなったと思うという3つの要因ということでございました。

屋外型のイベントですので、もちろん天気にも左右されることもあると思います。六魂祭とデスティネーションキャンペーンは、本来であれば観光客の底上げを狙ってやる事業ですので、これで本当は分散化するというのはちょっと本末転倒な部分も感じるわけではありますが、それにしてもそれはことしに限ったものでありますので、次年度以降、この要因について、この2つに関しては、余り来年は関係ない。雨天はちょっとどうか分かりませんが、特に2番目に関しては関係ないのかなというところだと思います。

3番目のさくらんぼの観光客数については、このゆめタネ以外の要因もあると思いますので、このイベント自体の内部的な理由的なものから考えると、ちょっと私はこの1年でやっぱりこれだけの数が減ってしまったと。逆に言えば、前の花咲かからはふえているわけではあるんですけれども、1年でやはりぐっと減ったというところの要因としては、私は1年目、要は去年ですね。来た方が、非常にたくさんいらっしゃった。多分期待して来た方も多しだと思いますし、どういうふうに変ったんだろうという方も多かったと思うんです。それが、やっぱりちょっと違っていただかなというふうに思って、ことし来なかったお客さんというの中にはやっぱりいらっしゃるのではないかと考えており

ます。

花咲かフェアというふうについていますと、ああ、あそこに行くと花が見れるんだなということで、ずっとそのイメージといいますか、あると思うんですけども、ゆめタネ@さがえと名前を聞いただけではよくわからないので来てみた。だけど、ちょっと違うかなと思ってことは来なかったという方もその5万人減った中にはいらっしゃるのかなと思っております。

県外からお客さんに来ていただくには、県外の施設よりもやっぱりすばらしいものが必要になると思います。例えば、すごい遊具があるよということで、遊具でお客さんを寄せるなら、県外にはない遊具がこの場所に必要になりますし、花を見に来てくださいねというのであれば、県外にはない花の種類とか数が必要だと思います。県外とこだわらずに、例えば寒河江市以外、この周辺、近々からお客さんに来ていただくには、県内でもうここだけだよというようなものが必要になると思います。

当初、一番最初申しあげた30万人に30万通りをということでありましたけれども、全ての世代に来ていただけるほどの目玉を用意するならば、例えば県外からのさくらんぼ狩りの観光客の方にとっての目玉、シルバー層にとっての目玉、ファミリー層にとっての目玉、こういった各世代ごとにやっぱりやりたいこと、目指すものが違いますので、各世代ごとに目玉を取りそろえなければならなくなってしまうと思います。

ただ、やっぱりその目玉となるものというのは、非常にお金もかかってくるわけであります。私がお会場にお邪魔させていただいて、一番お金がかかっていると思われるアトラクションが、私は多分その事業での目玉になっていると思うんですけども、ことしであればブレイブジャンプ。おりてくるやつですね、ロープで。去年であれば、ジップライン。こっちからこっちまでロープを伝って駆けおりるというんでしょうかね。あたりが、多分この目玉と言われるものだと思います。アトラクションではありませんけれども、あとは花あかり月うたげのときの花火というのも、これも一つの目玉だと思います。看板といいますか、ランドマーク的なものですので、これ単体での費用対効果というののもどうかと思うんですけども、ちょっと参考までになんですが、このブレイブジャンプにかかった費用と利用者数、去年のジップラインにかかった費用と利用者数。そして、花火というのは利用者というのはわからないんですが、多分この行われた6月28日の来場者数というのが非常に多くなっていると思いますので、これは多分花あかり月うたげ及び花火を目当てに来ている方だと思いますので、この6月28日の来場者数と花火の打ち上げにかかった費用というのを、もし個別に集計していらっしゃいましたら教えていただければと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私のほうから、アトラクションの費用と利用者数をお答えしたいと思います。

去年のジップラインの費用については約600万円、利用者数は約1,600人でございます。ことしのブレイブジャンプについては、費用が約280万円、利用者数が約700人でございました。花火については、去年は500発でしたから100万円ですかね。ことしは550発で110万円ということであります。花あかり月うたげについては、観覧者約4,500人ということになっております。

○鴨田俊廣議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

ブレイブジャンプとかジップラインというのは、行ってすぐできなくて、行って上まで上って、そしてそのシートベルトなり安全装置をしなければならないという、ほかのアトラクションよりも時間

がかかるということもあると思うんですけども、やっぱり目玉ではあるんですが、その期間中の利用者数というのは物すごく多いと、26万8,800人のうちに、例えばことしであればブレイブジャンプのほうは700人なわけですから、目玉でお金をかけても結局そこですごく多い人数が利用されているわけではないというのが今、数字を聞いての私の感想であります。

あと、やっぱり花火のほうは非常に集客というのがあって、今、花あかりのほうでの観覧者数は4,500人ということだったんですけども、たしか去年までの来場者数とかを見ていると、例えば30万人ぐらいの入場者であれば、そのうちの1割ぐらいの方がこの花あかり月うたげ及び花火の日に来ているというような入場者数だったかと思います。やっぱり、こういうものは、言ってしまうとお値段が100万円という割には1割の方をそこで集めるというのは、非常に費用対効果の高い目玉だなと思います。

私が思うに、本当に何度か足を運んでそのとき見た、感じたというレベルですので、もしかすると厳密な数字からは違っているのかもしれませんが、ジップラインなりブレイブジャンプなりを利用されていた方というのは、小学校の高学年ぐらいから中学生ぐらいの、いわゆる少し大きなお子さんという印象があります。この方たちですと、もちろん御家族連れというのもありますが、周囲の小学校、中学校から自分たちでこのゆめタネに来ているという方もいらっしゃるかと思います。それが、これぐらいの利用者数だったと、ブレイブジャンプだと700人という利用者数だったということでした。

私は、済みません、非常に私個人的な話になりますけれども、私は子供が3人おりまして、3人が今5歳と3歳とゼロ歳という非常に小さい、乳幼児の子供しかいないものですから、このブレイブジャンプとかジップラインというのでは遊ぶことができないんですよね。そうすると、どういうところで遊ぶかという、センターハウス前に設置されていたウオーターバウンダーとかわんぱく砦の近くにステーションがあったかと思うんですけども、ポップトレインとこの2つが非常に乳幼児向けでありましたので、これらのアトラクションで遊ばせていただきました。この2つは、あくまでも私が感じたという私見中の私見ではありますが、非常に費用対効果が高いのではないかという気がいたしました。もしわかれば、そのウオーターバウンダーとポップトレインの設置にかかったお金と利用者数をお教えてください。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ウオーターバウンダーについては、大変利用者数が多くて約3,500人、費用は約30万円でした。ポップトレインは、さらに利用者数が多くて約4,700人、費用が約140万円ということでありました。

○鴨田俊廣議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

今挙げた2つ、ウオーターバウンダーにしてもポップトレインにしても、昨年度もありましたので、多分昨年度もそうだったのかなと思うんですけども、やっぱり非常に派手なもの比べて、地味ではあるんですが、ウオーターバウンダーのほうは30万円の費用で3,500人が遊んでいると。ポップトレインのほうは、土日という週末しか運行しておりませんので、多分日数で数えると8日とか10日とか、それぐらいのレベルかと思うんですが、それで140万円かけて4,700の方が楽しんだということでありました。非常に費用対効果の高いアトラクションだなというのが、やはり感じられます。

ことしのアトラクションでいうならば、私は3D迷路なんかも非常に利用者数が多くて、費用対効果も高いのではなかったのかなと感じるところであります。ただ、どうしても池の上でぐるぐる回っているウォーターバウンダーとか園内を周遊しているポップトレインというのはやっぱりちょっと地味でして、また乗る方も限定される。やっぱり小さいお子さんとかファミリーしか乗らないというのが本当のところだと思うんですけども、やっぱりこういったものは費用対効果が高くても看板と言うにはちょっと難しいのかなと。どうしても派手なものというのが、やっぱり看板としては必要に、目玉として必要になると思うんですけども、派手なものは費用対効果が低くなりがちと。地味なものは、非常に費用対効果は高いんだけど、なかなかそれだけでは皆さんを呼べるような目玉になりづらいという、非常にアトラクションの選定というのは、悩ましいというか難しい部分が多々あるのではないかと思います。

しかしながら、やっぱり利用者数イコールゆめタネでいい思い出づくりをできた人ということだと思いますので、できるだけ多くの方に利用していただけるアトラクションを今後も検討していただければと思います。

今、お伺いいたしましたのは、あくまでも常設されていたアトラクションですので、もしかするとイベントのほうで、例えば熱気球の体験乗車なんていうのも今回あったわけですけども、熱気球のほうがお金がかかっているとか、冷たいラーメン祭りのほうがお金がかかっているとかあるかもしれませんが、アトラクションやイベント一つ一つ聞いていったら切りがなくなりますので、そこら辺は割愛させていただきたいと思いますが、結果的にやはり目玉となるものをつくるにはそれなりにお金がかかるわけですし、30万人に30万通りの楽しみ方を提供するには、もっとやっぱりお金をかけなくては行けないと。言い方を変えてしまえば、30万人に対しての目玉をつくるということになれば、今の予算では到底ちょっと足りないのかなと、非常に困難なのではないかなと思っております。

みんなに来てほしい、全ターゲット、全部の世代が欲しいというのは非常に欲張りですし、結果どっちつかずになってしまっているのではないかなというのが私の感想なんですけれども、もちろんそれ以外の人も楽しめるけれども、まずはメインとなるターゲット、ここを狙って、もちろんそれ以外の人も来ていただいて楽しめるというふうにメインとなる層、ターゲットを決めていかなくては行けないのではないかと考えるんですけれども、市長の御見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おっしゃるとおり、ゆめタネについてはこれまでの花咲かフェアと大分趣というんですかね、対象などについてもイベント内容自体も変えましたので、そういう対象も変わってきたのかなというふうに思います。

どちらかというと、花咲かフェアについては一言で言うと見学するイベントというようところがあったのではないかなというふうに思いますが、それに対してゆめタネについては、我々がそういうことを目指しておりますから、体験するイベントにしようということでありました。そういうことからすると、花咲かフェアについてはある程度短時間でも、要するにツアーで来られたお客さんでも短時間で見学して帰られる、そういうようなのに対応もしていくイベントであったのではないかなというふうに思います。

ゆめタネのほうは、どちらかというとある程度自分の意思でゆめタネに来て楽しんでいく、少し時

間をかけて楽しんでいくというようなことで、そういうイベントの内容を充実してきたというふうに思います。

ことし、この来場者についてアンケート調査をさせていただきましたので御紹介しますと、サンプル数は351でありましたから、その結果だというふうに御理解をいただきたいと思いますが、どこからいらしたのかということでは、市内の方は27%、寒河江市以外、村山地域からは48%、半分ぐらいですね。それから、宮城県からは12%というふうになっています。それから、ツアーの観光と家族観光の割合であります。ことしの場合はツアーのバスで来られた方というのは7%でありました。去年は18%ぐらいだったんですけどもね。逆に、自家用車、家族観光車というのがことしは82%、去年が71%とこういうふうになっています。ふえています。ことしは、来場者の61%がアトラクションを楽しみに来たという回答をしております。楽しめた、とても楽しめた、楽しかったというのが、感想としては88%、普通だったというのが10%で、楽しくなかったというのが2%になっているようであります。

そういうことからすると、ツアーの観光客の方は大分減ってきているということで残念なんでありませうけれども、その分、家族旅行のお客さんがふえている、それを補っているというふうに、しかもおおむね満足していただいているのではないかとというふうに思っておりますから、我々の目的というんですかね、狙いというものは、ある程度成果も上がってきているのではないかとというふうに思います。

ただ、おっしゃるように、やっぱりいろんなイベントの内容については工夫をしていかなきゃなりませんし、できるだけ家族連れのお客様に楽しんでいただけるような子供向けのアトラクションの充実などというものも進めていかなければなりませんし、また大型遊具の設置の事業なども連携して、効果的なイベントを打っていくということに努めていきたいというふうに思います。

いずれにしても、花咲かフェアというのは都市緑化フェアを引き継いだイベントということで、大体同じような内容を毎年してきた。日ごとのイベントもありましたけれどもね。それとも違って、手探りのところがありますから、いろいろ工夫をしながら、あるいは市民の方も楽しんでいただけるような点もやっぱり考慮していかなきゃならんというふうに思いますから、そういう意味でいろいろ御意見も伺いながら工夫をして、充実をしていきたいなというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございます。

今、お伺いしましたがけれども、非常に数字をお伺いすると、やっぱりツアー観光客の方が減って家族の方がふえていると。私もやっぱり駐車場で見て思うんですが、バスが少なくマイカーが多いなと。そして、アトラクションも低年齢児の対象の方が非常に多いと。それは、お子さん1人で楽しむんじゃなくて、家族の方で楽しめるので、1回使うと、うちだったら例えば3人とか4人で楽しむということになるので、人数が多くなっているというのもあると思うんですけども、やはりそれらの点を考慮して、特に今後最上川ふるさと総合公園のほうに遊具を充実させて、子供たちが集まる場所をつくっていくというふうに計画しているわけですから、その象徴的な事業という意味でも、このゆめタネ@さがえのほうはファミリー層をメインのターゲットとしてぜひ御検討いただいて、精査していただけたらなと思います。

また、それには必ず、体験ということでアトラクションもありましたが、やはりここでしか食べら

れないといったグルメも絡めると、より、例えば小さい方ではなくて、いろんな方がやっぱり集まってくるのではないかと思います。

今回あったイベントとして、昨年も行っておりましたが、冷たいラーメン祭りとかは非常に集客できたのではないかと私は思いますので、アトラクションのほうはメインは例えばファミリー層をターゲットとして、それを踏まえてそれ以外の方には食べる方でも楽しんでいただけるよなんていうことを考えていくと、より今後、効果的になっていくのではないかなと感じるところであります。

ちょっと済みません。時間が少なくなってきたので、少し早足でさせていただきたいと思うんですが、最後にさくらんぼ狩りの広報についてです。

8月の21日の山形新聞に「今季、サクランボ観光52万4,300人 県外客横ばいも、県内客は微減に」という記事が掲載されておりました。記事によりますと、地域別では1位が寒河江市で19万2,400人、昨年より4.7%減。ただし、昨年は東根市などほかの産地で生育が悪かったために、前年度より3割多かったということです。差し引きで見ますと4.7%減少していたとはいえ、衰退しているということではないと私は考えております。次の東根市が18万3,000人で、3.1%増。以下、天童市が2.1%増の5万7,700人、上山市が3.3%増の4万6,100人、南陽が12.3%増の1万9,800人ということでした。

さくらんぼ狩りですけれども、山形県内の上位5としてもこれだけの方が来ていらっしゃいますが、全国的に見ますと関東圏から車で行ける山梨県、そして初夏ではなく夏に旬を迎える北海道などさくらんぼ狩りが有名になってきております。それらの産地の中から寒河江市を選んでいただかなくてはならないのが現状です。冒頭、市長もおっしゃっていましたが、何も寒河江にしかさくらんぼがないというわけではございませんので、ほかのさくらんぼの産地と競争していかなくてはいけないというのが現状であります。

そこで、まず初めにお伺いしたいのですが、現在さくらんぼ狩りに関してどの地域をターゲットに、どのような方法でPRをし、他の市や他県との違いを打ち出しているのかをお教えてください。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 さくらんぼ狩りの観光客については、一つは大きな要因としてはやっぱり大震災がありましたから、その前と後では大分お客様の層が変わってきている。先ほど御指摘にもありましたけれども、関東方面からのツアーのお客さんが減少しているということも言われているわけであります。

寒河江市のさくらんぼ狩りのセールスポイントというのは大きく2つがありまして、1つはさくらんぼ観光園が約300あるということでありまして、それはどういうことかということ、300あるわけありますから、いつでも最もいい状態のさくらんぼ園を御紹介できますとこういうのがキャッチフレーズの一つであります。それから、さくらんぼ園ももちろんでありますけれども、さくらんぼだけでなくいろんなフルーツを年間通して楽しんでいただく、さらには温泉、そのほかの観光地なども組み合わせる観光コースを提案できるということがあろうかというふうに思っています。

また、インターネット予約「まるかじりさがえ」などというものを開設させていただいておりますし、昨年からことしにかけて2.7倍もそういうインターネット予約がふえたということでもありますので、これも一つのツアー観光客から家族観光客へのシフトのあらわれではないかというふうに思っているところであります。

そういう意味で、北関東方面が減少しているということもありますし、やっぱり仙台圏を中心にし

ながらいろんなPR活動を展開していく必要があるというふうに思います。

それから、もちろんツアーの方もいらっしゃるのですが、名古屋便などの飛行機が復活をしておりますから、首都圏からも加えて関西あるいは中部圏からのお客さんもターゲットにしていくということも大事だろうというふうに思いますし、そういった意味でさくらんぼ狩りのツアーを県外旅行者の方が造成した場合に、いろんな支援をしていくなどということも今後検討していく必要があるかなというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 今おっしゃられたとおり、ツアーの客から家族へ、そして近いところであれば仙台圏、宮城県。そして、復活もした名古屋便等もあって、首都圏からというところも今は行っているということでありました。

ちょっと時間がないので、少し質問内容を変えてお話させていただきたいと思うんですけども、私ここ3年ほど宮城県境の大崎市で行われるイベントにお邪魔して、さくらんぼや山形のグルメの販売のお手伝いをしながら、寒河江市のPRをさせていただいております。ことは、佐藤市長にもお越しいただいたので御存じかと思いますが、県境にある大きなドライブインでの、ドライブインという場所柄、宮城県から山形県へさくらんぼ狩りに行くバスや車がとまります。その方たちに目的地を尋ねると、東根に行くんだとか天童に行くんだという方が多くて、寒河江市だと答える方は今のところ私は出会うことはできませんでした。大崎市というのは、最上町と隣接しているところですので、寒河江市に来る方はこのルートは多分通らないからだとは思いますが、ただやっぱりそこで思ったのは、東根とか天童あるいは上山、南陽といった寒河江市以外でもやっぱりさくらんぼ狩りというのは行っているし、どこにでもお客さんたちは望むところに行けると。

じゃあ、何がやっぱり違うのかというのを打ち出していかなくはいけないなというところだと思います。価格などを調べると、大体ほぼ同じぐらい、正直言うと寒河江市が一番安いという状況でありますので、一番安いとは言えるんですけども、ただ安さを強みにしてしまうと今度は価格競争になって、じゃあうちは100円下げるか、200円下がるかという価格競争になってしまいますので、一番安いのは事実なんですけど、それを余り強く打ち出せないというところもあります。

じゃあ、何が強みかという、他市と食べ比べた方から教えていただくと、寒河江市のさくらんぼはやっぱりおいしいと言います。そのおいしさが一番なんですけど、なかなかそれも、うちは一番おいしいとPRするというのも、なかなかこれも難しいところでもあります。外国だと多分そういう広告、宣伝をやるんでしょうけれども、なかなかこれも難しいなと。やはりさくらんぼは嗜好品でありますので、おいしいことは強烈的な強みではあるんですけど、それも目玉として打ち出すには難しいというところなんです。

でも、どうしても産地である私たちは、さくらんぼもさくらんぼ狩りも同じように捉えてしまうんですけども、さくらんぼは農作物であって、さくらんぼ狩りというのはレジャーなんですよね。だから、そういう点を踏まえたと、さくらんぼ狩り以外で何を訴えるかという、さくらんぼ狩りを売りたいがために脇のものをPRしなくちゃいけないというのが今は求められている、今そこをやらなくてはいけないのではないかと考えております。

なかなかそれを、例えばさくらんぼ園の方をお願いしたとすると、例えばさくらんぼ狩りをした後、「この辺、何おいしいものがありますか」と農園の方に聞いても、的確に答えるというのはなか

なか難しいものだと思います。

私、サラリーマン時代、営業もやっておりましたので、自分の営業スキルを上げるために、脳機能学者の苦米地英人さんの書籍を読みました。その中で、物すごく納得して今でもしっかりと頭にたたき込んでいるフレーズがあるんですけれども、「お客様は商品が欲しいわけではない。その商品を手にしたときのハッピーな気持ちを手に入れたいのだ。そのため、営業マンはできるだけリアルにお客様が居心地のよいうれしい世界を想定してあげて、その世界の一部として売りたい商品を置いてあげると、無意識のうちにお客様は居心地のいい世界に行こうとして、結果としてその商品を手に入れたいと思うようになる」というフレーズがありました。

観光さくらんぼ園がオープンしました。別になりますけれども、慈恩寺が国史跡指定になりましたというのは、これは事実ではありますけれども、言うなれば商品のよさをこっちから一方的に言っているだけなんですよね。例えば、そういうその商品のよさとか事実ではなくて、例えば午前中は糖度が高くておいしいので、まず寒河江のおいしいさくらんぼ狩りをさせていただいて、そして平安時代や鎌倉時代につくられた仏像を、もう息のかかるような間近に見ることができる国史跡指定の慈恩寺に行って、そしてお昼はおいしいおそばを食べて、帰りに日帰りの温泉に入ってくると。仙台から車で1時間程度で来ることができるので、運転者の負担もそう大きくなく、家族4人、大体1万円くらいでしょうかね。で、これぐらい楽しい日曜日を送ることができるので、家族の6月の日曜日、ちょっと寒河江に来てみてはどうでしょうかという具体的なストーリーの提案といえますか、その事実だけではなくて、こういうところもあるのでぜひ寒河江での日曜日の過ごし方を、というふうに提案していくところまでが必要なのではないかと思いますが、今後のその広報について市長に見解を伺いたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 後藤議員からは非常に具体的な御提案をいただきましたが、我々からすると、率直なことを申しあげますと、そういうことについては旅行業者の方が商品として企画をして、それを我々もお聞きをして行政としてできることはどういう面で協力をしていくのかなどということに、現実的にはなっていくのかなというふうに思いますが、我々としては、先ほど御指摘もありましたけれども、寒河江のさまざまな魅力を県外の方、市外の方に発信をしていく。それを一つだけでなく、全体としてストーリー性を持たせてPRしていくということは、やっぱりこれから大いに進めていかなきゃならないというふうに思います。

それは、もちろんさくらんぼを中心に今までやってきましたけれども、それ以外のいろんな観光資源というものも多々あるわけでありますから、それを年間を通して寒河江をPRしていくということを考えていけば、おっしゃるようにいろんな魅力をセットしていくということが、ストーリーを持たせていくということが大事だろうというふうに思います。

それから、やっぱりいろんなお客さんの年代層などもあるわけでありますので、そういう年代層に合わせた多様な設定というものも必要だろうというふうに思います。さくらんぼ狩りを通してというんですかね、さくらんぼ狩りを中心にしながら、さらに年間を通したいろんな企画あるいはPRをしていくように、さらに一層充実をしていくということが必要だろうというふうに思います。

そういうことをしていくことによって、やっぱり寒河江ならではの、寒河江らしさ、寒河江の個性というものが出てくるのではないかとというふうに思いますので、一層の御理解をいただきたいという

ふうに思います。

○鴨田俊廣議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 ありがとうございました。

6月の事業という一つの事柄に関して、いろいろと質問をしながら私の見解も述べさせていただいたわけですが、寒河江の特産品であるさくらんぼの最盛期に寒河江に来ていただいて、寒河江のファンをふやすというこれまでの事業目的と、そしてこれからの事業目的も何ら変わらないと思いますし、その思いは市長を初めとする職員の皆さんも私たち議員も、そして市民の皆様も変わらないところだと思います。

ただ、そのやり方というのは、やっぱりその時々に変革させながらより裾野を広げていっていただきたいと思いますので、そちらをお願いいたしまして私の一般質問を閉じさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

遠藤智与子議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号5番、6番について、3番遠藤智与子議員。

○遠藤智与子議員 私は日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して、以下佐藤市長に質問いたします。誠意ある答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、通告番号5番、住宅リフォーム助成制度（住宅建築推進事業補助金制度）のより一層の発展を目指して、これについて伺います。このテーマについては、2012年12月議会でも質問しておりますが、新しい観点から改めて質問いたします。

寒河江市が2010年に県に先立って創設されましたこの住宅建築推進事業は、市内の事業者などから継続を望む声が多数寄せられ、2013年からも引き続き予算化され、事業が継続されております。この間、感謝の声とともにさらなる要望が寄せられております。その声を届け、寒河江市のこの住宅建築推進事業がますます発展し、私たちの生活に根づいたものになることを望んで質問するものです。

まず、これまでの実績と経済波及効果はどのようになっているのか。この制度の市の評価について伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市の住宅建築推進事業のこれまでの事業実績について、まずお答えを申し上げたいと思います。

平成22年から去年まで、25年までの4年間でありますが、合計で件数は1,217件、事業費としては44億5,600万円でありました。補助金とすれば、1億8,337万円ということでございます。

ことしの状況でありますけれども、8月末時点でのことしの状況、件数として176件、工事費、事業費については5億8,700万円、補助金額としては2,544万円となっております。

平成22年からことしの8月までの件数、合わせますと1,393件になるわけでありますけれども、その件数の内訳をちょっと御紹介しますと、専用住宅の新築が108件、車庫等の新築が75件、増改築が48件、リフォームが1,162件となっております。83.4%が住宅リフォームということでありました。

そのリフォームの内訳を見てみますと、屋根、外壁塗装が35%、水回り及び給湯設備が27%、屋根、外壁修理が16%、屋内リフォームが16%、その他が6%というふうになっております。

経済波及効果についてもお尋ねでありましたが、平成22年からこの8月末現在の工事費、全部合わせますと今のところ50億4,300万円の工事費、事業費でありますので、総務省の統計局の産業連関表を用いて試算をいたしますと、経済波及効果というのはその1.9倍だということふうに言われておりますから、約97億6,800万円、約100億円というふうになるかというふうに思います。

市としてどういうふうに評価しているのかということではありますが、5年目を迎えるというか5年間実施している事業でありますから、御案内のとおり大変市民の皆さんからも好評を得ている事業だというふうに理解をしておりますし、その経済波及効果の数字を見ても市内の建築業界の振興にも大変効果があったのではないかというふうに思っております。さらには、個人の各住宅の住環境整備にも大いに役立ってきているというふうに認識をしております。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ありがとうございます。

平成22年からことしの8月までで経済波及効果が97億強、約100億円というすごい数字だと思います。そのうちの内訳は、リフォームが1,162件で84%ということでございますね。そして、そのリフォームの内訳の35%強が屋根や外壁の塗装ということになっているようでございますが、市内には現在持ち家が大体1万174件前後というふうに伺っておるところでありますけれども、この制度を活用している市内事業者の業種別の事業者数とその割合について教えていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 これまで、制度発足以来、ことしの8月までこの制度を御利用いただいている、活用していただいている実の事業者数というのは、104事業者の方であります。

業種別に見ますと、建築業、大工さんも含んで建築業の方が44事業者、パーセンテージでいきますと42.3%であります。続いて、建設業15事業者14.4%、塗装業14事業者で13.5%、管工事業12事業者で11.5%、電気業9事業者で8.7%、板金業6事業者で5.8%、畳業2事業者で1.9%、左官業も2事業者であります。1.9%であります。以上であります。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 一番多いのが建築業さん、大工さんも入っているということですが、44事業者で42.3%、この事業者の方が多いということでございます。

なぜこれをお聞きしたかと申しますと、意外とこの制度の利用方法をまだまだ知らないという事業者の方がいらっしゃるようなのです。といいますのも、一人親方の大工さんですとか、そういう小規模な事業をなさっている方が、なかなかこの制度に手を挙げ、腰を上げて、先々とやっていくということが、まだまだ数からいけば足りないのではないかなというふうに思うところなのであります。

市内の持ち家、大体1万200前後ということですので、この事業はまだまだ掘り起こせばあるなというふうに感じているところであります。それで、電気屋さん、板金屋さん、畳屋さんという事業者の方が割合に少なくなっているというふうに思います。それで、もっと多くの事業者の方や市民の方がこの制度を利用できるように、制度の普及のための業種別ですとか規模別の説明会を開くなどする必要があるのでないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この制度、一応5年目に入っておりますので、これまでも制度を多くの方に利用していただけるようにということで、市報での制度のPR、広報でありますとかホームページへ掲載をし

ておりますし、また商工会主催の各関係業者を集めて行われる研修会でありますとか、建築業組合の会合へ市の担当者が出向いて、その制度の具体的な内容などについても御説明を申しあげているところであります。これからもういふんでしょうかね、市報などで業種別、規模別の説明会も可能でありますから、そういう周知をするなどして、これまで利用されてこなかった事業者の方々が制度の内容を正確に把握していただき利用していただけるように工夫していきたいというふうに思います。

知らないということではなくて、利用されていないということではないかというふうにも思いますけれども、その辺をわかりやすくこちらのほうからも丁寧に御説明をさせていただければというふうに思います。

○**鴨田俊廣議長** 遠藤議員、ちょっとお待ちください。

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後１時ちょうどいたします。

休 憩 午前１１時５８分

再 開 午後 １時００分

○**鴨田俊廣議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** 住宅建築推進補助金制度についてお聞きしておりますが、先ほどは事業者の業種別、規模別の説明会を開くなどする必要がある、もっともっと制度の普及のためにあるのではないかという御質問に対しまして、この制度は５年目にもなるし、市報やホームページ、また商工業者の御希望に沿って出向いて説明しているというお話でございました。

それで、先ほどこの制度事業を活用している事業者が１０４事業者あるというふうにお伺いいたしました。そこで、全体の、市内全域の事業者の数を先ほど聞き漏らしたのかちょっと申しわけないのですが、その数もわかれば教えていただけたらと思います。それは……。

○**鴨田俊廣議長** 芳賀建設管理課長。

○**芳賀弘明建設管理課長** 全体の事業者数までは、ちょっと把握していないところでございます。

○**鴨田俊廣議長** 遠藤議員。

○**遠藤智与子議員** わかりました。

それで、先ほど市長は、この制度を知らないということはないのではないか、ただ利用されていないだけなのではないかというふうにおっしゃいました。なぜ利用していないかというその理由ですね。市長は、どのようにお考えになりますでしょうか。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほどお答えしたのは、５年目の事業でありますから、制度があること自体は事業者の方も御存じなのではないかというふうに思いますけれども、なかなかそれを利用したくても利用するというんですかね、それを使っている事業の展開をしていくのには、なかなか活用していただけないという方もいらっしゃるというふうには思います。そういう意味で、いろいろ事情があるんだというふうに思いますから、そういうところについてはできるだけ我々のほうとしても利用しやすい方法が、改善していくべきところがあれば逆にいろいろ御指摘をいただいて、それは直していくべきところは直していくというふうにしていきたいというふうに思っているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 改善すべきは改善していきたいというお話でございます。

それで、次の質問に大きく関係してくると思うのですが、やはり利用できないという、利用しないという方の理由に、申請書式の手間がかかるというようなことをお聞きしているところでございます。それで、申請書式のより簡素化についてお尋ねしたいのですが、これについてもある業者の方は再三、わざわざ家に足を運んでいらして、何とかもっと簡単なものにしてもらえないかと言うんですね。契約書の添付が求められているのなんですけれども、補助金交付決定前に契約書を交わさなければいけないわけです。それ、交付決定がもし却下されますと、お互い発注者も申請者側もどうするかなというところで悩んでしまうということをおっしゃるんです。見積書で十分でないでしょうかというようなことをおっしゃるんです。

また、それは補助金が決まってからでないと工事には入れないものですし、申請者側でも明細書と領収書、これがあれば十分なんでないのかなという声も聞こえてまいるところなんです。ですので、この契約書を補助金交付決定前に交わさなくちゃいけないという契約書は、これは県のほうでもそうなっておるということでありましてけれども、この発注者側と申請者側とのお互いの事情のところを何とかもっと風通しのよいものに考慮していただけないものなのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、遠藤議員、申請の場合と実績報告の場合、一緒に御質問されましたけれども、申請の場合だけまずお答えをしたいというふうに思いますが、申請する場合、添付書類として今、見積書の写し、それから工事請負契約書の写しを提出していただいているわけでありまして、その見積書の写しについては御案内のとおり工事内容が補助事業に適合するかどうかを確認するということでもあります。

また、工事請負の契約書の写しも添付していただいているわけでありましてけれども、これは補助事業が確実に履行されるかどうか、また補助金額及び工事の完了期日を確認するという意味で契約書の写しを添付していただいているというのが今の状況であります。とりわけ契約書の写しを申請の段階で必要なのかどうかという御質問、御指摘だと思いますから、その辺のところはいろいろやっぱり我々のほうでも検討する余地があるのではないかとこのように思っています。

そういうことで、ことはもう事業が大方、先ほど御報告申しあげましたけれども、大方進んでいきますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。ただ、来年をどうするかというのは、これからの話ですけれども、来年も継続するということになるのであれば、その手続面の改善の一つの項目になっていくのではないかとこのように理解しているところであります。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 来年も継続する場合であれば検討の余地があるというような前向きな答弁で、ありがたいと思います。

それで、やはり今現在ですと予算をもう使い切って、もう8月、9月で大体終わるようなところでございますけれども、何度もこの制度を使った方の話によれば、何度も市役所に足を運ばなくちゃならないというか、ちっちゃなことでこれはこうだよということで何回も戻ってくる、行きつ戻りつするというような状況もございまして、行政とのかかわりがふなれな小さい零細事業者でも簡単に申請

手続ができるように、これは重ねてぜひ考えていっていただきたいなというふうに思います。

そして、やはり県のほうにもその旨、その声を上げていっていただきたいなというふうに思うところであります。

それで、先ほど続けてしまいましたけれども、関連してその実績報告書、これは申請書に比べますと簡潔になっているというようなこともお聞きしておりますが、その実績報告書についてそれではお聞かせ願いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 できるだけ簡素化して、何度も足を運ばないようにしていただきたいとこういうことで、ごもっともな御意見であります。我々としては申請の段階とあとは実績報告の段階、少なくとも2回ぐらいは足を運んでいただかなきゃならんというふうには思っています。

ただ、やっぱりいろんな疑問点などがある場合があるろうかというふうに思いますが、我々としてもできるだけ事前にいろんな機会を捉えて説明をさせていただく、あるいは説明会を開催させていただくことも引き続き取り組んでいく必要があるというふうに思いますし、できれば電話か何かでも細かいことであれば御質問をいただいて御回答させていただくということで、できるだけ御負担を少なくする方法で取り組ませていただきたいというふうに、今後やるのであれば、これからも引き続きやるのであれば、そういうことをしていきたいというふうに思っているところであります。

それから、実績報告について先ほど来ありましたけれども、最終的には工事の明細書と領収書だけでよろしいのではないかとということでもあります。この事業、御案内のとおり県の補助事業とあわせて、セットになって実施をしているわけでありまして。そういったことで、県に対して契約書の写しあるいは領収書の写しというものを添付していかなくちゃならんというふうになっていきますし、本来であればやっぱり現地確認というのをやる、普通の工事であればするわけでありまして、この事業の場合は現地確認を省くかわりに工事関係の写真などを御提出をいただいて、それで確認をさせていただくというふうになっておりますので、御理解をいただきたいなというふうに思いますが、これから県の事業、来年度の事業をどうしていくのかなどということで、市町村あたりの意見も聞く場合もあるろうかというふうに思いますから、そういった機会を捉えて御趣旨の点も県のほうにも説明をさせていただいて、なるべく事業者の方が利用しやすい手続について申しあげていきたいというふうに思っております。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 事業者の方がより利用しやすい制度へということで、前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。

それで、来年度からもやるのであればというお話がございましたけれども、これやはり大変な経済波及効果があるものですので、この時限的制度、時を限っての制度ではなく、恒久的な制度へ移行をしてはどうかという提案でありますけれども、市の事業は3年ごとに見直すということになっておりますけれども、この住宅建築推進補助金制度ですね、これまでの実績や需要の多さ等を考えれば、県にも恒久的な補助制度への移行を働きかけつつも、市単独の恒久的な制度への移行をほかの自治体に先駆けてぜひ検討してはどうかという思いであります。その点、いかがお考えになりますでしょうか。お伺いします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としては、その効果が上がる、効果があるということであれば、できれば恒久的

な施策として展開をしていきたいという気持ちは重々あるわけであります。ただ、やっぱりこの事業だけでなく全ての事業がそうですけれども、事業には必ず目的がありますよね。目的があるということは、その目的が達成されたかどうかというのを必ず検証していく必要があるわけですね。その目的が既に達成されたということであれば、その事業の役目は終わったということになっていくんですが、そういう意味でこの事業に限らず、全ての事業についてはやっぱり毎年検証していくのが本当なんでしょうけれども、そうもいかないんで、3年ぐらいで検証していきながらその事業の趣旨あるいは役割、狙いというものがどの程度達成されているのか、効果が上がるのかということをやっぱり見ていく必要があるというふうに理解をしております。

そういう意味で、この事業、3年ごととはいいいましても5年続けているわけでありますから、その辺のところを県のほうにも十分御理解をいただいて、やはり県の事業とセットになっていくということが大変事業として効果が上がる事業でありますから、申しあげていきたいというふうに思っているところであります。そういうことをまず前提として、来年度に向けて取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 やはり県と連動したほうがより効果的だというお話ですが、これ、やはり経済波及効果がこの4年間ですか、22年からことしの8月末までで約100億円もあるという大変な波及効果でありますので、これはぜひ市単独としても考えていただきたいものの一つでないかなというふうに思います。

それで、やはりもっともっと市報やホームページ、出前講座など大変努力なさっていただいておりますが、この業種別、規模別というように、もっともっときめ細やかな説明会なんかをもっと開いていけば、さらに今利用していない事業者さんも腰を上げるのではないかと、そういう可能性が秘められている制度ではないかというふうに私は思うところですが、この説明会についてもう一度、今のままに加えて、プラスアルファということで、でも先ほどそれもしていく、検討するというところでお話をされたんでしたよね。ですね。

承りました。ぜひ、これも重ねて何度でもやっていただけたらというふうに思います。

それで、この市単独での恒久的制度になっていけば、いろいろなことが考えられると思うのです。例えば、今は1件につき1回の利用しか認められておりませんね。これは、制度の平等性、公平性ということで、それも確かにあると思います。ですが、今限度額が20万円から要件により30万円というふうになっておりますが、これ、その額の範囲の中でなら複数回、小刻みの利用を認めるですとか、そういうことをもっと柔軟にしていけるのではないのかなというふうに思うところなのです。

やはり私たち、今そんなに家計が豊かということではありませんので、今年1回で全部終わらすというわけにはいかない部分もあるやに聞いております。細かいところを数回に分けてしなくちゃいけないのよ、先立つものもないのよということでお話を伺うところもありますので、これは本当なら予算をいっぱいつけていただいて何回でもできれば一番これはいいかと思うんですけれども、その前にまず限度額の範囲の中で複数回使えるようにですとか、そういうことも可能になっていくのではないかと思うんです。ここのところについて、市長の見解をお聞きしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ことし5年目を迎えるこの制度でありますけれども、これまでも当初の制度がずっと

5年間同じ中身できたわけではないわけですね。最初、制度が発足して、いろいろ途中でいろんな見直しをして、また商工会の建設部の皆さんあたりからも御意見をいただいて、その都度その都度いろんな見直しをさせていただいて、今日があります。今日がありますけれども、やはりいろいろやってみるといろんな見直しという要望も出てきておりますし、おっしゃるような1回ぽっきりでなくて、ある程度限度額を定めて、それまでだと何回も同じ方が使えるようにしていただきたいなどという御要望もあるわけでありますので、その辺のところは、何回も同じ答弁になってしまいますが、来年度に向けていろいろ検討する項目の一つになっていくのではないかというふうに思っているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ぜひ検討をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、商業者等の店舗リフォーム助成制度の創設についてですが、今市内の商業者は大型店の影響や消費税増税のためなどで四苦八苦しているのが現状だと思われます。店舗のリフォームなどもちがいが、資金調達もままならないという商業者も多いのではないのでしょうか。

私もいろいろ調べてみたところ、群馬県高崎市では住宅リフォームの商業者版とも言える商業者の店舗リフォーム制度を創設して、大変な好評を得ているという記事を見つけました。高崎市の「まちなか商店リニューアル助成事業」は、商業の活性化を目的に商売を営んでいる人が店舗の改装や店舗等で専ら使用する備品の購入などについて20万円以上の工事につき2分の1を補助する、上限は100万円であります、2分の1を補助するものです。

仕事と資金を地域で循環させ、抜群の経済波及効果を発揮する住宅リフォーム助成にヒントを得て、リフォーム補助金の商店版として創設されたとのこと。

これは、2013年5月1日から受け付けを開始し、わずか10日間で当初予算の1億円を超えたそうです。その後、2回の補正予算で3億4,000万円を追加して、13年度はトータル4億4,000万円の補助金が出されました。これに対する市内の経済効果は、10億2,760万円になったと発表しています。

このような例を我が寒河江市に引き寄せて考え、創設を検討してみる価値があるのではないかとと思うのですが、この点いかがお考えになりますでしょうか。お願ひいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の住宅建築推進事業の補助制度というのは、一つには建設建築業界の振興、それから経済波及効果ということ、それから住環境の整備というそういう目的で始めたわけでありますので、そういう目的で5年目を迎えるということでありますが、御質問のその商業店舗のリフォーム制度ということになりますと、どちらかというと業界の振興発展というよりは、商店街の振興、中心市街地の振興ということになっていくんだというふうにも思います。そういう趣旨も含まれていくんだなというふうに思いますね。

そういうのを考えると、確かに郊外での大型店舗などの影響あるいは消費税の引き上げなどということで、消費の冷え込みなどということ、大変商業者の方、厳しい経営を余儀なくされているんだというふうに思います。そういった中で、店をリニューアルしていくということになると、なかなか実施できない事業者の方もいるのではないかというふうに考えております。そういうことから、高崎市では大変な人気があるという、好評だということではあります、寒河江市としても、最初に申しあげましたけれども、商業者、特に商店へのいろんな振興策の一つとしてこういうものをやっぱり考

えていくということになるのだというふうに思います。

いろんな方法があろうかというふうに思いますので、そういうこのリフォームの補助制度なども含めて、中心市街地の商業者への支援なども含めていろいろ研究をさせていただきたいなというふうに思います。高崎市などの事例なども十分我々も参考にさせていただいていく必要があるというふうに思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 まちなかりニューアル助成という名前がついておりますので、どうしても中心市街地が中心なのではないかというお考えになるかと思いますが、これ、資料を読みますと、市内全域の商店を営む方が対象になっております。それで、商工業者の発展、どういう側面からでもそこをリニューアルするとなると、建築業者の方やいろんな業者の方もまた潤うわけですね。それで、地域循環型の経済が回っていくということになると思うのです。ですので、これは研究をしていっていただけるということでありますけれども、ぜひ前向きに考えていただけたらと思うところであります。

それで、私は寒河江市内の商店、幾つか回ってお話を伺いました。あるところでは、後継者がいないのでリフォームはできないけれども、業務用の冷蔵庫の修繕費に助成してもらえればすごく助かるんだけれどもということとか、それからお店を半分に縮小して、その半分を空き店舗にして借り手を探しているところなんだけれども、まだ見つからないのよと。そのような助成があれば私たちは背中を押してもらえるし、元氣も湧いてくるのよということをおっしゃっておりました。ですので、これ、専ら業務で使う備品についても2分の1の助成をしているということが、市内全域の業者にとって大いに励みになるものというふうに考えるところです。

ですので、研究を深めていっていただき、寒河江市でもこういういい例を参考に、ますます寒河江市内の地域経済が循環していくようなそういう方向性でぜひ考えていっていただきたいなというふうに思います。どうぞこれはよろしく願いいたします。

それでは、続きまして通告番号6番、改めて平和都市宣言都市にふさわしい平和事業の取り組みについて伺います。

私は、前回の6月議会と同じ内容で質問していますが、時間に押されて十分な質問ができなかったため、再度取り上げるものです。

去る7月1日、安倍政権は集団的自衛権行使容認の閣議決定を強行しました。この閣議決定の撤回を求め、全国でさまざまな運動が繰り広げられています。若者を戦場へ送るな、二度と戦争は嫌だ、主義主張を超えた一つの思いが日本中に渦巻いています。

最近、西村山年金者組合が「私たちの戦争体験 平和への証言」という冊子を出版しました。私は、深い感銘を受けました。一部読みたいと思います。

「毎年、8月の戦没者慰霊祭、原発死没者の慰霊祭。68年。その中で、天変地変、原発事故、首相たちの慰霊の言葉と実際の政治の動きに腹が立つ。再稼働だ、原発や武器の輸出だ、憲法改定だと騒ぐことの不可解さに戸惑う。近所の母ちゃんたちと沖縄に行ったとき、同年配だったはずのたくさんの女学生の写真に、ただただ許してくださいと生きていることを詫びてきた。壕の中に人がいるからと火炎放射器を打ち続ける映像、断崖から飛び降りる姿などを思うと苦しい。戦後生まれの大臣だから痛みは知らないなどと言わせてはいけないと思う。あの戸沢での実弾演習と同じことが今も沖縄で、

その他の基地で実施されているのだもの。両手を広げて立ちはだかつて、やめてくださいと叫びたい。広島、長崎、誰がしたのか、なぜこうなったのか、そして福島の人たち。もう何を考えたらいいいのか、どうすればいいのかわからない83歳。ごまめの歯ざしり。ごまめの心配は尽きることがない」と、こういう一文で結ばれております。

私は、このごまめの心配を少しでも取り除きたい思いで質問いたします。

風化しつつある戦争体験を記録することは、とても貴重で、後世に引き継ぐ私たちの責任は重いという気がいたしました。そこで、市内の戦争体験者の話をできるだけ多く記録する作業をするべきではないかと考えますが、市長のこのことへの見解をお聞かせください。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 ことは、戦後69年ということであります。確かに、遠藤議員御指摘のとおり、戦争の体験の記憶が風化しているというふうに言われている今日であります。私としても、私どもも戦争の悲惨さ、平和のとうとさというものを後世に伝えていく、そういう責務があるということを常に認識しているところでございます。

御質問にもありました全日本年金者組合山形県本部西村山支部の方々がまとめられた「私たちの戦争体験 平和への証言」というものを私も一部拝見させていただきましたけれども、戦争体験を中心にして戦時中の生活などについて書かれている、貴重な資料だというふうに思っているところであります。

こういう戦争中の体験、69年もたっておりますから、体験している方もやっぱり高齢化している、少なくなっているというのが実態であるわけでありますので、そういった方々の思いを何とかやっぱり我々が酌み取って、あるいは残していくという作業は、やっぱり大事なことだというふうに思います。

市のほうでも、これまでも太平洋戦争の戦地からの便りでありますとか、疎開児童の日記などについて戦時中の人々の暮らしなどを記録として「寒河江市史 下巻（近代編）」の中にもまとめているところであります。

私の書斎というか部屋の中にもありますが、これ、西根小学校の創立100年の記念誌というのが、平成16年につくられたんですね。その中で、「あのときの思い 終戦前後の小学校生活」、これ昭和20年に小学校を卒業した方が、いろんな年代でそれぞれ100年の思いをつづられているんですけども、やっぱりそういうのを見ると戦時中あるいは終戦のときの市民の生活、あるいは子供たちの思いなどが伝わってくるんであります。

そういったことで、我々としてもそういった既にもうある程度記録されているものなどをまとめていく、そして多くの市民の皆さんに見ていただくなどということをやっぱりしていかなきゃならんというふうにも思っていますし、ことは69年、来年は70年という節目でありますから、毎年、市主催の慰霊祭をさせていただいておりますし、来年、節目の70年に向けて、ぜひ改めて平和のとうとさなどを多くの市民の皆さんに伝えていくことを考えていければというふうに思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 資料までお持ちいただき、丁寧に答弁していただき、ありがとうございます。

やはり記録していくことは大切だという、共有する思いでございますが、どのような方法で記録されていくのか、どのようなビジョンが今おありなのかお聞きできればと思いますが、お願いいたします。

す。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 来年に向けてということになるんでありましようから、今こういう形で進めるということは具体的に申しあげ……。これからいろいろ検討していかなきゃならんというふうに思っているところでもありますので、記念式典というか慰霊祭をさせていただいておりますから、その際でありますとか、あるいはそれ以外にも市でも独自に平和関連の事業なども、ことしもさせていただいておりますけれども、そういった事業をやっていますから、そういった事業などで改めてそういう平和のとうとさを市民に知らせるような取り組みの中で考えていきたいというふうに思っているところでもあります。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ぜひ、わかりやすく訴えかけられるよいものを考えていつていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それで、次なのですが、長崎、広島の前爆投下の日に毎年開催されている平和式典に、高校生などの若い世代を派遣する事業に取り組んではどうかということなのですが、そのとき原爆資料館も一緒に見学してもらって、戦争とはどういうものだったのかということをやひ知っていつてもらい、後世に語り継ぐ語り部になってほしい、そういう若者を育てていく必要があるのではないかとこのうに考えます。その若者の派遣について、見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 若い人というのはやっぱり戦争を知らない世代でありますから、そういう若い方に対する平和の教育というものをどうしていくかということは、やっぱり平和都市宣言を行つた寒河江市としても一つの課題であろこのうに思っているところでもあります。

御質問の中にありました広島の平和記念式典というのはテレビなどでも、メディアで取り上げられて、子供たちにとつても日本にとつても大変重要なものだこのう認識は持っているんだろこのうに思っています。

お尋ねは、そういう式典の中に、高校生などを派遣してはどうかということではありますが、例えば市で派遣するということになれば、どうしても人数がある程度絞られて、限られてきてしまうということでありましよう。原爆資料館にもこのうことではありますが、実は今、寒河江高等学校のほうで、これは長年続けているということではありますが、修学旅行で広島県の前爆資料館などを訪れているこのうに伺っているところでもあります。そういう意味では、大変すばらしいことだなこのうに思いますし、遠藤議員の御趣旨などにも沿っている事業なのではないかとこのうに思っているところでもあります。

市としても、若い人たちに平和のとうとさを知らせていくこのうことは、大変重要な役割だこのうに思っています。

ことしも8月10日に図書館におきまして広島の原爆資料館からお借りして、「戦争と平和を考える親子アニメ鑑賞会」などもさせていただきましつ、7月29日から8月10日まで原爆のパネル展なども実施しているところではありますが、いずれにしても先ほど来お話ありましつけれども、なかなか風化していく戦争の記憶でありますから、ぜひ多くの市民の皆さんに平和のとうとさを訴える、理解しついただく事業をこれから実施してまいりたいこのうに考えているところでもあります。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 寒河江高等学校で、修学旅行では毎年広島の写真館に行くということでございます。

その一方で、やはり市としての積極的な取り組みとして考えていただけるということですので、ぜひこれは考えていって、具体化をしていただきたいなというふうに思います。人数が限られてくることですし予算もかかることではありますが、これは本当に大事なことでありますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

それで、寒河江市の平和都市宣言は、6月議会で朗読したとおり大変すばらしい内容です。この全文を例えば石碑に刻むなど、多くの市民の目に触れられるような表示方法を検討してみてもと思うのですが、これについての御見解をお聞かせください。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 平和都市宣言の宣言文については、今は、今回6月の議会で御可決をいただいたさがえっこすくすく宣言、それから寒河江市せせらぎ宣言などとともに、全文をホームページに掲載しているわけでありまして。そういう意味で、ホームページを見ない方は見られないということにはなるんですが、石碑というのも一つの方法かというふうに思いますが、現実的になかなか石碑を見る人というのも、多くの市民に見ていただけるかということになると、必ずしもどうなのかなということもあります。

先ほどから申しあげておりますけれども、来年、戦後70周年ということでもありますから、そういう中で市の平和に関する事業などにおいて、そういう宣言を市民の皆さんに広く周知できるようなことについて検討していきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 それは、来年の節目である70年だからということで、そのときだけではなく、それ以降もずっとこの寒河江市内に根づかせていくという姿勢なののでしょうか。そこのところをもう一度お願いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今現在でも、全文については市のホームページをごらんいただければ、全文は見られるというふうになっていますね。そういうことでありますが、さらに多くの市民の皆さんに見ていただくということであれば、来年ひとつ、戦後70周年を迎える中で改めて宣言の内容についても市民の皆さんに周知できる、お知らせすることについて検討していきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ありがとうございます。

ホームページは、高齢者の方はなかなか見られないですし、机に座ってカーソルをいじって出すということになります。それで、常に生活する圏域の中に、歩いているときに目にできるもの、それからどこかに行けば目にできるもの、そういうような本当の意味で市内に根づかせていくことが大切なのではないかなというふうに思うところですので、来年の70年の節目の事業で周知されるということですので、それに期待をして、その後さらに周知し続け、その平和都市宣言が本当に言葉だけでなく、実質的に根づいていくようにしていただければというふうに思います。

それで、自治体問題研究所というところがありますけれども、ことし2014年3月1日現在、都道府県を含めて1,578の自治体が平和都市宣言を行っているそうです。これは、全自治体の88.2%に達す

るそうです。この宣言を理念だけに終わらせず、具体的かつ実践的に、先ほども言ったように、市民生活に根づかせていく努力をしていくなら、この寒河江市は、そしてこの国はずっとずっと平和であり続けると確信いたします。そのために力を尽くそうではありませんか。このことを申しあげまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

國井輝明議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号7番について、6番國井輝明議員。

○國井輝明議員 本日、最後の質問者になります。精いっぱい質問させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私は、新政クラブの一員として通告番号7番、市民サービスの向上について、公衆無線LANの整備について質問させていただきます。

近年、携帯電話のトラフィック逼迫を緩和する対策として、公衆無線LAN、Wi-Fiサービスが注目されております。ドコモ、ソフトバンク、auといった大手通信キャリアを中心とした民間事業者によるアクセスポイントの設置が進む一方で、自治体による公衆無線LANサービスの整備も盛んになっております。

その背景には、訪日外国人旅行者に対するサービス向上による観光の振興と、災害時の通信手段確保という2つの大きな目的があります。こうした公衆無線LANサービスを積極的に進めている自治体には、ある一つの共通点があります。いずれも有名な観光名所を抱えていることです。

2011年に観光庁が外国人旅行者に対して実施したアンケートで、旅行中に最も困ったことを聞いたところ、無料公衆無線LANの環境が整っていないという指摘が最多であったといひます。自治体による公衆無線LANサービス拡充は、そうした外国人観光客の不満を解消し、彼らの利便性、満足度の向上につなげようという狙いがあるわけですね。

一方で、別の目的で公衆無線LANサービスを整備する自治体では、市役所や学校、公民館などの公共施設に整備しているようですね。この目的は、大地震など大規模災害発生時に通信手段を確保することでありまひす。大規模災害が発生したときには、安否確認や救助要請などのため一時的に電話回線がパンク、不通になることは珍しくありません。本市にとっては、東日本大震災時にはこうした事態でありました。

寒河江市では、今述べさせていただいた後段の条件で整備を図れないのかと考えているところでありまひすけれども、さきの6月議会で私が御提案させていただきました災害時のSNS活用などの災害時でも活用できる公衆無線LANの整備を進めるべきであると考えまひすが、まず市長の御所見をお伺ひいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 國井議員からは、市民サービスの向上ということで公衆無線LANの整備についての御質問をいただきましたが、公衆無線LANについては一つは地域の活性化を図っていく、さらには御指摘のとおり、災害時における情報収集の手段として大変有効だということで、官民連携が有効に機能する、そういうモデルとして自治体における注目が非常に高まっている状況にあらうかというふうに思ひまひす。

先ほど御指摘のとおり、公衆無線LANについては電話回線が混雑して利用できない場合でもインターネットに接続しやすくなる、また利用可能なスマートフォンなどの端末が急速に普及しておりますので、災害時でも効率的に情報を送受信できる手段であるというふうにはなっております。

しかしながら、現時点だからでしょうね。まだ発展途上にあるということも言えるのではないかというふうに思いますが、例えば大規模災害発生時などについても、停電などによりまずと使用ができなくなるというような課題もあるというまだ段階ではないのかというふうに思って認識をしているところでございます。

○**鴨田俊廣議長** 国井議員。

○**国井輝明議員** ありがとうございます。やはり現時点では、というようなお考えで今、御答弁いただきました。

私もそういったところを認識して、これから整備を図る上でいろいろと問題点もあるかと思うので、その点も含めてこれからちょっと質問をさせていただきたいと思います。

今現時点で、ただいま市長から答弁ありましたとおり、そういった問題があるということで認識されているようですが、これまで県内の自治体で、ちょっと私も調べさせていただきましたが、公衆無線LAN、ここ山形県でいえば、やはり地方でもありますので、多分都市部と比べれば絶対に利用者数もないのか、先ほど言ったスマートフォンとかタブレット等々の利用者ということも関係するのかもしれませんが、公衆無線LANの整備がなかなかこの山形県では進んでいない状況であります。そうした何らかの問題があるのかもしれませんが、これまで寒河江市においては、そうした公衆無線LANを設置、整備、進めるというような協議はされたのかどうか。また、もし協議されたのであれば、そのような中身、内容について、どのようなことが協議されたかについてお尋ねしたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今、インターネットは光回線ということですが、それに加えて公衆無線LANサービスを提供するということになると、一つには民間のサービスを導入するということがあるかと思いますが。そのために新たな、少し経費も、負担もかかってくるということになりますが、ただ民間の整備をしていく場合は制限が出てくる、あるいは内容的にふぐあいが出る確率もあるなどということが言われておまして、安定した利用環境を整備していくためには自治体独自で整備をしていくということもあろうかというふうに思います。全国的にはそういうところもあるわけですが、そうするとやはり少し多額の費用が、負担がかかっていくということになろうかというふうに思います。

それから、安全面でいくと、新聞報道なんかもありましたけれども、成田、関西、それから神戸の空港にも公衆無線LANが整備されたわけでありますけれども、通信内容が他人から丸見えの状態になっていたということがありましたので、そういう意味で安全面でもなかなかまだ不安なところがあるというふうに言われているのではないかと、認識されているのではないかとというふうに思います。

民間事業者による低価格サービスもあることはあるわけでありますけれども、なかなか知られていない、普及されていない、普及まで至っていないというのも現実ではないかというふうに思います。

寒河江市では導入について検討したことはないのかというような御質問でありましたが、昨年、花咲かフェアからゆめタネ@さがえに切りかえていくときに、ゆめタネ@さがえの会場において、セン

ターハウスにはあるわけでありますので、とあわせて屋外のイベントの会場での整備を検討した経過があります。屋外ということで、中継機の電源工事が必要でありますとか、会場全体をカバーするには相当数の中継機が必要となるというようなところで、非常に経費的な面でなかなか踏み切れなかったということで、設置を見送ったという経緯がございます。

○鴨田俊廣議長 国井議員。

○国井輝明議員 答弁ありがとうございます。

ゆめタネの会場で屋外にというようなちょっとお話がありまして、私はちょっときょう、その質問はしないと思っていたんですけれども、大型遊具等々を設置してそういった環境のところにそんなサービスがあったらいいのかななんて私もちょっと思っておりまして、そういった検討されていることは大変私もうれしいと思います。

いろいろ市長の今の答弁の中で、ふぐあいや情報漏えい等々についてもやはりまだ検討課題といたしますか、乗り越える課題がたくさんあるなというふうには思っておりますけれども、これからやっぱりネット社会と言われても、相当年月もたっておりまして、これからネットにつながるというのは常識的に普通に使うていくことになりますので、今後そういった課題をクリアしながら進められればなんて思っているところであります。

そこで、ちょっと質問させていただきたいのですが、今、私が把握している公衆無線LANを設置する条件というものは、ある程度今、市長から答弁ありましたけれども、まずプロバイダー契約をされていること。当然、市役所もしていますけれども、このほかの条件として、先ほどありました光回線であることと、それから一般の方に開放すること。この2つの条件をクリアすることによって、どなたでも無料で公衆無線LAN接続が可能になるというふうに伺っております。

そして、必要となるルーターでありますけれども、今述べた2つの条件を満たすことによりまして、ある会社では無料で貸し出ししてくださるということでもあります。ただし、この接続には簡単な初期設定があります。初期設定というものは、接続するのに個人がメールアドレスと任意のパスワードを設定することです。接続時間についても、先ほど占有されるような御答弁あったと思いますけれども、この接続時間についても条件がありまして、1人1日で接続できる条件が、1回当たり15分の2回までということでありまして、個人で回線を占有するといったことは防げます。

もし、こうした条件を外し無制限にしたいというような条件にする場合は、各個人が200円を支払わなければならないというようなことのようにです。ただ、15分というとなかなか利用者も使わないのかなというふうには思っておりまして、それから大規模な災害時には、先ほどの条件1回当たり15分2回というような条件ですけれども、その条件を撤廃して無制限でつながることが可能になるということでありましたので、今説明させていただいた内容は、低コスト、むしろ無料と言ってもいいのかなというふうに思いますが、今後かかる費用としてもランニングコストは電気代のみということでもあります。

ただ、情報漏えいというところから見ますと、公衆無線LANの整備を進める自治体はその情報漏えい防止策として、やはり市長が答弁しました、新たに光回線を引く、まさにプロバイダーをもう一つ契約する、引っ張ってくる費用等々がかかるということもありますけれども、そういった対策をとっていただくよう進めて、やはり費用もかかるというようなことでもあります。

活用方法としては、サービス提供エリアごとポータルページを開設し、エリア周辺の観光情報発信、

また災害時には緊急情報の発信を行い、通信回線のバックアップとしての活用も想定できるわけであります。市民サービスの向上にもつながると思いますし、先ほどのいろんな課題はあると思いますけれども、今後だと思えますけれども、こうした公衆無線LANのサービス、公衆無線LANの設置とこの取り組みを進めるべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私のほうからも先ほど来申し上げておりますし、國井議員からも、今御質問の中でも現在の状況なども御披露ありましたけれども、やっぱりもう少し利用環境の改善あるいは普及というのが進んでいく必要があるということが前提かなというふうに思っておりますが、現在総務省と観光庁におきまして、今年度無料公衆無線LANの整備促進協議会の設立というのが予定されております。その中で、導入自治体への支援なども検討されているようでありますので、寒河江市としてはこの協議会への加入ということも含めて、今後環境が整っていくという前提のもとにその整備についても検討していくべきものかなというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 ただいま、協議会のほうに加入して検討を進めるべきかというような御発言だったと思えますけれども、まさにちょっと前向きにお考えいただいているということで、大変ありがたいなというふうに思っております。やはり、先ほど来市長とも質疑させてもらっておりますけれども、いろんな条件、問題点というのはやはりあるものですから、慎重に進めていただければというふうに思っております。

ただ、若い世代ではこういったネットにつなぐ環境が非常に普通になっておりますので、前向きに私は質問させていただきたいと思しますので、今後整備を進めていただけることを前提として、幾つか活用方法等に関連して質問させていただきたいと思います。

先日、全議員に対して寒河江市地域防災計画が配付されました。ファイルもつづられて、立派なものでありました。その計画の中で、第10節災害情報・被害情報の収集・伝達で、災害状況の収集では、「市長は、市内の災害情報及び所轄に係る被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査、収集に当たる」、その情報収集体制では、「市職員をもって状況把握に当たらせるとともに、各地区ごとに次の情報調査連絡員を置く」とありまして、町会長や消防団、そういった御協力をいただくということが明記されておりました。大規模災害時で災害の状況把握や人命救助というものは時間との勝負であることから、電話が使えない状況が生じた場合でも情報を伝達する手段の一つとして公衆無線LANの整備も必要だと思うんです。

先ほど、停電になったときに使えないというような話がありましたが、やはりいろいろと防災上、消防のポンプ庫等々でも発電機等々を配備しておりますので、その辺もカバーできるのかというふうに思って質問させていただきますけれども、そして市職員や消防団以外でも多くの市民より情報が収集できる、さらに情報を拡散できる環境整備も必要であると私は考えております。

こうしたことを踏まえて、市内全ての避難所へ公衆無線LANの整備をすることはとても重要なことであると思えますけれども、まずは情報が集まり、その情報を発信する災害対策本部でもある市役所を初め病院、ハートフルセンター、図書館、フローラ・SAGAE等の公共施設へ整備を進めるべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市の防災計画にもありますとおり、大規模な災害発生時というのは、まず何よりも情報収集、伝達、正確に早くというのが大変重要なことだというふうに思っております。

御案内のとおり、寒河江市におきましては、今防災行政無線というものを整備しています。できれば年内にということで整備を進めているところでありますし、災害の現場と本部、市役所の統制局などについて送受信をしていく、情報収集、伝達をしていくということに予定しておりますから、災害時にはまずこの防災行政無線の有効活用というのが、当面の我々の目標なのかなというふうに思っているところであります。

國井議員から、防災対策としても公共施設にこの公衆無線LANの整備、とりわけ本部である市役所にはどうかという御趣旨なのかなというふうに思いますが、我々としてもいずれそういうときが来るんだということも念頭に置きながら、いろいろ県内でも整備をしている自治体もあるわけでありますので、その辺の状況なんかもお聞きしながら対応を進めていきたいなというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。

市長からは、具体的に市役所へというようなことがありました。実は、きょうトップバッターで質問した太田議員からはペーパーレス化ということですが、そのペーパーレス化にやはり活用できるタブレットというものがあまして、やはりタブレットを接続するにはWi-Fiですね、要は無線接続が必要であるということで、そういったことにも活用できるのかなというふうに思いまして、そういったことも含めて、思いもあって、ちょっと質問させていただいたところでした。

では、観光面での活用について質問させていただきたいと思います。

先ほど申しあげましたが、公衆無線LANの設置を進める自治体では有名な観光名所を抱えていることです。寒河江市でも国指定史跡になる古刹慈恩寺がございます。何を申しあげたいのかといいますと、慈恩寺へも公衆無線LANの設置を考えてみてはどうかなというふうに思っておるんです。

2020年に東京オリンピックが開催されます。この年には、ここ山形、寒河江も外国人観光客が来られるのではないかなというふうに予想されますけれども、こうしたときに新たに看板を、これから整備を進めて設置するんでしょうけれども、看板を設置したり、外国語を話せる案内人を置くというようなことよりも、旅行者のおのおのがネットにつなぎ、慈恩寺の情報を得られる、こうした整備をすることでコストもかからないのではないかなというふうに思っております。

気持ち的にはおもてなしという気持ちがやっぱりありますので、親切に案内をしてくださる方がいたほうが私はいいと思いますので、そういったことでなく、手軽にネットでつないで情報がとれる、そんな環境が必要なのかなというふうに思ったので、そうしたことを踏まえて慈恩寺を訪れた方々に慈恩寺の魅力を感じていただき、今後ますますソーシャルネットワーキングサービス等を通じまして、観光客からも慈恩寺の魅力を発信していただくためにも公衆無線LANの整備をすべきではないかなというふうに思いますけれども、その辺、検討項目に入れていただきたいと思っているんですが、いかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど来、お話ありましたけれども、外国人にとって日本は余り公衆無線LANの普及が進んでいない、観光地にも進んでいないということで、大変不便に感じているというような声も

あるわけであります。そういった意味で、寒河江の観光地としての慈恩寺などについても将来的に外国人観光客というものも予想されるというふうにも我々も期待したいわけでありますので、そういった場合を想定して公衆無線LANの整備というものも、これから整備に向けて検討していく必要があるのではないかというふうに思います。

他の観光地などの導入事例などいろいろあるんでありましょから、そういったところを研究させていただきながら、今すぐというわけにはもちろんいきませんが、将来に向けての検討の項目にさせていただきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 國井議員。

○國井輝明議員 ありがとうございます。検討項目の一つに挙げていただきたいというふうなことで私も思いましたが、市長からもそのように答弁いただいたということで、ありがとうございます。

最後の質問になりますけれども、発展的な質問で、夢を持ってちょっと質問させていただきますけれども、同僚議員であります後藤健一郎議員が以前質問されたSOHOについてでありまして、改めてちょっと説明させていただきますと、SOHOというのはスモール・オフィス・ホーム・オフィスの略で、少人数あるいは1人で仕事をすることであり、自宅を会社として事業をしている小さな会社、企業のことです。インターネットの普及と企業の外部委託増を背景に、こうした形態の企業が現在もふえております。

こうしたSOHO事業者は高速通信環境が十分に整っていれば立地の自由度が大きいという特徴があります。東京や大阪はもちろん、寒河江市など地方であっても、ほかの地域の仕事をすることが可能なのであります。SOHO事業者は、ライフスタイルとして自由な業態を選ぶ傾向が強く、子育てのため自分の生活のために自然環境のよい立地条件を求める人もいますし、最近では中山間地域の産業や雇用、人口維持のためにSOHO事業者への誘致に補助金を出す自治体も目立ち始めているところでございます。

こうしたことを考えて、フローラ・SAGAEのワンフロアをパーティションで区切る、あるいはパーティションで区切らなくても、大きなフロアでも構わないのですが、こうした場所を公衆無線LANを設置して提供することによりまして、UターンやIターンで寒河江に来ていただき、仕事をさせていただくというのもよいのではないかとというふうに思っております。

また、ノマドワーカー等に対しても公衆無線LANの条件さえあれば、あとは電源をとれる条件さえあれば、この場所を活用して仕事ができるということで、言ってみればフローラ・SAGAEへの流れもつくれるのではないかとというふうに、また定住人口につながるのではないかとというふうに、ちょっと一つの小さなことかもしれませんが、公衆無線LANの設置で条件さえ整えばそういった方への、公衆無線LANの設置を進めることで、寒河江市に住んでいただく一つの条件につながるのではないかとというふうに考えていますけれども、市長はどのようにお考えかお尋ねします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 フローラ・SAGAEの利用促進というか利活用、にぎわい創造ということにつきましては、去年の2月に利活用の促進計画というものをつくらせていただいて、今リニューアルを進めているということであります。

その基本方針にあるわけでありますけれども、商業機能の誘致活動というのはもちろんでありますけれども、それだけでなく、単なる売り場思考だけでなく、集い、触れ合う生活の場、文化交流

活動の場としての地域コミュニティの再構築というものを目指した施設づくりを進めていくというのがコンセプトになっているんであります。そういった意味からすると、御質問のSOHO事業者のような小規模であっても独立した事業を起こす、いわゆる起業家を支援していくということについては、将来地元の雇用を確保していくなどという面からしても、大変意義があることだなというふうに思います。

そういう、多分若い方だというふうに思いますが、若い方を中心とした挑戦する方々の活躍の場を提供していくということになれば、さらなる発展が期待できるというふうに我々も思っているところであります。

○鴨田俊廣議長 国井議員。

○国井輝明議員 いろいろと検討する段階に入るか入らないかという段階でしたけれども、いろいろと質問させていただきました。

しかし、市長からは非常に前向きにお考えいただいているということで、大変本当にうれしく思います。ぜひ、私自身にとりましても公衆無線LANの整備については、閲覧についてもやっぱり問題がありまして、青少年の利用に配慮して、そういった有害サイトへのフィルタリング等々をかけるとか、やっぱりいろんな課題もあると思うんですけども、そういった課題を一つずつクリアして、個人的に市民のサービスにつながる公衆無線LANの設置が早く、早期に図られるよう期待しまして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

散 会 午後2時16分

○鴨田俊廣議長 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成26年9月8日（月曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1 番 鴨 田 俊 廣 議員
 3 番 遠 藤 智 与 子 議員
 5 番 太 田 芳 彦 議員
 7 番 沖 津 一 博 議員
 10 番 辻 登 代 子 議員
 12 番 新 宮 征 一 議員
 15 番 高 橋 勝 文 議員
 17 番 那 須 稔 議員

2 番 阿 部 清 議員
 4 番 後 藤 健 一 郎 議員
 6 番 國 井 輝 明 議員
 8 番 工 藤 吉 雄 議員
 11 番 荒 木 春 吉 議員
 14 番 内 藤 明 議員
 16 番 川 越 孝 男 議員
 18 番 木 村 寿 太 郎 議員

○欠席議員（2名）

9 番 杉 沼 孝 司 議員

13 番 佐 藤 良 一 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長
 渡 邊 満 夫 教 育 委 員 長
 木 村 三 紀 農 業 委 員 会 会 長
 月 光 龍 弘 政 策 推 進 課 長
 松 田 幸 彦 税 務 課 長
 芳 賀 弘 明 建 設 管 理 課 長
 犬 飼 敬 一 農 林 課 長（併）
 農 業 委 員 会 会 長
 原 田 真 司 さ くら ン ぼ
 観 光 課 長
 阿 部 藤 彦 子 育 て 推 進 課 長
 阿 部 誠 水 道 事 業 所 長
 荒 木 利 見 教 育 長
 荒 木 信 行 生 涯 学 習 課 長
 安 達 晃 一 監 査 委 員 長
 事 務 局 長

丹 野 敏 晴 副 市 長
 兼 子 昭 一 選 挙 管 理 委 員 会 会 長
 奥 山 健 一 総 務 課 長（併）
 選 挙 管 理 委 員 会 会 長
 宮 川 徹 財 政 課 長
 小 林 友 子 市 民 生 活 課 長
 森 谷 孝 義 下 水 道 課 長
 秋 場 礼 子 商 工 振 興 課 長
 菅 野 英 行 健 康 福 祉 課 長
 工 藤 恒 雄 会 計 管 理 者
 （兼） 会 計 課 長
 安 孫 子 和 広 病 院 事 務 長
 山 田 健 二 学 校 教 育 課 長
 大 沼 孝 一 郎 監 査 委 員

○事務局職員出席者

丹 野 敏 幸 事 務 局 長
 山 田 良 一 総 務 主 査

佐 藤 肇 局 長 補 佐
 渡 邊 拓 也 総 務 係 長

議事日程第3号 第3回定例会
平成26年9月8日(月) 午前9時30分開議

再開
日程第1 一般質問
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員は、9番杉沼孝司議員、13番佐藤良一議員であります。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

○鴨田俊廣議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。
通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成26年9月8日(月)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
8	寒河江公園(長岡山)整備事業について	(1) 整備計画の策定に当たって市民の声をどのように反映されたか。 (2) かなり長期的な整備計画になっているが、事業の見直しについて	12番 新 宮 征 一	市 長
9	市営住宅の家賃滞納について	市営住宅の家賃の収入未済額が年々増加している。 (1) このような現状をどのように捉えておられるか。		市 長

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
		(2) 滞納を解消するため、これまで、どのような対応をなされたか。 (3) 今後の対応について		
1 0	市立病院事業について	全国的に自治体病院の経営状況は厳しく、その主な要因は構造的なもので、経営改善は、一病院としての対策だけでは困難と考える。	1 4 番 内 藤 明	市 長
1 1	学校教育について	全国市長会や病院開設者協議会等において、どのような対応がなされているのか伺いたい。 8月25日、全国学力テストの結果が公表された。 公立学校の都道府県別平均正答率もマスコミによって報じられたが、小学校の国語、算数、中学校の国語、数学といったそれぞれの教科と分野において、各学年とも上位にランクした秋田県の結果に対する教育委員会の所見を伺いたい。		教育委員長
1 2	改正学校図書館法について	去る6月20日、学校図書館法の一部を改正する法律が成立し、来年の4月1日から施行されることとなった。 期待される反面、問題点も私的されているが、教育委員会の所見を伺いたい。		教育委員長
1 3	地域間格差を防ぐ観点から、再度、仮称高松住宅団地について	(1) 検討状況と必要性について (2) 農業委員会の農地の番人としての役割と市勢全体の発展を図る立場から農地転用（活用）の必要がある。 具体的な見解について	1 6 番 川 越 孝 男	市 長 農業委員会会長
1 4	教育政策について	(1) 学校教育における骨太の方針について (2) 高校再編と特別支援学校についての市及び市教委の見解について		市 長 教育委員長
1 5	子ども・子育て支援事業計画について	(1) 計画の策定における基本的な考え方について (2) 計画におけるニーズ調査・スケジュール・推進体制について	1 7 番 那 須 稔	市 長

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
		(3) 計画における推進の方策などについて (4) 条例制定における保育の必要性の認定などについて (5) 利用者負担について		

新宮征一議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号８番、９番について、12番新宮征一議員。

○新宮征一議員 おはようございます。

私は、今回、通告してあります８番と９番について順次質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、通告８番の寒河江公園の整備事業に関しましては、昨年の２月に素案の素案といいますか、議会のほうにも計画内容が示されました。その後、多少の手を加えたのかどうかちょっとわかりませんが、５月に再び我々議会のほうにその計画案が示されたところであります。

その計画によりますと、まず長岡山、あの一帯を６つのゾーンに区分して、そして整備をすると、こういうものでありまして、平成25年から平成37年までの13年間という非常にロングランな計画になっております。

なお、事業費そのものが総額で23億円という非常に膨大な内容になっております。それはそれとしましても、佐藤市長は、これまでも市民の皆さんと力を合わせて、そして市民の声を十分に聞きながら行政運営をやっていききたいと、こういうふうな基本的な信念のもとに今日まで行政運営をなされてきたと思います。大変その点については、心から感謝を申しあげるところであります。今回のこの事業の策定に当たって、計画の策定に当たって、どんな形で市民の声を吸収されたのか、反映されたのか。そして、この計画が策定されるまでには、コンサル会社あたりに当然これは委託をして計画が策定されたと思いますが、これまでの、今日までのその経過、経緯について、まずお尋ねをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

新宮議員からは、寒河江公園、長岡山の整備事業についてお尋ねでありましたので、お答えをしたいと思います。

これまでの計画策定の経過、市民の声をどのように反映したのかという御質問であります。若干ちょっと経過もありますので長くなろうかというふうに思いますが、御答弁を申しあげたいというふうに思いますが、寒河江市の中心部に位置して寒河江市のいわゆるランドマークになっている長岡山であります。多くの市民の皆さんの憩いの場として親しまれてきた公園であります。その公園について、市民の皆さんからやはりさらなる整備をしてほしいという声もあって、平成23年度に策定いたしました新第５次振興計画におきまして、長岡山「市民憩いの花咲か山」プロジェクトということで重点

的に推進をしていくというプロジェクトの1つに位置づけをさせていただきました。そういったことで取り組みを進めてきているところであります。

新宮議員、御質問の中にもありましたが、公園の整備基本計画については、平成25年の6月に策定をしたというふうになっております。この策定に当たりましては、さまざまな形で市民の皆さんから御意見を頂戴してきたわけでありますが、まず1つは、日ごろから長岡山を利用していただいている人、散策でありますとか、ウォーキング、ジョギングなどで利用していただいている方、それから長岡山の整備について大変関心のある方などに参画をしていただいてワークショップというものを開催をさせていただいていろいろ意見を出していただきました。

第1回目は平成23年の11月、そして第2回目、1回目は秋遅くということでありましたから、2回目は桜の花の咲く時期ということで平成24年の4月に開催をさせていただきました。このワークショップでは、実際公園の中を歩きながら状況を見ていただいて課題を把握していただきながら意見交換をしていただいた。さまざまな御意見、御提案をいただいたところでございます。

その後、平成24年7月に素案を作成をいたしました。そういう意見をもとにして素案を作成をいたしました。その素案をもとに説明会を開催をしております。これも24年の12月、そして翌年の25年の2月ということで説明会を開催をさせていただいて、ここでもいろんな御意見、御提案をいただいたところでございます。

そして、これらの意見を踏まえて原案を作成をさせていただきました。新宮議員から、その原案について議会のほうに示されたというお話ありましたけれども、原案を策定をして議会のほうにもお示しをしながら、パブリックコメントもさせていただきました。パブリックコメントの中でも御意見などもありまして、その御意見も踏まえて計画を作成をさせていただくという経過であります。できるだけ丁寧にさまざまな市民の皆さんの御意見をもとに計画を作成したつもりでありますので、御理解をいただきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 これまでの経過については、大変詳しく御説明をいただきました。まず、新第5次振興計画に基づくところのいわゆる「市民憩いの花咲か山」プロジェクトということで発想があったと思いますし、その後ワークショップなどでも、デスクワークだけでなく現地を実際に歩いて見て雰囲気を感じながら策定された。そしてまた、パブリックコメントなども行いながら、市民の声を幅広く取り入れてつくり上げたものだというようなただいまの御説明でございましたが、それは本当に御苦労さまだったというように思います。

私ども議会のほうにも示された、いわゆるこの図面は、市長も今お持ちですよ。この図面、お持ちですよ。この図面をもとにしながらちょっと具体的に私のほうから質問をさせていただきますけれども、現在アクセス道路、これは六供町2丁目側からのアクセス道路の用地買収あるいは詳細設計ですか、これらにも着手されているということで、これはこのままどんどん進めていただきたいというふうに私も思っております。

ただ、この整備内容についてちょっと具体的にそのゾーンごとに質問させていただきますが、まず1つには、このつつじ園ゾーンです。これは寒河江の長岡山のいわゆる、それこそ先ほど市長が申されたようなランドマークである長岡山の非常に観光スポットとして大変な活況を浴びております。ましてや、東北一と我々自負しているぐらいに非常に多くのお客さんからもこのつつじ園に足を運んで

もらっている。春の桜以上にこのつつじ園というのが人気があるなということをつくづく感じているわけでありましてけれども、これはやはり今、ことしから工事に入っているようではありますが、この拡張、それらを含めてこのつつじ園はもっともっと大々的にこれを整備して、そして対外的にもPRをしていただきたいというふうに思います。

それから、2つ目が歴史とさくらの丘ゾーンでありますけれども、これもいわゆる旧郡役所、今のあの郷土館ですね。これなんかこの前、山新のほうでも紹介されておりましたが、これらを生かして、またそのすぐ同じエリアに桜の木を植栽してさくらの丘ということで花見の場所をあの辺に持っていこうという試みは非常によかったであろうし、今後もこれは期待できるものだというふうに思います。

それから、次はアカマツ林育成ゾーンでありますけれども、これも人工林としてこのアカマツ林を育成していくというのは非常に大事なことだろうというふうに思います。平成10年ですか、ロータリークラブでなくて、あれはどこだったかな、何か記念植樹をされて、我々も新しい苗木を植えた記憶がございますけれども、これはやはりアカマツ林というのが非常に下から上まで、コケじゃなくて何かツタが張って、あれは、これ長岡山ならではのアカマツ林かなというふうに思います。これ育成していただきたいということはもう大賛成でございます。

それから、一番頂上の俗に言う陸上競技場、これも今後は多目的運動広場ゾーンとして整備されるということでもあります。これは具体的にはどのようなことなのかは後ほどお聞きするとしまして、あそこも災害の場合なんかの臨時ヘリポートなどにも利用される場所ではありますが、現在の利用状況を見ますと非常に少ないんです。幼稚園の運動会や何かやられている場所に遭遇するわけですが、ほとんどあそこ使われてない。そういう状況で、今後多目的にこれらを利用できるような形に整備されるというのは、これも十分に検討しながら今後進めていただきたいというふうに思いますが、これらの4つのゾーンというのは、これまで整備されておったものを、それをさらにもう一歩進めようとして新たなこの構想のもとにこれを進めようとしているわけでありまして、まず第1段階にお伺いしたいのは、次のゾーンです。花木林、括弧して（花咲）ゾーンということで、多目的運動広場の西北側、そしてアカマツ林と隣接している場所を花木林ゾーンというこの設定になっておりますけれども、これは内容的にどのように整備されて、その利用目的、いわゆるどのようにこれを利用しようとしているのか。まず、1つ目にこの花木林ゾーンについての整備内容と、それから利用方法と、いいますか、こういった形で利用されるのか、まずお知らせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今、新宮議員から6つのゾーンと、それから施設について、これは3つの施設、大きく3つの施設にその整備を進めるというのがこの基本計画の内容になっているんであります。地図なんか今手元にない方もいらっしゃると思いますので、ネットをごらんの方なんかはわからないかもしれませんので、ちょっと概要をかいつまんで御説明をさせていただきたいなというふうに思います。

この6つのゾーンと申しあげますが、この6つのゾーンというのは、つつじ園ゾーン、それから歴史とさくらの丘ゾーン、それから多目的公園ゾーン、それからアカマツ林育成ゾーン、先ほどお尋ねの花木林、花咲ゾーンというゾーンですが、それから青空広場ゾーンと、この6つのゾーンであります。

それから、3つの施設については、駐車場、市野球場、それからアクセス道路と、こういう3つの

施設、6つのゾーンと3つの施設をそれぞれ整備をしていくというのがこの基本計画の考え方であり
ます。

そして、この整備については、各ゾーン、それから3つの施設について整備の時期を短期、中期、
長期というふうに3つの整備期間を設けて、おっしゃるように平成37年までの比較的長い整備期間で
整備をしていこうという計画であります。この短期、中期、長期というのは、短期は平成27年まで、
中期が平成32年まで、長期が平成37年までということになっているのであります。

先ほどお尋ねのゾーンでありますけれども、まずつつじ園、歴史とさくらの丘ゾーンについては、
新宮議員、御指摘のとおり、さらに整備を充実をしていく、そして市民の皆さんにこれまでの桜、ツ
ツジを十分楽しんでいただくゾーンとして整備をしていくということでもあります。

それから、アカマツ林育成ゾーン、そしてお尋ねの花木林ゾーンについては、これまでの景観を保
持、継承しながら、新たな景観形成、もう少し充実をしていくということで整備をしていきたいとい
うふうに考えているところでございます。

それから、各ゾーンの整備とあわせて一番大きい課題の1つでありますけれども、大型車両の通行
可能なアクセス道路の新設、それから駐車場の整備を予定をしているところでありまして、アクセス
道路については、御指摘のとおり六供町側からと石持側からのアクセス道路を整備をするという計画
になっておりますが、現在六供町側からの旧国道112号からの整備を優先して平成28年度の完成を目
指して取り組んでいくということにしているところでございます。かいつまんで御説明を申しあげま
したが、そういう今のところ計画で進めようとしております。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 それぞれのゾーンについて、今、市長から御説明いただきましたが、ちょっと具体的
にもう一度お尋ねしたいのは、先ほどからあったこのアクセス道路とか、それからつつじ園のゾーン
であるとか、あるいは多目的運動広場ゾーン、それからアカマツ林というような、この花木林ゾーン
というところ、これはこの図面を見る限りでは、現在の陸上競技場の西北側で雑木林になっていると
ころなんです。これをどのように改良。改良といいますか、整備されるのか。まず、このゾーンにつ
いてもうちょっと詳しく御説明をいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 この花木林ゾーンについては、先ほど整備の時期を3段階に申しあげましたが、今の
予定ではこの中期の時期に、要するに平成28年から平成32年ぐらいまでの時期に整備をしようという
計画でありまして、1つは植栽をさらに充実をするということ、それから園路、通路についてさらに
新しく設置をする。あるいは、更新をするということ。それから、今のところ大分遅い時期になりま
すけれども、展望台なども設置をするという計画になっているところでございます。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 大分そのスタイルが見えてきました。園路を整備したり、あるいは展望台というよう
な、これは非常に画期的な1つの取り組みだろうというふうに思います。

次に、これも今、市長からありましたように、平成28年から32年までの中期の中にこれらの整備を
するということでありますので、またこれはちょっと先になろうかと思います。具体的な内容は3年
ごとの実施計画や何かにも示されてくるだろうというふうに思いますので、これについてはまず理解
をいたしました。

もう1点なんですが、青空広場ゾーンです。これのいわゆる、先ほどお尋ねしたこの花木林ゾーンと同じように、今現在、これは長期のほうに入っているんですね。33年から37年までの、まだまだ先の話ではありますけれども、したがって現時点で具体的にどのような整備をするのかということろまではまだ至っていないだろうというふうに私も理解します。ただ、現段階で、これができ上がった段階で、まず構想として、基本的な考え方として、どのように整備をされて、そしてこれの利用目的は何なのか。その辺をまず明確に、現段階で、具体的な内容というのはこれからだろうと思いますので、現段階で考えているいわゆるその構想についてお示しをいただきたいと。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 青空広場ゾーンについては、先ほど御指摘のとおり、中期計画から始まって最終的な平成37年までの整備計画、後半の計画に入っているわけでありまして、場所的にはさくらの丘北側になるわけです。この平らな地形でありますから、そこを利用して芝生広場を整備をするということが基本であります。あわせて、フィールドアスレチックでありますとか、芋煮会などができる炊事棟を整備することにしております。さらには、大型バスが駐車可能な駐車場、公園としては最大の駐車場などを整備するという構想の中で計画をしているところであります。

そのゾーンの中に植栽されております桜とかイチョウとかカエデなどを楽しみながら体を動かしたり、さらには家族やグループなどでピクニックを楽しんだり、ゆっくりとくつろげるような多目的な広場を整備をして、さらにアクセス道路とあわせて計画をしているという予定であります。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 花木林ゾーン、それから青空広場ゾーンについても今御説明をいただいたわけですが、その青空広場ゾーンについても全く後期のほうで、これからの先のことで現段階では、今、市長が申されたようなことを構想として持っているということでもありますけれども、私が思うに、ちょっとこれ勝手に私個人で試算をしてみました。事業費あるいはその後の維持管理費です。ただ、私が個人的に勝手にしたとはいうようなものの、私は素人ですので、ある意味ではちょっと専門的な知識を持った方々と話をしながらはじき出してみたいんですけども、これ2万3,000平米なんですね、土地の広さが。これは、まず第1段階に考えなければならないのは、あそこ果樹園になっているんです、今予定されている部分というのは。この用地買収、これにはもうかなりの費用がかかるんだろうということがまず想定されます。ややもすれば、この総事業費23億円の8割方ぐらいまでに、ここのゾーンにかかるのではないかなというような、例えばつつじ園の今のゾーンとかそういったものはある程度、手直しという表現はちょっとまずいですが、手を加えるということなんです。これ新たに整備するということになると、まずこの用地買収費用だけでも巨額になるのではないかと。整備費です。整備事業費、これを合わせると総事業費23億円の七、八割ぐらいまでがここのゾーンに集中されるのではないかなというようなお話などもありました。そういうことからいった場合に、これは非常に今後考えなければならない問題かなというふうに思います。これはあくまでも私の視点から申しあげてみますけれども。

それから、芝生広場、メインになるのがそれだというふうに我々のほうに、この説明があったときに質問に答えられておった内容で、メインになるのがその芝生広場と。家族であそこに行って、青空天井にみんなが集えるような、憩いの場をつくりたいんだというような説明でありました。今、市長の説明ですと、例えば大型駐車場とかそういった内容も入ってくるようでありまして、この芝

生広場というのは、北のほうに行けばいわゆるチェリーランドのあの河川敷にかなりの広場があって、そこに行けばいつでも家族で集えるような場所は確保される。南のほうに行きますというと、最近整備したいいわゆるグリバーさがえですか、あそこのカヌー場のすぐ隣に広大な芝生広場があって、改めて長岡山の上にこの芝生広場というのは、私はつくる必要がないんじゃないかなというふうに考えたところなんです。

それから、維持費などもちょっと聞いてみましたところ、年間2,000万以上はかかるだろうというような試算でありました。芝生の維持費です。維持管理。したがって、今、今回の監査委員の報告書にもありましたけれども、意見書の中にもあったように、決して今経済状態がよろしいわけではない。したがって、今現在は黒字決算であってももっともっと事業そのものには十分配慮しながら今後やってほしいというような意見書もありました。しかも、そこには少子高齢化あるいは人口減少社会に入ってくる。こういうことも考えたときに、寒河江市も人口は今のところ微々たるものではありますけれども人口減少にある。現時点でこれを整備して後世にその維持管理費の負担を強いるようなことは、やはり避けなければならないんじゃないか。これは現市長のもとにやられているこの行政運営、それからこれは我々議会にも責任あるんです。そういったことを考えたときに、これはだめだとは言いませんけれども、もうちょっと考慮していただきたいというふうに思いますけれども、現段階での市長のお考えをお示しいただきたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この基本計画、先ほどから申しあげておりますけれども、平成37年までの少し長期の計画ということでありまして、御指摘のとおり、その13年間の間にはいろんな情勢の変化もある。あるいは、そこを市民のニーズも大きく変わってくる、状況も変わってくるというようなことが当然ありますし、また我々もそこは先を見越した上でいろんな計画を進めていかなければならないというふうに思っているところであります。そういった意味からすれば、この計画についても、今は短期の目の前の計画について整備を進めていっているわけでありまして、その整備が進んできた段階において、あるいは完成間近な時点において、これから中期あるいは長期の計画をどうしていくかということを、その状況を見た上でやはり検証しながら、必要に応じて見直す必要があるところは見直しをしていくということはやはり基本的に必要なことだというふうに思います。

そういったことからすれば、確かにこの基本計画については、先ほどから申しあげておりますとおり、多くの市民の皆さんの御意見なども反映させた計画ということにはなるわけでありまして、さらに整備が進んできた段階において、また新たに市民の皆さんのお考えなどもお聞きをした上で、そういう計画を再検証するというを進めていくことが大事なんではないかというふうに思っているところであります。

我々としては、いずれにしてもそういう見直しも必要であればさせていただきながら、目的は長岡山に多くの市民の皆さんあるいは市内外から多くの皆さんに訪れていただいてにぎわいのある長岡山に整備をしていくというのが目的でありますから、そういう愛される寒河江市のランドマークとして整備を進めていきたいというふうに考えているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 新宮議員。

○**新宮征一議員** これかなりの長期的な事業でありますので、後段のほうの整備については、時代の趨勢と、そしてまた市民の考え方などいろいろ変わってくるだろうということで、それに沿って、絶

対このままやるというものじゃなくて見直しをかけたいという今の御答弁でありましたので、この点については了解をいたしました。

ただ、もう1点、これ指摘といいますか、提案といいますか、私のほうから申しあげたいのは、アクセス道路なんです。これ現在、六供町2丁目側からもう整備に入っているわけですから、これは先ほども申しあげましたように、まず早期にこれを整備して完成させていただきたい。これは長年の懸案であったわけです。何年か前にも測量をした経過がありました。しかし、予算的な問題で、これが実際工事に着工することができなかったというような経緯もあったんですけれども、やはりあそこに、あの長岡山にいわゆる大型バスが入れないというような状況で普通車もすれ違うのがままならないというような状況に今まであったわけですので、これは長年の懸案であります。したがって、これはどんなことがあっても、あの長岡山の頂上まで大型バスが入れるように早急に整備していただきたいということでございますが、この図面を見ますと、石持側からのアクセス道路の1つとして、ルートとして石持側からのこのルートと、それから洲崎側からのルート、これはまだ点線でこの図面には示されております。まだこれは具体的にはそこまで入っていないのかなというような感じはするんですけれども、これについて私はいささかちょっと疑問な点があるんです。

というのは、六供町2丁目側からメインの道路をしっかりとしたものに完備すれば、私はこの2つのルートは、新たに道路を切るわけですから、これはちょっとどうなのかなというような感じがするんです。しかも、石持側から上っている今の道路もそのまま残るんですね。これは残るんです。それから、八幡様の裏側から上っていく現行の道路もそのまま残るわけですから、それにあえて石持側からあの雑木林を伝って新たに道路を新設するというのは、これはいかがなものか。これはちょっと非常に、私個人の考えとしてはちょっと理解できない。

それから、もう1点は、この洲崎側から、これはほとんど旧112号と並行しているんです。今整備に入っておりますこの六供町2丁目側まで、この洲崎側の起点から六供町2丁目側の起点まで、わずか六、七百メートルきりないんです、距離が。車で1分か2分。これにまた、これまたあの果樹畑を用地を買収してこのルートをつくるというのは、私はちょっと理解できないんです。これも現段階で、市長は今後の課題だというふうに思っておられると思うんでこれ以上申しあげない。これらなどもぜひひとつ今後の見直しの中に参考意見として、これらも考慮していただきたいということを、これは答弁要りません。それだけ、この段階で申しあげておきます。

次に、通告9番、市営住宅の家賃滞納についてお伺いをいたします。

この市営住宅の使用料が今回、この9月議会に提出された25年度の決算書を見ましても、収入未済額がかなり大幅に増額になっております。昨年度、要するに24年度は239万、ちょっと端数はありますけれども、だったんですが、今年度、いわゆる平成25年度は、これまでもこの件について私はいろんな場所で問題を提起しております。それなりの対応はなされてきたのかなというふうに思いますけれども、その成果が、この数字を見る限りではあらわれておりません。25年度は382万9,000円。24年度よりも143万9,000円ふえているんです、逆に、減るんじゃないくて。これはこのまま、我々議会でも看過することはできません。したがって、この現実、この実態に対して、市長はどのように捉えておられるのか、市長のまず御認識をお伺いしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御指摘のとおり、平成25年度の市営住宅使用料の収入未済額については382万9,300円

ということであります。平成24年度の239万1,300円に比べ143万8,000円の増ということであります。そういうことについては、大変我々としても、さらに努力をしていかなければならんというふうに思っているところであります。

滞納の増加ということについては、負担の公平性、公正な負担ということから、観点からすれば、やはり滞納解消に向けてさらに一層の努力をしていかなければならないという決算の結果であったというふうに認識をしております。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 これまで以上にさらに強力に努力をしていかなければならないというただいまの御答弁でありました。

実は、去年の9月議会の決算特別委員会で私が質問したんです、この件に関して。決算特別委員会でなくて分科会や何かでも、これかなり強硬に私も指摘をしてきた問題でありますけれども、この昨年9月の決算特別委員会での私の質問に対するこの答弁が、対応としては、滞納者本人ばかりでなく保証人も同席していただき、面談を行い納入をお願いしているところであります。この答弁に、いわゆる行政としての姿勢がちょっと違うんでないかという感じはしたんです。確かに行政が市民に対して上から目線で物事を押しつけたり、あるいはやるということは、これは適切ではないというのは十分わかります。しかし、同席していただいてじゃなくて、そしてお願いじゃないんです。お願いじゃない。納めなければならない義務があるわけですから、こっちは、行政側はそれを徴収する権利があるわけですから、先ほど市長が申された、いわゆる市民の負担の公平性からいった場合には、これは非常に、この答弁の内容を見ますというと、余りにも低姿勢だな。

実は、去年のその決算特別委員会の終わった後に、2人の方から私のところに電話ありました。これ今インターネットで見ているわけですから、そういったものと、例えば今申しあげたこういった内容も見ているわけですから。

1人は、女性の方だったんですけれども、これは名前は名乗ってもらえませんでした。ただし、何回これまで市営住宅の入居申請をしても、何年たってもいまだもって入れない。何とかならないのか。こんな家賃を納めないまま、そのまま入っているなんておかしいんじゃないですかというこういう指摘でありました。

それから、もう1件は、これは男性で、はっきり言って私のほうに名前もちゃんと名乗っていただきましたけれども、これは議会も問題だよ。これは議会にも責任あるよ。そういうことではなくして、やはりやるべきことはやって、そしてこれの解消をまず図ることがもちろんでないかというこういうような御指摘でありました。しかも、その男性の人は、名前私もわかりますけれども、ここでは名前を申しませんが、行政の職務怠慢だ。ここまで指摘されました。それから、議会もチェック機能が働いてない。こういうふうな非常に強い口調での指摘でありました。

したがって、市長は、これからは非常にこういった事態を危惧されてもっともっと強力に努力をしていきたいというような説明でありましたけれども、やはりこれ経費のほうを見ましても年間約600万、ほとんど600万前後がこの維持管理費に予算も使っているんです。これは市民の税金なんです。そして、入りたいという人がもうわんさというんです。そうした人の、待機している人の心情、気持ちなども考慮した場合には、ある意味ではもう徹底的に強硬手段、努力というよりも、ある意味では強硬な手段もとってはいかがかというふうに思います。

この間、山新のほうに、これは酒田市の、これは税金の滞納なんですけれども、納税課内に滞納整理室、これを設けて6人のスタッフでその滞納解消に当たっている。もう2カ月で31件差し押さえをしたと、こういうふうな記事でありました。

したがって、これはやはり行政は行政としてのやるべきことはきちっとやって、先ほど申しあげました。お願いするんじゃないんです。納めなさいと言える立場なんです。このあれを見ますと、説明書を見ますという、3カ月滞納した場合には、もう出てもらわなければならないよというところまで示してるんです。これまでその対応をなさってきた中では、何ていうのかな、ある意味では電話で督促したりそういったことをやってきたんだろうと思いますが、最近ではそうでなくて、実際こうやって来てもらって、そしてやっているという状況がありましたので、大分進歩したのかなというふうに思っていますけれども、昨年よりもさらに今回ふえていますので、これは看過できない。ここで強烈にこれらを訴えたいというふうに思ったところでしたけれども、これについて今後の市長の最終的な対応のやり方として決意のほどをお聞かせ願いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど御報告申しあげましたが、平成25年度の決算について前年度より143万ほどの滞納額が増加しているという状況がありましたので、決算の以降、市としても滞納者への指導強化、それから連帯保証人への周知徹底ということをさせていただきました。現時点では、25年度の決算の時点より122万2,500円の新たな収納がありまして滞納額をその分減らすことができいております。しかしながら、まだ去年よりも若干多いという状況にあらうかというふうに思っているところであります。引き続き滞納の解消に向けて努力をしていくということにさせていただきたいというふうに思いますし、初期の段階で滞納者を解消していくということも大事でありますから、最初に未納1カ月という初期末納者に対する督促というものを徹底させていただいて、早い段階で解消していくということも今進めようと、進めているところでありますし、やはり長期滞納者の問題は大きい課題でありますので、粘り強く進めていかなければならないというふうに思っております。

そして、やはりこの意見書などにもありますけれども、滞納マニュアル、滞納解消マニュアルというものをきちっと他の事例、自治体の例などもあるでしょうから、参考にしながら解消のマニュアルづくりなども研究をして解消に向けて今後も努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 即座に、どのぐらい滞納されているかも私のほうでも大体つかんでおります。したがって、今、市長が申されたように、ちょっと滞納があったから即あなた出ていきなさいと、こういうことはもちろんこれはできません。これは人道的にもそれはできないんです。しかし、非常に長期にわたって滞納されている方もおりますので、そういう方に対しては、ある意味ではかなりの強硬な姿勢でもって臨んでいただきたい。挑んでいただきたいということを申しあげて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

内藤 明議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号10番から12番までについて、14番内藤 明議員。

○内藤 明議員 おはようございます。

初めに、通告番号10番、市立病院事業について、市長にお尋ねをいたします。

本市の寒河江市立病院のような自治体病院は、地域医療を支える重要な役割を果たしていると考えられますが、近年も多くの自治体病院において損益・収支を初めとして経営が悪化し、医師不足に伴う診療体制の縮小などが余儀なくされ、地域医療体制が崩壊するのではないかと心配される懸念があります。

総務省は、公立病院改革プランを作成することを求め、その中で自治体病院の、1つとしては経営効率化、2つに再編ネットワーク化、3つに経営形態の見直しを図るよう促しておりますけれども、しかし全国で1,000に近い公立病院の7割を超す病院が赤字経営で推移をしており、その主な要因は、私は構造的なものと考えております。全国市長会や病院管理者協議会において、どのように対応がなされているのか伺いますが、初めに医師の地域偏在、診療科偏在、医師不足による勤務医の過重労働や診療報酬と控除対象外消費税、つまり損税、地域医療を担う自治体病院の役割等は、構造的なもので一病院としての対応策では困難であるのではないかとこのように考えております。まず、このことについて、市長の御見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 自治体病院を取り巻く医療環境あるいは経営状況について所見を申しあげたいというふうに思いますが、自治体病院は、先ほど内藤議員御指摘のとおり、地域住民にとって、その健康あるいは医療という面では、不可欠な、身近な医療機関であるわけであります。身近で不可欠な医療機関であると同時に、やはり救急医療でありますとか、高度医療、民間の医療機関では難しいそういう役割も自治体病院、公立病院では担っているわけであります。そういう救急医療、高度医療というのがどちらかという不採算部門というふうに言われる部門でありまして、そういう部門を担う自治体病院が一般的でありまして、それが経営を圧迫しているというふうにも、従来よりそういうことが言われているわけであります。

また、医師の確保という面からすれば、先ほど御指摘もありましたけれども、2004年の医師法の改正により導入をされました新臨床研修医制度があるわけでありまして、若手の医師が都市部へ集中する、あるいは診療科が偏るというようなことが起こって地方の自治体病院にとって勤務医の確保というのが大変難しく、この制度の発足以後出てきているというのも現実であります。

そして、この医師の確保が難しくなっているということが、先ほど内藤議員、御指摘もありましたけれども、現に勤めている勤務医の過重労働というものも生み出して、それが勤務医の離れていく勤務医離れにつながって、さらに医師の確保に拍車をかけているというふうにも言われているところでございます。

御案内のとおり、寒河江市立病院におきましても医師の確保というのは同じでありますけれども、大学の医局頼みという状況があるわけでありまして、独自に医師を確保してもそれに見合う医師が引き揚げられるなどということも場合によってはあるわけでありまして、それがなかなか医師確保が見通しが立てにくい状況を生んでいるというふうになっているわけでありまして。

また、消費税のお話もありましたけれども、診療報酬の改定というのは、御案内のとおり2年に1回行われるわけでありまして、ことし4月に行われた26年度の診療報酬改定では、全体ではプラス0.1%という改定率になっているところでありますが、しかし実際には支出する材料代などには消費

税増税分が転嫁をされるということでもありますので、控除対象外消費税が増加をして病院経営には少なからぬ影響が及ぼしているという状況になってきているところでもあります。

こうした申しあげた課題などについては、地方の自治体病院共通の課題であるというふうにもなっておりますから、寒河江市だけの対策では何ともいかんともしがたい面があるかというふうに思います。

しかしながら、それぞれの病院は医療圏の中で置かれている課題あるいはその個別の病院としての課題というものを抱えているわけでもあります。経営状況も異なっているわけでもありますから、それぞれ自助努力というものをしていかなければならないというふうには認識しているところでもあります。

寒河江市立病院におきましても、収入をふやし支出を抑えるための努力というものをやはり継続してしていかなければならないというふうと考えているところでもあります。そういう努力をしていくことによって、市民のニーズに応える持続可能な病院運営ができてくるものというふうに認識をしているところでもあります。

いずれにしても、先ほど御指摘ありましたけれども、いろんな改革プランをこれまで進めてきましたけれども、なかなかその成果が十分というわけにはいっていないというのが状況でありますけれども、やるべき努力はやはりしていかなければならないというふうに認識をしている状況であります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 市長という立場の中での答弁としては当然のことだろうというふうには思いますけれども、一方でやはりそうした背景があって厳しい状況になっているというふうに思いますので、これはとりわけ市立病院を預かる責任者というだけではなくてして、やはり全国的な対応が必要なんじゃないのかなというふうに思います。

それで、この前、質問の項目について聞き取りをいただいた際に、うかつにも私、この要望書も出しているということ知りませんでした。それもいただきましたが、そうした自治体病院協議会あるいは市長会等で、つまり国等に対してさまざまな要望やアクションを起こしているというふうに思いますけれども、どのような対応がとられているのか、教えていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど答弁申し上げましたけれども、別に共通の課題、おっしゃるように全国の自治体病院のうち7割、8割が大変な経営状況にあるわけでもありますから、そういう意味ではやはり共通の課題もあるわけでもありますので、ぜひ国に対して強い要望をしながら改善を図っていただきたいということで、これまでも寒河江市としても県を通して、県を通じて要望を行っているという状況でありますし、また一方、全国規模の関係団体からも要望書の提出をしていただいているというふうに思っているところでもあります。

全国市長会においても提言として取りまとめ、国会議員、さらには政府に対してその実現に向けて要請活動をしているところでありまして、直近ではことし6月27日に地域医療保健に関する提言・要望という中で、医師確保対策などとともに自治体病院等についてとして、地域医療の確保、さらには経営基盤の安定化を図るための財政措置等を講じるよう要望しているところでございます。

また、一方、全国自治体病院開設者協議会という組織がありますが、これは昭和45年の発足以来、活動の重点を病院財政対策に置きながら事業を推進しているところでもあります。この協議会では、地方組織として各都道府県の自治体病院開設者協議会と、山形県も加入しているわけでもありますけれども

も、例年春の定時総会及び秋の自治体病院全国大会の後に国及び関係機関に対する要望を行っているということでございます。直近では、ことし5月に要望書を提出をしているところでありまして、自治体病院が抱える課題について、医師及び看護師等確保対策、それから財政措置対策である地方交付税措置の充実などについて8項目にわたって要望をまとめ提出をしているところでもあります。

なお、この自治体病院開設者協議会の秋の要望活動については、他の全国自治体病院開設者協議会初め病院関係3団体、そして全国市長会などの地方六団体、さらには国民健康保険中央会などを合わせまして10団体連名で要望書を提出をしているという活動を展開をしているところでもあります。

○**鴨田俊廣議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** 要望書については、ちょっと読ませていただきました。

それで、そのことをもとにして少し具体的中身についてお聞きをしたいというふうに思うんですが、この自治体病院の開設者協議会あるいは市長会等で、つまり損税、控除対象外消費税ということでの考え方をどのように持っていらっしゃるのかなというふうに思っております。つまり、これ病院での損税であります、例えば経営が黒字でも赤字でも、これは負担しなければならないというふうなことになっているわけでありましてね。しかし、自治体病院の、何ていいますか、そういう意味では、特に医療機関では診療するために薬品とか診療材料、それから医療機器、それから委託費、施設改修費などを絶えず必要とするわけでありましてけれども、それに全て消費税がかかってくると。確かに、先ほど市長答弁されましたように、この診療報酬改定で一定のというのか、それは微々たるものですが、だというふうに思いますけれども、そこの中に入れているというふうに国では言っているんだらうというふうに思いますが、しかし例えばことしの4月より8%になって、例えば決算を見ても、何ですか、25年度決算を見れば医療外支出、つまり雑損失ということで4,500万円になっておりますね。これが仮に10%になるとしますと、今度その倍になるわけです。同じ経営状態というふうに考えれば、その倍になるわけでありましてから、これは大変な状況になるなというふうに思います。これまで消費税が導入されてからしばらくになりますので、これをトータルするとかなりの額になるというふうに思いますし。

それで、先般いただいた資料の中で、例えば27年の10月1日から消費税が10%になれば、損税負担が倍増、市医療供給体制は困難になることから、消費税制の取り扱いについては適切な対応を図ることというふうにこの要望書ではなっておりますが、具体的にどういうふうにしろというふうなことを国に対して、何ていいますか、言っているのかということをお尋ねしたいんです。

というのは、つまり消費税をその分はなくせと言っているのか、あるいは最近話題になっていますように、例えば消費税を10%にするときにおいて軽減税率を適用するとかそういうことを言っているのか、具体的にどういうことを指して言っているのか、わかれば教えていただきたいというふうに思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** ことしの5月28日に全国自治体病院開設者協議会と公益社団法人日本自治体病院協議会が連名で要望書を作成をしているわけでありまして、その中で、項目として第3に、医療機関に対する消費税制度の改善についてという項目があって、内藤議員御指摘のような点が要望内容としてあるわけでありましてけれども、最後のくだりに、平成27年10月1日から10%に引き上げることになっているけれどもということでありまして、こちらの要望側のスタンスとすれば、ここの文面だけであれ

ですけれども、医療に係る消費税制の取り扱いについて抜本的な見直しを図ることという要望になっているところでありますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 抜本的な対策を講じることというのですが、具体的に、私はそうした関係団体のもとで国に対して要望すべきだなというふうに思うんですが、これは医療費とか、それから生活必需品等についてはやはり非課税にするべきだというふうに言うべきでないのかなというふうに思います。

中でも、例えば診療報酬を上げたり、あるいは医療費自体といいますか、そのことにもつまり消費税をかけろなんていうような無謀な議論がありますけれども、しかしそうすることによって、今度逆に、医師会等でも言っていますけれども、だんだんだんだん患者が病院にかかることを見合わせるようなことなんかも出てくるというような指摘なんかもありますので、できればきちっとはつきり、例えば10%にする際には非課税、つまり軽減税率なんていうことでなくて非課税にする、こういうふうにやはり要望をしていくべきではないのかなというふうに私は思いますが、そうしたことについて、改めて市長の御見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 我々としては、その自治体病院と同様に大変消費税の取り扱いについて経営を少なからず圧迫をしつつあるというふうに思っておりますので、その件についてはやはりきちっとさらに物を申していく必要があるというふうに思っているところであります。25年の11月に出した要望の際では、適切な対応をお願いをするという文言になっておりましたが、今回というか、5月に出した要望書では、さらに具体的に要望しているというふうになってきているわけであります。それだけ現実的に経営を逼迫している大きな課題の1つになっているんじゃないかというふうに思いますから、そういう意味で我々としても機会を捉えて、その実情あるいは改善について声を大きくして要望を申しあげたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 そういうことで、全国的な運動といいますか、10団体で要望書、去年の11月21日に出しております要望書を見させてもらいましたけれども、これ市長会、それから市議会議長会なんかも入っています。そういう意味では、私たちも責任あるなというふうに思っているんですが、全体でそういうことに取り組んでいかなければならないんじゃないのかなというふうに思っていますので、ひとつさらにそうした要請等について強めていただくようお願いをしておきたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は10時55分といたします。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前10時55分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤議員。

○内藤 明議員 続いて、通告番号11の学校教育について教育委員長にお尋ねをいたします。

8月25日、全国学力テストの結果が公表され、翌日には公立学校の都道府県別平均正答率も新聞などのマスコミによって報じられました。その中で、秋田県のテスト結果は、小学校の国語、算数、中学校の国語、数学といったそれぞれの教科と分野において各学年とも上位にランクしさまざまな議論

を醸し出しております。

これまで全国最下位だった沖縄県は、2009年から秋田県の教員を招き秋田県の指導方法を積極的に取り入れ、またそのことを研修するために全国から教員や教育関係者が秋田県を訪れていることも報じられております。

物議を醸し出す背景には、そうした学力テストの実施主体者でも参加主体者でもない一部の知事などが実施要領を無視し市町村別公表や学校別公表に踏み切ったため、そこには政治的な意図が感じられるわけでありますが、その中では、第15期中教審答申で論じられてきた教育改革や、その理念やそうした思想は見つけ出すことはできません。そのことに一番戸惑っているのは、もしかしたら文部科学省の担当者かも知れませんが、私は、こうしたことは結果的にこの教育現場に焦燥感と無力感を生み出し、教育改革に対する機運は急速に失われていくものと考えておりますが、教育委員会の御見解を伺いたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 全国学力・学習調査についてのお尋ねがありましたので、お答えをいたしたいというふうに思います。

さきの6月の議会においても御答弁申しあげたところでございますけれども、私どもの基本的なスタンスは、この学力状況調査と学習状況調査の教育の実態を知り、あるいは改善に役立てたいという趣旨で受けとめております。そのために、公表云々についても、前回御答弁申しましたけれども、現在も同様でありまして、基本的にこの学力テストといえますか、どういうふうに私どもが考えているかというようなことをまず述べさせていただきたいというふうに思います。

このテストの役割、効果というようなものは、まず1つ目に、小学6年生及び中学3年生を対象とした悉皆調査ということから、対象となる児童生徒の学力の状況が客観的に把握できる。また、児童生徒の学習習慣や生活環境との関連も客観的に把握できると。それから、明らかになった成果や課題を指導の改善につなげることができると。また、児童生徒自身にとっても、自分の学習の定着状況がわかり、よい点を伸ばし、弱点の克服につなげることができるというように考えております。そういうようなテストの意義、役割といえますか、そういうことから、またよく言われるように、このテストの結果、学校の序列化につながる。あるいは、学校間の格差を生じる。それによって、過度の競争を生み出すことになるというようなことは絶対にあってはならないものというふうに思っております、次のような配慮をしておるところであります。

1つは、この標準化された学力検査の1つとして、本市の小学6年生及び中学3年生の学力の状況を客観的に把握する手立てとして活用する。

2番目に、全国学力・学習状況調査、このテストだけでなく、ほかの標準化された学力検査、本市ではNRTという全国的な調査も実施しておるわけですが、それに日ごろのテストなどを関連づけながら分析することで、児童生徒の学力の状況をより多面的に捉える。

3つ目に、全国、この調査だけでなく、全ての学力検査を、表現が適切かどうかですけれども、ゴールではなくて児童生徒の学力向上に結びつけるためのスタートとして活用するというものであります。

こんなふうな取り組みで、私ども、このテストを受けとめて、また活用し、子供たちの学習の改善に資していきたいというふうに考えているところであります。もちろん議員が御指摘のような、学校

に、あるいは先生方の間に焦燥感あるいは無力感を生じさせるようなことは絶対にあってはならないものというふうに考えております。

そういうことから、何回も申し上げますように、このテスト本来の意義、役割をきちんと認識した上で、ただいま公表に向かってといいますか、この学力テストの検証、分析あるいは今後の対応策について現在鋭意作業中でありましてけれども、引き続きこういうスタンスでもって対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 本市のスタンスというようなことでは、私も承っておりますので大体わかっておりますけれども、ただやはりそれをいろんな形で、何ていいますか、意図的に利用しようとするのかわかりませんが、もしかしたら本当に子供たちのためにそうしたほうがいいというふうに間違った考え方のもとに、例えばそうした公表に踏み切ったりしているのかわかりませんが、そういうことが行われているわけでありまして。本市の立場はよくわかりますし、そういう意味で、そうしたことは本来の目的から外れているわけでありましてから、やはり正さなければいかんというふうに思うんです。

文部科学省では、つまり県別のランクを一応公表しますね。じゃあ、市町村の教育委員会では何でだめなんだというふうにいろいろ議論をしたり、それを本来の、してはだめだよということを破って公表したり、つまり市民がそれを望んでいるようなことでそういうふうにやったりしているところがあるわけでありましてけれども、そういうことが結果的に、例えば子供たちや現場の教職員に対して焦燥感をもたらしたりしているんじゃないのかなというふうに私は思っているものですから、そういうふうにお尋ねをしたところでありまして、昨日の新聞等には、本来禁止されているそうした公表について、そうした公表したことに対しての罰則というのはありませんですが、何かニュースによりまして、文科省では来年からこの調査のデータの一部を提供しないこともあり得るというようなことのような発表でありました。

これは、先ほど申しあげましたけれども、都道府県だって私は同じだというふうに思うんです。先ほども申しあげましたけれども、秋田県が上位にずっと、ここ何年かランクをして、それでつまり学校関係者や、あるいは地方自治体の教育関係者といいますか、秋田詣でといいますか、ずっと秋田に行って学ぼうというふうな、研修会に行って学ぼうとかというふうなことでしているような傾向がありまして、そういうところ、本当にそういうことがいいのかというふうな、基本的に私の気持ちの中にありまして、そういうことをお尋ねしたところでありまして。

最近、この秋田方式といいますか、いろいろ話題になっておりますけれども、つまり各学年、各教科とも上位にランクしてありますが、続けてトップを維持するということは非常に大変なことだというふうに思いますし、それは現場の教員だけでなく、教職員だけでなく、子供たちにとっても非常にプレッシャーを与えているんじゃないのかなというふうに思います。それは、つまりそこには多分学力テストのための対策と対応がかなりなされているんじゃないのかなというふうに推測できるわけでありまして、そうした指摘もありますし、こういうことについての教育委員長の見解を承りたいというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 秋田県をめぐるといいますか、議員御質問の中にありますような動きやら動向というふうなものがあるというやに私どもも聞き及んでおるところでございますけれども、確かに秋

田県は毎年小中全ての教科、分野において高い水準を保っていると。言うなれば立派な成績をおさめているということでありまして、私ども委員会が、その要因や背景についてつぶさに知っているわけではございませんけれども、私自身は、こういうふうに長く高い水準を維持していること、このこと自体は秋田県が、あるいは秋田県の子供たちが高い学力を身につけているということについては評価をいたしたいと思いますし、そういうこれまでの関係者の努力に対しても敬意を表したいというふうに思います。

ただ、これの受けとめ方の問題でありますけれども、私どもとしては、これを単なる平均正答率の比較や順位だけにとらわれることのない、ただ秋田県で行われている指導や学びの質というんですか、内容に目を向けて見習うべき点、参考となるべきところについては十分考慮して、あるいは参考としていくということに考えております。

秋田県の内容については省略いたしますけれども、基本的に秋田県に対する見方、考え方は以上であります。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 私の考え方とかなりギャップがあるわけでありましてけれども、つまりそうした対策を踏んで学力テストに臨むというようなことはいかなるものかなというふうに思うんですが、そうしたことが基本にあつて私はお尋ねをしているんでありますけれども、そうしたことを全国的に公表になっているものですから、先ほど申しあげましたように、沖縄県だけでなく東京都、それから各全国から秋田県にもう行かれているというようなことなんです。つまり、新聞で発表されましたが、これまで全国で最下位にあった沖縄県などもわざわざ秋田県から講師を招いたり、秋田県に行つて学んだりしながら対応した結果、この読売新聞によりますと、中には、小学校ですか、6位になったり、ずっとこの順位も上げてきたというようなことなんかもありますし、こうしたことで全国から昨年で2,300人ほど秋田県に行っているそうであります。

つまり、全国的にそういうふうになっていきますと、全国の子供たちにそういうふうな教え方といひますか、学び方といひますか、授業を行つてしまうんじゃないのかなというふうな私は危機感があるもんですからお尋ねをしたわけでありましてけれども、来年度からは、今度横浜市と、それから日本航空なんかで一緒になつてツアーを組んで対処しようというふうなことも出ておりました。こんなことは本当にやつていいのかなというふうに思っているんで、かなりのやはり子供たちにはプレッシャーを与えているんじゃないのかなというふうに思います。これは見方からすると、多分いっぱい全国から来るんで、旅行会社に例えば日程の調整とか旅館の手配とかバスの手配なんかさせたほうがいいんじゃないかというような考え方のもとにこうしたものが組まれているのかわかりませんが、少なくとも寒河江市ではそんなところには行つてほしくないなというふうに思ひが私はあります。

先般、9月4日に週刊文春に「全国学力テスト1位、秋田県のからくり」ということで載つてました。多分ごらんになったというふうに思ひますけれども、現場教師が内情を暴露、テスト対策を詰め込んでいるだけと、こういうふうな内容であります。中は申しあげませんけれども、そういうふうなやはり対策を講じているということだけはぜひ御理解をいただいた上で、敬意を表するというのは、私はいかなるものかなというふうに思ひます。そうしたことを、本当のやはり学力をつけるということとはそんなことではないんだよというふうにぜひ教育委員長にはお考えを改めていただきたいなというふうに思ひます。これは私の思っていることでありますから、これに対して教育委員長、お答えが

あればぜひお答えをいただきたいというふうに思いますがいかがですか。

○**鴨田俊廣議長** 渡邊教育委員長。

○**渡邊満夫教育委員長** 私が答弁申しあげたかったのは、特殊学力テストといたしますか、これのための秋田県から学ぶということではなくて、内実的に長い間こういう立派な成績と言うとまたあれなんでしょうけれども、高い水準を維持しているということ自体に、やはり秋田県の子供たちに対する学習というあれは、何ていうんでしょうか、教育というふうなものよきところがあるんじゃないかというふうに思って、そういうところを見習うべきところは見習っていききたいという趣旨でお答えしたわけでありまして、この秋田県の学力調査の結果について、その結果だけに、あるいは正答率云々、順位だけにとらわれてお答えしたわけではないんでありますんで、御理解を賜りたいというふうに思います。

○**鴨田俊廣議長** 内藤議員。

○**内藤 明議員** わかりましたというよりも、考え方はわかりました。つまり、全国で1位を維持していくというのは大変な努力だろうというふうには思います。そういう面では、私も、何ていいますか、大変なことだなというふうに思います。しかし、結果的に1位、いろんな授業や教え方をやってきて結果的に1位だったということだったらいいんですが、そのための、学力テストのための、ほかの授業を割いたり、あるいは休みのところを割いたりしてやるのはいかなものかなというふうに思っているものですから、ぜひその辺のところは私からも教育委員会に対しては理解をお願いしたいなというふうに思っております。

次に、通告番号12番の改正学校図書館法について教育委員長にお尋ねをしたいと思います。

学校図書館法の一部を改正する法律が成立して、来年4月1日から施行されることは御承知のとおりであります。学校司書について、学校図書館問題研究会は、「専門性を持った学校司書がいれば、子供たちの知る自由や読む自由を大切に、知的好奇心を喚起するさまざまな働きかけや資料提供を行い、教員の教材研究や授業づくりを資料や情報活用面から支援する。子供たちの学びや育ちを豊かなものにする」としております。

法律の改正はされましたけれども、必ず置かなければならないという必置義務や司書資格の必要義務など幾つかの点で問題も指摘されておりますけれども、一方で、衆議院、参議院での附帯決議もあって期待もされているところであります。本市教育委員会はどのような所見をお持ちか、お伺いしたいというふうに思います。

○**鴨田俊廣議長** 渡邊教育委員長。

○**渡邊満夫教育委員長** 御質問の今回の学校図書館法の改正でございますけれども、議員からも話ありましたけれども、学校教育における言語活動や探求的な学習の充実と読書活動などを通じて児童生徒の豊かな人間性を形成することが求められておりまして、そのためには学校図書館がより一層利活用できるよう整備を進めることが重要であるということで、次の2点が法律に盛り込まれたわけであります。

1つは、司書教諭のほか、専ら学校図書館の職務に従事する職員として、学校司書を置くように努めるということ。

2つ目に、国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修などの実施を努めること。この2点であります。

この学校司書についてでありますけれども、学校図書館における教育の充実という観点から、これまでもそれぞれの市町村の判断で自主的に取り組みが進められてきております。これが今回の改正によりまして、学校司書というふうに正式に明記され法的に位置づけられたこと、これは大きな前進、一步前進でありまして、重要な意義を有するものというふうに認識しております。

教育委員会といたしましては、この重要性、改正の重要性を考慮して、司書教諭と連携しながら学校図書館の充実や読書活動の一層の推進を図るため、専ら読書活動の推進にかかわるこの学校司書を置くよう努めることは、本市にとっても大切なことであるというふうに基本的に認識しております。

ただいまの答弁の中で、これまでも各自治体で自主的な取り組みというふうに申しあげたところですが、本市におきまして、現在この改正法に示されました学校司書の役割を担う職員として読書活動推進員という職で位置づけてまいりました。この読書活動推進員の配置につきましては、平成18年度の1名からスタートいたしまして、平成20年度に各中学校区に1名ずつの3名に増員、そして24年度からは5名体制として現在に至っております。こういうことから、学校図書館におけます子供たちや先生方の利活用の促進のために、また本市の読書活動推進のためには、この読書活動推進員はなくてはならない大切な存在というふうになっております。

ただ、これも議員の指摘がありますけれども、今回のこの学校司書の制度といえますか、制度設計には期待される面と、それから課題もあることも事実でありますし、私どもなりに認識しております。

まず、期待される面から申しあげますと、学校司書、本市で言う読書活動推進員ですけれども、配置されることで、司書教諭、それから担任の先生方との連携が一層とりやすくなると。それから、読書活動の推進や読む力の育成を図る。学校図書館の持つべき読書センター機能、各教科などの学習の支援を行う学習センター機能、そして情報活用能力の育成を支援する情報センター機能の3つの機能の充実が図られる。また、これらのことによりまして、読書活動を通じた児童生徒の確かな学力や豊かな人間性の形成が一層図られるというものであります。

これに対しまして、議員御指摘のように課題があることも事実でございまして、このたびの改正に当たっては、法みずからが附則において、将来的にこの学校司書のあり方を早急に検討する必要があるというふうに述べておりますし、また附帯決議におきまして、継続的、安定的に従事できる環境の整備に努めること、こういう課題も指摘されておるところであります。

こういうことも踏まえまして、教育委員会としましては、学校司書、すなわち本市で言う読書活動推進員の配置について、その一層の充実に向けて努力すると。それから、読書活動推進員等の資質向上のため、市の教育研究所、読書活動推進に関する研修部会などと連携した研修を充実させる。読み聞かせボランティアなど地域の人材、人材と言うと失礼ですが、先生方との連携を一層進めるというような取り組みを強化してまいりたい、充実してまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 今、学校司書というようなことでお伺いをしたわけですが、それにかわる、本市では現在読書活動推進員というようなことでお答えがありました。ちょっと具体的にお聞きますが、この読書活動推進員というのは、つまり学校司書のような資格をお持ちの方なんでしょうか。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 冒頭、附則において、この学校司書のあり方を今後早急に検討するという旨が、

規定があると申しあげましたけれども、現在この学校司書の資格要件については定められていないという現状があります。そういう意味で、現在、私どもの読書活動推進員についても、その資格、要件というようなものについては問うておりません。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ぜひ法律の趣旨を御理解をいただいて、読書活動推進員と、つまり資格を持つような学校司書というのは違うんだよというようなまず認識から始めなければならないんじゃないのかなというふうに今の答弁を聞いて思っているところでありますが、何ていいますか、平成何年でした、12年からでしたか、この法改正に先立って、国では一般会計の中にといいますか、つまり地方財政措置で一般財源としてこの学校司書を配置するように促しているというふうに言われておるわけでありましてけれども、それをもとにしてといいますか、これまで文部省の見解では、小学校、中学校では約半数、高校では約7割の方々が学校司書という形で現場に配置されているというようなことがありますけれども、この法律の趣旨を踏まえて、ぜひそうした資格を、法律に規定されてないからいいんだというようなことでなくて、つまり学校司書の役割いうのを十分認識をしていただいて、これからの、何ていいますか、資格が必要でないからいいんだとかそういうのでなくて、ぜひ資格を持った人に事に当たらせていただいて、配置をいただきたいなど、こういうふうに、事に当たらせていただくべくそうした人を配置をいただきたいなというふうに考えているわけでありましてけれども、教育委員会の委員長として御見解いかがでしょうか。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 まず、現在、大分もう長くお願いしている推進員の方ばかりですけれども、まずは研修等によってより仕事の役割が果たしていただけるように研修等を充実するというようなことと、それからこの学校司書、議員から話ありましたように、交付税措置によって一般財源化されていると。そういうこともあるんだろうと思いますけれども、そういうことも十分配慮しながら、資格、要件についても十分配慮していきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ついでにお伺いしますが、県内で何か学校司書について置かれている自治体があるというふうに、この聞き取りの際に何かそんなお話があったようにお伺いしていますが、どこか配置をしているところがありましたらぜひ教えていただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 司書教諭でなくて学校司書ですね。ただ、名称はこういう学校司書というのは、今回法的には初めて位置づけられたものですから、どのような名称でとられているかわかりませんが、答弁の冒頭申しあげましたように、これまでそれぞれの市町村の判断で自主的に取り組まれておると。それから、いつからかということもちょっと失念してしまいましたけれども、交付税措置がとられたというようなことも背景に、この学校司書に相当するポストといいますか、担う方といいますか、ポストについては、県外、県内を問わずいろいろと取り組まれておるのではないかとというふうに理解はしております。

○鴨田俊廣議長 内藤議員。

○内藤 明議員 時間も大分なくなってきましたので最後に申しあげますが、せっかく法律が改正をされて準備ができた段階だというふうに私は思います。重要性が再認識されているんじゃないのかな。

そういう意味では、国民全体にそういうことが知れ渡ったといいますか、それを背景にしてそうした法律が改正されたというふうに思いますけれども、その意義を踏まえていただきまして、法律に規定をされてないからでなくて、そうした重要性に鑑みてぜひ資格、要件を持った方であるとか、あるいは各学校に配置をするであるとかというような形で対応をしていただくようにお考えをいただきたいなというふうに思っています。このことについて最後に質問をして、私の質問を終わりたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 今回のまさしく冒頭お答えしましたように、大きな前進で重要な意義を持つものというふうにお答えしたところでありまして、これをきちっと受けとめて、この学校司書の充実に努力してまいりたいというふうに考えております。

川越孝男議員の質問

○鴨田俊廣議長 通告番号13番、14番について、16番川越孝男議員。

○川越孝男議員 通告に従い、順次質問いたします。

通告番号13番について、昨年の6月定例会で地域間格差を防ぐ観点から、その必要性も含めながら仮称高松住宅団地について質問をいたしました。そして、市長から答弁をいただいておりますので、それらを踏まえて再度質問をしたいと思います。

市長は、今回の都市計画マスタープランの見直しに当たって、仮称高松住宅団地など高松駅の裏側、いわゆるJR線路と国道287号線、そして市道西寒河江・谷沢線の間あの区域の活用する方向で検討されているのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御質問の都市計画マスタープランについては、ことしと来年ということで、基本的には来年度につくっていくということで、今着手を始めたところであります。

進捗については、スタートしたばかりということで、市の振興計画でありますとか、県の都市計画区域マスタープランなどという上位計画ということでありますけれども、それについて分析をしたり、資料を収集をしたりということで寒河江市の現況などについて今整理をしている、緒についたばかりということでございますが、去年も御答弁申し上げているわけでありまして、高松地区の、川越議員御指摘の住宅団地の開発などについては、今回のマスタープランの見直しの中で住宅政策の一環としてどう進めていくかということで検討していく課題の1つだというふうには認識をしているわけであります。

そういった意味で、来年度中に完成をするということでありますから、今後アンケート調査をしたり、ワークショップなども地域ごとに開催をしたり、さらには懇談会も開催をしていくという予定で、スケジュールでありますから、そういった中で多くの市民の皆さんの声も受けとめながら検討をさせていただく。そういう項目の1つだというふうに御理解をいただきたいなというふうに思います。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 この問題については、私の昨年の6月の一般質問でもお尋ねをしていますけれども、これはもう20年も前から同じことを聞いてきているんです。前任の市長の時代からこの問題は聞いて

きています。そして、あのエリアが優良な農地だと。農振農用地になっているというふうなことで、なかなか大変だというふうな話でありました。しかしながら、昨年の6月議会では、地域間格差の問題、それからそれだけでなく、去年の6月ではそういうことを申しあげながら、JR線を、鉄道を使った寒河江市の都市開発というふうなことでも、まちづくりというふうなことでも提起をさせていただきました。それについても、市長も、やはり鉄道を使ったこれからのまちづくりというのは極めて重要だと。そして、特に寒河江市内に5つの駅があるわけでありますけれども、残っているのは高松だけだというふうなことで極めて重要だというふうな答弁もされています。

そして、今回のマスタープランの見直しは27年度でありますけれども、26年度からさまざまな、先ほども言われましたけれども、アンケートとか、あるいは地域でのさまざまな話を聞く場を設けるとかありました。それで、前からこの問題は指摘をしており、そして次の見直しでというふうになっているわけでありますから、今のから改めて人の話を、市民の意見を聞きながらというのもありますけれども、市長としてどういうスタンスで見直しに臨んでいくかというの極めて重要だというふうに思うんです。したがって、格差解消のみならず、寒河江市のさらなる発展を展望した場合、去年の市長答弁のとおり、JRを活用したまちづくりが重要であります。

また、私は、それだけでなく、後ほど通告番号14番でお尋ねをしてまいりますけれども、産業高校を実現をするというそういう観点に立った場合、その用地の確保なども含めて高松裏の開発というのが極めて重要だというふうに思うんです。

したがって、このエリアについて、農業振興区域から除外すべきだというふうに思うんです、今度の見直しの一連の中で。思うんでありますけれども、このことについて、市長の見解はいかがでしょうか。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 昨年も御答弁申しあげましたが、寒河江市の全体の地理を俯瞰したときに、これから寒河江市がさらに発展をしていくための都市整備のあり方というものをどういうようにしていくか考えたときに、この高松地区というのは、そういう意味で非常に発展可能性のあるエリアの1つだというふうには十分認識をしているところであります。

JR左沢線のことに言えば、8割方が高校生、学生の通学の路線であります。子供たちもだんだん減ってきている。そういう中で、さらに左沢線の活性化ということを考えていけばいろんな新たな取り組みというものをしていかなければならないというふうに思っているところであります。

そういった意味で、いろんな形でこのマスタープランの作成というものを1つの新たな計画の重要な柱としてまちづくりを進めていくということになろうかというふうに思いますが、御質問は、農業振興地域の除外のお話でありましたが、いろいろ我々のほうとしてもこのマスタープランを作成する際に、現時点で振興地域についてどういうふうにプランの中で位置づけるかということを考えたときに、このマスタープランというのは、ある程度将来の土地利用の構想を示すということになりますので、現に農業振興地域であっても、例えば将来一般住宅ゾーンとして整備をしていく必要があるということに考えれば、そのように位置づけしていくということも十分なっている。そういうふうにマスタープランの中では整備を構想の中で位置づけているということでありますから、例えば農業振興地域の話しましたけれども、それ以外のところも同様に扱って将来の土地利用の構想としてプランを立てていくということになるというふうに理解しております。

○**鴨田俊廣議長** 川越議員。

○**川越孝男議員** 全市的には、まさに今市長言われたとおりだというふうに思うんです。したがって、私、今回通告しているのは、その高松の駅裏というか、あそこのエリア、ここについてやはり今現在、前は農振地域も工業団地の4画などする前はずっと入っておったんですけれども、今287と、それから左沢線の東側というか、まで全部外れているわけです。西側だけになっているわけです。

そして、先ほども申しあげましたけれども、後ほど14番でお尋ねをしますけれども、産業高校のことなども、この実現を展望していった場合に、校舎の敷地というか、それも周辺に確保していくとなれば、やはりここをあけておくという、農振を外しておくということは極めて妥当な、市長が言うように将来を見越した場合、まさにこのマスタープランというのは将来を展望して土地利用をどうしていくかという計画なわけでありますから、再度、もちろんこれからみんなの意見を聞きながら詰めていくのは当然でありますけれども、市長として、そういう提案をしていく際に、基本的にこれは外していくべきでないかというふうに私思いますので、再度この点についてお尋ねをしたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 市長としては、やはり将来の寒河江の発展を見通してというんですか、先見性を持って事に当たるというのは大変重要なことだというふうに思います。県立高校の産業高校の敷地をどうしていくかということについても、今県の見通しがどの程度になっていくかということが、来年のマスタープランの作成時点まではっきりするかどうかという見通しはなかなか難しいというところがありましようけれども、将来的な発展のために農振の地域をどうしていくかということは大変重要な課題だというふうに思いますから、川越議員の御提言は重々受けとめさせていただいて事に当たらせていただきたい。マスタープランの作成に大いに参考にさせていただきたいというふうに思います。

○**鴨田俊廣議長** 川越議員。

○**川越孝男議員** 今、市長から答弁いただきましたけれども、産業高校について県の方針がどうだと。来年まで出るなんていうことは到底無理な話は重々承知でありますし、それが出てから計画をするというのではなくて、今寒河江市自体が産業高校の設置を要求、要望しているわけでありますから、したがってそうした場合には、後でその問題しますが、ですので、だとすればというふうなことは当然考えるべきでありますので、今の市長の答弁で可いたします。

次に、農業委員会には農地の番人としての役割があるわけでありますけれども、しかも今も市長から話ありましたように、土地利用というのは将来の寒河江市の発展を展望しながら計画をしていくというこういう極めて重要な部分あります。そうしたときに、農用地のあり方というか計画というのは、極めて重要だというふうに思うんです。したがって、農業委員会として市政全体の発展を図る立場から農地転用、活用の必要性などについて、委員会としてこれまで協議されているのかどうなのか。されているとすれば、その内容などについてお聞かせをいただきたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 木村農業委員会会長。

○**木村三紀農業委員会会長** 農業委員会の木村であります。

このたびの7月の改選におきまして、21期目の会長ということで選任されました。ひとつよろしくお願い申し上げます。

全力で寒河江の農業の振興に尽くしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今の川越議員のほうからの質問にお答えしたいと思います。

農地から宅地への転用に関しましては、農業委員会がかかわる事案としまして2件あります。

1つには、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、寒河江市が策定している寒河江農業振興地域整備計画の策定及び変更について市長から意見を求められたとき、そして2つ目が、農地転用申請の県知事許可案件であります。申請書受理と県知事へ進達する際の意見審議があります。いずれの事案も寒河江市等の計画に合致しているか、農地所有者並びに耕作者の農業経営と生活への影響はどのようなになるのか、開発された場合、周辺農地への影響はどのようなになるのか、農地法に定める農地転用許可基準に適合するかどうかなどの調査を行い、その結果に基づいて総会において審議し、委員会としての意見を決定することとなります。

農業委員会としましては、これまでの場所や計画を特定しない中で協議を行った経過はなく、具体的な計画により市長等から意見を求められた際に、先ほど申しあげました寒河江市等の計画、農地所有者及び耕作者の農業経営と生活、周辺農地への影響、農地転用許可基準等について総会において審議することとなっております。以上であります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 今、会長から答弁いただきました。委員会に付託された審議しなければならない案件については、そのとおりだというふうに思います。しかし、今マスタープランの策定、見直しがあります。そうしたときに、都市計画審議会の委員に農業委員会からも入ります。そうしたときに、農業委員会というのは、農地を守る番人だと。優良な農地はできるだけ減らさない。こういう立場での任務あるんだと思います。しかし、農業委員会から出て都市計画審議会の委員になる人は、寒河江市全体の、まず後で転用とか何かとかけられる前、その計画をつくる段階で農業委員会から、会長がなるか誰かはわかりませんが、入るわけでありまして。したがって、そうしたときに、どういう立場で計画づくりに臨まれるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 今、川越議員が言いましたように、我々農業委員は、優良農地を守る、これが第一の仕事だと考えております。そんな観点から、それをもし今審議会委員に選ばれた場合でも、自分の考えはそこにあるということを念頭に置きまして、その一端として寒河江市の振興計画のほうにも十分協力できるものは協力していきたいと考えております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 やはり今の答弁聞いて、私はちょっとまずいなというふうな思いなんです。市の全体の計画つくるときには、確かに農業委員会から参加される方はそういう役割あるんだかもしれませんが、それと同時に、寒河江市全体の発展をどうしていくか。限られた土地、農地、優良な農地もあるでしょう。これからどんどんどんどんしていった場合に、優良な農地だからだめだというふうな立場でそういう会議に臨んだ場合、もう開発の展望がなくなります。したがって、そこではみんなと、そういう任務はありながらも、寒河江市全体をどうするかという立場でやはり協議に臨んでいただきたいというふうに思います。

そして、決まったやつに基づいて委員会で審査するという場合には、そういう立場あろうというふうに思いますけれども、やはりその点をちゃんとしておかないというと、本当に都市マスタープランを審議をする、市が原案示すのかどうかわかりませんが、みんなの意見を聞いてというふうな

ことからすれば、重要な農業委員会から参加される委員がそういうふうな立場で臨まれたらちょっと問題があるなというふうな思いをいたしますので、ぜひ誰かが、実際問題として都市計画審議会の委員になるんだらうというふうに思いますので、したがって私は、農業委員会の中で協議会でも結構ですから、正式な話なんかでなくも結構ですから、そういうふうな話し合いをしておいていただきたいということを提起をしながら見解をお聞かせをいただきたいんです。そうでないというと、もうだめだという立場で参加をされていったんでは、もうちょっと困るなというふうな思いしたんで、事前にそういうふうなことを農業委員会の中でも、正式な委員会じゃなくて協議会でも何でも結構ですから、話をしていただきながら、都市計画の審議会の委員として寒河江市全体のものを審議していただけるようなことにしていただければいいなというふうに私思いますので、このことについての見解あったらお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 農業委員会においては、運営委員会というのがございまして、各地域から選ばれた代表によって運営されている会でございます。そういった中で、十分今の御質問に対する話等を協議いたしまして、委員会としての見解を出させていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひ寒河江市全体の発展に寄与するような形で、それぞれの部署から出られた委員も都市計画審議会の中では協議できるように期待をしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後１時ちょうどいたします。

休 憩 午前１１時５６分

再 開 午後 １時００分

○鴨田俊廣議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川越議員。

○川越孝男議員 午前中に引き続いて農業委員会の会長にお尋ねをしたいと思います。

私のところに市民の方から、分家する場合の農地から宅地への転用について、よその市などではやられているんだけれども、寒河江市ではなかなかできないのよというふうな苦情的な意見を、声をいただきました。

そこで、実際やられているところの状況など、事務的に調査したり研究したりされているのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 木村農業委員会会長。

○木村三紀農業委員会会長 ただいまの宅地に転用する場合についてお答えします。

寒河江市では、調査、研究はまだ行っておりません。分家住宅の転用については、農地法上、分家住宅を特別に扱いして許可をする定めというのはございません。農地転用許可基準に基づきまして判断されるものと考えております。他市に例があるとするならば、先ほど言いましたように、農業委員会としても調査、研究して報告したいと考えております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 今、会長から、よそでやられているんだとすれば少し研究をしてみたいというふうな

ことでありますので、ぜひ研究してもらって、できないことはしてないんだと思うのね。何らかのできる方法があるのかなというふうな気、私しますので、昨年の水害での農林被害の際にもいろいろ一緒になって研究し合う中で、いろんな方策があるということを見つけて対応していただいたわけでありますけれども、この問題についても市民の人がそういうふうには不満に思ったりしているというふうなことをやはり取り除くべきだなというふうに思いますので、ぜひそのような形で研究をしていただいて、その苦情などが取り払われるものであれば取り払えるように農業委員会の対応をよろしくお願いしたいと思います。

次に、通告番号14番の教育政策について伺いをいたします。

1つは、学校教育における骨太の方針についてであります。

市教育委員会が直接かかわる義務教育の9年間、これはまさに児童生徒の人間形成の上でも極めて重要な時期だというふうに思います。午前中の議論もありましたけれども、知識や学力だけでなく、習慣も含めて人間としての物の見方、考え方の基礎もつくられるように私は思っているんです、この9年間というのを。

したがって、学習指導要領に基づくカリキュラムに従った学習というのはもちろん必要であります。それを軽視するものでも全くありません。その学習と同時に、繰り返し繰り返し学習をすることによって身につけなければならない、児童や生徒の身につけなければならない不変の課題があるというふうに私は思うんです。

それは、1つには、命を大切にすることだと思います。自分の命も、他人の命も、そして動物や植物、万物の命を大事にするというこういう考え方、これを身につけることが必要だと思います。

それから、2つ目は、違いを認め合うこと。違いを、お互いに認め合うということ。違いをいかなる方法であろうとも抑え込むのではなくて、違いを縮め合う努力、これをすべきだと思う。それは、その方法は話し合いだと思います。話し合いを通じて信頼関係をつくるということなんだと思います。

3つ目は、平和のとうとさです。平和の大切さだ。戦争は日本では絶対悪だというふうに私は思います。人を殺し合うというこのことは、人間社会においては絶対悪だというふうに思います。このことを子供のうちから身につけさせるということは極めて重要だと思います。

4つ目は、物事を科学的に解明をして理解をするという習慣。このことを身につけることだと思います。みんながばあっと言ってるからそうだとか何かでなくて、物事は常に客観的に、科学的に裏づけを持って理解をしていくというこういう作風ですね。こういう物の考え方、生き方を身につけさせることは極めて重要だと思います。

そして、5つ目は、働くことの大切さをこれまた身につけることだと思います。勤労をとうとびとか、労働は重要なんでなくて、みずからのものとして働くこと、このことを身につけることだと思います。

私は、これまで学校の先生とか、あるいは同級生とか、あるいはもちろんうちでは祖父母、両親からさまざまなことを教えられてきました。そして、その中で、祖父母や両親よく言っていたのは、何ぼ頭よくたって小ずるくではだめだと。少々体が完全でなくちょっとハンディなど持っても、生まれても、働くことに全然問題を感じないで一生懸命働く。骨身を惜しまないで働くというこういう人間に育てあげないとだめだ。親たちが心配するのは、何ぼ頭よくたって働くことが嫌だったり、怠けを覚えたり、うまくもうけることなどだけ覚えたという、親はそのこともう心配だそうです。少々ハ

ンディあって生まれても、毎日きちっと働く、そういう子供は、親は先に亡くなるわけですから、きちっと働くという安心できるというふうなことを私はうちの中で教えられました。

というふうなことで、こういうことを、もちろん学校教育の中でそれぞれの学年や学科、時限の中で教えられているんだというふうに思いますけれども、私は、これは繰り返し繰り返しいろんな形で、先生も生徒も一緒に学び合いながら、児童生徒にこういう考え方、習慣というものを身につくようにすることというのは、今極めて重要だと思う。

連日、新聞報道などに出てくるさまざまな問題、事件、極めて憂慮すべき事態だというふうに思います。そうしたときも、やはりこういうことをしている人は子供のとき、学校で先生方と、同級生と、あるいは家庭で親たちと兄弟とどういうふうなことを語り合ってきたんだべなというふうに私、時々思うんです。

したがって、こういう基本的なことについて、教育委員会はどのように取り組まれているのか、また見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 渡邊教育委員長。

○渡邊満夫教育委員長 子供たちあるいは人間としてと言ったほうがよろしいかと思えますけれども、その本質的な部分についてのお尋ねでなかなか難しい質問だと思いますけれども、現在の学校教育についての基本的考え方に沿って、私どもが理解するところでお答えを申しあげたいというふうに思います。

我が国といいますか、変化の激しい現在の社会を生きる子供たちに、生きる力を育むことが大切だというふうに言われております。この生きる力というものは、確かな学力、豊かな人間性、健康と体力の3つの要素から構成されているというふうに言われております。具体的には、主体的に考え判断する力を持ち、人と協調し、思いやる優しい心を持ち、健康でたくましい体力を持つ人間像のことである。教育基本法にも示されております生命をたっぴ、勤労を重んじ、平和と福祉の向上に貢献する心と態度を育むことは、いつの時代にも変わらない教育の目標でありまして、教育活動の原点であるというふうに認識しております。

ただいま川越議員のほうから、これまでの人生の経験の中で5つの点をお尋ねになられたと思えますけれども、生命を大切に、違いを認め、平和のとうとさ、物事を科学的に解明し理解する習慣、働くことの大切さというふうに抽象的にまとめあげてしまいますけれども、この5点についてお尋ねがありました、この5点につきましては、今ほど申しあげてきましたように、私どもの追求している生きる力、これを育むことにつながっていると。あるいは、共有するものだというふうに理解しております。

私どもの教育委員会といたしましては、今後この学校教育が目指しております生きる力の育成に真摯に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、御案内のとおりではありますけれども、現在本市では新たな第5次振興計画の重点プロジェクト、「さがえっこ」すくすくプロジェクトの主要施策の1つとして、さがえっこ育みアクションプランを推進しております。具体的には、寒河江の子供たちを育む姿をさがえっこの育み10か条に掲げ展開しておりますが、これなどもこの子供たちの生きる力の育成に、学校、家庭、地域が連携のもと全市的に取り組んでいると。大きな意義があるものというふうに考えております。以上であります。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○**川越孝男議員** もちろんそういう教育は、今の指導要領の中でも組み込まれてはいるんだというふう
に思います。しかし、私の言いたいのは、そういうふうな9年間の中でずっとこれだけやったからと
いうふうなことでなくて、今日のさまざまな問題、子供だけでなく大人も含めて日本人のさまざま
起きている問題、やはり本質的に何かが欠けているのではないかというふうに私思うんです。そして、
私が生きてきたこの66年の中では、こういうふうなことを学校でも学んできたし、うちでも、地域で
も、あるいは友達といろいろおつき合いをしてこれまで生きてくる中で教えられて極めて重要なこと
だなというふうに思いますので、ぜひ繰り返しやはり学校現場で先生方からそういうふうなことが、
上からこうでなくて、一緒に子供たちと、児童生徒といろんな形で会話したり何かする中で、そうい
うことが身につくようなことをぜひ研究していただきたいというふうをお願いをしておきます。

それから、次、これらの取り組みの中でいろいろあったわけで、1つだけ具体的にお尋ねをしたい
というふうに思うんですが、今日の世界情勢、もう言うまでもなく毎日、新聞、テレビ、もう人殺し
ですね。空爆空爆、テロ、やはり平和教育の内容について若干お尋ねをしたいというふうに思うん
です。

日本もこれまでずっと戦争、いろんな戦争をやってきて、第二次大戦で昭和20年に敗戦という形で
一旦終わっているわけでありますけれども、これも戦争被害者であると同時に加害者なのね。被害者
であると同時に加害者なんです、日本国も。そうしたときに、今イラクの、インターネットで常に放
映されていますけれども、イスラム国、過激派集団の、アメリカの記者を殺害をした場面が出てきま
すね。私、アジアのいろんな国も回ってきている中で、日本人が、旧日本軍が第二次大戦中、1人、
2人でない、何人も並べて銃殺をしている写真とか、日本刀でこういうふうな座らせて首前に出させ
てちょん切っている写真とかいっぱい、そういうふうなことをされた国は展示しているんです。そし
て、こういうことをしてならないということ。日本では、例えば原発1つ捉えても、日本は広島、長
崎の原爆被害、アメリカは、あの戦争を終わらせるための1つの手段だったという肯定的な捉え方も
あるんです。したがって、私は、やはりそういう日本軍が犯した加害者的な部分、これも授業の中
ではいろいろ教えられているんだというふうに思いますけれども、やはりそれはそんなとき教科書でちょ
っと出てくるとか何かでなくて、ずっと我々が生きていく間、そういうふうなものを見て、こうい
うことをしてはならないというふうなことが学び合えるようなことというのは極めて必要なのではない
かというふうな思いをしているんでありますけれども、この点についても、要するに平和教育の中身、
そういうふうな部分、教えていただきたいと思いますが。

○**鴨田俊廣議長** 渡邊教育委員長。

○**渡邊満夫教育委員長** 日本国民といいますか、私どもが恒久の平和を念願する、希求するとい
うことは、いわば我が国の国是と言うべき基本であるというふうに思います。そういうことで、平和を大切
にする心と態度を養う平和教育というんですか、これは学校教育においても極めて重要な位置づけに
占めていますし、するべきものであるというふうに基本的に思います。

御案内のとおり、教育基本法、その前文の中で、我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてき
た民主的で文化的な国家をさらに発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献するこ
とを願うものというふうなうたっておりますし、またその第2条、教育の目標の中に、国際社会の平
和と発展に寄与する態度を養うこと、これが大きな柱というふうになっております。

さらに、学習指導要領においても、平和教育については、国語科や社会科を初めとする教科の学習

や道徳の学習などいろんな教科、領域にまたがって大切に扱われているところであります。

議員御指摘のように、この平和教育というものは生命の尊重や個人の尊厳を日常生活の中に生かすことができるようにすることです。そのためにも、学校教育の場において生徒に生命の尊重や他人の立場を理解し思いやる心、寛容の心を育成することが大切であるというふうに思っております。これは、さきの質問にお答えしましたけれども、この子供たちの生きる力を構成する大事な要素でもありまして、児童生徒の発達段階に応じ、学校教育活動全体を通して育成していく必要があるものというふうに思います。

この平和に関する学習の場が具体的にもう展開されておるわけですが、この辺については教育長から答弁申しあげたいと思います。よろしくお願いします。

○**鴨田俊廣議長** 荒木教育長。

○**荒木利見教育長** 今、委員長が申されましたように、学校の教育活動全体を通して生命の尊重や個人の尊厳を大事にするという生き方を育てることも非常に大事な部分。あと、具体的に児童生徒の発達段階に応じて、戦争の悲惨さや平和のとうとさについて、社会や国語、それから道徳、いろんな活動の中で学んでいくということも大事でありまして、具体的には学校の中でいろいろと行われているわけであります。歴史学習、あと公民分野、社会科で言えばそういう学習。国語で言えば、やはり戦争を題材とする物語の教材が3年生からずっと並べられてあるわけであります。時間の関係もありますので具体的には後でお聞きになればお話し申しあげたいと思いますが、やはり戦時中の時代背景や生活の様子を読み理解を深めると同時に、戦時中に生きた登場人物の気持ちや心情に思いをはせて平和の大切さなどについて感想や意見をまとめる学習というのを小学校の低学年から、下学年から中学校までずっと一貫して行われているということですので、具体的な場面場面で子供たちは学習をしたり、生き方を学んだりしているというのが現状であります。

○**鴨田俊廣議長** 川越議員。

○**川越孝男議員** 時間がありませんので、申しわけありませんが、次に進めさせていただきます。

次、高校再編と特別支援学校について、市並びに教育委員会の見解をお伺いをしたいと思います。

これ高校再編も、これは楯岡ですか、楯岡の特別支援学校の寒河江分校開設も、これは県政課題なんです。同時に、西村山地区全体の課題なんです。ところが、それらに対する対応は、各学校ごとになってしまったわけね。谷地高とか、左沢工業高校、寒河江の農業校舎というふうな形で。そして、その自治体などとの、結果的に個別の対応になってしまったなというふうな感じがします。その結果、総合的、客観的にさまざまな問題も出ているなというふうに思うんです。

そして、高校再編については、寒河江市では、寒河江市の高等学校の未来を考える会を立ち上げて、県が示した西村山の県立高等学校再編整備計画を見直しをしてほしい。そして、寒河江工業高校と寒河江高等学校の果樹園芸科を統合して農工連携の充実した教育が行われる産業高校として整備するように県のほうに署名添えて要望したんです。ところが、結果的にこれがならず、県が示したような形で25年度より進められてきているわけです。そして、農業校舎の一部解体も27年度から始まる状況にあるわけでありまして、私は、やはり産業高校の整備というのは寒河江市だけの問題でなくて、寒河江、西村山全体のことだと思うんです。土木科なども工業高校でもうなくなっている。農業校舎の果樹園芸科もなくなっているわけでありまして、確かにそれぞれの人は少なくないんだ。西村山全体を考えた場合に、土木技師を養成する高校教育など、あるいは農業の関係も同じように必要

だというふうに思うんです。

そうした場合に、これまでのこの未来を考える会から一步脱皮して、今の状況を受けて、これらの産業高校を整備するというふうなことであるならば、新たな西郡全体の運動を進める組織に、一步上に上がるべきだというふうに思うんですけれども、そのことも含めて産業高校の実現の見通しについてお聞かせをいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 西村山の高校再編については、ただいま川越議員からこれまでの経過などについて御説明がありましたので、時間の関係もあって私のほうからは省かせていただきますけれども、我々としては、産業高校の創設ということについては、引き続き要望している最中でございます。ただ、県の計画というのが着実に進んでいる段階でありますから、その要望を踏まえつつも現実的なさらなる要望ということをお願いをしてきているということでもあります。

現時点では、来年の4月からは農業を目指す生徒、西郡の農業を目指す生徒は左沢高校果樹園芸系列で学ぶという形になっていくわけです。現在、左沢高校の総合学科には1年生103名、2年生110名が在籍をしている。2年生の選択科目で果樹園芸系列を選択している生徒は37人、要するに3分の1いると、こういうことであります。我々としては、農業を目指す子供たちの場をやはりこの西郡の果樹園芸地帯にぜひこれからも残していくべきだ、あるいはつくっていただきたいということで要望をしているところであります。

そういう意味で、工業高校の問題もあるわけでありまして、工業団地の隣接する工業高校、そして農業を目指す子供たちのためにこの産業高校の創設というものをやはり引き続き要望していくということにさせていただいているところでありますし、今、御指摘の点なども踏まえてこれから寒河江市の高等学校の未来を考える会などにも諮りながら、その活動の展開というものを考えていきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひ実現のためには、今の組織からさらに西郡全体、今言われたように、河北も西川も大江も朝日もみんな必要だというふうに思うんです。したがって、最初の提案のやつはまず一旦こっち側の要求とらなくて進んでいるわけですから、次の段階としてこの産業高校をつくるためにも、寒河江だけでなく西郡みんな一緒になって運動を進めていくというふうなことが極めて重要だというふうに思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、特別支援学校の関係です。これは遠距離通学をなくすというふうなことで、楯岡特別支援学校の分校として小学校が高松小学校に、中学校、高校が大江町の旧三郷の学校に来年からスタートするようになっているわけでありましてけれども、これはもちろん少ない金で早急に分校ができたということは、これは喜ばしいことなんです。そしてまた、大江町が使っていない学校を県にやって県に活用してもらいたいというそういう心情も、心境もわかります。しかし、本当にこれでいいのなかというふうな、それぞれの学校の、それぞれの地域のただ思いだけなのではないかと。

私は、本当に西村山に特別支援学校をつくるんだとすれば、やはり児童生徒にとって、あるいはその保護者にとって、そこで働く教職員にとって、今の大江の三郷の学校というのはいかがなものかというような思いがあるんです。そして、小中高の一貫というふうなこともあります。そうしたときに、今のような形でいくというと、小学校の部が大江に持っていかれるという心配も私はあります。

したがって、本当に西村山全体を考えれば、農業校舎の跡地、ここに小中高一貫のものを、特別支援学校をつくる。県の土地でありますし、そして左沢線をまさに利用して通学や通勤できるというふうな状況もあるんだと思います。だから、狭い自分のところだけというふうな考えでなくて、西村山全体でこういう問題は考えていくべきだというふうに思います。

それから、産業高校についても要求している。今の工業高校の跡地だけでは、もう授業しながら校舎の建てかえだって必要なわけです。そうすると、足りないのではないかと。あの面積で、今のままでは。したがって、そうするというと、近くにその産業高校の敷地を確保するという意味からも、前段申しあげた左沢線と287の間、この辺などを農振を除外をしておくということも極めて必要なことでないかというふうに思っています。そうしたときの産業高校になって農業科の人たちが勉強する圃場、これはもう私の個人的な考えでありますけれども、これこそ県の園芸試験場を活用する中で、内容も充実した学びができるんじゃないか。県のそういう専門の研究者やスタッフとも高校の授業の中でできるんじゃないかというふうな思いをしています。

したがって、そういう今、農業校舎ですから今すぐというようなことでない。将来、もう来年からは大江のやつも進んでいくわけでありますから、その後をきちっと展望して、西郡の人々が、だんだん向こうさ行かなければならないということでないようにすべきだというふうに思いますけれども、こういうことを県に要望すべきだというふうに思いますが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 特別支援学校の誘致については、平成24年9月に県のほうからそういう方針が示されて、翌10月に我々のほうとして、市として要望をさせていただきましたが、その際は、やはり将来の高松農業校舎の用地などに小中高一貫の施設を設置をしていくのが西郡全体の教育、支援学校の教育についてはベストなのではないかというようなことを念頭に置きながら要望をさせていただいているところであります。

先ほどおっしゃるように、まだ今整備途中でありますから、今後の推移を見ながら、また産業高校の整備なども念頭に置きながら、今後の活動を展開していきたいというふうに考えております。

○**鴨田俊廣議長** 川越議員。

○**川越孝男議員** 通告では、この関係については教育委員会からも見解、お聞きしたいというふうにしておったんですが、時間もありませんので、やはり将来に、20年後、30年後を展望した場合に、あのときもう少しみんなの知恵を出し合うべきだったなどという後悔しないように、ぜひ前向きにそれぞれの機関と対応していただきたいということを申しあげまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

那須 稔議員の質問

○**鴨田俊廣議長** 通告番号15番について、17番那須 稔議員。

○**那須 稔議員** 私は、新清・公明クラブの一員として、通告してある件に関心を持っている市民を代表しまして質問をさせていただきますので、市長の見解をお伺いをしたいと思います。

通告番号15番、子ども・子育て支援事業計画についてであります。

この事業計画の策定の根拠でありますけれども、子ども・子育て新制度、これは税と一体改革の1

つとして進められてきました。平成27年の4月からの本格始動ということで取り組まれております。これは新制度の主なポイントになりますけれども、1つは認定こども園制度の改善とか、あるいは認定こども園とか幼稚園、そして保育所に対する施設型の給付とか、あるいはこの小規模な保育所に対する地域型保育給付の創設と。そして、地域の子ども・子育て支援の充実というということで3つ挙げられています。

そしてまた、この地域子ども・子育て支援事業でありますけれども、いわば妊婦の健診とか、あるいはファミリーサポート事業とか、そして一時預かり、そして延長保育、そして病児・病後児保育とか、放課後児童クラブなど13事業が挙げられております。

この制度でありますけれども、幼児期からの教育とか、あるいは地域の子育て支援とか、総合的に推進するということが望まれております。そして、各市町村におきましては、このニーズ調査に基づいて子ども・子育て支援事業計画の策定することが義務づけられています。そしてまた、来年度のスタートに向けて各種事業の認可とか、あるいは運営の基準など、これらにつきましては条例の制定ということで、9月の今回の議会に子ども・子育て関係の条例ということで上程をされておられます。

この制度でありますけれども、保護者の方々、市民の皆さんからの御理解ということの努力が求められます。そして、今回のこの事業計画でありますけれども、市町村の取り組みとしては、子ども・子育て会議を発足させましてニーズ調査を行って、その結果に基づいて来年3月までに決定をするというような予定になっております。

それで、まず最初でありますけれども、これまで寒河江市としても平成17年に策定しました次世代支援育成行動計画、これを策定してきております。それで、この計画の中では、基本的な理念とか、あるいは基本の目標、要するに推進を図っていくためのいろんな方策が提示をされておりますけれども、今回この子ども・子育て事業計画、支援事業計画、これの策定に向けまして基本的な考え方、お伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 那須議員からお尋ねの子ども・子育て支援事業計画というのは、先ほど御質問でもありましたけれども、次世代育成支援対策推進法に基づき制定されました。平成17年から平成26年までの次世代育成支援行動計画、10年間にわたる計画でありますけれども、その後継の計画として子ども・子育て支援法の規定に基づき策定をされるというものでございます。

安心して子供を産み育てられ、子供がすくすくと育つまちづくりというものを主眼として、子育てと仕事の両立支援、子供が健やかに育つまちづくり、子育てを地域全体で支えるまちづくりを基本的な目標として各般の施策を総合的、計画的に推進していくことを目指して策定をするものでございます。

また、市としては、ことしが市制施行60周年の節目の年に当たりますので、未来を担うかけがえのないさがえっこを社会全体で支え合うまちづくりを目指して「さがえっこすくすく宣言」という宣言を行ったところであり、この事業計画は、その具現化を図るための柱となるものと考えているところであります。そういった観点に立って、新第5次振興計画を初めとした既存の計画との整合性を図りながら、また国、県の指針などを踏まえながら、寒河江の子供たちがすくすくと育つことができるようなそういうまちづくりを目指す内容にしていきたいと思いますというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○**那須 稔議員** 市長のほうからは、平成17年に策定しました寒河江市次世代行動計画というものの後継計画という話もありました。その次世代行動計画の中では基本的な目標も明示をされておりまして、大体同じような形で進んでいくのではないかなと思っております。

それで、60周年記念に合わせて、市長のほうからも「さがえっこすくすく宣言」ということが話ありました。これの具現化に向けて今回の事業の中に入れていくと。これも非常に結構な話で、このとおり進めていただきたいんですけども、平成17年の計画を見ますと、これは先ほども話しました基本目標でありますけれども、この基本目標とか、あるいは要するにそれに関する施策とか具体的な状況、項目を見ますと、要するに妊娠、出産、子育て、就学前あたりが非常に中心的な事業計画になっているのではないかなという思い、私しております。ですから、今回はさがえっこすくすく宣言の場合は、要するにそれを拡大したような内容にもなっているわけでありますので、当然そうしますと、例えばバリアフリー関係の安全なまちづくりとか、あるいは子供たちを守るための防犯とかその辺のところもこの基本目標に入れながら、それからまた当然今虐待問題がありますから、その保護が必要な子供たちへの支援体制とか、その辺を含めながらもちょっと17年に定めたこの行動計画よりも、今回の事業計画はちょっと大きな意味で策定する、私は必要性があるのではないかなと、このように思っておりますので、その辺については、その計画の中でこれからいろいろと、子ども・子育て会議の中でそれぞれ議論されると思いますから、その辺を含めて、この平成17年の行動計画よりももうちょっと幅を広げたその辺の事業計画を策定するように要望しておきたいと思います。

それから、ニーズ調査であります。今回この行動事業計画のニーズ調査については、非常に重きが置かれております。そして、このニーズ調査について、平成25年の11月にやられたという話を聞いておりまして、当時、私も厚生常任委員会に所属をしておりまして、常任委員会でも申しあげたんですけども、そのニーズに調査についてもうちょっと拡大したようなニーズ調査をすべきだと。

それで、厚生労働省のサイトとか、あるいは内閣府のサイトを見ますと、各地の事業計画に向けた自治体の活動が紹介されています。そして、非常に自治体的には工夫を凝らしながら調査をされているというような動きがありますけれども、その辺、改めて、その基礎資料となる地域での子供にかかわる療育といいますか、利用環境といいますか、把握といいますか、その辺のニーズ調査についてどのような方法でされたのか、お伺いをしたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 国の基本的な指針の中で、市町村というのは教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び希望などを把握をして、これを踏まえて地域の実情に応じた量の見込みを推計して具体的な目標設定をするということになっているわけであります。

そういうために、昨年11月でありましたが、就学前の児童の保護者1,000名と小学校1年生から3年生までの児童の保護者500名、合わせて1,500名を無作為に抽出をしてアンケート方式によるニーズ調査を実施をしたところであります。

就学前の児童については、市内幼稚園、保育所への就園児については、各施設を通じて配付をして、その他の児童については郵送による配付をしたところでございます。

また、小学校の児童については、各小学校を通じて配付をして調査をしたということであります。

回収率は、就学前児童については78.2%、小学校児童については92.0%ということでありました。

調査の内容でありますけれども、就学前児童については、家庭の状況や保護者の就労状況、それか

ら保育サービスなどの現在の状況、そして今後の利用意向などについて31項目でありました。

就学児童については、同じように家庭状況や保護者の就労状況、児童の放課後における過ごし方などについて15項目を調査をいたしました。これは、国が示した調査項目に基づいた内容というふうになっているところでもあります。

○**鴨田俊廣議長** 那須議員。

○**那須 稔議員** ニーズ調査については、就学前の世帯1,000名と、それから小学校にいる世帯500名ということがありまして、小学生世帯については非常に高い数字を示しているのではないかなと。これは学校を通じながらやったということでもありますけれども、就学前の子供のいる世帯については、それほど高くなかったのではないかなと思っています。

それで、私も先ほども申しあげましたが、昨年9月の委員会の中で申しあげたのは、そのニーズ調査についてある程度拡大しながらすべきではないかという話の中で申しあげました。先ほど申しあげました厚生労働省とか、あるいは内閣府のサイトでありますけれども、これを見ますと、子供のいない市民、要するに10代から40歳までの子育て予備軍に対して対象にするとか、あるいは実際におじいちゃん、おばあちゃん方を対象にするとか、その辺の他市の例あるいは実際に中学生、高校生などにもきちっと意見を聞きながら、要するに次の段階でどのようなニーズがあるのかということで調査をされているというのが紹介をされております。ですから、この辺のところで、やはりこの事業計画の策定の途中でありますけれども、常日ごろ市民と接しているという中で捉えている面もたくさんあるかと思いますから、市民の声を捉えていくということで策定に向けて取り組んでいただきたいと要望させていただきたいと思います。

それで、このニーズ調査の概要の結果でありますけれども、先ほど申しあげました調査項目、全体的に46項目ということであるんですが、その調査項目の中で、調査票にもありますけれども、その事業の認知度とか、あるいは一時預かりの利用とか、あるいは放課後児童クラブとか、あるいは子育てに関する悩み関係、そしてまた行政の要望などについてはどういうふうなことであったのか。ニーズ調査の結果の概要について伺いをしたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 事業の認知度については、母親学級、両親学級、育児学級などに対する認知度は74.2%でありました。また、保育所や幼稚園の園庭等の開放などについても70.2%。ハートフルセンターの子育て支援相談窓口については73%が知っているという回答で高かったというふうに認識しております。

一方、一時預かりについては、利用していると答えた方は1.4%でございました。買い物や用事を済ますときなど見てくれるところがあるといいという御意見もありました。

放課後児童クラブに関しては、就学前児童については、低学年のとき利用したいという方が27%、高学年のとき利用したいという方が14.6%でございました。また、長期の休み期間中のみの利用もできるようにしてほしいという御意見もあったところでもあります。

また、子育てについて周囲の援助が得られないと回答した方が6.9%。子育てに関して気軽に相談できる相手がいらないという方は5.1%という結果でありました。

行政サービスに対する要望としては、子育て支援医療制度の通院費の中学校3年生までの無料化でありますとか、子供の遊び場の充実、保育所をふやしてほしい、それから休日保育や病児保育の実施、

子育て支援についての相談窓口の充実などについての要望、御意見がございました。こうしたさまざまな要望、御意見などを踏まえながら内容の検討を進めているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 市長のほうからは、ニーズ調査の結果概要ということで答弁がありました。この結果については、策定に当たって十分に検討していきたいということも考え方がありましたけれども、これは私のほうでも、先ほどの質問の中で2つのこと、子育てに関する悩みとか、あるいは行政へのサービスの要望ということであえて質問事項に入れさせていただきました。これは今回の寒河江市のニーズ調査の質問事項にはないんです。市長から今あったというのは、要するに自由記載ということで記載項目がありまして、その自由記載の中で該当された方々といいますか、配付をされた方々からいただいた御意見ではないかなと思っております。

それで、これは各地の状況を見ますと、今回のニーズ調査のやり方でありますけれども、調査票、寒河江市の場合は当然国のほうから来た調査票をもとにしながらやっていらっしゃる。これはこれでいいんですけれども、やはり寒河江市独自でどういうふうなことをこの計画に盛り込んでいくのかということになりますと、寒河江市独自である程度の調査票などの作成方も必要ではなかったのかなと。ですから、先ほどあったように、行政サービスの要望の中では、例えば医療費の無料化とか、あるいは保育所関係の休日保育とか、あるいは病児保育などということではいろんな要望がありましたけれども、その辺の要望あるいは子育てに対する悩みなどについてもある程度の確かな形で、こちらで調査票の中で聞き取ることによって多くの御意見、御要望なども出てきたんじゃないかなという思いをしているところです。

そんなところで、これから要するに策定に当たって、当然昨年の3月ころまで調査票のまとめは終わっているかと思しますので、今のところ分析しながら計画にどういうふうに入っていくのかという段階まで来ていると思しますので、その辺については、今時点のところではなくて、将来を見越して十分協議を、十分検討するということなども大事かと思しますので、その辺は将来を見越した上でのやはり検討ということについても御要望させていただきたいと思します。

それで、事業計画の経過あるいは進捗状況でありますけれども、当然ことしの3月までにはスケジュール的にはつくっていくというような内容になりますけれども、子ども・子育て会議を発足をして、そのニーズ調査の結果に基づいてそれぞれその中でいろんな議論をしながら、最終的にはパブコメを実施をして、要するに3月までにはでかしていくというような内容になるかと思しますが、その事業計画の策定の経過あるいは進捗状況といいますか、策定までのスケジュール等についてお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 那須議員御指摘のとおり、昨年の6月に寒河江市子ども・子育て支援推進会議という条例を制定をさせていただいて、9月に17名の委員から成る推進会議を設置をしたところであります。これまで4回の会合をしているところであります。1回目の会合では、新制度の概要について御説明をし、ニーズ調査の実施について御協議をいただきました。2回目の会議、これはことしの2月開催をいたしました。現在の次世代育成支援行動計画後期計画の実施状況、さらにはニーズ調査の中間報告などについて御協議をいただいております。26年度に入り、この7月に開催をいたしました。今定例会に上程をしております家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案の内容

についていろいろ御意見を頂戴したということでもあります。直近では8月にも開催をいたしまして、事業計画案の現状と課題、さらには施策の体系などについて御意見を賜っているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、先ほど那須議員のほうからも御指摘がありましたが、数値目標、支援事業に関する数値目標や実施方策などを内容とした計画の案について9月から11月ごろにまた審議をいただいて、殊に会議で審議をしていただくということにしておりますし、それをまとめた上で12月ごろまでにはパブリックコメントを実施させていただいて、来年3月までには計画を策定したいということで今考えているところであります。

○**鴨田俊廣議長** 那須議員。

○**那須 稔議員** スケジュールということで今後の取り組みが市長からありましたけれども、9月から10月にかけて子ども・子育て会議を開いて審議をしていくということ、事業計画、事業量でありますけれども。それから、12月にはパブコメをやると。3月までには策定という話がありました。

それで、他市の例など、先ほど申しあげました厚生労働省とか内閣府のサイトでありますけれども、他市の例などを見ますと、国が作成したパンフレットを配布しながら、あるいはホームページ上で、子ども・子育て新制度というのはなかなか御理解がいただけないと。わかりづらい、わからないという市民が非常に多いんです。それで、ホームページでその周知をしているというところもありますし、実際的には出前講座を開催をして、その新制度に対して説明しているというような取り組みをしている自治体などもたくさんありました。

それから、いま一つは、先ほど市長からありました子ども・子育て会議でありますけれども、これまで4回開催されているという内容がありました。そして、自治体によっては、その子ども・子育て会議の会議録、これ上程しながら、今どういうふうな形で進んでいるのかなということを紙面に公表しているという市もありました。私は、そのようなことが非常に今回のこの子ども・子育て事業計画、全体的には新制度自体がなかなかわかりづらい新制度であるということが市民に対して不安を与えている面がありますから、そういう意味では、そういうものを含めながら新制度へのスムーズな移行といえますか、そういうものをするためにも、まだ遅くありませんので、当然9月から11月という話がありましたけれども、いろんな機会を捉えて市民に説明していくという姿勢が大事なかなと思いますから、その辺について御要望しておきたいと思います。

それで、市民の方、今回、子ども・子育て会議を設置をして、それで事業計画を策定ということで今進めておりますけれども、事業計画を実効性あるものにするということを考えますと、やはり子供の保護者あるいは事業者といいますか、保育者といいますか、そういう人に対して説明をしたり御理解をいただくための方策というものをしていくべきでないのかなと。

お話を聞きますと、ことしの6月、7月にかけて、これは全体でなくて、要するに役員の方々を中心としながら懇談会といいますか、そういうものもされたという話を聞いておりますけれども、全体的にやはり保護者に御案内状を出しながら、その中で集まっていただいて説明をするということなども必要かと思いますが、その辺の考え方、お聞きをしたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** この新しい制度に基づく計画については、先ほど那須議員御指摘のようななかなかわかりにくいというんですか、市民に理解を得られないというところがあるやにお聞きをしておりますから、できるだけわかりやすく、あるいは広く市民の皆さんに制度あるいは計画などについてお伝え

をしていくということが必要だろうというふうに思います。

この子ども・子育て支援法第61条にも、広く住民の意見を求め、反映させるための必要な措置を講ずることということにされているところであります。

先ほど御指摘ありましたけれども、この計画策定については、市内の幼稚園とか事業所内の保育施設あるいは保護者の皆さんとも話し合い、あるいは子育てグループ、子育てサークルとの懇談会、放課後の児童クラブ運営委員会の皆さんとの話し合いなどもさせていただいてきているところであります。また、推進会議のメンバーの中にも保護者の方、市民の皆さんの代表の方なども参画をさせていただいているところでありますが、できるだけ多くの皆さんの御意見を頂戴していつてよりよい計画になっていくようにさらに努力をしていきたいというふうに思っているところであります。

そういった意味で、御提案の懇談会の実施などについても、この推進会議の中にもお諮りをして、そういったことについて御検討いただいた上で進めていければというふうに考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 先ほど申しあげましたけれども、市としても6月、7月、事業者とか、あるいは保育所関係あるいは放課後児童クラブ等の方々と意見交換されて懇談会をされているということが市長から答弁がありましたけれども、一部の役員の方々でありまして、全体的に御案内出してやはり聞くという姿勢が大事なのかなと。お母さん方の話聞きますと、通っている方で、なかなか不安だと。要するに、今回の新制度は非常に難しい、わからないという声があります。だからこそ市のほうで赴いて説明して御理解をいただくといえますか、そのような行動が必要になってくるのではないかなと思います。

市長のほうからは、子ども・子育て会議の中でそれぞれ意見を伺ってという話がありましたけれども、ぜひ開催していただくように御要望させていただきたいと思います。

それでは、事業の推進体制でありますけれども、要するに平成17年に策定した行動計画の際も推進体制ということで協議会を立ち上げて、それぞれこれまで毎年ごとに、要するに調査、分析をして計画の方策あるいは進捗管理というものをしてきました。

それで、前期では書かれているんですけども、後期のほうでは、要するに進捗管理、それから推進の方策というものが明記になってません。ですから、今回新しくつくる事業計画でありますけれども、これは事業5年間でありますけれども、その中ですということになってくるんですが、具体的にはどのような推進体制で進捗管理などの計画に取り組んでいくのか、お伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 やはり計画は実行してこそ意味があるわけでありますから、その計画の進捗状況について常にチェックをしながら検証していくということが必要だろうというふうに思います。

そういった意味で、この事業計画がスタートする平成27年度以降も子ども・子育て支援推進会議というものを毎年開催をして、計画の実施状況などについて報告をしながら調査、審議していただくということにしたいというふうに思いますし、また庁内におきましても関係課で組織をする連絡会議というものを立ち上げまして、継続的に点検、評価、見直しを行っていききたいというふうに思います。

そういった意味で、計画を着実に推進してまいる体制を整えていきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○**那須 稔議員** 市長のほうからは、推進体制を組んでということがありました。今回の期間というのは5年という、要するに期間を目標を定めておりますから、一年一年の取り組みが非常に大事なのかと。ですから、要するに今回1年やったものが次年度の計画に評価をしながら反映をしていくと。この取り組みが非常に大事な計画になってくるのではないかなと思っております。

市長のほうからは、連絡会というようなことが話がありました。庁内の連絡会を立ち上げて点検、評価あるいは見直しをしていくという話がありましたけれども、それぜひともやっていただきたいと思います。

それから、もう一つは、計画の中に明示をしていただきたい。そしてまた、要するに子ども・子育て会議も当然これは評価をして次年度に対してのいろんな審議をされるわけでありますけれども、その辺の状況についてホームページ上で発信をしていく。ですから、今どういうふうな問題があつて、どういうふうなことが今寒河江のテーマになって、どういうふうな状況にあるのかなということを常に市民の方に公表していく、公開していく。ですから、ホームページ上の公開ということについても市民の声を、要するにそこにまた聞ける状態が出てくるわけでありますから、その辺についても御要望していきたいと思います。

それから、次でありますけれども、計画の推進の方策です。計画の推進の方策については、当然今回は寒河江の実態に合ったものということで、今までよりはちょっと質の高い、幼児期から教育とか保育の一体的供給ということを目指すということで、市のこの事業計画がかなめになっていくのではないかなと思っております。そういう意味では、前の平成17年に定めた行動計画、その行動計画の場合も施策を定めながら具体的な事業というところまで明示をしてそれぞれ具体的な取り組みを行ってきたわけです。それで、今回このニーズ調査をされて実態を把握をされて計画を取り組んでいくわけでありますけれども、その辺の計画における推進の方策。

これはお話を聞きますと、次世代育成行動計画、前の計画でありますけれども、大体ほぼ100%達成だという話を聞いております。それで、基本目標として、先ほども市長の考えの中で、子供を産む環境とか、あるいは子育てと仕事の両立支援とか、あるいは社会全体で子育てを支える地域づくりということなども、前回の行動計画の目標でありましたけれども、その辺、今回の事業計画の中でどのあたりに重点を置いてやられるのか、その辺具体的な事業の取り組みなどについてお伺いをしたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今計画を策定中でありますから、具体的にどういった事業というのはなかなか申しあげにくい。検討中でありますけれども、先ほど那須議員からも御指摘ありました全体的な柱立ては先ほど御答弁申しあげたところでありますが、特にやはりいろいろニーズ調査あるいは保護者の皆さんの声をお聞きしますと、まず特に保育については待機児童ゼロは、そういう保育体制を堅持していくとともに、希望した保育所に入所できる環境を目指してほしいと、こういうことが第一義的にそういうところでありましたから、そういうものは実現をさせていただく目標になってこうというふうに思います。

それから、保育ニーズの多様化に対応して、休日保育あるいはさらには延長保育の充実、そして病後児保育の実施などを進めていくということがあろうかというふうに思います。

さらに、前回の計画から大分環境が変化しているということでありますが、先ほど那須議員もあり

ましたけれども、核家族化の進行とか共稼ぎ世帯、さらには勤務形態の多様化などということから、安心して子供を産み育てられる環境をつくっていくには行政の施策、努力はもちろんでありますけれども、御家族の皆さんはもとより地域の方々や雇用主たる事業者の理解と協力をいただくということが大事だろうというふうに思います。そういった中で協力しながら、男女共同参画あるいはワークライフバランスの推進、育児休業制度の普及推進などという点についてできる限り社会全体で支え合うというのを具現化するような内容に努めていきたいなというふうに思っているところであります。

一言で申しあげますと、市民、それから事業者、それから行政が一体となって推進していく、そういう方策あるいは体制の構築というものを目指していきたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 具体的な方策ということで市長からもありましたけれども、作成中でありますからなかなかこれこれという話が出てこないかと思っておりますけれども、市民と事業者が一体となって検討していくという話がありました。これはやはり市民の皆様方から、先ほど市長からありましたけれども、希望した保育所に入所できない環境というのは非常に寒河江市の場合は市民の皆様方からいろんな意見が出ています。それと、休日保育とか、あるいは病後児保育等々に対して27年からの実施ということにもなっているわけでありまして、その辺の御要望もあるということで今回入っていくという話がありました。

要するに、先ほど申しあげましたけれども、今の時点だけでなく、やはり将来を見越して具体的なものを入れていくということが望ましいわけでありまして、市としてもこれからニーズ調査、先ほど申しあげましたけれどもいろんな調査、まだ遅くありませんので、市民の中でいろんなふうな発信をして、どのようなニーズがあつてどういうふうなことが計画に入っていくのかというところまで、再度これはやっていただいて、その中からいい事業計画というものを策定をしていただきたいと思います。

それで、目標量でありますけれども、前の計画の際にも目標量を決めて具体的にその目標量の達成のために取り組んできました。先ほど言った大体全計画のほぼ100%達成というのは、この目標量を実行することによって100%達成ということになってきているんです。

それで、今回についても、当然前回の計画の場合は将来の子供の数とか、あるいはニーズ調査の結果とか、あるいは保育のサービス、それをもとに設定をしてきておりますけれども、今回この事業計画のもとでどのように設定されていくのか。これから子ども・子育て会議のほうにこのニーズ調査を含めた目標量の設定なども入るという話がされておりますけれども、その辺の考え方をお聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今回の事業計画の期間というのは27年度から31年までの5カ年間ということでありますが、今回についても主要事業の目標事業量について人口推計あるいはニーズ調査の結果を踏まえて平成31年度までの各年度ごとの事業量見込みと、それに対応した目標事業量を設定をしていきたいというふうに考えているところであります。設定に基づいて確実な実施を目指していくという計画にしてまいりたいと考えております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 今回の事業の中でもそれぞれ目標を設定をして取り組んでいくというような答弁があ

りました。目標を定めるというのは非常に大事なところで、要するに5年間にどのような目標をどういう形で設定するのかと。ですから、当然これは市民の方の声もあるし、当然市としてのこれからの財政の問題もあるし、いろんなものが絡んできますから、そういう中で今まではほとんど100%達成していますから、そこからより高い次元での目標設定となってくるのではないかなと思いますので、その辺に向けて大いに期待をしていきたいと思います。それで、この辺についてもやはり市民の声、そのようなものをこの数値目標に反映をしていくといいますか、聞いていただいて定めていくといいますか、そういうものを要望しておきたいと思います。

それから、次でありますけれども、条例制定、今回されました。そして、保育の必要性の認定ということなども今回出ておりますけれども、それに関連をしまして、今回の条例には入っておりませんが、延長保育の考え方についてお聞きをしたいと思います。

これは事業計画の中で取り組んでいくこととなると思いますけれども、現在市立の保育所の保育時間は8時半から4時半までと8時間の原則になっております。それ以外は延長保育ということになってくるわけでありまして、この新制度の中では保育短時間が8時間と。それに保育標準時間が11時間と、このように認定されました。地域子ども・子育て支援事業の中の延長保育事業との関連も含めて、延長保育、そしてこの延長保育の保育料もありますので、その辺の考え方をお伺いをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 現在保育所で行われております保育時間については、先ほど那須議員の御指摘のとおり、寒河江市立保育所設置条項第3条において、午前8時半から午後4時30分までというふうに規定されているところであります。

しかしながら、保護者の皆さんの就労時間や核家族化の進行などに伴い多様化する保育ニーズに対応していくために、条例第3条のただし書きの規定により、平成16年度より午前7時から午前8時半までと午後4時30分から午後7時までの延長保育というものを実施をしているところであります。

来年度からスタート予定の子ども・子育て支援新制度におきましては、保護者からの申請に基づき保育の必要量を市町村が認定することになっていくわけでありまして、認定に当たっては、主にフルタイムの就労を想定した1日11時間までの利用に対応したところの保育標準時間と、主にパートタイム就労を想定した1日8時間までの利用に対応したところの保育短時間、短い時間の2区分が設定されることになっているわけでありまして、基本的には、その範囲内で保育サービスを利用いただくということになるわけでありまして、これを超えて利用する必要が生じた場合などについても柔軟に対応するよう努めていきたいなというふうに考えておるところでございます。

また、延長保育料についてでありますけれども、現在は午後6時以降の延長保育を利用されている方についてのみ月額2,500円、日割りの場合は1日200円を負担していただいているところでございます。

新制度におきます延長保育料の取り扱いについては、現在のところ国からは特に示されていないわけでありまして、いずれにいたしましても、できるだけ保護者の皆さんの負担がふえないよう検討してまいりたいというふうに考えております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 延長保育については柔軟に対応したいというような答弁がありました。

寒河江市の場合は、先ほど言ったように延長保育の料金でありますけれども、午後6時以降に発生するということで、先ほども市長からありましたが、国ではその延長保育料については規定をしておりませんので、当然これは市のほうで定められる部分ではないかなと思いますから、新しく新制度で変わるわけでありますから、その辺についても、市長のほうからもありましたけれども、保護者の負担にならないようにということで検討いただきたいと思います。

それから、次に利用者負担でありますけれども、今回の利用者負担、保育料の負担であります、保育料については来年3月までに定めるということを聞いております。それで、所得基準が変更されるということも聞いておりまして、実際に保護者の負担がふえないで少しでも軽減できるような設定、このようにすべきではないかなと思いますけれども、この新制度の実施に伴って保育料、市町村が国の基準を参考にしながら設定するというようなことになっておりますけれども、今のところ寒河江市の現在の保育料を見ますと、国の基準に対して非常に軽減されているという内容になっております。そのところで、新制度に移行して今回新たな形で設定されますけれども、保護者の負担がふえないような、このような保育料の設定ということをすべきではないかなと思いますけれども、その辺の考え方をお聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 新しい制度におきます利用者負担については、児童の世帯の所得状況を勘案して定めるということになっているわけでありまして、国が示す基準額を限度として実施主体である市町村が定めるというふうになっております。

現在の利用者の御負担というのは、所得基準として前年度分の市町村民税と所得税額をもとに階層区分が設定されているところでありますけれども、新しい制度におきましては、市町村民税額をもとに階層区分を設定する方向で検討されているところであります。

寒河江市といたしましては、国の基準を踏まえつつ、保護者の負担がふえないよう配慮しながら、予算編成とあわせて来年3月ごろをめどに決定をしていくという今のところ予定でいるところであります。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 保育料については、国の基準を踏まえながら保護者の負担がふえないように考慮することもありましたけれども、国からは8月時点で、たしか要するに国の考え方ということで示されているのではないかなと思います。

それで、現在の保育料の内容を見ますと、3歳未満児の月額保育料、これを見ますと、階層がありまして、要するに2階層、3階層の部分までは、これは市民税というものを基準にしながらやって、4階層から8階層までは所得標準ということをしてしながら、要するに保育料を決めておられます。

それで、2階層、3階層、下に来れば来るほど国の設定基準からの減免といいますか、軽減措置といいますか、それが少なくなっているんです。そして、上がれば上がるほど、要するに多い。ですから、2階層で大体、3階層で72%、そして8階層では50%というような軽減率になっているという現状があります。ですから、今回これから決めるわけでありまして、低所得者に配慮した保育料といいますか、そういうものの設定ということをまず強く御要望をしておきたいと思います。これは利用者ができるだけ影響が少ないような、このような設定になるように御検討をお願いしたいと思います。

それで、今回のこの新制度の移行の中で、市のほうでも現在行っております多子世帯に対する保育料の軽減、これ今のところ市の独自で施策ということで行っておりますけれども、今回の新制度に移行することによってどういうふうになるのかなと。ですから、継続ということ、そして私は今回さらなる拡大といいますか、充実といいますか、そういうものをすべきであるというふうに考えておりますけれども、これまで寒河江市の子育て支援の大きな柱として、寒河江市のほうでは保育所あるいは幼稚園あるいは認定外保育施設に対して平成25年からでありますけれども、小学校3年以下の要するに子供さんが3人以上いる世帯について、その第3子、この保育料を無料化を行っております。

それで、今回のこの新制度に変わるというような内容の中で、市民の皆様方から今御要望があるのは、小学校3年というような条件がありますから、その条件に対して3人いる世帯ということで、小学校3年のところの拡大をお願いしてほしいというような声が市民の間からもいろんな形で聞かれます。ですから、今回この保育料の設定の中で、そのさらなる拡大、充実ということについても行っていくべきと、このように考えますけれども、考え方を聞きをしたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市では、那須議員御指摘のとおり、子育て支援の一環として第3子保育料無料化事業というものを独自に進めさせていただいております。新制度施行後についても、現時点ではまずは現在の市単独の制度については継続をしていくという考えであります。

ただ、那須議員御指摘のとおり、その対象の拡大ということについては、今後新制度におきますいろんな基準額等の設定などの動向を見きわめながら、また市の財政状況なんかも見ながら検討していくということになるかというふうに思います。

いずれにしても、そういった子育て支援の充実強化のための多子世帯への保育料の支援というものについては、ニーズも、要望も大変強いということは十分承知をしておりますので、大きい課題の1つではないかというふうに認識をしております。

○鴨田俊廣議長 那須議員。

○那須 稔議員 市長のほうからは、継続をしていくということがありました。やはり子供を持つお母様方からのニーズが非常に多い事業でありますので、市単独ということで財政的な面も確かにあろうかと思いますが、継続に向けて検討していただくということと、やはりいま一つは、拡大、要するに今の小学校3年生を上げていくというようなことで、拡大をすることによって子供を持つ世帯に対しては非常に朗報になるのではないかなと思っております。

それで、市長のほうからも、国の今後の、要するに動向を見ながらということもありました。そんなことを見ていただきながら、ぜひともこれ拡大をして、市民の皆様方が、どうしても子育てというのは経費、経済的な負担が大きいわけですから、その経済的な負担に対しての支援ということに対して取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私のほうからでありますけれども、子育て対策についての取り組みの充実について要望して質問を終わります。

散 会 午後2時32分

○鴨田俊廣議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

平成26年9月9日（火曜日）第3回定例会

○出席議員（17名）

1 番	鴨 田 俊 廣	議員	2 番	阿 部 清	議員
3 番	遠 藤 智 与 子	議員	4 番	後 藤 健 一 郎	議員
5 番	太 田 芳 彦	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	沖 津 一 博	議員	8 番	工 藤 吉 雄	議員
10 番	辻 登 代 子	議員	11 番	荒 木 春 吉	議員
12 番	新 宮 征 一	議員	13 番	佐 藤 良 一	議員
14 番	内 藤 明	議員	15 番	高 橋 勝 文	議員
16 番	川 越 孝 男	議員	17 番	那 須 稔	議員
18 番	木 村 寿 太 郎	議員			

○欠席議員（1名）

9 番 杉 沼 孝 司 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	丹 野 敏 晴 副 市 長
渡 邊 満 夫 教 育 委 員 長	兼 子 昭 一 選 挙 管 理 委 員 会 長
木 村 三 紀 農 業 委 員 会 会 長	奥 山 健 一 総 務 課 長（併） 選 挙 管 理 委 員 会 長
月 光 龍 弘 政 策 推 進 課 長	宮 川 徹 財 政 課 長
松 田 幸 彦 税 務 課 長	小 林 友 子 市 民 生 活 課 長
芳 賀 弘 明 建 設 管 理 課 長	森 谷 孝 義 下 水 道 課 長
犬 飼 敬 一 農 林 課 長（併） 農 業 委 員 会 長	秋 場 礼 子 商 工 振 興 課 長
原 田 真 司 さ くら ン ぼ 観 光 課 長	菅 野 英 行 健 康 福 祉 課 長
阿 部 藤 彦 子 育 て 推 進 課 長	工 藤 恒 雄 会 計 管 理 者 （兼） 会 計 課 長
阿 部 誠 水 道 事 業 所 長	安 孫 子 和 広 病 院 事 務 長
荒 木 利 見 教 育 長	山 田 健 二 学 校 教 育 課 長
荒 木 信 行 生 涯 学 習 課 長	大 沼 孝 一 郎 監 査 委 員
安 達 晃 一 監 査 委 員 長	

○事務局職員出席者

丹 野 敏 幸 事 務 局 長	佐 藤 肇 局 長 補 佐
山 田 良 一 総 務 主 査	渡 邊 拓 也 総 務 係 長

議事日程第 4 号

第 3 回定例会

平成 2 6 年 9 月 9 日（火）

午前 9 時 3 0 分開議

再 開

- | | | | | |
|-----|-----|----|-------|--|
| 日程第 | 1 | 認第 | 1 号 | 平成 2 5 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 〃 | 2 | 認第 | 2 号 | 平成 2 5 年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 〃 | 3 | 認第 | 3 号 | 平成 2 5 年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 〃 | 4 | 認第 | 4 号 | 平成 2 5 年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 〃 | 5 | 認第 | 5 号 | 平成 2 5 年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 〃 | 6 | 認第 | 6 号 | 平成 2 5 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 〃 | 7 | 認第 | 7 号 | 平成 2 5 年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 〃 | 8 | 認第 | 8 号 | 平成 2 5 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 〃 | 9 | 認第 | 9 号 | 平成 2 5 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について |
| 〃 | 1 0 | 認第 | 1 0 号 | 平成 2 5 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について |
| 〃 | 1 1 | 認第 | 1 1 号 | 平成 2 5 年度寒河江市水道事業会計決算の認定について |
| 〃 | 1 2 | 議第 | 4 3 号 | 平成 2 6 年度寒河江市一般会計補正予算（第 3 号） |
| 〃 | 1 3 | 議第 | 4 4 号 | 平成 2 6 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 〃 | 1 4 | 議第 | 4 5 号 | 平成 2 6 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 〃 | 1 5 | 議第 | 4 6 号 | 平成 2 6 年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 1 号） |
| 〃 | 1 6 | 議第 | 4 7 号 | 寒河江市市税条例の一部改正について |
| 〃 | 1 7 | 議第 | 4 8 号 | 寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 〃 | 1 8 | 議第 | 4 9 号 | 寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 〃 | 1 9 | 議第 | 5 0 号 | 寒河江市保育の必要性の認定に関する条例の制定について |
| 〃 | 2 0 | 議第 | 5 1 号 | 寒河江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 〃 | 2 1 | 議第 | 5 2 号 | 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について |
| 〃 | 2 2 | 議第 | 5 3 号 | 寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について |
| 〃 | 2 3 | 議第 | 5 4 号 | 寒河江市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について |
| 〃 | 2 4 | 議第 | 5 5 号 | 寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 〃 | 2 5 | 議第 | 5 6 号 | 損害賠償の額を定めることについて |
| 〃 | 2 6 | 議第 | 5 7 号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について |

- 日程第 2 7 請願第 5 号 少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 2 8 請願第 6 号 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願
- 〃 2 9 請願第 7 号 「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 3 0 質疑
- 〃 3 1 予算特別委員会設置
- 〃 3 2 決算特別委員会設置
- 〃 3 3 委員会付託
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 4 号に同じ

再 開 午前 9 時 3 0 分

○鴨田俊廣議長 おはようございます。

ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は 9 番杉沼孝司議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第 4 号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第 1、認第 1 号平成 25 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 29、請願第 7 号「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書の提出に関する請願までの 29 案件を一括議題といたします。

質 疑

○鴨田俊廣議長 日程第 30、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

初めに、認第 1 号平成 25 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第2号平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第3号平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第4号平成25年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第5号平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第6号平成25年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第7号平成25年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第8号平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第9号平成25年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第10号平成25年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。佐藤議員。

○佐藤良一議員 きょう、病院長来ておりますか。

○鴨田俊廣議長 出席しております。

○佐藤良一議員 議長、議選の監査委員ずっとこっちに座っているの、向こうでないの、どっちに座るんですか。

○鴨田俊廣議長 本会議は議席に座って審議を行います。佐藤議員。

○佐藤良一議員 市長にお尋ねしますけれども、毎年のように市立病院に一般会計から補助金として、前年度も6億円近くばかりやっておりますけれども、いつになったら再建のめど立つのでしょうか。お聞きいたします。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 病院事業については、きのうの一般質問でも御質問がありましたけれども、市民の病院として市民の暮らし、生活、安全安心、医療を守るということで寒河江市にとってはなくてはなら

ない病院であります。まあ経営的には大変厳しい状況であります。我々としても最善の努力をしながら経営の健全化に向けて努力をしているところでありますし、今後も引き続き努力をして経営の健全化を図るべく努めてまいりたいと考えております。

○鴨田俊廣議長 佐藤議員。

○佐藤良一議員 では、平成25年度に損税は幾らくらいになったんでしょうか。

○鴨田俊廣議長 安孫子病院事務長。

○安孫子和広病院事務長 市立病院の平成25年度の控除対象外消費税の額につきましては、決算書5ページ、雑損失の項目に掲示してありますけれども、およそ2,234万6,000円であります。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第11号平成25年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第43号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第44号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第45号平成26年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第46号平成26年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第47号寒河江市市税条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第48号寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてに対する質疑はありませんか。遠藤議員。

○遠藤智与子議員 子ども・子育て支援新制度にかかわる条例が多数上程されておりますが、以前よりこれについての懸念がありましたので、その点について少しだけお尋ねしたいと思います。

2014年3月議会の質問いたしましたときの答弁で、市長が条例の制定に当たってはもちろん国の基準というものを踏まえていかなければなりません。現在のレベルの維持向上と地域の実情を十分反映させた内容にしていくということに努力したいと思っておりますとお答えいただきました。

そして今回の上程されました議案、拝見いたしましたけれども、この家庭的保育の中の小規模保育の有資格のところでございます。小規模保育ABC型ありますけれども、その中で資格が緩和されております。それが実行された場合の子供に対する安全、安心、これが担保されるのかどうか心配な点がございますが、この点についてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○鴨田俊廣議長 阿部子育て推進課長。

○阿部藤彦子育て推進課長 お答えいたします。

小規模保育の基準についての御質問がございました。資格要件の緩和というお言葉でございましたけれども、小規模保育事業に関して申し上げますとA型B型C型とございまして、それぞれ資格要件が御指摘のとおり定められておりまして、A型につきましてはいわゆる認可保育所と同じ保育士。B型につきましては保育士または保育従事者ということで保育士または保育補助者ということで2分の1以上が保育士の資格者であること。C型につきましては、家庭的保育者ということで定めておるわけでございますけれども、これにつきましては、この制度の主眼の一つとして保育の量的な拡充、あわせて質的な充実も図るということで、現在認可外保育所ということで全国的には実施されているものを市町村の認可事業ということで取り入れようとするものでございます。

いずれの資格につきましても、保育の資格を有しない方につきましては県知事が実施する研修を受講して質的な確保も図られるということを確認した上で、市町村実施の主体たる市町村が認可すると。認可した後も状況が守られているかどうかということにつきましては、毎年立入調査ですとか、必要な書類の提出を求めて確認指導していくということでございます。

認可権者としての認可基準たる条例、このたびの条例、これは法律で規定しなければならないとなつてございますので、これを受けてこのたびの提案でございます。

御質問の質の確保が図られるのかということにつきましては、実施者たる市町村が責任を持って認可し、指導監督をしていくということで質の確保は図ってまいりますということでございます。

○鴨田俊廣議長 遠藤議員。

○遠藤智与子議員 ことしに入りまして、子ども・子育て推進会議ですか。2回傍聴させていただきました。その中でやはり、小規模保育の30人以下というところで30人以下というのでは小規模でないのではないかという意見も出されておりました。それに、聞くところによりますと、山形市などは市独自の基準もまた新たに制定したということも聞いておりますし、国の基準を守らなければいけないということもありますが、寒河江市独自で幅広く考えていくこともできるのではないかと考えていましたけれども、今阿部課長のお話を伺いまして、質の確保をこれ以上低下しないように頑張っていくというお話でございましたので、これはぜひきのうの一般質問の答弁で現在ある維持は低下させないという市長の答弁もございましたので、ぜひ質の維持と拡充に努めていただけたらと思います。以上です。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 私、厚生常任委員なので、この条例の中身の関係は委員会の中で議論していきたいと思いますが、48号、49号、50号、51号、それぞれ新たに制定されるわけでありまして。そうしたときに、行政にとって市の行政として事務量がふえていくのかどうなのか。こういう新たな制度の中で条例をつくっていろいろ認可から何からスタートの部分もそうですし、年中を通して点検をしていかなければならないあるいはそういう行政を執行していく上で事務量がふえるのかふえないのかということをお聞かせをいただきたい。

○鴨田俊廣議長 阿部子育て推進課長。

○阿部藤彦子育て推進課長 済みませんでした。お答え申し上げます。

事務量がふえるのかどうかということですが、ふえるのかどうかと言われればふえると認識しております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 私は極めてこういう、ここにかかわる分野というのは極めて重要な部分だと思います。そしてそれぞれ職場の中でも職員定数があるわけですがけれども、新たな国の制度もどんどんできながら定数の見直しということも格別されていません。しかし、条例定数を確保されていないという臨時やパートなどで補充をしながら仕事が回っているという状況にあるわけであります。

しかし、こういう極めて重要な部分というのはやはり正職員を配置をしながら先ほども出ましたように質の低下をさせないあるいは公平にやっていこうということからすれば極めて重要なことだと思います。したがって、現状を十分見ていただきながら制度はつくったけれども、マンパワーの部分でなっていないために後々にさまざまな問題が出たなどといったら本末転倒なわけでありますから、十分この辺について配慮していただきたいと思いますが、このことについての見解だけきちっとお聞かせいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 新たな制度が発足をしてそれに対する事務体制、執行体制ということを構築をしていくということになるわけでありますが、我々としては新たな制度ができるわけでありますが、もちろんこれは推進していく体制をつくるということが重要ではありますが、今までの体制に上乘せる部分だけではなくて、今までの体制から新たな体制に切りかわるわけでありますね。

そういう意味で、今までの事務体制から新たな体制をつくっていくということでありますから、完全にその分が全くプラスになるというわけではありません。ただ、全体として見てこの制度の発足によって事務量がどの程度ふえてくるのかということを見きわめていくことが大事だろうと思いますし、そういったときにその部分だけふえたから、じゃあ人をプラスするかということに必ずしもなっていない。全体の市の行政の事務量というものを見きわめながら必要などころには人員配置をする。あるいはある程度役目が終わった部分については見直すということで、適正に体制を構築をして効率のよい行政執行に努めていくことにしたいと思いますし、この制度発足に当たってもそういった体制づくりについても十分検討し見きわめながら実効性の上がる体制をつくっていきたいと考えております。

○鴨田俊廣議長 川越議員。

○川越孝男議員 全くこの分だけ上に上がるなどということは私も思っていない。しかし、現状のものとプラスマイナスなるものがいっぱいあるわけでありますけれども、今やっているものが今回のものに置きかわるということであったりするわけでありますけれども、全体を見た場合に事務量はふえるのであろうということが1つ。

それから、現在の定数条例に基づいて職員配置がなっていないと。しかし何とか回していくために臨時やパートを採用しながら、嘱託職員などを入れながら回しているという状況があるわけでありますけれども、全く今度極めて重要な権限が伴う任務がいっぱい出てくるわけでありますから、そういう実態をもきちっと見ていただいて行政として責任ある事務体制を、行政を執行する体制をつくっていただきたいという意味で申し上げますので、今の市長の部分が違うという意味ではありませんけれども、ぜひその部分を受けとめてやっていただきたいと思います。

先般、NHKで特別番組的にやっていましたけれども、民間の企業でもどんどん人員の削減合理化をしてくる中で、10年、20年、25年たったらば次の人がいないという問題があって、今企業全体が産業界全体が人を減らしていくだけがいいのでない、次の時代が続かなくなるという番組をやっております。

ました。まさに行政も同じだと思いますので、そういう部分も十分念頭に入れてこの制度ができたならば執行体制の部分でね、事務体制を万全なものにしていきたいということを申しあげておきます。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第49号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第50号寒河江市保育の必要性の認定に関する条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第51号寒河江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第52号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第53号寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第54号寒河江市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第55号寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第56号損害賠償の額を定めることについてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第57号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、請願第5号少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書の提出に関する請願に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、請願第6号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、請願第7号農政改革の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書の提出に関する請願に対す

る質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○鴨田俊廣議長 日程第31、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。
議第43号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって、議第43号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

決算特別委員会設置

○鴨田俊廣議長 日程第32、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。
認第1号平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認第11号平成25年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてまでの11案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く16人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって、認第1号平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認第11号平成25年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてまでの11案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く16人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員会付託

○鴨田俊廣議長 日程第33、委員会付託であります。
このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおりそれぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
-------	---------

総務文教常任委員会	議第４７号、議第５７号、 請願第５号、請願第６号
厚生常任委員会	議第４４号、議第４５号、 議第４６号、議第４８号、 議第４９号、議第５０号、 議第５１号、議第５２号、 議第５３号、議第５４号、 議第５６号
建設経済常任委員会	議第５５号、請願第７号
予算特別委員会	議第４３号
決算特別委員会	認第１号、認第２号、 認第３号、認第４号、 認第５号、認第６号、 認第７号、認第８号、 認第９号、認第１０号、 認第１１号

散 会 午前９時５７分

○鴨田俊廣議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

平成26年9月19日（金曜日）第3回定例会

○出席議員（17名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
10番	辻登代子	議員	11番	荒木春吉	議員
12番	新宮征一	議員	13番	佐藤良一	議員
14番	内藤明	議員	15番	高橋勝文	議員
16番	川越孝男	議員	17番	那須稔	議員
18番	木村寿太郎	議員			

○欠席議員（1名）

9番	杉沼孝司	議員
----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会会長	奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策推進課長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	小林友子	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	森谷孝義	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	秋場礼子	商工振興課長
原田真司	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	安孫子和広	病院事務長
荒木利見	教育長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
安達晃一	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	渡邊拓也	総務係長

議事日程第 5 号

第 3 回定例会

平成 26 年 9 月 19 日（金）

決算特別委員会終了後開議

再 開

（予算特別委員会付託関係）

日程第 1 議第 43 号 平成 26 年度寒河江市一般会計補正予算（第 3 号）

〃 2 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 3 質疑・討論・採決

（決算特別委員会付託関係）

日程第 4 認第 1 号 平成 25 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について

〃 5 認第 2 号 平成 25 年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

〃 6 認第 3 号 平成 25 年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

〃 7 認第 4 号 平成 25 年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

〃 8 認第 5 号 平成 25 年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

〃 9 認第 6 号 平成 25 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

〃 10 認第 7 号 平成 25 年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

〃 11 認第 8 号 平成 25 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について

〃 12 認第 9 号 平成 25 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について

〃 13 認第 10 号 平成 25 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について

〃 14 認第 11 号 平成 25 年度寒河江市水道事業会計決算の認定について

〃 15 決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 16 質疑・討論・採決

（総務文教常任委員会付託関係）

日程第 17 議第 47 号 寒河江市市税条例の一部改正について

〃 18 議第 57 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

〃 19 請願第 5 号 少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書の提出に関する請願

〃 20 請願第 6 号 集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願

〃 21 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 22 質疑・討論・採決

（厚生常任委員会付託関係）

日程第 23 議第 44 号 平成 26 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第 2 4 議第 4 5 号 平成 2 6 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 2 5 議第 4 6 号 平成 2 6 年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 〃 2 6 議第 4 8 号 寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 〃 2 7 議第 4 9 号 寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 〃 2 8 議第 5 0 号 寒河江市保育の必要性の認定に関する条例の制定について
- 〃 2 9 議第 5 1 号 寒河江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 〃 3 0 議第 5 2 号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- 〃 3 1 議第 5 3 号 寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 〃 3 2 議第 5 4 号 寒河江市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 〃 3 3 議第 5 6 号 損害賠償の額を定めることについて
- 〃 3 4 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 3 5 質疑・討論・採決

（建設経済常任委員会付託関係）

- 日程第 3 6 議第 5 5 号 寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〃 3 7 請願第 7 号 「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書の提出に関する請願
- 〃 3 8 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 3 9 質疑・討論・採決

- 日程第 4 0 議会案第 6 号 少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書の提出について
- 〃 4 1 議案説明
- 〃 4 2 質疑・討論・採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 5 号に同じ

再開 午前 11 時 00 分

○鴨田俊廣議長 ただいまから、本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は 9 番杉沼孝司議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。内藤議会運営委員長。

〔内藤 明議会運営委員長 登壇〕

○内藤 明議会運営委員長 本日の会議運営については、昨日 9 月 18 日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は議会案第 6 号少人数学級の推進及び義務教育国庫負担制度の改善を求める意見書の提出についての 1 案件であります。追加議案の取り扱いについては、日程第 39 の後に日程第 40、議会案第 6 号を議題とし、日程第 41 で議会案議案説明、日程第 42 で質疑・討論・採決を行うことといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ御報告といたします。

○鴨田俊廣議長 お諮りいたします。

本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第 5 号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第 1、議第 43 号平成 26 年度寒河江市一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

予算特別委員会の審査の 経過並びに結果報告

○鴨田俊廣議長 日程第 2、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長の報告を求めます。國井予算特別委員長。

〔國井輝明予算特別委員長 登壇〕

○國井輝明予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第 43 号平成 26 年度寒河江市一般会計補正予算（第 3 号）であります。

9 月 9 日、委員 16 名出席のもと委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することになりました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、採決に入りましたが、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第3、これより、質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第43号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 次に、日程第4、認第1号平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第14、認第11号平成25年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてまでの11案件を一括議題といたします。

決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○鴨田俊廣議長 日程第15、決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

決算特別委員長の報告を求めます。辻決算特別委員長。

〔辻 登代子決算特別委員長 登壇〕

○辻 登代子決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、認第1号平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成25年度寒

河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号平成25年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第7号平成25年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成25年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について、認第10号平成25年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、認第11号平成25年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてであります。

9月9日、委員15名出席、当局からは市長初め関係課長等出席のもと委員会を開会し、11案件を一括議題とし、会計管理者及び水道事業所長の議案説明を受け質疑に入り、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することになりました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案のとおり認定すべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し採決に入りました。

最初に、認第2号、認第3号、認第4号、認第8号、認第9号、認第10号及び認第11号の7案件を一括して採決した結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第1号、認第5号、認第6号、認第7号の4案件について順次採決の結果、それぞれ多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第16、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに認第1号、認第5号、認第6号及び認第7号を除く、認第2号平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成25年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成25年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について、認第10号平成25年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について及び認第11号平成25年度寒河江市水道事業会計決算の認定についての7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する委員長報告はいずれも認定であります。

7 案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認第 2 号、認第 3 号、認第 4 号、認第 8 号、認第 9 号、認第 10 号及び認第 11 号は原案のとおり認定されました。

次に、認第 1 号平成 25 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、認第 1 号は原案のとおり認定されました。

次に、認第 5 号平成 25 年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、認第 5 号は原案のとおり認定されました。

次に、認第 6 号平成 25 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、認第 6 号は原案のとおり認定されました。

次に、認第 7 号平成 25 年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、認第 7 号は原案のとおり認定されました。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 次に、日程第17、議第47号寒河江市市税条例の一部改正についてから日程第20、請願第6号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願までの4案件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○鴨田俊廣議長 日程第21、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教常任委員長の報告を求めます。沖津総務文教常任委員長。

〔沖津一博総務文教常任委員長 登壇〕

○沖津一博総務文教常任委員長 総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は9月12日、委員4名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第47号、議第57号、請願第5号及び請願第6号の4案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第47号寒河江市市税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「軽自動車税は実質的に値上がりとなるのか」との問いがあり、当局より「実質割合的には牽引関係と農作業が1.5倍、その他のものが1.25倍となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第57号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「計画書の辺地の概況中、辺地度点数の内容について」の問いがあり、当局より「項目が多岐にわたりますが、例えば役所とか医療関係とか駅とかそういった施設までの距離が遠隔であるへんぴなところであるというところを点数化し、その積み上げが100点を超えると辺地と該当なるとのことであります。田代地域の場合は138点ということになりました」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり採択すべきものと決しました。

次に、請願5号が採択されましたので、担当書記による意見書案朗読の後、質疑、意見等に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって議会案を提出することに決しました。

次に、請願第6号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「確かに、憲法解釈というのは重大なことだと思いますが、今の国を守ることは1国だけでは難しいというのが国際情勢だと思います。憲法発布から67年もたって、そのときの情勢と今の情勢というのは格段に違っているという認識です。したがって、そのときの考え方と今の考え方、今の国を守るという考え方が1国では守れないという認識が端的に国連憲章でも認められているということです。したがって、こういう考え方も必要だろうと私は思っています。この文章の中には国民に十分な説明をするべきだということがありますが、政府は今からこれに関していろいろな法律を出してくるということですので、その推移を見る必要があるということがあります。そして同時に、憲法解釈をしたからといって海外で戦争をすとか巻き込まれるということは私は端的にそういったことではないということを現在説明しているところでありますので、これからの法律浸透を見守っていくのがいいのかなと思います」との意見がありました。

また、委員より「集団的自衛権の行使は憲法上違反なのは明らかです。あの悲惨な戦争の反省の上につくられた日本憲法を守って30年以上も立場を維持してきたわけです。それを政府の一部の考えで自衛権について閣議決定を強行するというのは断じて許されない行為だと思っております。そもそも、この行使容認が憲法違反なわけですから、それを一部の人の解釈で変更ということ自体大変おかしいことで、ここに書いてありますとおり立憲主義を否定する行為だと言わざるを得ません。一番問題は海外派遣に歯どめがかからなくなることであります。日本の若者が海外で殺し殺され、そんなことになりかねない、そんなことになっていくという不安があります。日本中で運動が起きているわけです。ですから、この行使容認憲法解釈は絶対に許されないことであります」との意見がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。

委員より「あの悲惨な戦争の反省の上につくられた日本国憲法に違反する、一部の者で決定した閣議決定の強行は断じて認めることはできません。海外派兵に歯どめがなくなり、日本の若者が海外で血を流す、殺し殺される行為に巻き込まれる、そんなおそれが大きくある、そのような流れをつくっているとよ言わざるを得ません。そんなことは絶対に認められませんので、この意見書に関する請願に賛成します」という賛成討論がありました。

また、委員より「私は国を守るには現在では1国では守れないということがございますので、そういったことで集団的自衛権という考え方もありかなと思っております。それから、現実的にどのようにすべきかというのは国会の審議の中で明らかにしていくということでありますのでそれを見る必要があると思っております。そして、内閣の閣議決定がすぐ戦争に参加することにつながるというのは私は早計かなと思っております。したがって、この文面での中のそういったことが書いてありますので、私はこの意見書に関してどちらかというと反対の立場でございますので、よろしくお願いします」という趣旨の反対討論がありました。

そこで、委員より「反対か賛成かという立場で決をとるというのはちょっと時期尚早かなと思っております。したがって、推移を見るということで継続審査ということで動議とさせていただきたいと思っております」とありました。

そういった趣旨で請願第6号を閉会中における継続審査とすることを動議が発令されましたので、

採択の結果多数をもって請願 6 号を閉会中における継続審査とすべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第22、これより質疑・討論・採決に入ります。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、請願第 6 号を除く議第47号寒河江市市税条例の一部改正について、議第57号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について及び請願第 5 号少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書の提出に関する請願の 3 案件を一括して採決いたします。

ただいまの 3 案件に対する委員長報告はいずれも可決及び採択であります。

3 案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第47号、議第57号及び請願第 5 号は原案のとおり可決及び採択されました。

次に、請願第 6 号集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の変更を行わないことを国に求める意見書の提出に関する請願についてであります。本案件に対する委員長報告は継続審査であり、総務文教常任委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、請願第 6 号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 次に、日程第23、議第44号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）から日程第33、議第56号損害賠償の額を定めることについてまでの11案件を一括議題といたします。

厚生常任委員会の審査の

経過並びに結果報告

○鴨田俊廣議長 日程第34、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長報告を求めます。阿部厚生常任委員長。

〔阿部 清厚生常任委員長 登壇〕

○阿部 清厚生常任委員長 厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は9月10日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第44号から議第46号まで、議第48号から議第54号まで及び議第56号の11案件であります。審査の都合上、議第56号及び議第46号の審査の後に議第44号、議第45号、議第48号から議第52号までの審査を行い、その後、議第53号及び議第54号の順に審査を行うことを諮り、異議なくそのようにすることに決しました。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第56号損害賠償の額を定めるについてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「医療事故が発生した時点で明らかにすべきであり、なぜ公表しなかったのか」との問いがあり、当局より「当時の事務手続上の対応に至らぬ点があったからと思われます」との答弁がありました。

委員より「医療事故は二度と起こさない対策が必要、再発防止はどうなっているか」との問いがあり、当局より「再発防止対策は、事故前は骨折のギブスカットは看護師が行っていましたが、事故後は医師がギブスカットを行うよう改善しました。また、毎月の医療安全管理委員会の中では各部門から提出されたヒヤリハット報告書を精査しながら医療事故が起きないように十分注意を払っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第46号平成26年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「損害賠償額が100万円、弁護士に対する報酬と交通費などの諸経費で63万円ということだが、弁護士の成功報酬率はどうなっているかとの問いがあり、当局より、成功報酬は損害賠償金の3割の30万円でその他着手金15万円、日当9万円、交通費4万6,040円、その他通信費、コピー代や消費税を含めて62万9,784円となります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第44号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「基金積み立てが1億177万円ありますが、積み立ては基金条例どおりの積み立てになっているのか。積立残高はどうなっているか」との問いがあり、当局より「条例上の目標額は保険給付額の3カ年分の平均年額の10分の1で3億5,000万円となり、目標額には届いておりません。また、単年度の積立額の規定がありまして、平均年額の3%、1億527万円でありますので、ほぼ目標額になると思います。年度末の残高に関しては8,600万円ほどで基金の目標の積み立てにはなかなかでき

ない状況にありますので、基金の積立額の全額を繰り入れして余ったら繰越金としてまた積み立てをするという状況です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第45号平成26年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「歳出の償還金を返す理由とその内容についてお聞きしたい」との問いがあり、当局より「280万1,000円の内訳は地域支援事業交付金、介護予防事業に係る超過分41万1,158円、地域支援事業の包括的支援事業、任意事業で191万3,443円は国に返還されます。もう一つは支払基金に介護予防事業に係る超過分47万6,796円を返還することになります。理由については次年度精算ということで仮払いになっているため返すということです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第48号寒河江市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市民からの意見聴取はどのようにされたのか」との問いがあり、当局より「寒河江市でも子ども・子育て支援推進会議を設置しており、学識経験者、保育関係者あるいは保護者の代表、市民の代表など17名から成る組織であります、この条例の要点をお示しして御意見をいただいたところです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第49号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市立保育所の申し込みは10月に申し込みがありますが、第1希望に入れない場合、今までどおり第2、第3希望に回してもらえるものなのか」との問いがあり、当局より「入所者希望については基本的に今までどおり調整させていただきます」との答弁がありました。

委員より「連携施設の確保について、事業者が一緒でも連携施設とみなすのか、それとも別な事業者と連携を組まなければならないのか」との問いがあり、当局より「連携施設の確保については、小規模な施設が連携の相手先として締結するのはあくまでも20人以上の小規模でない施設です。小規模な施設が同じ系列である20人以上の施設と連携するのは問題ありません」との答弁がありました。

委員より「新しい制度の中で幼稚園は一度加入すると抜けることはできないのか」との問いがあり、当局より「新制度の中に加入しても途中でやめることも可能です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第50号寒河江市保育の必要性の認定に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「保育短時間と保育基準時間は今回の認定基準に含まれるのか。また、出産後間もないというのはどれくらいか」との問いがあり、当局より「保育短時間と保育基準時間は今回の認定基準に

含まれます。国で示している目安として1月の労働時間が48時間から120時間までは保育短時間、120時間を超えたものについては標準時間となります。また、出産後間もないことというのは具体的に何日ということはここでは明記なっていません。規則等で規定する予定です」との答弁がありました。

委員より「認定することにより入所できるのかできないのかを判断するというものでいいのか」との問いがあり、当局より「順序からしますと保育の必要性があるかどうかをこの条例で判断し、その後どういう家庭状況にあるのか、共働き、一人親世帯あるいはDV、虐待、障がい等どういう家庭状況にある、あるいはその保護者が置かれている状況でもって入所の優先順位というものを判断させていただきます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第51号寒河江市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「条例が制定された後も賃金は現状と変わらないということか。賃金、報酬や事故が起きたときの対応について伺いたい」との問いがあり、当局より「この条例は職員の処遇については規定しておりません。学童クラブの運営に係る委託料については予算編成の過程の中で検討することになります。事故が起きた場合の対応であります。学童保育クラブでは保険に加入しており、基本的には保険で対応することになります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第52号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今まで、こういう事態が発生しながら制度上救済できないことはあったのか」との問いがあり、当局より「このようなケースはありませんでした」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第53号寒河江市指定介護予防支援等の事業の人数及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今まで国の法律にあった基準を自治体の条例で定めることとなるということだが、自治体の裁量で基準を定めることができる部分で保存年限を県と同様に5年にしたということだが、そのほかに裁量で変えるところはなかったのか」との問いがあり、当局より「参酌すべき基準ということで、その地域の特性を考慮して変えられるというところは変えてもいいということですが、この条例の中ではほかに変えるところはなかったとのことです」との答弁がありました。

委員より「国で行っていた要支援1、2の部分のサービスが今回地方に移ることになり、そのため条例をつくることになったと思うが、そのサービスが地方に移ったことでの利点と市独自のサービスをどう考えているか」との問いがあり、当局より「これまでも国で定めていた基準でしたので、今までどおりサービスに関しては変わらないと思っております。また、要支援1、2のサービスの関係ですが、これから検討していきたいと思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第54号寒河江市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「国の基準どおりにした根拠は」との問いがあり、当局より「ごらんいただくとわかりますが、短い条例で第3条は国に従う基準となっております。1条、2条、これはこの条例の趣旨とか運営協議会の意見を聞かなければならないとかですので、直す余地がなかったということです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第35、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。遠藤議員。議第何号に対する討論ですか。（「議第48号に対する討論です」の声あり）賛成討論ですか、反対討論ですか。（「反対です」の声あり）そのほかに討論ありませんか。國井議員。（「議第48号賛成の討論です」の声あり）賛成の立場ですね。ほかにありませんか。

初めに、反対討論について遠藤議員の発言を許します。遠藤議員。

〔遠藤智与子議員 登壇〕

○遠藤智与子議員 私は、日本共産党を代表して議第48号寒河江市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について反対する立場で討論を行うものです。

寒河江市は来年4月から施行される予定の子ども・子育て支援新制度に伴い、現在9つある認可保育所を2つふやして11施設の認可保育所に整備しました。これは大いに評価するものであります。また、今回の議案の内容も一定の誠意ある姿勢がうかがえました。

しかしながら、よく読んでみると努力義務とする条文が多く、子供たちの安全安心な環境を担保する明確な一文が欠けていると考えます。公的保育制度を守るという国民的運動により児童福祉法第24条第1項の市町村の保育実施責任は残りました。

しかし、待機児童解消のためとして提起された新制度では、事業者と利用者の直接契約が導入されるとともに、認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育、家庭的保育などさまざまな保育形態が設定され、それぞれの形態によって職員配置や職員の資格の有無、職員処遇、施設面積の基準が異なります。全ての児童はひとしく保育を受けるという公的保育制度の根幹を揺るがすものであります。

保育者は全員が有資格でなくても了とすることは、全国で資格者の少ない認可外施設の死亡事故は認可施設の40倍というデータに見られるように、安心して子供を預け働ける保育環境を願う保護者の要求に応えることはできません。無資格者が保育に従事できるとなれば、現在国家資格を取得して働

いている保育士さんたちの誇りを奪いかねません。

しかも、この制度実施の財源は消費税10%を前提としており、当初必要とされていた財源は不足していることも明らかになりました。何よりも、子育て支援と言いながら財源確保は消費税増税というのは、経済的負担の軽減を求める子育て世代の暮らしの実態や願いに逆行するものです。

また、保育所は全て新制度に移行しますが、幼稚園は新制度に移行せず従来どおり私学助成を受ける道が残されています。新制度にかかわる準備のおくれ、補助金などの不透明さや保育料が応能負担になるなどのことから移行をためらう状況が浮き彫りになっています。

保護者への周知もまだまだ不十分なこの子ども・子育て支援新制度は拙速にすべきではないという立場から条例案に反対し、討論といたします。

○**鴨田俊廣議長** 次に、賛成討論について國井議員の発言を許します。國井議員。

〔國井輝明議員 登壇〕

○**國井輝明議員** 私は新政クラブの一員として、議第48号寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について賛成の立場から討論させていただきます。

政府が進める成長戦略に女性の活動支援策として、乳幼児を預かる小規模保育所などで育児経験のある主婦らが保育士らを手伝う子育て支援員の資格を設けるとしております。これは、地方自治体が全国共通の研修を実施し、修了したら支援員として認定するものであり、保育士を手伝う補助的な仕事を想定しており、担い手を確保する仕組みを整え、施設や定員の拡大を進めるものであります。

本市で制定しようとするこの条例で、第5条、家庭的保育事業者等は定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならないとし、第18条では事業の運営についての重要事項に関する規定を定め、第21条では苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるとしており、職員を規定している第23条では市長が行う研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者としております。

本市においては、保育士不足といった課題解決にもつながるのではないかと期待をしているところであります。子育てを経験された主婦は、乳幼児を適切な環境のもと、健康、安全で安定感を持って活動できるよう養成するとともに、教育できる、いわば保育のプロであると私は考えます。地域のつながりが希薄化する中、こうした取り組みが地域で子供たちを支える一つの形になるのではないのでしょうか。

議員各位にはぜひ御賛同いただきますようお願い申しあげ、賛成の立場からの討論とさせていただきます。

○**鴨田俊廣議長** ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第48号及び議第49号を除く議第44号平成26年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議第45号平成26年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第46号平成26年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）、議第50号寒河江市保育の必要性の認定に関する条例の制定について、議第51号寒河江市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議第52号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について、議第53号寒河江市指定介

護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議第54号寒河江市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について及び議第56号損害賠償の額を定めることについての9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

9案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第44号、議第45号、議第46号、議第50号、議第51号、議第52号、議第53号、議第54号及び議第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議第48号寒河江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、議第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議第49号寒河江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、議第49号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○**鴨田俊廣議長** 次に、日程第36、議第55号寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正について及び日程第37、請願第7号「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書の提出に関する請願の2案件を一括議題といたします。

建設経済常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○**鴨田俊廣議長** 日程第38、建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

建設経済常任委員長報告を求めます。太田建設経済常任副委員長。

〔太田芳彦建設経済常任副委員長 登壇〕

○**太田芳彦建設経済常任副委員長** 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し

あげます。

本委員会は9月11日、委員5名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第55号、請願7号の2案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第55号寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「慈恩寺の駐車場を第1、第2とすると、どちらが第1でどちらが第2かわからなくなる可能性があるが、もう少しわかりやすくする方法はないのか」との問いがあり、当局より「下の駐車場を第2とすることで、第1もあるのだろうと置いていただく意図があります。また、下の駐車場の大きな案内地図により上に第1駐車場があることがわかる仕組みにするために名称を変更する内容に今回改正するものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第7号「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書の提出に関する請願についてを議題とし、担当書記による請願文書朗読の後審査に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「耕作放棄地や遊休農地が多く出ており、何か改革が必要とは思いますが何が必要なのかかわからない現実がある。そういう意味では性急に決められない時期にあるのでは」との意見がありました。

委員より「農業委員会の公選制を廃止しようというような動きがあるが、何かがあったときに大変な状況が生まれるという気がする。一部偏った人間だけが管理する形になって危険な状況になると思われる。ただ、その公選制はやり手がいなくて選挙になっているところは少ないわけだが、一度制度を廃止すると復活させることは容易でないので、ぜひ残してほしい。また、規模拡大している若手担い手がいるわけだが、米の価格が下落していくと、担い手の確保なども厳しくなってくると思われるので、国として調整するのは当然のこと。この請願は妥当だと思うので、ぜひ採択されるよう希望する」との意見がありました。

委員より「今の農業委員の公選制を廃止するのはいかなものかと思うが、ただ農家自体がもっと研究あるいは努力する必要があるのではないか。確かに、第1次産業だから農業を大事にしていかなければならないのはわかるが、これからは集約してある程度の面積を持っていないとやっていけないのかなという気がする。したがって、政府の方針等も明確になっていない段階なので、ここで採択というよりももう少し時間をかけて検討してもよいのでは」との意見がありました。

委員より「現在の農業環境を見ると、農業従事者の高齢化や後継者不足の問題で耕作者のいなくなった農地を面倒見てくれる人、あるいは組織といったものに変革が必要なのではと感ずるので、継続審査にしたらと考える」との意見がありました。

質疑、意見等終結後、委員の意見に継続審査が出ていたため、動議であるかを確認し動議である確認がとれたため、請願第7号を閉会中の継続審査とすることについて採決を行いました。

採決の結果、多数をもって継続審査すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第39、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議第55号寒河江市駐車場設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第55号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第7号「農政改革」の再検討と緊急の過剰米処理を求める意見書の提出に関する請願についてであります。本案件に対する委員長報告は継続審査であり、建設経済常任副委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

建設経済常任副委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、請願第7号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 次に、日程40、議会案第6号少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議 案 説 明

○鴨田俊廣議長 日程第41、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第42、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会案第6号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、議会案第6号少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の改善を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議会案第6号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午後0時07分

○鴨田俊廣議長 これにて平成26年第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成26年9月9日（火曜日）予算特別委員会

○出席委員（16名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	10番	辻登代子	委員
11番	荒木春吉	委員	12番	新宮征一	委員
13番	佐藤良一	委員	14番	内藤明	委員
15番	高橋勝文	委員	16番	川越孝男	委員
17番	那須稔	委員	18番	木村寿太郎	委員

○欠席委員（1名）

9番 杉沼孝司 委員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	月光龍弘	政策推進課長
宮川徹	財政課長	芳賀弘明	建設管理課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長	秋場礼子	商工振興課長
菅野英行	健康福祉課長	阿部藤彦	子育て推進課長
工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長	荒木利見	教育 長
山田健二	学校教育課長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補 佐
山田良一	総務 主 査	渡邊拓也	総務 係 長

予算特別委員会議事日程第1号 第3回定例会
平成26年9月9日(火) 本会議終了後会議

開 会

日程第 1 議第43号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
" 2 議案説明
" 3 質疑
" 4 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前10時10分

○**國井輝明委員長** ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

○**國井輝明委員長** 日程第1、議第43号平成26年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

議 案 説 明

○**國井輝明委員長** 日程第2、議案説明であります。
お諮りいたします。議案説明は本会議において受けておりますので、この際省略することに御異議
ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議なしと認めます。
よって、議案説明は省略することに決しました。

質 疑

○**國井輝明委員長** 日程第3、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関す

る質疑は極力控えるとともに、直接予算にかかわる部分に絞って、質疑、答弁とも簡潔明瞭に行うようお願いいたします。

初めに、議第43号第1表中歳入全部について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第2款及び歳出第3款について質疑はありませんか。新宮委員。

○新宮征一委員 11ページです。

2款いいんですよね。

○國井輝明委員長 2款と3款です。

○新宮征一委員 2款1項8目交流促進費で今回220万円が補正で組まれているようであります。当初予算では110万9,000円、予算があったわけですね。ただ、この内容が1つには、国際交流事業ということで49万6,000円。それから仙山交流推進事業ということで、61万3,000円で合わせて110万9,000円であったわけです。

その当時は安東市との40周年記念事業というのはまだ計画されていなかったわけで、今回補正になると思うんですが、当初予算では国際交流事業ではトルコとの文化協会の負担金、仙山交流推進事業では、仙台寒河江会の負担金が主なものであったと記憶しております。

今回、この220万円の安東市との姉妹都市締結40周年に向けた記念事業というのはいつごろ、向こうから何人ぐらい来られて、どのような規模でされるのか、一応計画が立ってこの予算の計上となったのだろーと思いますので、その内容についてお知らせをいただきたいと思います。

○國井輝明委員長 月光政策推進課長。

○月光龍弘政策推進課長 お答えいたします。

安東市の招聘事業につきましては、やりとりはしていたところではございますが、6月に安東市さんの市長選挙があったということでその後の8月の式典あたりに60周年に来ていただければと思ったんですが、なかなか都合がつかないということで、今回やりとりしている中で最終的に今現在10月31日に入っていて、メインは11月1日の記念植樹あたりに参加していただいて、そして姉妹都市交流40周年のレセプションを計画しているところでございます。

安東市さんの御希望によりまして3泊ということで、現在それで今回の補正予算220万円を試算させていただいているところでございます。

人数につきましては、8名で今のところ交渉しています。

○國井輝明委員長 メンバーです。あと、どのようなメンバーかということ。

○月光龍弘政策推進課長 失礼しました。

いらっしゃるメンバーとしましては、市長さん初め関係課長さん、通訳の方も入りまして8名という形で、市長さん御一行ということでお迎えする予定で今検討しております。

○國井輝明委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 わかりました。

6月に安東市の市長選挙があるということは前から伺っていたわけですがけれども、それらを踏まえて今回の補正予算ということで、8名の方が3泊の予定で来られるということで、市長以下関係課長の方がいらっしゃると思うんですが、議会のほうは全く議長も何も向こうからは来られる予定はないのかと、こちらの受け入れ体制ですね。220万円というのは記念のレセプションのようなもの入って

いるのかどうか。8名の3泊分の宿泊費が主になるのか。その辺の内容をもうちょっと詳しくお知らせいただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** 月光課長。

○**月光龍弘政策推進課長** お答えいたします。

安東市さんに確認しましたところ、議会さんとは行動は別だということでお伺いしております。ですから、今回市長さん御一行の中には議会関係の方は含まれていないと伺っております。人数は確定したわけではございませんが、一応8名の予定ということで動いているところでございます。

予算の内訳関係でございますが、交流レセプション関係、アトラクションとか食料費、いろいろ含めましてそちらのレセプション関係に82万円近く予定しております。あとは宿泊費関係で17万円程度。そのほか、歓迎の看板代、通訳等含めましてバスの借り上げもでございます。そういったものもろもろ含めまして220万円という予算を計上させていただいたところでございます。以上です。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第6款から歳出第8款までについて質疑はありませんか。川越委員。

○**川越孝男委員** 13、14ページの関係で、1つは6の1の5の関係です。この関係で多面的機能支払交付金事業の関係。1,388万4,000円計上されていますけれども、この中身について教えていただきたいというのが1つです。

それから、8款ないんだっけ。

○**國井輝明委員長** 8款入っています。

○**川越孝男委員** 8の2の3の関係。道路新設改良に2,530万円計上されていますけれども、これは場所どこなのか教えていただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** 犬飼農林課長。

○**犬飼敬一農林課長（併）農業委員会事務局長** 多面的機能支払交付金の関係で御質問いただきました。お答えいたします。

このたび、多面的機能支払交付金につきましては、平成25年度まで農地・水・保全活動、これをくらがえしたものであるというのが軸でございます。これまで6地区で取り組まれていたものをことしから制度が変わったことによりまして、全地区で取り組むよう各地区で説明会を行っております。

その中で、今年度に入りまして新たに4地区で設立され、さらに他の地区におきましてもその取り組みを進めるということで話が進んでおります。

そのような中で、現在地元の地域の方から聞いている取り組み面積に対しまして多面的機能支払交付金が支払いできるよう、市が、交付金の実施が全体の4分の1、県が4分の1、国が2分の1、それぞれ負担しながら交付することになるわけですが、その4分の1の市の負担分についてこのたび予算計上したところです。

なお、交付される金額といたしましては、基本となります農地維持活動に対しまして、田については10アール3,000円、畑については2,000円という金額になっています。以上でございます。

○**國井輝明委員長** 芳賀建設管理課長。

○**芳賀弘明建設管理課長** 道路新設改良費の場所の件でございます。単独事業のほうで委託料ということで市道八幡町1号線。工事のほうが田代幸生線。上谷沢高岡線。もう1カ所が山岸町1号線であり

ます。補助事業といたしましては、市道石川東線でございます。以上です。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** 多面的機能の関係でありますけれども、これは26年度からやろうというところに市の負担分を計上したということだと思えますけれども、今年度、12月まで申し込み期間があるわけですね。したがって、今は9月でありまして、12月まで申し込んで今年度のものでパスした場合、認可された場合、認可された場合に26年度の予算、その時点でまた補正を組むという理解でいいのかどうなのかということが再度お聞きしたいということの1つ。

それから、地区でそれぞれ説明をして、今あるやっているところは別なのに乗りにかえていくか、新たに申請するか、新たにそういう組織をつくってこの事業を受け入れていくかという話だったんですが、これは農業団体だけでなくて地域の人と皆一緒にすることによってよりましの制度も利用できるわけですね。

そして、いろいろ説明をした中で、私、谷沢の地区で実行組合は上谷沢第1実行組合に入っているんですが、説明が地区民対象に、あるいは実行組合の組合員対象の説明会がないわけさ。そしてそれぞれの団体の親方だけが西部地区公民館で受けたりとなっていたものだから、農林課にも指摘したわけですね。これではだめだと、市民全体にそういう制度があるということをきちっと周知ならないと、なった上で一人一人の市民がそういう権利のある人たちが、いやおらだはいいいとか、俺はまざると、こういう意思表示が集約されて地域のそういう組織というのはつくられるんだべということ。

ただ、地元の人に言うと市でいいんだと、皆さ説明すんたて、代表の人だけでいいんだということだったので、再度農林課にそれではだめだと、きちっとそれぞれの団体に対象者は一般市民までなるわけでありまして、地区民、それぞれの区とか自治会、町内会でも参加する形になればさらに上のものを受けられるわけだから、みんなに説明すべきだと言ったけれどもならないんだな。

そして、高松地区は高松地区で1本でなんだと、つくと。もちろん実際するのはそれぞれ谷沢であれば谷沢、新田であれば新田で実際しなければならぬから、そこには協議会をつくるんだということのようではございますけれども、それも谷沢についていえば、全然みんなには落ちてきていないということでは非常にまずいのではないかなと思いますので、この点についての考え方だけきちっとお聞かせいただきたいと思います。

指摘をしても指導、地域の人に聞くと、いや、市にも言ったけれども、市でいいんだ、そのまんまでもいいんだということだったと言うので、そんなことなく市では言っていたのかもしれないけれども、そういう行き違いが現実にあるわけです。そういうことも前に指摘をしている。現実に行き違いがあるからとなっても、落ちてきていないということがちょっと問題だなという、こういう事業を進める上で問題だと思いますので、その辺把握しているとすれば現状把握していることで教えていただきたいし、していないとすればそういう指摘を受けて、どういうふうに対応するか見解をお聞かせいただきたいと思います。

それから……。

○**國井輝明委員長** 川越委員。簡潔明瞭にお願いいたします。

○**川越孝男委員** 道路新設改良の関係では、この前一般質問したときに米沢の郷ノ目線の関係、これは点数も上がっているというんだけど、調査にもなんか入るような話が、今年度の中に入るような感じをしておったんですが、今回の補正でなく既決予算の中でそこがなっているのかもあわせてお聞

きをしたいと思います。

○**國井輝明委員長** 犬飼課長。

○**犬飼敬一農林課長（併）農業委員会事務局長** それではただいま川越委員から２点ほど質問いただきました。順次お答え申し上げます。

最初、このたびの補正予算の額関係です。これについては各地区から要望等この面積を取り組みたいという面積を把握した上で、ほぼこのたびの補正金額で間に合うだろうなという計算の中で、補正予算を組んでいるところであります。

なお、実際実施に当たって面積にさらにふえる部分などあれば再度補正なども出てくることもあるのかなと思っています。

２点目です。地元に対する説明についてでございます。これにつきましてはただいま川越委員から話がありましたとおり高松地区についてこうなんだという話を以前いただきました。

それを受けまして、私としましては地元の役員の方にどうなんだと照会しています。その中では十分地元の中で話し合いはなっているということで、市のほうでは聞いています。また、市から代表者だけに説明すればいいということは一切言っていないです。以上でございます。

○**國井輝明委員長** 芳賀課長。

○**芳賀弘明建設管理課長** 米沢郷ノ目線につきましては、今回の補正ということではございませんで、当初の既決予算で対応していくということでございます。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** 高松の多面的機能支払交付金の関係。この関係で地元にも聞いても全部しているということだけでも現実になっていませんということを議会という場で私が正式に言っていますので、それを受けとめて対応してください。あなたが地元から聞いたのと現実事実が違いますので、そのことを何回か指摘もしているんだけど、違うので、違うとなれば対応の仕方が変わってくると思いますが、きちんと対応していただきたいということを申しあげます。

○**國井輝明委員長** そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第10款及び歳出第11款について質疑はありませんか。内藤委員。

○**内藤 明委員** 10款の関係でお尋ねしますが、小中学校のトイレの洋式化ということで、補正を組んでいただきましてありがたく思っているわけですが、今回の補正をもって小中学校どのくらい洋式化、さきにいろいろ御意見を申しましたウォシュレットでなくて洗浄器つき便座がどのくらい進むといえるのか教えていただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** 山田学校教育課長。

○**山田健二学校教育課長** 平成25年度末現在で各トイレ、トイレの場所１カ所について洋式のトイレを設置するということで進めておりますが、25年度末現在で72カ所必要な場所がございました。平成26年度当初予算で7カ所整備予定でした。それに今回の補正で16カ所、小学校10、中学校6の合わせて16カ所がふえましたので、今年度23カ所の整備ができるということになります。ただ、先ほどの72カ所から23ということですので、今後49カ所については整備をしていくということになります。

なお、新しく入れている洋式トイレについては、全て温水洗浄便座ということで進めております。ただ、当初予算の２カ所について既に設置済みのものについては、温水洗浄便座ではございませんけ

れども、新しく入れるものは全て温水洗浄便座ということで進めております。

○**國井輝明委員長** ほかに。川越委員。

○**川越孝男委員** 12の2の1の関係でお尋ねします。

○**國井輝明委員長** 11までですね。12はございません。

○**川越孝男委員** 11款。11款いいんでしょう。

○**國井輝明委員長** はい。

○**川越孝男委員** 11の2の1の関係です。

○**國井輝明委員長** 11の2。

○**川越孝男委員** 2項あります。農林は2で1は土木の2項です。いいんでしょう。

○**國井輝明委員長** はい。

○**川越孝男委員** それで、災害復旧費に1,920万円計上されています。説明ですと、市道上谷沢奥山線ほか1となっているんですが、ほか1の部分は上谷沢高岡線だとお聞きをしています。

そこでお尋ねしたいんですが、工期と、高岡線のほう、奥山線でなく高岡線のほうですが、範囲。今回工事する範囲、どの範囲なのかというこの2点、お尋ねします。

○**國井輝明委員長** 芳賀建設管理課長。

○**芳賀弘明建設管理課長** この工期につきましては、災害の査定を受けましてなるべく早期に発注して完成したいと思っております。箇所というか、延長25メートルということで考えているところでございます。以上です。

○**國井輝明委員長** 川越委員。

○**川越孝男委員** やはり上のパイロットに行くのにあそこに行くのにあそこきり迂回路ないので、もちろん雪が降る前に工事を終わらせてほしいというのが一義的にあります。ただ、迂回路ないので片側は通れるようにきっちり確保してほしいということがあります。それから、範囲というのは石積みの土手なんですね。市道の土手。それが下の水路がえぐられて石垣が下に落ちたんですね。そして、今落ちた部分が、25メートルとだけ言われるとわからないんですけど、落ちた部分、さらに落ちてはいないんですけど、道路にずっとアスファルトにひびが入っている部分がありますね。そしてその北側には落ちていないけれども、下がえぐられている箇所があるわけですけども、その3つでいうと、どこまで今回の範囲になるのか教えていただきたいと思います。

というのは、なしかということこの前芦の口の災害のときにもそういう形でありました。それから昨年の災害のときも査定受けて丁張かければ、次隣が落ちたということがあるものだから、今もう既にひびが入っているところのは完全に今回の改修の中ですべきだと思うんですけども、その辺の関係でわかるように教えていただきたいと思います。

○**國井輝明委員長** 芳賀課長。

○**芳賀弘明建設管理課長** ただいまの件についてでございますけれども、補助と単独ということで記入しておりますけれども、災害の査定を受けまして補助事業ということで取り組み箇所について25メートル、前後につきましても単独ということで計上しているところでございます。以上です。

○**國井輝明委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第43号第2表について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）
これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○**國井輝明委員長** 日程第４、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおりそれぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務文教分科会	議第４３号第１表中歳入全部、歳出第２款、歳出第１０款、第２表
厚生分科会	議第４３号第１表中歳出第３款
建設経済分科会	議第４３号第１表中歳出第６款、歳出第７款、歳出第８款、歳出第１１款

散 会 午前１０時３４分

○**國井輝明委員長** 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

平成26年9月19日（金曜日）予算特別委員会

○出席委員（16名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
8番	工藤吉雄	委員	10番	辻登代子	委員
11番	荒木春吉	委員	12番	新宮征一	委員
13番	佐藤良一	委員	14番	内藤明	委員
15番	高橋勝文	委員	16番	川越孝男	委員
17番	那須稔	委員	18番	木村寿太郎	委員

○欠席委員（1名）

9番 杉沼孝司 委員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長	月光龍弘	政策推進課長
宮川徹	財政課長	芳賀弘明	建設管理課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	秋場礼子	商工振興課長
菅野英行	健康福祉課長	阿部藤彦	子育て推進課長
工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長	荒木利見	教育長
山田健二	学校教育課長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	渡邊拓也	総務 係長

予算特別委員会議事日程第2号 第3回定例会
平成26年9月19日（金） 午前9時30分開議

再 開

- 日程第 1 議第43号 平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）
〃 2 分科会審査の経過並びに結果報告
（1）総務文教分科会委員長報告
（2）厚生分科会委員長報告
（3）建設経済分科会委員長報告
〃 3 質疑・討論・採決
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

- 国井輝明委員長 おはようございます。
ただいまから、予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 国井輝明委員長 日程第1、議第43号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 国井輝明委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教分科会委員長報告

- 国井輝明委員長 初めに、総務文教分科会委員長報告を求めます。沖津総務文教分科会委員長。
〔沖津一博総務文教分科会委員長 登壇〕

○沖津一博総務文教分科会委員長 おはようございます。

総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月12日、委員3名出席し、開会いたしました。

本分科会に分担付託されました案件は、議第43号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）第1表中歳入全部、歳出第2款、歳出第10款及び第2表であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第43号第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「民生費国庫支出金、公的介護施設整備補助金474万3,000円の内容について」の問いがあり、当局より「小規模多機能居宅介護事業所とこしえ陵南のスプリンクラーの設置事業に充当するものです」との答弁がありました。

委員より「124万7,000円の有機EL製品モデル導入支援事業補助金の具体的な使い方は」との問いがあり、当局より「市庁舎2階の市民生活課のホールの記載台が2台ありますが、そこに設置する照明器具ということで予定しております。有機EL照明というのは、紫外線の含まないやわらかい光で目に優しい照明ということで、山形県産業技術振興機構の補助金等を受けて設置するという中身になっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

統計調査費ですが、「4年に1回西村山に回ってくる研修の具体的な中身は」との問いがあり、当局より「県主催で行います。ブロック研修に参加するための経費です。調査対象に1回当たり50人程度、経験年数が5年以内の方を対象にした調査委員研修です。平成26年に西村山、東南置賜を対象にして9市町村で行われる研修です。寒河江市は統計調査員131名おりますが、これから研修の案内を出して募集するものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「洋式トイレの工事ですが、今後小中学校の工事完了まで何年かかるのか」との問いがあり、当局より「各トイレに1カ所とすると、今年度当初予算で7カ所整備予定ということですが、補正予算で16カ所整備できますので、今年度23カ所整備できることになります。来年度以降整備が必要な箇所は49カ所ということになります。整備するのは1カ所、50万円かかるということですので、できるだけ早い時期に完成できるようにしたいと思います」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、議第43号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上をもって、総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生分科会委員長報告

○**國井輝明委員長** 次に、厚生分科会委員長報告を求めます。阿部厚生分科会委員長。

〔阿部 清厚生分科会委員長 登壇〕

○**阿部 清厚生分科会委員長** 厚生分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月10日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第43号第1表中歳出第3款であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

議第43号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）第1表中歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「冒険ファンタジーランド整備事業で、今回ネット遊具を整備するための予算を3,400万円追加されているが、雪の重みに耐えられるのかなどの問題点として指摘事項があったと思うが、どのように検討されたのか伺いたい」との問いがあり、当局より「冬場の雪の問題ですが、降り積もる雪の重さには十分耐えられます。問題は地面に積もった雪が解けて沈み込むときにネットが引っ張られることですが、地面からの高さを高くするような形で問題はクリアできるものと考えております」との答弁がありました。

委員より「スプリンクラー整備について何カ所取りつけるのか伺いたい」との問いがあり、当局より「公的介護施設整備事業で、とこしえ陵南にスプリンクラー29基の設置を見ております」との答弁がありました。

委員より「老人福祉センターの木質ペレットボイラー整備についてどの程度のものなのか。また、現在の重油ボイラーはどうなるのかについて伺いたい」との問いがあり、当局より「ペレットボイラーは最大蒸発量は500キロアワーで価格は設置工事を含めて2,500万円です。また、現在ある重油ボイラーは撤去せずに置いておきます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済分科会委員長報告

○**國井輝明委員長** 次に、建設経済分科会委員長報告を求めます。太田建設経済分科会副委員長。

〔太田芳彦建設経済分科会副委員長 登壇〕

○**太田芳彦建設経済分科会副委員長** おはようございます。

建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月11日、委員5名出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第43号第1表中歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款及び歳出第11款であります。審査の都合上、第6款の審査終了後に第11款第1項の審査を行い、その後に歳出第7款、第8款、第11款第2項の順で審査することを諮り、異議なくそのようにすることに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第43号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「3目の農業振興費で溝堀り機2台購入ということですが、全部が県費で半分補助ということですか」の問いがあり、当局より「半分県費を財源として市が補助するということになります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款第1項を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます

委員より「農業用施設災害復旧費で西川町と協議が調ったということだが、例えば協会からの取り分ということか。それとも総額での何対何と案分することか」との問いがあり、当局より「水路の中心が西川町と寒河江市との境界だったため、寒河江市側の護岸に関しては寒河江市が、西川町の分については西川町が工事することに決まったところですよ」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「60周年記念事業ということで規模を拡大するという説明があったが、当初予定されていなかったものがその後の協議により決定し予算が必要になったという理解でよろしいのか」との問いがあり、当局より「60周年記念事業の中には当初から予定されておりましたが、予算作成の段階で考えていたよりも拡大して行うものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款第2項を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「鶯沢川の土砂の流木というのは、どのあたりになったんですか」との問いがあり、当局より「国道458号と県道の間の区間です。土砂と流木が崩れていまして、そのままにしておくと流れることから」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明委員長** 日程第3、質疑・討論・採決であります。

初めに、総務文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、建設経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第43号平成26年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長報告はいずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議第43号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前9時45分

○國井輝明委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

予算特別委員会委員長 國 井 輝 明

平成26年9月9日（火曜日）決算特別委員会

○出席委員（15名）

2番 阿部 清 委員
 4番 後藤 健一郎 委員
 6番 國井 輝明 委員
 10番 辻 登代子 委員
 12番 新宮 征一 委員
 14番 内藤 明 委員
 16番 川越 孝男 委員
 18番 木村 寿太郎 委員

3番 遠藤 智与子 委員
 5番 太田 芳彦 委員
 7番 沖津 一博 委員
 11番 荒木 春吉 委員
 13番 佐藤 良一 委員
 15番 高橋 勝文 委員
 17番 那須 稔 委員

○欠席委員（1名）

9番 杉沼 孝司 委員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤 洋樹 市長
 奥山 健一 総務課長（併）
 選挙管理委員会
 事務局 局長
 宮川 徹 財政課 長
 小林 友子 市民生活課 長
 森谷 孝義 下水道課 長
 秋場 礼子 商工振興課 長
 菅野 英行 健康福祉課 長
 工藤 恒雄 会計管理者
 （兼）会計課 長
 安孫子 和広 病院事務 長
 山田 健二 学校教育課 長
 大沼 孝一郎 監査委員
 安達 晃一 監査委員
 事務局 局長

丹野 敏晴 副市長
 月光 龍弘 政策推進課 長
 松田 幸彦 税務課 長
 芳賀 弘明 建設管理課 長
 犬飼 敬一 農林課長（併）
 農業委員会
 事務局 局長
 原田 真司 さくらんぼ
 観光課 長
 阿部 藤彦 子育て推進課 長
 阿部 誠 水道事業所 長
 荒木 利見 教 育 長
 荒木 信行 生涯学習課 長
 工藤 吉雄 監査委員

○事務局職員出席者

丹野 敏幸 事務局 局長
 山田 良一 総務主査

佐藤 肇 局長補佐
 渡邊 拓也 総務係 長

決算特別委員会議事日程第1号 第3回定例会

平成26年9月9日(火)

予算特別委員会終了後開議

開 会

- 日程第 1 認第 1号 平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第 2号 平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 3号 平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 4号 平成25年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 5号 平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 6号 平成25年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 7号 平成25年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第 8号 平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第 9号 平成25年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 認第10号 平成25年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 11 認第11号 平成25年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- 〃 12 議案説明
- 〃 13 質疑
- 〃 14 分科会分担付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前10時45分

○辻 登代子委員長 ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

○辻 登代子委員長 日程第1、認第1号平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてか

ら日程第11、認第11号平成25年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてまでの11案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○辻 登代子委員長 日程第12、議案説明であります。

初めに、認第1号平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認第10号平成25年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてまで、当局より説明を求めます。工藤会計管理者。

○工藤恒雄会計管理者（兼）会計課長 平成25年度寒河江市一般会計及び特別会計決算について御説明申し上げます。

大要は、本会議におきまして市長から説明申し上げておりますので、私からは各会計の事項別明細書に基づいて申し上げます。

なお、金額の読み上げでは100円以下の数字は略させていただきます。

最初に、認第1号平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。72ページをお開きください。

歳入では、第1款市税は収入済額が50億6,904万1,000円で、前年度比100.7%です。

主なものは市民税が20億706万9,000円、これは前年度比99.2%、固定資産税22億8,162万5,000円などでございます。この固定資産税は前年度比100.9%でございます。

74ページ、第2款地方譲与税は1億3,453万9,000円。

76ページ、第3款利子割交付金は996万3,000円。

第4款配当割交付金は1,026万7,000円。

第5款株式等譲渡所得割交付金は1,517万7,000円。

第6款地方消費税交付金は3億9,460万3,000円。

第7款自動車取得税交付金は3,828万6,000円。

第8款地方特例交付金は2,318万3,000円です。

80ページ、第9款地方交付税は44億4,325万円で、前年度比96.5%です。

第10款交通安全対策特別交付金は860万3,000円。

第11款分担金及び負担金は2億8,741万2,000円。

84ページ、第12款使用料及び手数料は8,913万2,000円。

90ページ、第13款国庫支出金は18億4,682万5,000円で、これは前年度比136.3%です。

98ページ、第14款県支出金は10億4,689万1,000円。

112ページ、第15款財産収入は4,895万円。

116ページ、第16款寄附金は739万9,000円で前年度比121.9%です。

第17款繰入金は2億7,168万3,000円。

118ページ、第18款繰越金は2億9,020万5,000円でございます。

120ページ、第19款諸収入は7億383万円でございます。

126ページ、第20款市債は22億6,490万円で、前年度比131.1%でございます。

130ページ、その結果、歳入合計は170億414万4,000円となり、前年度比105.2%です。

次に、歳出ですが、同じく支出済額を申しあげます。132ページをお開きください。

第1款議会費は1億9,254万7,000円。

第2款総務費は20億3,957万4,000円です。

164ページ、第3款民生費は43億9,800万8,000円です。内訳としましては、第1項社会福祉費22億3,264万円。

174ページ、第2項児童福祉費19億8,033万7,000円。

180ページ、第3項生活保護費1億7,425万4,000円などとなっております。

184ページ、第4款衛生費は17億3,212万3,000円です。内訳は第1項保健衛生費3億6,681万8,000円。

192ページ、第2項清掃費6億8,530万4,000円。

194ページ、第3項病院費6億8,000万円です。

第5款労働費は4,067万円です。

196ページ、第6款農林水産業費は3億4,822万5,000円です。

210ページ、第7款商工費は12億4,612万円です。

220ページ、第8款土木費は17億400万円ちょうどです。内訳は、222ページ、第2項の道路橋梁費が5億3,388万円。

228ページ、第4項都市計画費が10億4,506万6,000円などがございます。

236ページ、第9款消防費は5億5,804万6,000円です。

242ページ、第10款教育費は18億8,239万5,000円です。内訳は250ページ、第2項小学校費6億2,008万7,000円。

254ページ、第3項中学校費4億937万9,000円。

258ページ、第4項社会教育費3億4,184万4,000円。

272ページ、第5項保健体育費3億4,380万2,000円でございます。

274ページ、第11款災害復旧費は1億5,226万6,000円です。

276ページ、第12款公債費は21億2,827万8,000円です。

第13款予備費充用は延べ11件でございました。

以上、歳出合計は164億2,225万8,000円となり、前年度比105.4%となりました。この結果、歳入歳出差引残額は、5億8,188万6,000円となり、これより繰越明許費の翌年度へ繰り越すべき財源、2,241万1,000円を差し引いた実質収支は、5億5,947万6,000円となりました。これは前年度比98.7%であります。

また、地方自治法及び基金条例の規定による基金への繰り入れは、財政調整基金に2億8,000万円、減債基金に1,000万円を行ったところであります。残る2億6,947万6,000円は翌年度に繰り越しをしております。

次に、認第2号平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について申しあげます。282ページをお開きください。

歳入、第1款分担金及び負担金は1,385万9,000円。

第2款使用料及び手数料は5億557万3,000円。

第3款国庫支出金は2億117万5,000円。

第4款繰入金は5億1,159万9,000円。

286ページ、第7款市債は2億7,230万円などがございます。

歳入合計は15億1,405万1,000円でございます。

次に、290ページ、歳出でございます。

第1款公共下水道事業費は7億1,730万2,000円。

294ページ、第12款公債費は7億9,674万8,000円。

296ページ、歳出合計でございますが、15億1,405万1,000円ということで、歳入歳出差引残金はありません。

次に、認第3号寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

300ページをお開きください。歳入では、第1款分担金及び負担金は957万円、第3款国庫支出金は1,808万8,000円。

第4款繰入金は1,952万4,000円。

第7款市債は1億2,830万円ということで304ページ、歳入合計でございますが1億8,057万1,000円でございます。

306ページ、歳出でございます。第1款浄化槽整備事業1億7,912万5,000円。

第2款公債費は144万6,000円ということで、その結果、歳入歳出とも同額の1億8,057万1,000円となりました。

次に、認第4号平成25年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。314ページをお開きください。

歳入、第1款使用料及び手数料は63万8,000円。

第2款繰入金は266万1,000円であり、歳入合計は362万4,000円であります。

次に、316ページ、歳出ですが、第1款総務費として362万4,000円です。

この結果、歳入歳出は同額でありました。

次に、認第5号平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。320ページをお開きください。

歳入は、第1款国民健康保険税は10億2,292万円。

第3款国庫支出金は8億8,481万1,000円。

326ページ、第4款療養給付費等交付金は3億7,958万7,000円。

第5款前期高齢者交付金は8億8,788万7,000円。

第6款県支出金は2億2万円。

第7款共同事業交付金は4億5,676万3,000円。

第9款繰入金は3億5,414万円。

第10款繰越金は1億4,641万5,000円などであり、336ページ、歳入合計は43億3,984万8,000円となりました。

次に、歳出は340ページでございます。第2款保険給付費は27億3,172万5,000円。

346ページ、第3款後期高齢者支援金等は5億1,897万1,000円。

348ページ、第6款介護納付金は2億3,600万円。

第7款共同事業拠出金は4億8,618万3,000円などがございます。

356ページ、歳出合計は41億9,897万1,000円でございます。この結果、歳入歳出の差し引き額は1億4,087万7,000円であり、これは次年度に繰り越しをしております。

次に、認第6号平成25年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

360ページをお開きください。

歳入では、第1款保険料は2億8,919万9,000円。

362ページ、第5款繰入金は1億2,408万8,000円などであり、366ページ、歳入合計は4億2,615万7,000円です。

次に、368ページ。歳出でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は4億978万円などがございます。

372ページ、以上、歳出合計は4億2,030万4,000円となり、歳入歳出差引残額585万2,000円は翌年度に繰り越しをしております。

次に、認第7号平成25年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。376ページをお開きください。

歳入は、第1款保険料は6億1,016万8,000円。

第3款国庫支出金は8億1,703万円。

378ページ、第4款支払基金交付金は9億2,807万7,000円

第5款県支出金4億8,304万8,000円。

382ページ、第7款繰入金は5億2,591万3,000円などがございます。

386ページ、歳入合計は34億1,650万7,000円でございます。

次に歳出でございます。390ページ、第2款保険給付費は32億1,219万9,000円。

394ページ。第4款地域支援事業費は7,539万3,000円などがございます。

398ページ、歳出合計は34億1,635万1,000円でございます。歳入歳出差引残額15万6,000円は翌年度に繰り越しをしております。

次に、認8号平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。402ページをお開きください。

歳入は、第1款分担金及び負担金は1,362万6,000円。

第2款繰入金は812万円。

第3款繰越金は319万6,000円などでありまして、404ページ、歳入合計は2,497万4,000円となりました。

次に、406ページ、歳出は、第1款介護認定審査会費は2,300万4,000円ということでございます。

この結果、歳入歳出合計も同額でございました。

次に、認第9号平成25年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）の歳入歳出決算の認定について申し上げます。410ページをお開きください。

歳入は、第1款高松財産区が27万1,000円。

412ページ、第2款醍醐財産区が23万9,000円。

416ページ、第3款三泉財産区が31万4,000円で、412ページ、歳入合計は82万5,000円でございます。

420ページ、歳出は第1款高松財産区が12万7,000円。

第2款醍醐財産区が15万3,000円。

422ページ、第3款三泉財産区が19万8,000円で、424ページ、歳出合計は47万8,000円となりました。歳入歳出差引残額は34万7,000円で、翌年度に繰り越しをしております。

以上、一般会計及び各特別会計の決算の概要について補足説明申しあげましたが、詳しくは主要な施策の成果に関する説明書をごらんくださいますようお願い申しあげます。

続きまして、認第10号平成25年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申しあげます。初めに、1ページ、収益的収入及び支出でございます。

収入は第1款病院事業収益16億9,917万4,000円、支出は第1款病院事業費用17億1,730万4,000円です。

次に、3ページ、資本的収入及び支出ですが、収入、第1款資本的収入は2億4,600万2,000円で、内訳は第1項企業債が9,320万円、第2項他会計負担金が7,662万5,000円、第4項補助金が7,617万7,000円です。

支出の第1款資本的支出は2億8,667万円ということで、内訳としましては第1項建設改良費が1億7,935万5,000円、第2項企業債償還金が1億731万4,000円です。

支出額に対する収入不足額4,066万8,000円、これは損益勘定留保資金などで補填しております。

次に、5ページ、損益計算書ですが、1の医業収益は、入院収益及び外来収益、他会計負担金など合計11億8,123万7,000円です。

2の医業費用は合計16億8,654万6,000円で給与費、材料費などがございます。

3の医業外収益は、他会計負担金、他会計補助金などで5億1,675万円です。

4の医業外費用は、企業債利息など2,957万1,000円です。

この結果、1,813万円が当年度純損失となり、当年度未処理欠損金は6億7,287万4,000円となりました。

次に、6ページ、剰余金計算書ですが、利益剰余金の一部、1の欠損金は、繰越欠損金年度末残高6億5,474万3,000円に当年度純損失の1,813万円を加えた額、6億7,287万4,000円です。

資本剰余金は、1の国庫県補助金の当年度末残高1億9,165万9,000円に2の他会計補助金の当年度末残高3,400万円を加えた2億2,565万9,000円です。

次の欠損金処理計算書ですが、当年度末処理欠損金6億7,287万4,000円を平成26年度に繰り越すものであります。

次に、7ページ、貸借対照表ですが、資産の部、1の固定資産は13億9,684万1,000円となり、これに無形固定資産5万1,000円を加え、合計は13億9,689万3,000円です。

2の流動資産は、現金預金、未収金及び貯蔵品で3億9,789万1,000円です。

3の繰延勘定1,120万9,000円を加えた資産合計は18億599万4,000円です。

次に、8ページ、負債の部。4の流動負債は3億2,938万7,000円です。

次に資本の部、5の資本金は19億2,382万2,000円でございます。

6の剰余金は資本剰余金が2億2,565万9,000円で、欠損金が6億7,287万4,000円ということで、合計ではマイナス4億4,721万5,000円です。

その結果、資本合計は14億7,660万6,000円、負債資本合計は18億599万4,000円でございます。

なお、10ページ以降に附属資料を添付しておりますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上、一般会計及び7つの特別会計並びに市立病院事業会計の決算について説明申しあげました。
よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申しあげます。

○辻 登代子委員長 次に、認第11号平成25年度寒河江市水道事業会計決算の認定について、当局より説明を求めます。阿部水道事業所長。

○阿部 誠水道事業所長 認第11号平成25年度寒河江市水道事業会計決算の認定について御説明申しあげます。

決算書1ページから4ページをごらんください。平成25年度寒河江市水道事業決算報告書でございます。消費税を含む金額になっております。

まず、1ページ、2ページの(1)収益的収入及び支出でございます。収入の第1款水道事業収益決算額は、予算額に比べ64万3,521円増の10億7,817万1,521円でございます。支出の第1款水道事業費用決算額は、不用額が5,281万764円で9億3,675万9,236円でございます。

次に、3、4ページの(2)資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入決算額は、予算額に比べ814万4,230円増の4,074万8,230円でございます。

支出の第1款資本的支出決算額は、4億731万4,728円で、収入額が支出額に対し不足する額3億6,656万6,498円につきましては、欄外下段に記載されておりますが、内部留保資金等で補填しております。

5ページをごらんください。平成25年度寒河江市水道事業損益計算書でございます。詳細につきましては、附属資料29ページから33ページの収益費用明細書に記載されております。なお、説明につきましては、純利益を求める必要があることや実質収支による経営状況を把握しなければならないことから消費税を含まない金額になりますので、よろしくお願い申しあげます。

1の営業収益は、10億694万4,116円でございます。(1)給水収益でございますが、これは水道料金で前年度比で92.9%となっております。

2の営業費用は8億4,293万3,597円で、水道施設の維持管理費や人件費など営業活動に要した経費でございます。

3の営業外収益は2,039万8,503円で、下水道使用料徴収と事務委託金、岩沼市へ派遣した職員の人件費が主なものでございます。

4の営業外費用は4,891万8,244円で企業債の支払い利息、断水対応関係経費等でございます。

5の特別利益はございませんでした。

6の特別損失は583万8,170円で、過年度分水道料金還付金、不納欠損金でございます。

その結果、当年度純利益といたしまして1億2,965万2,608円でございます。

また、前年度繰越利益剰余金5,294万8,740円を加えまして、当年度末処分利益剰余金は1億8,260万1,348円でございます。

6ページをごらんください。平成25年度寒河江市水道事業剰余金計算書でございます。平成25年度末の積立金は、1の減債積立金1億80万6,517円と2の建設改良積立金9億2,624万6,140円を合わせて10億2,705万2,657円となっております。

3の末処分利益剰余金でございます。(1)前年度末処分利益剰余金は、平成24年度決算での末処分利益剰余金で2億7,394万8,740円ございました。このうち(2)前年度利益剰余金処分額、イの減債積立金に4,000万円、ロの建設改良積立金に1億8,100万円を積み立てし、残りの5,294万8,740円

を繰越利益剰余金として処理しております。

(3) の当年度純利益 1 億2,965万2,608円に先ほどの繰越利益剰余金5,294万8,740円を加えまして、当年度の未処分利益剰余金は1 億8,260万1,348円となりました。

7 ページをごらんください。資金剰余金でございます。1 の寄附金は増減がなく、1,399万円でございます。

2 のその他資本剰余金は、資本的支出に充てた工事負担金等が新たに5,575万3,845円発生しましたので、当年度末の残高は30億3,095万1,760円となりました。

3 の受贈財産評価額は増減がなく、7,312万7,578円でございます。その結果、翌年度に繰り越しされる資本剰余金の合計額は31億1,806万9,338円となりました。

8 ページをごらんください。平成25年度寒河江市水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

当年度未処分利益剰余金は先ほど申しあげましたが、1 億8,260万1,348円でございます。このうち、減債積立金に2,000万円、建設改良積立金に1 億9,000万円を積み立てし、残額の5,360万1,348円を平成26年度に繰り越ししようとするものでございます。

9 ページ、10 ページをごらんください。平成25年度寒河江市水道事業貸借対照表でございます。

資産の部でございます。1 の固定資産(1)有形固定資産でございますが、年度末現在高から各資産の減価償却額を差し引いた有形固定資産の合計額は84億5,885万8,791円となりました。

(2) 無形固定資産48万6,310円と合わせまして固定資産の合計額は84億5,934万5,101円となります。

2 の流動資産でございますが、現金預金、未収金、貯蔵品の合計額で12億9,342万5,445円となり、資産合計は97億5,277万546円でございます。

10 ページをごらんください。負債の部でございます。3 の流動負債は未払金、預り金及びその他流動負債の合計で8,473万4,223円でございます。

次に、資本の部でございます。4 の資本金でございますが、合計では53億4,031万2,980円でございます。5 の剰余金でございますが、合計では43億2,772万3,343円となり、資本合計では96億6,803万6,323円でございます。その結果、9 ページの資本合計と、10 ページの負債資本の合計は同額の97億5,277万546円となるものでございます。

なお、12 ページ以降に決算附属資料を添付しておりますので御参照くださいますようお願い申しあげます。

以上、水道事業会計決算について概要を御説明申しあげました。よろしく願い申しあげます。

○辻 登代子委員長 工藤会計管理者。

○工藤恒雄会計管理者(兼)会計課長 先ほど、平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定におきまして、歳入歳出同額と御説明申しあげましたが、正しくは差引残額197万円であり、この額は翌年度に繰り越しをしております。訂正させていただきます。

質 疑

○辻 登代子委員長 日程第13、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関

する質疑は極力控えるとともに、質疑の際はページ数を示し要点を簡潔に一括して発言され、また答弁も要領よくされますよう御協力願います。

初めに、認第1号平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の歳入全部について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第1款及び歳出第2款について質疑はありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 それでは、歳出の第2款総務費140ページ、141ページの基金管理事業ですね。5目財産管理費の基金管理事業についてお伺いさせていただきます。

こちらの基金管理事業、詳しくは意見書の48ページに積立基金の内訳が詳しく載っているわけですが、私、この中で非常に気になりますのが市有施設設備基金のところであります。

今回、この2億円という大きな額が地域経済活性化基金に積まれているのですが、市有施設設備基金には2万2,831円を積んで現在高が9,134万8,144円となっております。こちらのほう、庁舎も今後建てかえるということもあり、それは多分この市有施設整備基金というところから拠出されていくと思うんですけれども、非常に少額しか積まれていないので、このままで大丈夫かという思いが私にはありますが、これについて今後、今回非常に少ないわけですが、今後どのように計画されているのかお伺いしたいと思います。

○辻 登代子委員長 宮川財政課長。

○宮川 徹財政課長 お答えをしたいと思います。

決算書141ページでございます。基金管理事業ということでございますが、今回基金に回させていただいた金額が2万3,000円ということで、これは市有施設整備基金の利子相当分ということでございます。実質的な整備基金としての積み立ては25年度はなかったということでございますが、今後これに関しては計画等を逐次お示しをしながら計画的な積み立てということが必要かと思っておりますので、今後積み立てに向けた計画等を立てつつ努力をしてみたいと考えているところであります。

○辻 登代子委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 私も一例として市の庁舎ということを挙げましたけれども、これは寒河江市に限らず全国の自治体が財政を粉々にする時限爆弾を抱えていると最近言われております。要は、ほかの建物も40年とかたってきて大体建てかえの時期だったり間もなく来る。そのときにはその財源がなくて、そしてそれが1年たてば1年分老朽化するわけですし、どんどん時限爆弾の針が進んでいくという非常に危険な状態であると言われておりますので、こちらは早急に計画していただき、来るべき日に備えていただきたいと思います。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 決算審査する上で委員長にお尋ねしたいんですが、こういうふうに歳入と歳出に分けて款ごとにずっとやっていくというやり方に今なっておるんですが、財産に関する調書の関係などがずっと後ろに資料としてあるんですね。

そして、私も今後藤委員が聞いたことなどに関連してなんですが、438ページに公有財産の関係が出てきます。そして建物なども木造、非木造という形で延べ面積で出てくるんですが、そうしたときに財産そういうふうにあるんですが、2款に戻ってきて財産管理の関係、お金の関係、そうしたときに建物で延べ面積があるんですが、この審査の仕方として、後ろの資料の関係をなどを先にしてい

かどうか、そうするとそこの中に例えば耐用年数が来た建物などがどのくらいあるのか。向こう30年以内に耐用年数が来るのがどれくらいあるのか。そうした場合に基金の積み立てというのがこれでいいのかなんだかということが関連して出てくるわけですね。

したがって、審査の仕方として前の部分だけでなく後ろのやつなども全体的に見て、そして款ごとに歳出の部分にしていくとしないと、後で戻って悪いだのなんだとなると、十分な審査ができなくなるのでないかという思いが、有効な審査、そして決算審査の部分が来年の3月の予算編成に生かしていけるようなということで、従来12月で決算審査の議会をしていたのも9月に持ってきたというのもそういう部分があるわけでありますので、そこら辺の審査の仕方について委員長にお尋ねしたいんですが。

○辻 登代子委員長 それでは、ただいまの川越委員の質疑にお答えいたしますけれども、款ごとの質問に対して通常どおりやっていきたいと思っております。その辺も含めて質疑をなさっていただきたいと思っております。川越委員。

○川越孝男委員 だとすると、今の財産管理の関係で出てくるので、2款の関係でお金が、予算決算上扱われるわけですが、公有財産の関係、資料にある438ページあたりの中身を教えていただきたいと思います。

建物として延べ面積でやったってわからないのよな。財産としてだと思うけれども、その建物は何ぼあって耐用年数来ているものはどれくらいあるのか。そういうものを教えていただきたいと思います。

○辻 登代子委員長 宮川課長。

○宮川 徹財政課長 お答えいたします。

438ページの詳細の資料につきましては今手持ち資料がないものですから、こちらにつきましては後ほどといいますか、どういった場面で御提示できるかではありますが、準備させていただきたいと思います。

○辻 登代子委員長 川越委員。

○川越孝男委員 やはりそういうふうな、わからないと今後藤委員からあったようなことも関連づけて聞けないし当局も答えようがないんだと思います。そういう部分がつかめていないと。ということで、後でということと言われましたけれども、その辺はどういうふうに関連づけてといいのか委員長にお尋ねします。

○辻 登代子委員長 その件につきましては、分科会まで準備させていただきたいと思っております。川越委員。

○川越孝男委員 分科会というと、その分科会に私、総務分科会でないわけですから、決算特別委員会で、ここで言わないと私、発言できません。そういう、委員長、進め方でだめだと思うんです。

○辻 登代子委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時35分

再 開 午前11時39分

○辻 登代子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。宮川財政課長。（発言する者あり）財政課長と申しあげました。（発言する者あり）

休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 40 分

再 開 午後 1 時 00 分

○辻 登代子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、会議の進め方についてであります。これまでと同様、決算書の款ごとに進めてまいりたいと思います。提出された資料につきましては、関連する項目のときに質疑されますようお願いいたします。また、委員会審査における資料の取り扱いについてであります。あくまでも提出された資料に基づいて審議を行い、疑義が生じた場合は具体的に当局に質疑されますようお願いいたします。

なお、資料要求につきましては動議により取り扱うことに申し合わせておりますので、先ほど私が分科会までに準備する旨を申しあげた発言は撤回させていただきます。

先ほどの川越委員の質疑に対し、再度答弁を求めます。宮川課長。

○宮川 徹財政課長 台帳に基づきまして、取り急ぎ調べましたその結果について御報告を申しあげたいと思います。

耐用年数、木造が30年、鉄筋コンクリート造、いわゆる非木造等ということで50年となりますけれども、それぞれ想定しますと全体で本庁舎、それから学校施設、公営住宅、保育所、消防施設、ハートフルセンター、浄化センターなどその他の施設等含めまして全体で105施設がございます。そのうち、木造が28カ所、28施設といったほうがいいのでしょうか、ございます。非木造であっても内部的に木造の部分があったりというふうにしておる実態などもございますので、それはメインとなるところが非木造、そして木造ということでそれぞれ把握をさせていただいた上でそのような数字になるかと思います。

そうしたときに、木造でいえば30年でございますが、これは昭和59年以前に建てられたものという想定になりますが、それから申しあげますと、主なところでは西浦住宅、高屋住宅、宝のポンプ庫といったらいいんでしょうか、消防施設がございます。

それから非木造で50年の耐用年数を超えているというのが、西寒河江住宅の主なところでございます。

申しわけございません。30年以上の耐用年数を過ぎた施設というのがいわゆる今言いました3件。それから非木造の50年を過ぎた施設が1件というところでございます。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 ではいろいろ質問をしたいと思います。

まず、関連してということ、資料についてはそれぞれ歳出の款に関連して聞くようにということでありますので、まず資料、どうなっているかわからないので、基本的なことからお尋ねしてまいりたいと思います。

450ページの物品の関係です。いろいろ掲載なっていますけれども、今回新たになっているやつでちょっとわからないのが452なり3にあります絵画の1点。これはどういうものでしょうか。これも2款に出てくるのか、10款あたりに出てくるのかも全然わかりませんので、10款で聞いたときには既に終わっていたという悪いのでここでお尋ねをしておきます。

それから、太刀の4振り、これもありますけれども、これはどういう中身でしょうか。

それからここに掲載なっている物品というのは、掲載の基準はどういうふうになっているのか。基

準が、金額であるのか。金額だとすれば購入時の金額なのかあるいはどういうものなのか。それからここに書いてある物品というのは、一般会計と特別会計の部分が全部だと理解をしていいのか。企業会計の関係はそれぞれになっているので、それを除いて一般会計と特別会計が全てここに入っているのかどうか。まず、この点お尋ねします。

それから、450ページのモデルハウスというのがことし新たにでないんですけれども、どういうものなのか教えていただきたいと思います。

○辻 登代子委員長 宮川課長。

○宮川 徹財政課長 申しあげます。

ただいま川越委員から御質問のあった点につきまして、ちょっと手元に資料等準備してございまして、ちょっと時間をいただいて調べさせていただきたいと思いますが。（発言する者あり）

○辻 登代子委員長 休憩いたします。

休 憩 午後 1時07分

再 開 午後 1時15分

○辻 登代子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮川財政課長。

○宮川 徹財政課長 それではお答えをいたします。

最初に450ページであります。モデルハウスであります。これにつきましては、郷土館の中に展示してあります、昔の古い生活の様子を表現した展示物がございしますが、その枠組みといいますか、それをモデルハウスという表現をしているものでございます。

452ページ、453ページの絵画の部分であります。これにつきましては日本画を御寄附いただいたものでございます。昨年の10月でございます。

それから、456ページ、457ページでございしますが、太刀でございします。これにつきましては昨年の4月に太刀、それから脇差しが2本といいますか2太刀、それから短刀、合わせまして4つといいますか、4太刀といいますか、御寄附いただいたものであります。

それから、全体を通して基準があるのかということでございます。評価額、購入価格等50万円以上の場合、ここに掲げているということでございます。

それから、一般会計、特別会計の分含めて、企業会計を除くことになるかと思いますが、その分をここに掲載しているというふうな内容となっております。

○辻 登代子委員長 川越委員。

○川越孝男委員 この日本画というのは10月に寄附を受けたあるいは太刀の4振りについては、昨年4月に寄附を受けたというけど、どこに飾って誰から受けているんですか。そしてどこに展示なりなんなりしているんですか。それによって款も決まってくると思うんだよね、どこに展示になっているかによって。

したがって、そういう説明を受けてからだと関連してその歳出の款のときに質問できるんですけども、何の説明も受けていないものだからわからないんですね。どこに誰からいただいてどこに展示しているんですか。

○辻 登代子委員長 宮川課長。

○宮川 徹財政課長 最初に、絵画であります。絵画につきましては真木強行さんから御寄附をいただいた日本画でありまして、美術館に現在は保管をさせていただいておるところであります。

それから、太刀であります、今井トヨさんという方から、お一人から4太刀御寄附をいただきまして、現在は図書館に保管をしております。

○辻 登代子委員長 川越委員。

○川越孝男委員 それからまた、款ごとになるとわからないからここで聞くんですが、440ページの土地の関係。これは土地の関係でありますけれども、企業会計になる病院、水道事業所を除いて、一般会計、特別会計、皆ここになっていると思うんですけれども、ただ私、わからないからまたここで聞くんですけれども、農道と市道については財政課の管財で管理しているんでないのね。入っていないのね。農道については農林課。道路については建設管理課でなんですね。そうすると、この土地の総トータルの長さは入っているのかいないのか。あるいはそうした場合当然にして行政財産と見るのか、どうなのかも教えていただきたいんですが、また後でなんていうと関係する款で逃がしたりすると悪いのでこの資料の中で聞いておきます。

○辻 登代子委員長 宮川課長。

○宮川 徹財政課長 ただいま川越委員からありました農道と市道につきましては、この資料のケースの中には入ってございません。

○辻 登代子委員長 川越委員。

○川越孝男委員 したがって、そうなってくると寒河江の財産というのは行政財産、普通財産、一般会計、特別会計でここに載っている。そして企業会計の関係はまた別になっているけれども、一般会計の関係だけでも、市道や農道、総延長何ぼあってどうなんだかというの、わからないで決算、今回の決算の資料では出てきていないということになるんですか。やはり全部出すべきだと思うんですけれども、出さなくてもいいという法律や何かあるんでしょうか。

○辻 登代子委員長 副市長。

○丹野敏晴副市長 私からお答えしたいと思います。

財産に関する調書につきましては、旧自治省でというようなところで定めた基準に基づいて掲載をしているということでありまして、その中には市道、農道というものは含まれていないということがあります。

○辻 登代子委員長 川越委員。

○川越孝男委員 じゃあ、ここに資料はないようでありますけれども、今現在寒河江市で管理している市道の総延長、農道の総延長は幾らでしょうか。教えてください。

○辻 登代子委員長 新宮委員。

○新宮征一委員 今聞いていて、市道、農道は今副市長からあったように含まれていないという説明なんでしょう。そうすると、それを資料出せと言わんばかりなんです、これ動議ですよ、そうしたら。この調書、参考資料ね、これの財産もかなりの数があるわけです。ここにのっかっているの。これ、一つ一つ、これ何なんだ、これ何ぼがあるんだ、こんなこと聞いていたら時間幾らあってもたまらないですよ。決算審査するに直接関係のあるもの、それに絞って質問受けてください、委員長。

○辻 登代子委員長 すぐに答えられるものでありましたら答えていただきたいと思うんですけれども、建設管理課長。

○芳賀弘明建設管理課長 それでは、正確な数字ではございませんけれども、市道の延長としては約320キロメートル、780路線と記憶しているところです。（「議事進行」の声あり）

○辻 登代子委員長 歳出第3款及び歳出第4款について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

歳出第5款から歳出第8款までについて質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 7の1の6、企業誘致の関係で2億7,097万円の決算が報告されていますけれども…

…。

○辻 登代子委員長 ページ数をお願いいたします。

○川越孝男委員 7の1の6だから、そのところちょっと待ってください。

220ページです。その関係ですけれども、1つはチェリークア・パークの関係で、ここにもかかっていますけれども、議会に前に説明されているやつとして残っている土地、医師会と協議していますということで報告をいただいていますけれども、その後この土地がどうなっているのか教えていただきたいというのが1つ。

それから工業団地の287号との交差点ところ、J Aに処分していますけれども、これのあそこに事業展開していく見通し、この点2つ教えていただきたいと思います。まず、とりあえず。

○辻 登代子委員長 秋場商工振興課長。

○秋場礼子商工振興課長 お答えいたします。

クア・パークの残っている土地、医師会と協議ということでお話がありましたけれども、現在も実施計画を提出いただいているところでごさいます、具体的には前の報告の状況と変わってございません。

それからJ Aに契約しました土地に関しましては、ことしじゅうに建設工事に入ると伺っております。

○辻 登代子委員長 川越委員。

○川越孝男委員 J Aの関係はそういうので、この間あたりからボーリングもしていますので、進んでいるんだと思いますけれども、チェリークア・パークの関係、議会に報告されたのも今課長が言われたようなことなんですね。ところが、その後、私が代表の人から正式にというのでありませんけれども、聞いた話だと市のほうにボールを投げ返したんだみたいな話もあったものですから、どういう状況になっているのかなという感じをしていました。

それから医師会としても必ずしもでなくて今あるところ、あそこという話も内部であるようなこともあったりしていますので、その辺市との関係、もう少し、あっちから来るの待っていてということでどうなのかなという感じがしました。向こうでは、市のほうから今度来るんでないのというニュアンスのこともあったものですから、そこら辺の関係どうなのかと、私は正確にきちっと、正式な要請受けてちゃんとしている、正式な要請ではありませんけれども、そういう話を聞いていますので、だとすればそれを受けて行政としてどういうふうにしようと思うのか、そこら辺の考え方お聞かせをいただきたいと思います。

○辻 登代子委員長 菅野健康福祉課長。

○菅野英行健康福祉課長 この件に関しまして医師会と何度か健康福祉課で話をしておりますので、今の現状を申し上げます。

新たな成人病検査センターを建てたいというお話はありましたが、具体的にどういうものを建てるのかとか、どんなことをしていただけるかということがまだ煮詰まっておりません。

医師会ではコンサルにかけまして、ことし3月にコンサルのほうから出ました。それをもとに今内部で煮詰めるべく、アンケートなども行いながら進めております。8月いっぱいアンケートの集約をしていると思いますので、今後医師会の内部でどういうものを建てたいかということが話があると思います。それを受けてその内容を見て、市のほうで譲渡するかということを議会にお示しをしなければならぬと思います。まだ議会にお示しをする材料がないということだとまっているという状況でございます。

○辻 登代子委員長 川越委員。

○川越孝男委員 だというと、市と医師会で話をしながらそこを買ってもいいということになっていて、だったら市からも何でもいいでなくてこうこうこういうことにぎわいのあるような形でこの土地を求めたらやっていただきたいという話をされたんだと思います。そして、向こうではそれに答えられるのはどうだかというのは検討しているという理解でいいんですね、向こうで。

○辻 登代子委員長 菅野課長。（「そこが行き違いになっていると、いやおらほでこうだとあと市のほうから条件つけられてだめだみたいなことになっちゃっていると、あとは市の判断だべみたいになっていると悪いなと思ったので、そこ念のため、確認のため、今のよう理解でいいんですね」の声あり）菅野健康福祉課長。

○菅野英行健康福祉課長 それで結構です。

○辻 登代子決算特別委員長 ほかに質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

歳出第9款から歳出第13款までについて質疑はありませんか。内藤委員。

○内藤 明委員 ページ数を言わんなねっけが。

○辻 登代子委員長 ページ数お願いします。

○内藤 明委員 10款の公民館費にかかわる問題でお尋ねしますが、10款公民館費262ページの関係ですが、それでお尋ねしますけれども、備品の関係なんです、例えば椅子とかテーブルなんかありますね。分館にもありますけれども、地区公民館にもあります。

耐用年数といいますか、耐用年数というのかな、どのぐらいまでそれを持っていくとなっているんでしょうか。教えていただきたいと思います。処分する、相当壊れているとかそじているなんていうものについては、処分すべきものは処分しなくてはならないのではないのかなと思いますけれども、その辺の考え方について教えていただきたいと思います。

○辻 登代子委員長 荒木生涯学習課長。

○荒木信行生涯学習課長 公民館の椅子とかテーブルの備品という御質問ですけれども、できるだけ長く使いたいというのが本心でございまして、そのように大事に使っていくという中でやはり古くなって使用に耐えない状況については、随時交換していくという考え方で進めております。

○辻 登代子委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 私どもも分館活動等で椅子とかテーブルが足りなくなった場合には地区公民館等からお借りをすることがあるわけですが、見ると相当傷んでいるのがありますね。備えつけているところを見るとあれは備品として持っていらっしゃると思うんですけども、ぜひ全体の中を点検をしてい

ただいて、これは使い物にならないと判断されるものについては更新をするとか、こういうことを考えていかないとまずいんじゃないかと思います。そうした考えについてぜひお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○辻 登代子委員長 荒木課長。

○荒木信行生涯学習課長 なお、点検をしながら更新の必要があれば更新をしていきたいと考えております。

○辻 登代子委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 ぜひ、全分館についてそのような対応方をお願いしたいと思います。

ついでとっては、1つお聞きします。これは全体にかかわる問題ですが、昨年も監査委員にお聞きしたんですが、決算の資料として13市の、前に資料がついていたわけですが昨年からなくなりましたね。ぜひまたつくるように御相談いただきたいと昨年は御要望申しあげたはずなんでございますが、その後どうなっているかぜひ教えていただきたいと思いますし、まあそうだな。

○辻 登代子委員長 大沼代表監査委員。

○大沼孝一郎監査委員 お答え申し上げます。

昨年度も御質問いただきまして昨年この場で御説明申しあげましたけれども、あの資料というのはあくまでも決算調整前の資料ということでまだ完成品じゃない、議会にもお出ししていない資料ということで、ただ昨年も私申し述べましたけれども、それぞれの団体で決算認定ということで審議の参考にさせていただきたいということで、13市の比較表的なものをそれぞれで情報交換して、資料は限定的に使うということでこれまでやってきたんですが、昨年ある団体で自分の議会に提示する前にほかの団体にそういう数字を出すというのは仮に制限つきであったとしても適当でないのではないかとということがありまして、お互いの情報交換というものができなくなったというのが実態でございます。その後やはりそういったことが必要でないかということもお話し申しあげたんですが、なかなか全体でその流れというのは、結論的に申しあげると同じような状況でございまして、そこまでに至っていないというのが現状でございます。

○辻 登代子委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 全体が足並みそろわないということであればこれはいたし方ないと思いますけれども、決算資料には役に立たないかもしれませんが、結論的に申しあげますと1年おくれのものもこの決算にはさほど、何ていいますか、役に立たないかもしれませんが、何かの折にそれも見ておく必要があるんじゃないかと思いますので、それは差し支えないと思いますので、決算も既に終わった段階でありますので、そんなことでぜひそんなものもそろえていただければありがたいと思いますけれども、御見解を伺いたいと思います。

○辻 登代子委員長 大沼監査委員。

○大沼孝一郎監査委員 私どもの資料の中にも決算認定後の数字も一部使わせていただいている部分もあります。ですから、今おっしゃったことでもう1回見て審査に資する資料にたえるといいますか、参考になるようなものがあれば工夫してみたいと思います。

○辻 登代子委員長 内藤委員。

○内藤 明委員 ぜひ、御検討いただきたいとお願いをしておきたいと思います。

なお、決算に間に合うような資料ということで、財政課等に行けば多分個人的にお伺いしますとお

もらいできるのかなと思いますけれども、類似団体の決算カードってありますよね。それを載せていただいてもかなり参考になるのではないかなと思いますので、その点もあわせて御検討いただきたいと思います。答弁なくていいです。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑ありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 242ページ、教育総務費になるのかですけれども、先ほど行政財産含めて施設が105施設あるんだそうですけれども、教育委員会管轄の建物、これ施設ってなったってこの中に建物が学校っていった場合に学校1施設とカウントしているのか、体育館、校舎、いろんな建物があるわけですね。それ1棟ごとにとするとまたいっぱいになるんだろなという思いがあるんですが、そうしたときの、先ほど施設ごとの耐用年数が来たのは教育委員会関係ではなかったようだけれども、実際に向こう20年の中で耐用年数が来るのはどれくらい。きのうおとといの山新などにも報道なったように県のやつなっていますけれども、そういうことをきちっと見ながら決算審査をしながら来年度の予算に生かしていく、財政計画を将来の財政計画を誤りないように立てていく。さっき、後藤委員からあったように基金の問題などもちゃんとしていくということからすれば、極めて今の実態を知ることが重要だと思いますので、その辺教えていただきたいと思います。

○辻 登代子委員長 山田学校教育課長。

○山田健二学校教育課長 各学校の建設年月日はわかっております。それに対して50年ということですと見ていきますと現在でそれを超えるということはありません。（「20年後どれくらいか」の声あり）20年後ですか。（「10年でもいいです」の声あり）ちょっとお時間いただいてよろしいですか。

お答えいたします。

今、建設年月日の一番前のもの、古いものというのは陵東中学校の昭和43年。これが最も以前ということになりまして、逆に最も新しいものは醍醐小学校の平成14年ということになります。そのほかの学校はこの中に入るとということになりますので、10年の中で越えていくということはないと思います。

○辻 登代子委員長 川越委員。

○川越孝男委員 学校だけに今言っている。教育委員会関係というと、体育館だ、何だといっぱいあるんだと思うんです。したがって、そういう部分についてどう見ているのか、そういうことが極めて重要だと思うんです。したがって、そういうお尋ねをしたんです。そうしてから施設となったときにそれトータルで1つと数えているのか、建物ごとに数えているのかも先ほどのやつまで聞いたかったんです。

○辻 登代子委員長 山田課長。

○山田健二学校教育課長 大変失礼いたしました。ただいまの校舎のことです。そのほか、給食食堂あるいは体育館あるいはプール、これらについて、グラウンドもそうですけれども、建設年月日がわかっております。それで確認することができます。

○辻 登代子委員長 荒木生涯学習課長。

○荒木信行生涯学習課長 社会教育施設の中では、昭和50年以前の建築施設は文化センターの市民文化会館、中央公民館、勤労青少年ホームということになっております。建物では以上のような状況になっております。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第2号平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第3号平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。川越委員。

○川越孝男委員 制度スタートの際に公共下水道から市の合併浄化槽と切りかえたときに、そのエリアで合併浄化槽を申請した場合に排水路は間に合うようにする、2カ月ぐらいかかるけれども、間に合うようにするという形で地域座談会で説明しながら事業スタートしたんですけれども、今現在何かうちの地域でも、山の部分はまた別枠にしても、排水管理設する計画になっているところでも自宅内に地下浸透さんなねと、排水管が埋設にならないという状況があるようですので、この辺計画どおり進んでいないのか、たまたまそこだけなのか、平成25年度の状況なども含めてどうなっているか教えていただきたいと思います。

○辻 登代子委員長 森谷下水道課長。

○森谷孝義下水道課長 委員御指摘のとおり浄化槽の排水管整備については進めているところではございますが、地下浸透と排水先等の協議の時間を要しまして当初の事業計画よりおこなっているような感じでございます。

なお、鋭意努力して進めてまいりたいと考えているところです。

○辻 登代子委員長 川越委員。

○川越孝男委員 当時、切りかえするときには支障なく2カ月間ぐらいのずれはあるかもしれないという話だったんですけれども、今おこなっているという、これは何、財政的に大変で計画どおり進まないんですか、進んでいない理由は何ですか。

○辻 登代子委員長 森谷課長。

○森谷孝義下水道課長 財政的に、予算的には計画どおりにとられているんですが、工事の中身なんでございますが、地下埋とか推進とかそういう関係の協議、あとは移設関係で事業費が膨らんでなかなか先に進めないのが現状であります。

○辻 登代子委員長 川越委員。

○川越孝男委員 予算は間に合っているんだけど、事業費が膨らんで仕事できないというのがちょっと私理解できないんですね。計画はそこに入れているわけですから。実態、当初の計画より現場が実質調査やなにかしたればその工法でだめで別にしないとならないとなればそれなりの予算を確保して進めないとならないと思うんだけど、予算はあるんだけど、できないというのはわからないですね。

やはり、そこは住民との約束で公共下水道から合併浄化槽に切りかえをしているわけだから、そして住民に何回かの説明をして支障ないようにする。ただ、2カ月ぐらいの差は出ることもあるかもしれないので、そこは勘弁してほしい、了解してほしいとなってくるんですが、年越してもならないとなると、その計画自体にどこかに問題あるのでないかなという、私は指摘をせざるを得ないんですね。

予算的に無理になっているのか。要するに財政的に。さっきの説明でもちょっと理解できないんです。もう少しわかるように教えてください。

○辻 登代子委員長 森谷課長。

○森谷孝義下水道課長 当初の計画では平面的な計画の中で事業費を算出したこともございまして、今回は詳細設計も行いながら事業を進めているわけですが、その中で地下の埋設物等の協議、工事の中でも深くして推進等で進めなければならないという場所がありまして、事業費がちょっとそこでかかってしまって遅くなっているということを申し上げるところです。

○辻 登代子委員長 川越委員。

○川越孝男委員 やはり、そういう当初と違った部分というのは、市長、これは実際地下を掘る中で出てくるんだと思います。そういうことというのは、当初の金額ではこれくらいの額で出ると思ったけれども、掘ってみたらさまざまな問題が出てきて事業費が膨らむといった場合には、やはり切りかえをして住民にはつないでけるといってやっているわけですから、いろんな毎年補正予算を組みますけれども、そうしたときにはそういう計画の中で新たな必要が出た場合には、その事業を進めるためにそういうところに補正を組んでいくということをしてもらわないと、担当課だけでは住民にうそをつくことになっちゃうわけだ。

したがって、寒河江市の予算執行の中で、財政当局でもあるいは市長自身がそういうところを報告受けたら、やはり住民との約束が履行できるような形で対応していただきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。見解などあればお聞かせいただきたいと思います。

○辻 登代子委員長 市長。

○佐藤洋樹市長 目的は市民生活の向上でありますから、当初の予算どおり計画が進まない場合などいろんな面で多々あるかと思いますが、そのための補正予算ということになりましょうから、できるだけ本来の目的に沿うような形で事業が推進するように努力をしたいと思います。

○辻 登代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第4号平成25年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第5号平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第6号平成25年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第7号平成25年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第8号平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第9号平成25年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてに

対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

認第10号平成25年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ここで、水道事業所長から発言訂正の申し出がありますので、委員長においてこれを許可いたします。阿部水道事業所長。

○阿部 誠水道事業所長 先ほどの水道事業所決算報告の中で8ページ、寒河江市水道事業剰余金処分計算書（案）の中で建設改良積立金を1億9,000万円と申しあげましたが、1億900万円の間違いでございますので、訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○辻 登代子決算特別委員長 認第11号平成25年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○辻 登代子委員長 日程第14、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務文教分科会	認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第10款、歳出第12款、歳出第13款、認第9号
厚生分科会	認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第10号

建設経済分科会	認第 1 号中歳出第 5 款、歳出第 6 款、歳出第 7 款、歳出第 8 款、歳出第 1 1 款、認第 2 号、認第 3 号、認第 4 号、認第 1 1 号
---------	--

散 会 午後 1 時 5 6 分

○辻 登代子委員長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦勞さまでした。

平成26年9月19日（金曜日）決算特別委員会

○出席委員（15名）

2番 阿部 清 委員
 4番 後藤 健一郎 委員
 6番 國井 輝明 委員
 10番 辻 登代子 委員
 12番 新宮 征一 委員
 14番 内藤 明 委員
 16番 川越 孝男 委員
 18番 木村 寿太郎 委員

3番 遠藤 智与子 委員
 5番 太田 芳彦 委員
 7番 沖津 一博 委員
 11番 荒木 春吉 委員
 13番 佐藤 良一 委員
 15番 高橋 勝文 委員
 17番 那須 稔 委員

○欠席委員（1名）

9番 杉沼 孝司 委員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤 洋樹 市長
 奥山 健一 総務課長（併）
 選挙管理委員会
 事務局 局長
 宮川 徹 財政課長
 小林 友子 市民生活課長
 森谷 孝義 下水道課長
 秋場 礼子 商工振興課長
 菅野 英行 健康福祉課長
 工藤 恒雄 会計管理者
 （兼）会計課長
 安孫子 和広 病院事務長
 山田 健二 学校教育課長
 大沼 孝一郎 監査委員
 安達 晃一 監査委員
 監事 局長

丹野 敏晴 副市長
 月光 龍弘 政策推進課長
 松田 幸彦 税務課長
 芳賀 弘明 建設管理課長
 犬飼 敬一 農林課長（併）
 農業委員会
 事務局 局長
 原田 真司 さくらんぼ
 観光課長
 阿部 藤彦 子育て推進課長
 阿部 誠 水道事業所長
 荒木 利見 教育長
 荒木 信行 生涯学習課長
 工藤 吉雄 監査委員

○事務局職員出席者

丹野 敏幸 事務局 局長
 山田 良一 総務 主査

佐藤 肇 局長 補佐
 渡邊 拓也 総務 係長

決算特別委員会議事日程第2号 第3回定例会
平成26年9月19日（金） 予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第 1 認第 1号 平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第 2号 平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 3号 平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 4号 平成25年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 5号 平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 6号 平成25年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 7号 平成25年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第 8号 平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第 9号 平成25年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 認第10号 平成25年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 11 認第11号 平成25年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- 〃 12 分科会審査の経過並びに結果報告
（1）総務文教分科会委員長報告
（2）厚生分科会委員長報告
（3）建設経済分科会委員長報告
- 〃 13 質疑・討論・採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時55分

○辻 登代子委員長 ただいまから決算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

- 辻 登代子委員長 日程第1、認第1号平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、認第11号平成25年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてまでの11案件を一括議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 辻 登代子委員長 日程第12、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教分科会委員長報告

- 辻 登代子委員長 最初に、総務文教分科会委員長報告を求めます。沖津総務文教分科会委員長。
〔沖津一博総務文教分科会委員長 登壇〕
○沖津一博総務文教分科会委員長 総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月12日、委員3名出席し、開会いたしました。

分担されました案件は、認第1号中、歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第10款、歳出第12款、歳出第13款及び認第9号であります。審査に入る前に、審査の進行について、認第1号中歳出第9款の審査終了後に歳出第12款及び歳出第13款並びに認第9号の審査を行い、その後に認第1号中歳出第10款の審査を行うこととお諮りし、異議なくそのようにすることに決定しました。

また、付託案件の説明の省略を諮り、異議なく省略することに決しました。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、認第1号平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中、歳入全部を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「財政力指数についてなかなか改善していないことについてどのように考えているか」との問いがあり、当局より「平成25年度の財政力指数は過去3年の平均となっております。0.520ということで平成26年は0.491でありますので少し改善しています」。すみません。「0.502ということで、平成24年は0.491でありますので少し改善しています。財政力指数の数値が大きければ大きいほど財政力が強いと言われておりますが、なかなか改善しない理由は精査しないとはっきりしません。長期財政計画等でも財政力指数を少しずつ上げていく努力をしています。将来的には0.54くらいまで上げていく目標にしています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1款を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款の一部を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「監査委員費の旅費の内容について」の問いがあり、当局より「東北都市監査委員会定期総会ということで、福島県郡山市で開催されたものに出席しております。あと、西村山地区監査委員会合同研修会ということで、新潟県三条市に視察研修に行っております。監査委員定例監査等の費用弁償ということで、議選監査委員の費用弁償となっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第9款を議題とし、質疑に入りましたが、申しあげる質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第12款を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第13款を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第9号平成25年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第1号中歳出第10款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「中学校給食費の納入率と未納者への対応について」の問いがあり、当局より「中学校の給食費については、平成25年度は全体で収納率は99.13%です。これは今年度分と繰越分を含んでおります。給食費の消滅時効は2年となっておりますが、毎年1回督促状を送ってその都度時効を中断しておりますので、時効にかかわるものではありません。対応としては児童手当からの徴収、納付意向はある意思を表示している保護者には誓約書を書いていただいて納めていただく。また、学校と連携をとりながら保護者と接する機会に徴収をお願いし、それにあわせて学校教育課からの電話などで依頼などをして、とにかく回収率を上げる対応をしております」との答弁がありました。

委員より「公民館事業の補助金及び交付金ですが対象となったものは」との問いがあり、当局より「新町公民館のトイレ改修増築工事、元町公民館の駐車場舗装工事、平塩公民館の耐震補強、設計業務に対して補助を交付しました」との答弁がありました。

委員より「屋内多目的運動場の利用状況について」の問いがあり、当局より「おかげさまで順調に推移しております。1月から3月までに約9,200名が利用しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、可否同数により委員長採決により原案を了とすべきものと決しました。

以上で、総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生分科会委員長報告

○辻 登代子委員長 次に、厚生分科会委員長報告を求めます。阿部厚生分科会委員長。

〔阿部 清厚生分科会委員長 登壇〕

○阿部 清厚生分科会委員長 厚生分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は9月11日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第10号であります。

初めに、認第1号平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中、歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「149ページ、8節の報償費について139万円の予算に対して89万5,000円の執行ですが、不用額の49万5,000円について伺いたい」との問いがあり、当局より「この不用額については、結婚支援対策事業費の報償費です。婚活……」。申しわけありません。「不用額49万4,000円について伺いたい」との問いがあり、当局より「この不用額については結婚支援対策事業費の報償費です。婚活コーディネーターの報償金を当初5件見込んでおりましたが、3件の支給だったため2件分の残とコーディネーターの研修として講師を招いて研修会などを開催しておりますが、その講師謝礼が安く済んだため不用額となったものです」との答弁がありました。

委員より「151ページ、消費者行政推進事業について相談件数は前年と比べてどうなっているか、消費生活センターを設置することによってどんな効果があったのか。また県の消費センターとの連携をどうされているのか伺いたい」との問いがあり、当局より「年々難しい内容の相談の件数がふえています。相談に来られた方には的確な方向性を示していると思います。消費生活センターというもののそれ以外のさまざまな相談が多くあり、関係各課と連携しながら対応しているところです。また、県の消費センターとの連携については、こちらのほうで不明な点などについては県のセンターと連携をとりながら対応しています」との答弁がありました。

委員より「151ページ、市民生活安全対策事業緊急雇用について市内8カ所にサポーターを配置しているが、場所と今後の配置対応の見通しを伺いたい」との問いがあり、当局より「サポーターの配置ですが、国道287号線と市道木ノ沢金谷1号線交差点、県道天童寒河江線と市道木ノ沢金谷1号線の交差点、中島屋本店交差点、県道元町高屋線と市道裏小路高屋線交差点、南寒河江駅東側県道皿沼河北線の交差点、日田八楯線とほなみ団地西根線交差点、南町佐藤薬局前十字路、お〜ばん前変形丁字路に配置をしております。また、今後の配置につきましては、緊急雇用は平成25年度で終了しましたが、今年度は市の単費で配置をしており、今後も子供たちの安全のために配置をしていきたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「167ページ、地域福祉活動推進事業について、福祉計画と活動計画は一体となって運用しているが進行管理はどうされているのか伺いたい」との問いがあり、当局より「地域福祉計画は市で作成し、それを受けた実行計画を社会福祉協議会がつくり行っておりますが、一番のメインは地域の見守りです。現在は地域の協議会などをつくりまして、地域福祉推進員と町会長と民生委員が一緒になって全体の取り組みの中で具体的に地域見守り活動をしていく方向で進めています」

との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「187ページ、乳幼児健康健診事業、母子保健指導事業について、赤ちゃんの健診に來ない、また母子保健指導において自宅に伺っても会えない赤ちゃんはいるのか伺いたい」との問いがあり、当局より「現在確認できない赤ちゃんはおりません」との答弁がありました。

委員より「185ページ、生活改善事業について食生活改善推進員になっている人はどんな人なのか、養成はどうしているのか」との問いがあり、当局より「推進員になるためには研修を受けていただき推進員になりますが、研修を受けた方が全員推進協議会に入るわけではありません」との答弁がありました。

委員より「193ページ、がん検診推進事業について対象になる方にクーポン券を発行して受診を促しているが、2割から3割の受診率になっている状況です。これをどのように捉えているのか」との問いがあり、当局より「平成21年から行っている事業ですが、30%と低い受診率ということもあり、もう少し伸ばさなければいけないというところがあります。他の検診で受診できている対象者の方も入っておられますが、受診勧奨を2度、3度しているところです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第5号平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「341ページ、運営協議会運営費について運営協議会の会議録をインターネットで公開しているのか伺いたい。また、公開していないとすれば公開するのは難しいのか」との問いがあり、当局より「公開はしておりません。今は何も決まっていない状態なので、公表していいかどうかそれぞれ協議会に諮らないとだめだと思います」との答弁がありました。

委員より「1泊ドックは普通の成人病センターで行われているものと同じような種類の検診を行うのか」との問いがあり、当局より「成人病センターで行い、男性は肺がん検診と前立腺がん検診を含み、女性は肺がん検診と婦人科検診を含みます」との答弁がありました。

委員より「国保納税について滞納額が年々増えているが、短期証と資格証の発行状況と国保滞納措置審査委員会での状況を伺いたい」との問いがあり、当局より「資格証の発行枚数は25年度103名、26年度127名で、短期証は25年度246名、26年度197名です。福祉医療該当者の方には家族を含めて短期証は交付しないとしてきたんですけれども、25年度からは本人には発行しませんが、家族には普通どおり発行するとしましたので、25年度は短期証が非常にふえております。また、短期証、資格証の決定する段階で、できるだけ滞納者と連絡をとり状況を聞いておりますが、連絡をしてもなかなか来ていただけない方もおります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第6号平成25年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局からの説明を求め、質疑に入りましたが、報告する質疑もなく採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第7号平成25年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より「不納欠損の中身、主な内訳を伺いたい」との問いがあり、当局より「不納欠損197万7,800円の内訳ですが、22年度分3万9,510円、23年度分193万8,290円で、介護保険の場合は全て2年の時効になります」との答弁がありました。

委員より「時効になった人数は」との問いがあり、当局より「被保険者数85人で410件となります」との答弁がありました。

委員より「サービス料が上がっているということだが、前年と比べて今回はどういう形で増加したのか。また、計画の中ではサービス料については定数という形で盛り込まれていないが、定数が定まっていないことにより予算が伸びていくことになるので、このことについて考え方をお聞きしたい」との問いがあり、当局より「サービス量がふえたのは、昨年度施設は56事業所でしたが、デイサービスを中心に68事業所までふえています。事業所がふえますと当然サービスがふえることになります。また、次の事業計画をつくる際にはきちとした数値で、なおかつ団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え県と協議しながら内容を検討していくことになります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第8号平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「介護認定審査会は1回の審査会で平均25件ぐらいを行っているようだが、数が多くて1回の審査会で全部判定できなかったという部分については、申請された件数を案分するなどして改善できるのではないか」との問いがあり、当局より「確かに多いときと少ないときがあります。案件が少なく、年一、二回ですが、中止になるときもあります。可能であれば対応していきたいと思います」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第10号平成25年度寒河江市立病院事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「25年1月から療養病床がスタートしています。療養病床利用率について他の病院から紹介された患者さんの数、またその評価についてお聞きしたい」との問いがあり、当局より「25年度の療養病床の延べ入院患者数は7,915名であり、病床利用率は70%でした。他病院からの紹介患者数は25年1月1日から12月31日までの統計で18名です。また、評価については入院患者数が減少している中、療養病床の導入によって減少傾向に歯どめがかかったのではないかと評価しています」との答弁がありました。

委員より「休日夜間診療所の設置について、現在どういう状況になっているのか伺いたい」との問いがあり、当局より「寒河江市の現状として、山形市休日夜間診療所などの視察を行いながら情報を収集し、医師会へ要望を行っています。しかし、いろいろな可能性のある中で小児科の先生がいないと意味がないという意見が多い状況です。また、夜間診療は県立河北病院で行っております

が、当直医と医師会から1名の2名体制でシフトを組みながら取り組んでいる状況であり、新たに従事する医師の確保の問題もあることから、寒河江市で休日夜間診療所を設置するのは難しい状況です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済分科会委員長報告

○辻 登代子委員長 次に、建設経済分科会委員長報告を求めます。太田建設経済分科会副委員長。

〔太田芳彦建設経済分科会副委員長 登壇〕

○太田芳彦建設経済分科会副委員長 建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月11日、委員4名出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款、認第2号、認第3号、認第4号及び認第11号であります。審査の都合上、第5款の審査終了後に、第7款の審査を行い、その後第6款、第11款第1項、第8款、第11款第2項の審査を行うことを諮り、異議なくそのようにすることに決しました。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、認第1号平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についての歳出第5款を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第7款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「山形貿易情報センター負担金とあるが、これはどのような情報がとられるのか」との問いがあり、当局より「ジェットロと申しまして、我が国の貿易の振興に関する事業を実施することと、アジア地域等の経済及び諸事情について調査研究並びに成果普及を行い、地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的としている団体です」との答弁がありました。

委員より「中心市街地商店街活性化支援事業の空き店舗対策支援事業支援事業補助金はどのような使い道となったか」との問いがあり、当局より「25年度中に対象になりましたのは2件ございました。駅前の麺茶屋薫風と居酒屋幸生です。空き店舗を利用して開業しましたので、その家賃分ということで2分の1を補助しているところです」との答弁がありました。

委員より「ゆめタネ@さがえの推進事業で実行委員会に2,500万円、緊急雇用に2,595万6,000円となっているが、これをトータルしたのが実質的な経費と捉えてよろしいのか」との問いがあり、当局より「この2つに市が直営で行った工事請負費と業務委託料を合計したものが経費です」との答弁がありました。

委員より「チェリークア・パークののり面の購入費が1,000万円となっているが、これについてはのり面をまず市で買って、その後国土交通省に買ってもらうような話があったが、その後の話し合いの経過はどのようなになっているのか」との問いがありました。当局より「これまでものり面の部分の購入については、国土交通省の山形河川国道事務所と打ち合わせ、協議を行っておりますが、

のり面だけの購入という要望はなかなか受け入れられないということがあって、昨年25年の4月に山形河川国道事務所の所長に水辺プラザ全体を含む整備の要望書を提出したところであります。国としては、のり面だけの購入はなかなか厳しいとの御意見をいただいたところですよ」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第6款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「農業委員欠員1ということですが、補欠でというのはないのでしょうか」との問いがあり、当局より「地方自治法の中で、市議会と同じようにこれを準用することになっておりますので、一定の割合以上の欠員が出ますと補欠選挙が行われるわけですが、このたびはその割合に達していないために補欠選挙が行われませんでした」との答弁がありました。

委員より「中山間地域直接支払交付金6カ所とありますが、わかる範囲で金額を教えてください」との問いがあり、当局より「端数を省略し1,000円単位で申し上げますと、谷沢集落96万5,000円、上谷沢集落26万円、上野集落33万円、幸生集落764万5,000円、田代集落638万4,000円、熊野石田集落11万3,000円です」との答弁がありました。

委員より「農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業費補助金ということでミートランドという説明でしたが、これはどういった事業をなされたのか」との問いがあり、当局より「この件につきましては、山形県産和牛100%使用の生食用商品導入による県産和牛ブランド向上プロジェクトという事業名で行っております。県産和牛の使用量をふやしてなおかつそれによって雇用の創出も図るということです」との答弁がありました。

委員より「負担金補助金及び交付金が不用額で処理されているがどういう理由なのか」との問いがあり……。

失礼しました。先ほどの中山間地域支払交付金ですけれども、1カ所読み違えておりました。熊野（クマノ）と申しあげましたけれども、熊野（ユウノ）石田集落11万3,000円です。以上です。

次に、委員より「負担金補助金及び交付金が不用額で処理されているがどういう理由なのか」との問いがあり、当局より「補助事業については予定していたものが途中で取りやめになったとか入札の際差額が出たために不用額が出てきたためです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款第1項を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第8款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「除雪事業の総合窓口ですが2年目の実績はどうでしたか」との問いがあり、当局より「女性の方を採用していますが、苦情の電話が多いものですから、スムーズにお答えしていただいてよかったと思っています」との答弁がありました。

委員より「沼川排水機場操作員賃金とありますが、採用するに当たって資格とかは要るんですか」との問いがあり、当局から「以前から2名の方をお願いしていますが、特に資格とかはなかったと思います」との答弁がありました。

委員より「山岸町米沢線の補助事業の17節と22節で繰越明許されていますが、現時点でその後の経過はどうか」との問いがあり、当局より「用地契約については全て終了しています。ただ、スーパーとか商業施設関係で借りていらっしゃる店舗が済んでいませんが工事も発注しておりますので、順調にきていると思います」との答弁がありました

委員より「柴橋日田線について2軒が立ち退きになっていないようだが進展ぐあいは」との問いがあり、当局より「1軒の方についてはお父さんが亡くなった関係で相続手続が済み次第契約できるのかなと思っています。もう一方につきましても複数の方が残っているのと1人だけでは違うと思いますので、何とか進めたいと思っています」との答弁がありました。

委員より「グラウンドワーク推進事業での3色の花の里景観形成事業負担金50万円とあるが、本当に必要なのか。感覚的にどう捉えているのか」との問いがあり、当局より「当初の目的は達成されたのかなということで、できれば今年度で終了したいということで話をしているところです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款第2項を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第2号平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「下水道使用料の不納欠損額285万9,816円の件数は何件で25年分ということでしょうか」との問いがあり、当局より「122件で平成17年から平成20年までのトータルです」との答弁がありました。

委員より「下水道使用料の不納欠損額が非常に多いという気がする。滞納者への対応はどのようなになっているのか」との問いがあり、当局より「督促状や訪問による催促などの手だてをしています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第3号平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第4号平成25年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第11号平成25年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「借入資本金の関係で前に借り入れした企業債の利率は高いと感じる。余剰金などあれば少し返したほうがよいのではと思うが規定などがあってだめなのか」との問いがあり、当局より「そのとおりでありまして、寒河江市では平成19年に5%以上の部分については全部繰り上げ償還しております。5%までの分については返せない現状にあるわけですが、市長会等の要望として要

望申しあげているところです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって、原案を了とすべきものと決しました。

以上で、建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○辻 登代子委員長 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、厚生分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、建設経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。佐藤委員。

○佐藤良一委員 建設委員長にお伺いいたします。

去年の村山広水の濁り対策に対して御意見なかったんですか。

○辻 登代子委員長 太田副委員長。

○太田芳彦建設経済分科会副委員長 ありませんでした。

○辻 登代子委員長 ほかに。佐藤委員。

○佐藤良一委員 何せ、村山広水6市6町で水を給水を受けているわけであります。各自治体でもやはり断水という大きな問題があったわけです。やはり、これからの対策など考えなきゃならないと私なりに思うんでありますけれども、市当局では、委員会では審議にならなかったのだとすれば市当局でどのように水道事業を考えているのかであります。

○辻 登代子委員長 佐藤委員。委員長報告に対する質疑ですので、よろしくお願いいたします。佐藤委員。

○佐藤良一委員 やはり、いろんな問題、水の問題は県でも問題になっている、各自治体でも議会が開かれたのは決算委員会も行われておりますので、我が寒河江市でも大いに検討すべきではなかったかと思っている次第でございます。

○辻 登代子委員長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は初めに認第1号、認第5号、認第6号及び認第7号を除く、認第2号平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成25年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成25年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出

決算の認定について、認第10号平成25年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について及び認第11号平成25年度寒河江市水道事業会計決算の認定についての7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

7案件は、各分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認第2号、認第3号、認第4号、認第8号、認第9号、認第10号及び認第11号の7案件は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第1号平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてを起立または挙手により採決いたします。

本案に対する各分科会委員長報告はいずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、認第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第5号平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立または挙手により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第6号平成25年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立または挙手により採決いたします。

本案に対する分科会委員長の報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第7号平成25年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立または挙手により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

閉 会 午前10時43分

○辻 登代子委員長 以上をもって決算特別委員会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

決算特別委員会委員長 辻 登代子